

## 第 5 回 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号 (9 月 1 0 日) (月曜日)

開 会 .....	9
開 議 .....	9
日程第 1 会議録署名議員の指名 .....	9
日程第 2 会期の決定 .....	9
日程第 3 諸般の報告 (議長：監査結果報告) .....	9
日程第 4 行政報告 (市長報告) .....	9
宮路市長報告 .....	9
日程第 5 報告第 4 号平成 1 8 年度鹿児島県市町村土地開発公社決算の報告について .....	1 0
日程第 6 報告第 5 号社団法人日置市農業公社平成 1 8 年度決算及び平成 1 9 年度事業計画の報告について .....	1 0
日程第 7 報告第 6 号平成 1 8 年度日置市継続費精算報告書の報告について .....	1 0
宮路市長提案理由説明 .....	1 0
日程第 8 諮問第 2 号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて .....	1 0
宮路市長提案理由説明 .....	1 1
日程第 9 承認第 4 号専決処分 (鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更) につき承認を求めることについて .....	1 1
日程第 1 0 承認第 5 号専決処分 (平成 1 9 年度日置市一般会計補正予算 (第 2 号)) につき承認を求めることについて .....	1 1
宮路市長提案理由説明 .....	1 1
田畑純二君 .....	1 2
宮路市長 .....	1 3
上園農林水産課長 .....	1 3
樹土木建設課長 .....	1 3
小園総務課長 .....	1 3
田畑純二君 .....	1 3
宮路市長 .....	1 3
田畑純二君 .....	1 3
小園総務課長 .....	1 4
日程第 1 1 議案第 7 6 号伊集院中学校校舎 (管理特別教室棟) 建築工事請負契約の締結について	

て	14
宮路市長提案理由説明	14
外園教育次長	14
田畑純二君	15
湯田平副市長	16
田畑純二君	16
奥菌財政管財課長	16
田畑純二君	16
日程第12 議案第77号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び 鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について	17
日程第13 議案第78号南薩地区衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び南薩地 区衛生管理組合同規約の変更に関する協議について	17
宮路市長提案理由説明	17
益満総務企画部長	17
樋渡市民福祉部長	18
日程第14 議案第79号日置市伊集院都市農村交流施設 Chest 館に係る指定管理者の指定に ついて	19
日程第15 議案第80号日置市体育施設条例の一部改正について	19
宮路市長提案理由説明	19
池上産業建設部長	19
外園教育次長	19
田畑純二君	20
上園農林水産課長	21
田畑純二君	21
外園教育次長	22
田畑純二君	22
休 憩	22
日程第16 議案第81号平成19年度日置市一般会計補正予算(第3号)	22
日程第17 議案第82号平成19年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	22
日程第18 議案第83号平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第2 号)	22
日程第19 議案第84号平成19年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	23

日程第 2 0	議案第 8 5 号平成 1 9 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)	2 3
日程第 2 1	議案第 8 6 号平成 1 9 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算 (第 3 号)	2 3
日程第 2 2	議案第 8 7 号平成 1 9 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算 (第 1 号)	2 3
日程第 2 3	議案第 8 8 号平成 1 9 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算 (第 1 号)	2 3
日程第 2 4	議案第 8 9 号平成 1 9 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算 (第 2 号)	2 3
日程第 2 5	議案第 9 0 号平成 1 9 年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算 (第 1 号)	2 3
日程第 2 6	議案第 9 1 号平成 1 9 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号)	2 3
日程第 2 7	議案第 9 2 号平成 1 9 年度日置市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	2 3
日程第 2 8	議案第 9 3 号平成 1 9 年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 2 号)	2 3
	宮路市長提案理由説明	2 3
	田畑純二君	2 7
	田畑純二君	2 8
	田畑純二君	2 9
	宮路市長	2 9
	豊辻福祉課長	2 9
	上園農林水産課長	3 0
	満留介護保険課長	3 1
	宮園下水道課長	3 1
	久保都市計画課長	3 1
	樹土木建設課長	3 2
	町岡学校教育課長	3 2
	神之門社会教育課長	3 2
休 憩		3 3
	田畑純二君	3 3
	池満 渉君	3 3
	奥菌財政管財課長	3 3
	瀬川税務課長	3 4
	坂口ルリ子さん	3 4

久保都市計画課長	34
坂口ルリ子さん	35
久保都市計画課長	35
坂口ルリ子さん	35
谷口正行君	35
奥菌財政管財課長	36
富迫企画課長	36
上園農林水産課長	36
福田消防本部消防長	36
谷口正行君	37
漆島政人君	37
町岡学校教育課長	37
山之内教育総務課長	38
妙見市民スポーツ課長	38
漆島政人君	38
町岡学校教育課長	38
妙見市民スポーツ課長	39
漆島政人君	39
田畑純二君	39
脇健康保険課長	40
樋渡市民福祉部長	40
宮園下水道課長	40
満留介護保険課長	40
田畑純二君	41
日程第29 認定第1号平成18年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について	41
日程第30 認定第2号平成18年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	41
日程第31 認定第3号平成18年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について	41
日程第32 認定第4号平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定 について	41
日程第33 認定第5号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	

.....	4 1
日程第 3 4 認定第 6 号平成 1 8 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	4 1
日程第 3 5 認定第 7 号平成 1 8 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	4 1
日程第 3 6 認定第 8 号平成 1 8 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	4 1
日程第 3 7 認定第 9 号平成 1 8 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	4 1
日程第 3 8 認定第 1 0 号平成 1 8 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	4 1
日程第 3 9 認定第 1 1 号平成 1 8 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について .....	4 1
日程第 4 0 認定第 1 2 号平成 1 8 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	4 1
日程第 4 1 認定第 1 3 号平成 1 8 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について .....	4 1
日程第 4 2 認定第 1 4 号平成 1 8 年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について .....	4 1
日程第 4 3 認定第 1 5 号平成 1 8 年度日置市水道事業会計決算認定について .....	4 1
宮路市長提案理由説明 .....	4 2
日程第 4 4 請願第 1 号 J R 不採用問題の早期解決を求める意見書の採択について .....	4 6
日程第 4 5 請願第 2 号実効性のある地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書提出を求める件 .....	4 6
日程第 4 6 陳情第 7 号日置市立伊集院中学校仮設校舎空調（エアコン）設備に関する陳情 .....	4 6
日程第 4 7 陳情第 8 号南アジアの核軍拡競争を防ぐため原子力供給国グループ（NSG）での慎重な議論を求める意見書の採択について .....	4 6
宮路市長 .....	4 6
妙見市民スポーツ課長 .....	4 6
散 会 .....	4 6

第 2 号（9 月 2 0 日）（木曜日）

開 議 .....	5 0
-----------	-----

日程第1 一般質問 .....	50
長野瑛や子さん .....	50
宮路市長 .....	52
田代教育長 .....	54
長野瑛や子さん .....	55
宮路市長 .....	55
長野瑛や子さん .....	56
宮路市長 .....	56
長野瑛や子さん .....	57
宮路市長 .....	57
長野瑛や子さん .....	57
宮路市長 .....	57
長野瑛や子さん .....	58
宮路市長 .....	58
長野瑛や子さん .....	58
田代教育長 .....	59
長野瑛や子さん .....	59
宮路市長 .....	59
長野瑛や子さん .....	59
宮路市長 .....	60
長野瑛や子さん .....	60
宮路市長 .....	60
長野瑛や子さん .....	60
宮路市長 .....	61
長野瑛や子さん .....	61
田代教育長 .....	62
長野瑛や子さん .....	62
田代教育長 .....	62
長野瑛や子さん .....	63
宮路市長 .....	63
長野瑛や子さん .....	63
宮路市長 .....	64

	長野瑛や子さん	6 4
	宮路市長	6 4
	長野瑛や子さん	6 4
休	憩	6 4
	池満 渉君	6 5
	宮路市長	6 6
	田代教育長	6 6
	池満 渉君	6 8
	富迫企画課長	6 8
	池満 渉君	6 8
	宮路市長	6 9
	富迫企画課長	6 9
	池満 渉君	6 9
	宮路市長	7 0
	池満 渉君	7 0
	宮路市長	7 0
	池満 渉君	7 0
	町岡学校教育課長	7 1
	池満 渉君	7 1
	町岡学校教育課長	7 1
	池満 渉君	7 1
	町岡学校教育課長	7 1
	池満 渉君	7 1
休	憩	7 1
	富迫企画課長	7 1
	池満 渉君	7 1
	町岡学校教育課長	7 2
	池満 渉君	7 2
	町岡学校教育課長	7 2
	池満 渉君	7 2
	田代教育長	7 3
	池満 渉君	7 3

田代教育長	7 3
山之内教育総務課長	7 4
池満 渉君	7 4
田代教育長	7 4
池満 渉君	7 4
田代教育長	7 5
池満 渉君	7 5
田代教育長	7 5
池満 渉君	7 5
田代教育長	7 5
池満 渉君	7 5
田代教育長	7 6
池満 渉君	7 6
田代教育長	7 6
池満 渉君	7 6
田代教育長	7 6
松尾公裕君	7 7
宮路市長	7 8
田代教育長	8 0
松尾公裕君	8 0
田代教育長	8 1
松尾公裕君	8 1
神之門社会教育課長	8 1
松尾公裕君	8 1
宮路市長	8 2
松尾公裕君	8 3
休 憩	8 3
休 憩	8 3
富迫企画課長	8 3
松尾公裕君	8 3
宮路市長	8 4
松尾公裕君	8 4

宮路市長	8 4
松尾公裕君	8 4
宮路市長	8 5
松尾公裕君	8 5
宮路市長	8 6
松尾公裕君	8 6
宮路市長	8 6
松尾公裕君	8 6
宮路市長	8 7
松尾公裕君	8 7
宮路市長	8 7
松尾公裕君	8 7
宮路市長	8 8
松尾公裕君	8 8
樋渡市民福祉部長	8 8
松尾公裕君	8 8
樋渡市民福祉部長	8 8
松尾公裕君	8 8
西蘭典子さん	8 9
宮路市長	9 1
田代教育長	9 2
西蘭典子さん	9 2
宮路市長	9 3
西蘭典子さん	9 3
宮路市長	9 3
西蘭典子さん	9 3
宮路市長	9 3
西蘭典子さん	9 4
宮路市長	9 4
西蘭典子さん	9 4
富迫企画課長	9 5
西蘭典子さん	9 5

宮路市長	9 5
西園典子さん	9 6
休 憩	9 6
宮路市長	9 6
西園典子さん	9 6
宮路市長	9 7
富迫企画課長	9 7
西園典子さん	9 7
宮路市長	9 7
西園典子さん	9 7
田代教育長	9 8
西園典子さん	9 8
小園総務課長	9 8
西園典子さん	9 9
小園総務課長	9 9
西園典子さん	9 9
宮路市長	1 0 0
西園典子さん	1 0 0
宮路市長	1 0 0
西園典子さん	1 0 0
宮路市長	1 0 1
西園典子さん	1 0 1
散 会	1 0 1

---

第3号（9月21日）（金曜日）

開 議	1 0 6
協健康保険課長	1 0 6
日程第1 一般質問	1 0 6
坂口ルリ子さん	1 0 6
宮路市長	1 0 9
坂口ルリ子さん	1 1 1
宮路市長	1 1 1

坂口ルリ子さん	1 1 1
宮路市長	1 1 1
坂口ルリ子さん	1 1 1
宮路市長	1 1 1
坂口ルリ子さん	1 1 2
宮路市長	1 1 2
坂口ルリ子さん	1 1 2
宮路市長	1 1 2
坂口ルリ子さん	1 1 2
宮路市長	1 1 2
坂口ルリ子さん	1 1 2
奥園財政管財課長	1 1 3
坂口ルリ子さん	1 1 3
瀬川税務課長	1 1 4
坂口ルリ子さん	1 1 4
奥園財政管財課長	1 1 5
小園総務課長	1 1 5
坂口ルリ子さん	1 1 5
谷口正行君	1 1 5
宮路市長	1 1 6
休 憩	1 1 7
谷口正行君	1 1 7
宮路市長	1 1 7
谷口正行君	1 1 7
小園総務課長	1 1 8
谷口正行君	1 1 8
宮路市長	1 1 9
谷口正行君	1 1 9
小園総務課長	1 1 9
谷口正行君	1 1 9
小園総務課長	1 1 9
谷口正行君	1 1 9

小園総務課長	1 2 0
谷口正行君	1 2 0
宮路市長	1 2 0
谷口正行君	1 2 0
宮路市長	1 2 0
谷口正行君	1 2 0
小園総務課長	1 2 1
谷口正行君	1 2 1
宮路市長	1 2 1
谷口正行君	1 2 1
益満総務企画部長	1 2 2
谷口正行君	1 2 2
宮路市長	1 2 3
小園総務課長	1 2 3
大園貴文君	1 2 4
宮路市長	1 2 5
休 憩	1 2 6
大園貴文君	1 2 6
宮路市長	1 2 7
大園貴文君	1 2 7
宮路市長	1 2 7
大園貴文君	1 2 7
宮路市長	1 2 7
大園貴文君	1 2 7
宮路市長	1 2 7
大園貴文君	1 2 7
宮路市長	1 2 7
大園貴文君	1 2 7
宮路市長	1 2 7
大園貴文君	1 2 8
宮路市長	1 2 8
大園貴文君	1 2 8

宮路市長 .....	1 2 8
大園貴文君 .....	1 2 8
宮路市長 .....	1 2 8
大園貴文君 .....	1 2 8
宮路市長 .....	1 2 8
大園貴文君 .....	1 2 9
宮路市長 .....	1 2 9
大園貴文君 .....	1 2 9
宮路市長 .....	1 2 9
大園貴文君 .....	1 3 0
宮路市長 .....	1 3 0
大園貴文君 .....	1 3 0
湯田平副市長 .....	1 3 0
大園貴文君 .....	1 3 0
湯田平副市長 .....	1 3 0
大園貴文君 .....	1 3 0
湯田平副市長 .....	1 3 1
大園貴文君 .....	1 3 1
宮路市長 .....	1 3 1
大園貴文君 .....	1 3 1
宮路市長 .....	1 3 2
大園貴文君 .....	1 3 2
宮路市長 .....	1 3 2
大園貴文君 .....	1 3 2
宮路市長 .....	1 3 3
大園貴文君 .....	1 3 3
宮路市長 .....	1 3 4
大園貴文君 .....	1 3 4
宮路市長 .....	1 3 5
大園貴文君 .....	1 3 5
宮路市長 .....	1 3 5
大園貴文君 .....	1 3 6

	宮路市長	1 3 6
	大園貴文君	1 3 7
	宮路市長	1 3 7
	出水賢太郎君	1 3 7
休	憩	1 3 9
	宮路市長	1 3 9
	出水賢太郎君	1 4 0
	宮路市長	1 4 1
	出水賢太郎君	1 4 1
	田代教育長	1 4 1
	出水賢太郎君	1 4 1
	田代教育長	1 4 2
	出水賢太郎君	1 4 2
	宮路市長	1 4 3
	出水賢太郎君	1 4 3
	湯田平副市長	1 4 4
	出水賢太郎君	1 4 4
	湯田平副市長	1 4 4
	出水賢太郎君	1 4 4
	湯田平副市長	1 4 5
	出水賢太郎君	1 4 5
	宮路市長	1 4 6
	出水賢太郎君	1 4 6
	富迫企画課長	1 4 6
	出水賢太郎君	1 4 6
	富迫企画課長	1 4 6
	出水賢太郎君	1 4 7
	富迫企画課長	1 4 7
	出水賢太郎君	1 4 7
	宮路市長	1 4 7
	出水賢太郎君	1 4 7
	宮路市長	1 4 8

出水賢太郎君	1 4 8
富迫企画課長	1 4 9
出水賢太郎君	1 4 9
富迫企画課長	1 4 9
出水賢太郎君	1 5 0
富迫企画課長	1 5 0
出水賢太郎君	1 5 0
富迫企画課長	1 5 0
出水賢太郎君	1 5 0
富迫企画課長	1 5 1
出水賢太郎君	1 5 1
富迫企画課長	1 5 1
出水賢太郎君	1 5 1
宮路市長	1 5 1
散 会	1 5 1

---

第4号（9月25日）（火曜日）

開 議	1 5 6
日程第1 一般質問	1 5 6
花木千鶴さん	1 5 6
宮路市長	1 5 7
田代教育長	1 5 8
花木千鶴さん	1 6 0
宮路市長	1 6 0
花木千鶴さん	1 6 0
宮路市長	1 6 1
花木千鶴さん	1 6 1
田代教育長	1 6 2
花木千鶴さん	1 6 2
田代教育長	1 6 2
花木千鶴さん	1 6 3
宮路市長	1 6 3

花木千鶴さん	1 6 3
田代教育長	1 6 4
花木千鶴さん	1 6 4
宮路市長	1 6 4
田代教育長	1 6 5
花木千鶴さん	1 6 5
宮路市長	1 6 5
花木千鶴さん	1 6 5
宮路市長	1 6 5
花木千鶴さん	1 6 5
宮路市長	1 6 6
花木千鶴さん	1 6 6
宮路市長	1 6 7
桜井市民生活課長	1 6 7
花木千鶴さん	1 6 7
桜井市民生活課長	1 6 7
花木千鶴さん	1 6 8
桜井市民生活課長	1 6 8
花木千鶴さん	1 6 8
宮路市長	1 6 9
桜井市民生活課長	1 6 9
花木千鶴さん	1 6 9
宮路市長	1 7 0
花木千鶴さん	1 7 0
宮路市長	1 7 0
花木千鶴さん	1 7 0
桜井市民生活課長	1 7 0
花木千鶴さん	1 7 1
宮路市長	1 7 1
花木千鶴さん	1 7 1
休 憩	1 7 2
重水富夫君	1 7 2

宮路市長	1 7 3
田代教育長	1 7 4
重水富夫君	1 7 5
宮路市長	1 7 5
重水富夫君	1 7 5
宮路市長	1 7 5
重水富夫君	1 7 5
宮路市長	1 7 6
重水富夫君	1 7 6
宮路市長	1 7 6
重水富夫君	1 7 6
富迫企画課長	1 7 6
重水富夫君	1 7 6
富迫企画課長	1 7 6
重水富夫君	1 7 6
富迫企画課長	1 7 6
重水富夫君	1 7 6
湯田平副市長	1 7 7
重水富夫君	1 7 7
宮路市長	1 7 7
重水富夫君	1 7 7
宮路市長	1 7 7
重水富夫君	1 7 8
宮路市長	1 7 8
重水富夫君	1 7 8
休 憩	1 7 8
重水富夫君	1 7 8
宮路市長	1 7 8
重水富夫君	1 7 8
宮路市長	1 7 9
重水富夫君	1 7 9
宮路市長	1 7 9

重水富夫君 .....	1 8 0
奥菌财政管财课长 .....	1 8 0
重水富夫君 .....	1 8 0
宫路市长 .....	1 8 1
重水富夫君 .....	1 8 1
宫路市长 .....	1 8 1
重水富夫君 .....	1 8 1
宫路市长 .....	1 8 1
重水富夫君 .....	1 8 1
宫路市长 .....	1 8 1
重水富夫君 .....	1 8 2
田代教育长 .....	1 8 2
重水富夫君 .....	1 8 2
田代教育长 .....	1 8 2
重水富夫君 .....	1 8 3
田代教育长 .....	1 8 3
重水富夫君 .....	1 8 4
田代教育长 .....	1 8 4
重水富夫君 .....	1 8 4
田代教育长 .....	1 8 4
坂口洋之君 .....	1 8 4
宫路市长 .....	1 8 6
坂口洋之君 .....	1 8 8
宫路市长 .....	1 8 8
坂口洋之君 .....	1 8 8
宫路市长 .....	1 8 9
坂口洋之君 .....	1 8 9
宫路市长 .....	1 9 0
坂口洋之君 .....	1 9 0
奥菌财政管财课长 .....	1 9 0
坂口洋之君 .....	1 9 0
宫路市长 .....	1 9 0

	桜井市民生活課長 .....	1 9 0
	坂口洋之君 .....	1 9 1
	宮路市長 .....	1 9 1
	坂口洋之君 .....	1 9 1
	宮路市長 .....	1 9 2
	坂口洋之君 .....	1 9 2
	桜井市民生活課長 .....	1 9 2
	坂口洋之君 .....	1 9 2
	桜井市民生活課長 .....	1 9 3
	坂口洋之君 .....	1 9 3
休	憩 .....	1 9 3
	坂口洋之君 .....	1 9 3
	宮路市長 .....	1 9 4
	坂口洋之君 .....	1 9 4
	宮路市長 .....	1 9 4
	坂口洋之君 .....	1 9 4
	奥菌財政管財課長 .....	1 9 5
	坂口洋之君 .....	1 9 5
	宮路市長 .....	1 9 5
	坂口洋之君 .....	1 9 5
	宮路市長 .....	1 9 6
	坂口洋之君 .....	1 9 6
	宮路市長 .....	1 9 6
	坂口洋之君 .....	1 9 7
	宮路市長 .....	1 9 7
	坂口洋之君 .....	1 9 7
	宮路市長 .....	1 9 7
	坂口洋之君 .....	1 9 7
	田畑純二君 .....	1 9 7
	宮路市長 .....	2 0 3
休	憩 .....	2 0 6
	田畑純二君 .....	2 0 6

宮路市長	206
田畑純二君	206
宮路市長	207
田畑純二君	207
宮路市長	207
田畑純二君	207
宮路市長	208
田畑純二君	208
宮路市長	208
田畑純二君	209
宮路市長	209
田畑純二君	209
奥菌財政管財課長	209
田畑純二君	209
宮路市長	209
田畑純二君	210
宮路市長	210
田畑純二君	210
宮路市長	210
田畑純二君	211
宮路市長	211
田畑純二君	212
宮路市長	212
奥菌財政管財課長	212
散 会	212

---

第5号（10月1日）（月曜日）

開 議	218
日程第1 議案第79号日置市伊集院都市農村交流施設 chests 館に係る指定管理者の指定について（産業建設常任委員長報告）	218
重水産業建設常任委員長報告	218
日程第2 議案第80号日置市体育施設条例の一部改正について（教育文化常任委員長報告）	

.....	2 1 9
西園教育文化常任委員長報告 .....	2 1 9
日程第 3 議案第 8 1 号平成 1 9 年度日置市一般会計補正予算 (第 3 号) (各常任委員長報告)	
.....	2 2 0
佐藤総務企画常任委員長報告 .....	2 2 0
中島環境福祉常任委員長報告 .....	2 2 4
重水産業建設常任委員長報告 .....	2 2 6
西園教育文化常任委員長報告 .....	2 2 8
谷口正行君 .....	2 3 0
佐藤総務企画常任委員長 .....	2 3 1
谷口正行君 .....	2 3 1
坂口ルリ子さん .....	2 3 1
佐藤総務企画常任委員長 .....	2 3 1
休 憩 .....	2 3 2
日程第 4 議案第 8 2 号平成 1 9 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) (環境福祉常任委員長報告) .....	2 3 2
日程第 5 議案第 8 3 号平成 1 9 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 (第 2 号) (環境福祉常任委員長報告) .....	2 3 2
日程第 6 議案第 8 8 号平成 1 9 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算 (第 1 号) (環境福祉常任委員長報告) .....	2 3 2
日程第 7 議案第 8 9 号平成 1 9 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算 (第 2 号) (環境福祉常任委員長報告) .....	2 3 2
日程第 8 議案第 9 2 号平成 1 9 年度日置市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) (環境福祉常任委員長報告) .....	2 3 2
日程第 9 議案第 9 3 号平成 1 9 年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 2 号) (環境福祉常任委員長報告) .....	2 3 2
中島環境福祉常任委員長報告 .....	2 3 2
日程第 1 0 議案第 8 4 号平成 1 9 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) (産業建設常任委員長報告) .....	2 3 6
日程第 1 1 議案第 8 5 号平成 1 9 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) (産業建設常任委員長報告) .....	2 3 6
日程第 1 2 議案第 9 0 号平成 1 9 年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算 (第 1 号)	

	(産業建設常任委員長報告) .....	236
日程第13	議案第91号平成19年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)(産業建設常任委員長報告) .....	237
	重水産業建設常任委員長報告 .....	237
休憩	.....	239
日程第14	議案第86号平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第3号)(総務企画常任委員長報告) .....	239
日程第15	議案第87号平成19年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算(第1号)(総務企画常任委員長報告) .....	239
	佐藤総務企画常任委員長報告 .....	239
日程第16	認定第1号平成18年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について .....	241
日程第17	認定第2号平成18年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について .....	241
日程第18	認定第3号平成18年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について .....	241
日程第19	認定第4号平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	241
日程第20	認定第5号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	241
日程第21	認定第6号平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	241
日程第22	認定第7号平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	241
日程第23	認定第8号平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	241
日程第24	認定第9号平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	241
日程第25	認定第10号平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	241
日程第26	認定第11号平成18年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について .....	242
日程第27	認定第12号平成18年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算	

認定について	242
日程第28 認定第13号平成18年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	242
日程第29 認定第14号平成18年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について	242
日程第30 認定第15号平成18年度日置市水道事業会計決算認定について	242
田畑純二君	242
宮路市長	243
西菌典子さん	244
奥菌財政管財課長	244
益満総務企画部長	245
西菌典子さん	245
奥菌財政管財課長	245
西菌典子さん	246
南代表監査委員	246
西菌典子さん	246
南代表監査委員	246
奥菌財政管財課長	246
池満 渉君	246
宮路市長	247
梶 康博君	247
脇健康保険課長	248
宮園下水道課長	248
樋渡市民福祉部長	248
休 憩	248
日程第31 発議第5号日置市議会議員定数条例の制定について	248
長野議会運営委員長提案理由説明	248
日程第32 議案第94号日置市政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について	249
日程第33 議案第95号日置市情報公開条例等の一部改正について	249
日程第34 議案第96号平成19年度日置市一般会計補正予算(第4号)	249
宮路市長提案理由説明	249

益満総務企画部長	2 5 0
上園哲生君	2 5 1
宮路市長	2 5 2
上園哲生君	2 5 2
宮路市長	2 5 2
休 憩	2 5 3
佐藤総務企画常任委員長	2 5 3
日程第 3 5 請願第 1 号 J R 不採用問題の早期解決を求める意見書の採択について（総務企画 常任委員長報告）	2 5 3
佐藤総務企画常任委員長報告	2 5 3
坂口ルリ子さん	2 5 4
轟園秋男君	2 5 5
坂口洋之君	2 5 5
日程第 3 6 請願第 2 号実効性のある地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書提出を求め る件（環境福祉常任委員長報告）	2 5 5
中島環境福祉常任委員長報告	2 5 6
日程第 3 7 陳情第 7 号日置市立伊集院中学校仮設校舎空調（エアコン）設備に関する陳情 （教育文化常任委員長報告）	2 5 7
西園教育文化常任委員長報告	2 5 7
日程第 3 8 意見書案第 5 号実効性のある地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書	2 5 8
中島環境福祉常任委員長趣旨説明	2 5 8
日程第 3 9 陳情第 9 号障害者の生活実態に即した障害者自立支援法の運用に関する陳情書	2 5 8
日程第 4 0 閉会中の継続審査の申し出について	2 5 9
日程第 4 1 閉会中の継続調査の申し出について	2 5 9
日程第 4 2 議員派遣の件について	2 5 9
日程第 4 3 所管事務調査結果報告について	2 5 9
閉 会	2 6 0
宮路市長	2 6 0
脇健康保険課長	2 6 0

平成19年第5回（9月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
9月10日	月	本 会 議	議案上程、質疑（決算除く）、表決、付託
9月11日	火	委 員 会	総務企画・環境福祉
9月12日	水	委 員 会	産業建設・教育文化
9月13日	木	休 会	
9月14日	金	休 会	
9月15日	土	休 会	
9月16日	日	休 会	
9月17日	月	休 会	敬老の日
9月18日	火	休 会	
9月19日	水	休 会	
9月20日	木	本 会 議	一般質問
9月21日	金	本 会 員 議 会	一般質問、総務企画
9月22日	土	休 会	
9月23日	日	休 会	秋分の日
9月24日	月	休 会	振替休日
9月25日	火	本 会 議	一般質問
9月26日	水	休 会	
9月27日	木	休 会	
9月28日	金	休 会	議会運営委員会
9月29日	土	休 会	
9月30日	日	休 会	
10月 1日	月	本 会 議	付託事件等審査結果報告、決算質疑・付託

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
報告第 4号	平成18年度鹿児島県市町村土地開発公社決算の報告について
報告第 5号	社団法人日置市農業公社平成18年度決算及び平成19年度事業計画の報告について

- 報告第 6号 平成18年度日置市継続費精算報告書の報告について
- 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 承認第 4号 専決処分（鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更）につき承認を求めることについて
- 承認第 5号 専決処分（平成19年度日置市一般会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについて
- 議案第76号 伊集院中学校校舎（管理特別教室棟）建築工事請負契約の締結について
- 議案第77号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 議案第78号 南薩地区衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び南薩地区衛生管理組合規約の変更に関する協議について
- 議案第79号 日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について
- 議案第80号 日置市体育施設条例の一部改正について
- 議案第81号 平成19年度日置市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第82号 平成19年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第83号 平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第84号 平成19年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第85号 平成19年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第86号 平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第87号 平成19年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第88号 平成19年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第89号 平成19年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第90号 平成19年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）
- 議案第91号 平成19年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第92号 平成19年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第93号 平成19年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第94号 日置市政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
- 議案第95号 日置市情報公開条例等の一部改正について
- 議案第96号 平成19年度日置市一般会計補正予算（第4号）
- 認定第 1号 平成18年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 平成18年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 3号 平成18年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 平成18年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第11号 平成18年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第12号 平成18年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第13号 平成18年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第14号 平成18年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第15号 平成18年度日置市水道事業会計決算認定について
- 請願第 1号 J R不採用問題の早期解決を求める意見書の採択について
- 請願第 2号 実効性のある地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書提出を求める件
- 陳情第 7号 日置市立伊集院中学校仮設校舎空調（エアコン）設備に関する陳情
- 陳情第 8号 南アジアの核軍拡競争を防ぐため原子力供給国グループ（NSG）での慎重な議論を求める意見書の採択について
- 陳情第 9号 障害者の生活実態に即した障害者自立支援法の運用に関する陳情書
- 発議第 5号 日置市議会議員定数条例の制定について
- 意見書案第5号 実効性のある地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書



第 1 号 ( 9 月 1 0 日 )



## 議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長：監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 4号 平成18年度鹿児島県市町村土地開発公社決算の報告について
日程第 6	報告第 5号 社団法人日置市農業公社平成18年度決算及び平成19年度事業計画の報告について
日程第 7	報告第 6号 平成18年度日置市継続費精算報告書の報告について
日程第 8	諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第 9	承認第 4号 専決処分（鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更）につき承認を求めることについて
日程第10	承認第 5号 専決処分（平成19年度日置市一般会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについて
日程第11	議案第76号 伊集院中学校校舎（管理特別教室棟）建築工事請負契約の締結について
日程第12	議案第77号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
日程第13	議案第78号 南薩地区衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び南薩地区衛生管理組合規約の変更に関する協議について
日程第14	議案第79号 日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について
日程第15	議案第80号 日置市体育施設条例の一部改正について
日程第16	議案第81号 平成19年度日置市一般会計補正予算（第3号）
日程第17	議案第82号 平成19年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第18	議案第83号 平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第84号 平成19年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第20	議案第85号 平成19年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第21	議案第86号 平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）
日程第22	議案第87号 平成19年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）
日程第23	議案第88号 平成19年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）
日程第24	議案第89号 平成19年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第 2 5 議案第 9 0 号 平成 1 9 年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 6 議案第 9 1 号 平成 1 9 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 7 議案第 9 2 号 平成 1 9 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 8 議案第 9 3 号 平成 1 9 年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 9 認定第 1 号 平成 1 8 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 0 認定第 2 号 平成 1 8 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 1 認定第 3 号 平成 1 8 年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 2 認定第 4 号 平成 1 8 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 3 認定第 5 号 平成 1 8 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 4 認定第 6 号 平成 1 8 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 5 認定第 7 号 平成 1 8 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 6 認定第 8 号 平成 1 8 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 7 認定第 9 号 平成 1 8 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 8 認定第 1 0 号 平成 1 8 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 9 認定第 1 1 号 平成 1 8 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 0 認定第 1 2 号 平成 1 8 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 1 認定第 1 3 号 平成 1 8 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 2 認定第 1 4 号 平成 1 8 年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 日程第 4 3 認定第 1 5 号 平成 1 8 年度日置市水道事業会計決算認定について
- 日程第 4 4 請願第 1 号 J R 不採用問題の早期解決を求める意見書の採択について
- 日程第 4 5 請願第 2 号 実効性のある地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書提出を求める件
- 日程第 4 6 陳情第 7 号 日置市立伊集院中学校仮設校舎空調（エアコン）設備に関する陳情
- 日程第 4 7 陳情第 8 号 南アジアの核軍拡競争を防ぐため原子力供給国グループ（NSG）での慎重な議論を求める意見書の採択について

本会議（9月10日）（月曜）

出席議員 29名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
16番	池満渉君	17番	梶康博君
18番	坂口ルリ子さん	19番	東孝志君
20番	長野嗟や子さん	21番	松尾公裕君
22番	重水富夫君	23番	地頭所貞視君
24番	谷口正行君	25番	西峯尚平君
26番	佐藤彰矩君	27番	成田浩君
28番	鳩野哲盛君	29番	宇田栄君
30番	畠中實弘君		

欠席議員 1名

15番 田丸武人君

---

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	湯田平浩美君
副市長	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	池上吉治君	教育次長	外園昭実君
消防本部消防長	福田秀一君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君

総務課長	小園義徳君	財政管財課長	奥菌正名君
企画課長	富迫克彦君	税務課長	瀬川利英君
商工観光課長	吉丸三郎君	市民生活課長	桜井健一君
福祉課長	豊辻重弘君	健康保険課長	脇忠男君
介護保険課長	満留雅彦君	農林水産課長	上園博文君
土木建設課長	樹治美君	都市計画課長	久保啓昭君
下水道課長	宮園光次君	水道課長	岡元義実君
教育総務課長	山之内修君	学校教育課長	町岡光弘君
社会教育課長	神之門透君	市民スポーツ課長	妙見義弘君
会計管理者	朴木義行君	監査委員事務局長	芝原八郎君
農業委員会事務局長	大北節雄君		

午前10時00分開会

△開 会

○議長（畠中實弘君）

ただいまから平成19年第5回日置市議会議定例会を開会します。

△開 議

○議長（畠中實弘君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（畠中實弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、上園哲生君、下御領昭博君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（畠中實弘君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月1日までの22日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から10月1日までの22日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長：監査結果報告）

○議長（畠中實弘君）

日程第3、諸般の報告を行います。

監査結果の報告であります。平成19年6月26日、6月27日に実施された平成18年度及び平成19年度5月分の例月出納検査の結果、平成19年7月23日、7月24日に実施された平成19年度6月分の例月出納検査の結果、平成19年8月23日、

8月24日に実施された平成19年度7月分の例月出納検査の結果について報告がありましたので、その写しを配付します。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（畠中實弘君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。

これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

主な行政報告について、報告を申し上げます。

市内3郵便局で住民票や印鑑証明書の発行委託業務が始まることに伴いまして、6月1日に伊集院北郵便局で証明書交付取扱開始式を実施いたしました。また、市では市内21公民館で5日から証明書発行業務を実施しました。

次に、6月15日に、北九州市の食品製造業エービーフーズシステムと伊集院地域の精密機械部品製造業ファクトリーヒロが、伊集院地域の清藤工業団地に工場を新設する立地協定を締結しました。

次に、7月19日に鹿児島県市長会で地方交付税の確保、地方特定財源の確保、高速道路網等の早期整備、地上デジタル放送難視聴解消事業への財政措置など、鹿児島県知事に対しまして陳情するよう決定しました。

次に、8月25日に日置市・南大隅町姉妹都市盟約継承を締結しました。旧日吉町と旧根占町は姉妹町盟約を締結しており、平成16年度までに26回の交歓会を実施し、両町の交流を深めてまいりました。この交流を受け継ぐべく、日置市と南大隅町で姉妹盟約を継承し、市町行政や住民同士の交流を行い、なお一層の両市町のきずなを深め、お互いの

限らない発展を願うものであります。

次に、8月28日に、社団法人鹿児島県建設協会日置支部と大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合、またそのおそれがある場合において、社会貢献活動の一環として応急対策に係る業務に対処できるよう、大規模災害時における応急対策協定を締結いたしました。

以下、主要な行政執行については報告書を提出してありますので、お目通しをお願いいたします。

**○議長（畠中實弘君）**

これで行政報告を終わります。

---

△日程第5 報告第4号平成18年度鹿児島県市町村土地開発公社決算の報告について

△日程第6 報告第5号社団法人日置市農業公社平成18年度決算及び平成19年度事業計画の報告について

△日程第7 報告第6号平成18年度日置市継続費精算報告書の報告について

**○議長（畠中實弘君）**

日程第5、報告第4号平成18年度鹿児島県市町村土地開発公社決算の報告についてから日程第7、報告第6号平成18年度日置市継続費精算報告書の報告についての3件を一括議題とします。

3件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

報告第4号は、平成18年度鹿児島県市町村土地開発公社決算の報告についてであります。

去る7月24日に理事会が開催され、平成18年度鹿児島県市町村土地開発公社の決算が認定されましたので、地方自治法第

243条の3第2項の規定により報告するものであります。

なお、報告は本社分であります。

次に、報告第5号は、社団法人日置市農業公社平成18年度決算及び平成19年度事業計画の報告についてであります。

去る5月21日、決算総会が開催され、平成18年度決算報告書及び平成19年度事業計画書等の承認を受けたことに伴い、日置市農業公社から平成18年度決算報告書及び平成19年度事業計画書等の提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第6号は、平成18年度日置市継続費精算報告書の報告についてであります。

保健体育費に係る仮称伊集院総合運動公園ドーム新築工事が終了したため、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

以上3件、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（畠中實弘君）**

これから3件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

質疑なしと認めます。

これで、報告第4号から報告第6号までの3件の報告を終わります。

---

△日程第8 諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

**○議長（畠中實弘君）**

日程第8、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

諮問第2号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

現委員が平成19年12月31日をもって任期満了となるため、新たに後任委員の候補として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

本村一男氏の経歴につきましては資料を添付してありますので、ご審議をよろしく願います。

**○議長（畠中實弘君）**

これから諮問第2号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。諮問第2号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから諮問第2号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

討論なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。本件については、本村一男さんを適任者と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は本村一男さんを適任者として認めるこ

とに決定しました。

---

△日程第9 承認第4号専決処分（鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更）につき承認を求めることについて

△日程第10 承認第5号専決処分（平成19年度日置市一般会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについて

**○議長（畠中實弘君）**

日程第9、承認第4号専決処分（鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更）につき承認を求めることについて及び日程第10、承認第5号専決処分（平成19年度日置市一般会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについての2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

承認第4号は、専決処分（鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更）につき承認を求めることについてであります。

鹿児島県市町村土地開発公社の設立団体のうち、平成19年10月1日の廃置分合により廃止される熊毛郡上屋久町及び同郡屋久町から、その区域をもって設置される同郡屋久島町への名称変更届出並びに平成19年12月1日、廃置分合により廃止される揖宿郡額娃町、川辺郡知覧町及び同郡川辺町から、その区域をもって設置される南九州市への名称変更届出があり、これらに伴う同公社定款の一部変更について、鹿児島県知事の認可に緊急を要したため、専決処分したものであります。

次に、承認第5号は、専決処分（平成19年度日置市一般会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについてで

あります。

平成19年7月14日の台風4号により多大な災害が発生し、災害復旧に緊急を要したため、予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,395万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ236億5,872万3,000円とするものであります。

歳入では、14款国庫支出金の災害復旧費国庫負担金、現年補助公共土木施設災害復旧費国庫負担金を913万円増額計上いたしました。

18款繰入金の財政調整基金繰入金で、財政調整基金繰入金を2,832万7,000円増額計上いたしました。

21款市債の災害復旧債で、現年補助公共土木施設災害復旧事業債を450万円、現年単独公共施設災害復旧事業債を200万円増額計上いたしました。

歳出では、9款消防費の災害対策費で、災害対策に係る一般職時間外勤務手当を300万円増額計上いたしました。

11款災害復旧費の農地農業用施設災害復旧費で、災害箇所の施設維持修繕料を1,077万円、設計委託料を300万円、林道災害復旧費で単独災害復旧に係る工事請負費200万円を増額計上いたしました。

公共土木施設災害復旧費で、消耗品費74万7,000円、施設維持修繕料を920万円、設計委託料230万円、工事請負費1,290万5,000円、土地購入費3万5,000円を増額計上いたしました。

以上2件、ご審議をよろしく願います。

○議長（畠中實弘君）

これから2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（田畑純二君）

私は、承認第5号専決処分（日置市一般会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについてということについて質疑いたします。

添付してございますこの説明資料の中で、今、市長の方から説明があったんですけども、歳出、災害対策費、細かく質問しますので、質疑、答弁、お願いします。

一般職時間外勤務手当300万円、この件につきましては一般職何人分で何時間で、単価はどうなっているのか。

それと、その農地農業用施設災害復旧費の中で施設維持修繕料1,077万円、それから投資的委託料、単独事業、どこの施設でどんな維持修繕料が行われたのか。投資的委託料、どこにどんなことを委託したのか。単独事業、どこの林道でどんな復旧事業を行ったのか。

それから、その次のページの公共土木施設災害復旧費、これも同じく施設維持修繕料920万円、投資的委託料230万円、補助事業1,290万5,000円、これらについてももう少し詳しく説明をしていただきたい。

といいますのは、ここにこの手元に空白欄があるんですけども、説明の欄でおのおのどんな内容か、わかりやすく説明すべきじゃないかというふうに思います。このように通り一遍の冷たい説明ではなくて、市民のだれが見てもすぐ理解できるように、詳細に説明すべきではないかと思います。そうすれば、わざわざこんな席でこういう質問をする必要もない。もう少し読む側の立場に立って作成するように心がけてもらいたい。要望も含んでおりますけども。この種の資料作成に当たっては、情報公開と説明責任の原則を守るように改めて努めてほしい。これは原則論でありますから、この件について要望をいたすものですが、市長の見解はどうか。まず、こ

れについて市長の答弁をいただき、それから細かい内容の説明については、担当者の答弁を求めます。

以上。

**○市長（宮路高光君）**

この専決処分については全協の方でも、一応ご説明を申し上げたというふうに理解しております。その中でまだ詳しい箇所等につきましてもございましたので、今後、そこあたりの説明の中におきまして、掲げる箇所については掲げる間があったら、十分そういう部分は対処はしていきたいと思っております。

**○農林水産課長（上園博文君）**

ご質問のありました農林水産関係の災害の箇所でございますけれども、日置市内で水路35件、額にしまして被災額は435万円、そして道路が54件、482万円、単独で合計で89件の1,077万円の被災額となっております。

そして、委託測量の関係でありますけれども、これが300万円、さらに林道災害の関係が1件で200万円となっております。

以上でございます。

**○土木建設課長（樹 治美君）**

公共土木施設災害復旧の関係についてお答え申し上げます。

施設維持修繕料につきましては道路で53、河川で7件、合計60件の、これらは崩土の除去といったものになります。

それから、委託料の関係です。これにつきましては13件分を一応お願いしてあるということでございます。工事請負費につきましては7件でございます。道路が4件、東市来の方で道路が4件、吹上で道路が3件と、合計7件ということになります。土地購入につきましては吹上の方で1件分ということで、道路の1件分ということでございます。

終わります。

**○総務課長（小園義徳君）**

先ほどこの災害対策に関しまして人件費の関係、時間外手当でございますけれども、個人分の時間外単価をそれぞれ拾い上げまして積算した額と、今後の災害対策の避難所対応につきまして、予算見込みを計上したものでございます。ご質問の何人分で何時間分だったのかというような点につきましては、後をもってちょっと答弁させていただきたいと思っております。

**○13番（田畑純二君）**

ただいま私がお願いしましたというか、要請しました総論について、市長の答弁をいただいたわけですが。どうも話を聞いていますと、全員協議会で説明したから、もうそれですべてが解決したと。それで、もうこの説明資料にはそのときのことだから、余り詳しく書かなくていいんじゃないかと。そういうふうに取りました。私は、少なくとも。だけど、原則論として、全員協議会は公の公式の議会じゃないんです。あれは説明をするところ。それで、この本会議において、特にこういう資料を出して、本会議でこれを最終的に承認するところなんです。だから、できるだけ、そのための説明資料ですから、そこら辺は混同しないように、本会議と全員協議会との区別、全員協議会で全部説明したから、本会議では説明のしようはもうほどほどでいいと、そういうことは本末転倒じゃないかと、私は思います。そこら辺について、だから市長はどう思われるか、もう一回、確認の意味で答弁願います。

**○市長（宮路高光君）**

私、先ほどここに書かないということは言っておりません。一応全協でも説明しましたので、また今後、それぞれ別な様式等いろんな中において、またわかりやすい形でやっていきたいと、そのように答弁いたしました。

**○13番（田畑純二君）**

はい、了解。

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（小園義徳君）

先ほどの時間外の関係でございます。人数が137人分という形になっております。時間外単価につきましては、それぞれ職員の給料が積算の根拠になっておりまして、単価につきましてはそれぞれ異なっているといったようなことでございます。それで、既定予算が150万円ございまして、19年度7月分の時間外見込みが222万3,000円ということで、今後の補正見込みを執行残と合わせまして、300万円という形で見込んでおるところでございます。

以上です。

○議長（畠中實弘君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第4号及び承認第5号の2件は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、承認第4号及び承認第5号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、承認第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

---

△日程第11 議案第76号伊集院中学校校舎（管理特別教室棟）建築工事請負契約の締結について

○議長（畠中實弘君）

日程第11、議案第76号伊集院中学校校舎（管理特別教室棟）建築工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

伊集院中学校校舎（管理特別教室棟）建築工事を施工するため、工事請負仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。

内容につきましては教育次長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○教育次長（外園昭実君）

それでは、議案第76号について説明を申し上げます。

伊集院中学校校舎（管理特別教室棟）建築工事請負契約の締結についてであります。伊集院中学校校舎（管理特別教室棟）建築工事請負契約を次のとおり締結する。1、目的が

伊集院中学校校舎（管理特別教室棟）建築工事、2、方法としまして公募型指名競争入札、3、金額、4億8,510万円、4、相手方、日置市伊集院町徳重214番地、株式会社東建設代表取締役東博行でございます。

次のページが資料でございますが、建築工事の請負契約書であります。工事名が伊集院中学校校舎（管理特別教室棟）建築工事、工事場所は日置市伊集院町下谷口地内、3の工期ですが、工期につきましては、議決後、平成20年9月30日までの計画としております。請負代金額が4億8,510万円也、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は2,310万円でございます。5の契約保証金が一金4,851万円也、6の解体工事に要する費用等は別紙のとおりとなっておりますが、これは解体工事に要する費用等は別紙のとおりということでございますが、別紙の内容は、新築工事に伴う分別解体等の方法、また解体工事に要する費用は該当なしということでございますが、型枠廃材、鉄筋、スクラップなどの再資源化等をするための施設の名称及び所在地を記載してありまして、これは3カ所で、その費用は131万400円の見積金額となっております。

上記の工事について、契約担当者と請負者はおのおのの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。この契約の証として、本契約書2通作成し、当事者が記名、押印の上、各自1通保持する。平成19年8月27日。契約担当者、日置市長宮路高光です。請負者は、住所、鹿児島県日置市伊集院町徳重214番地、株式会社東建設代表取締役東博行でございます。

次のページが入札結果でございます。執行日が平成19年8月24日、予定価格の105分の100は4億8,640万円であ

ります。落札金額は4億8,510万円ということで、入札業者については次の1番から20番まで、日置市内の業者が3業者、残りは日置市外17業者でございます。

株式会社東建設の会社概要について説明を申し上げます。

知事許可で特定建築一式、それから一般屋根工事、タイル工事、内装工事の建設業でありまして、資本金2,000万円、2年平均の単年度完成工事高は約1億7,600万円であります。営業年数が29年、技術職員が6名、日置市における格付はA級でございます。

次のページが落札業者の主な工事概要でございますが、4件ございましてお目直しをお願いいたします。図面につきましては平面図を添付してございます。今回、建築する分が建築棟というところでございまして、各階につきましては前回の全協で配付をしておりますので、配置図のみでございますが、鉄筋コンクリート造の3階建て、述べ床面積が3,284平米で、1階は校長室、職員室などの管理室のほか、事務室、保健室など、2階は図書室、コンピューター室、理科室等、3階は技術家庭、美術、音楽室等の特別教室となっております、2階部分で屋内運動場と渡り廊下でつなぐように計画してございます。また、11人乗りのエレベーターも設置する内容となっております。

以上で説明を終わります。

#### ○議長（畠中實弘君）

これから議案第76号について質疑を行います。質疑はありませんか。

#### ○13番（田畑純二君）

私は議案第76号について質疑いたします。

まず、この本市が談合防止策として本年度より本格導入しました、受注の規模を届け出た業者だけが参加する受注規模型競争入札を、なぜ今回は行わなかったのか。その理由です。

それと、この公募型指名競争入札と受注規模型競争入札との、直接関係はないですけども、関連、相違点は何か。参考までにそれぞれのメリット、デメリット、お知らせください。これに関連して、この公募型指名競争入札は、今年度は本件で何件目か。また、今年度はあと何件ぐらいの、どのぐらいの入札を行う予定か。期近なのはどここの予定されておるか。もし、わかればその予定価格はどうか。そこら辺をお知らせください。

以上。

**○副市長（湯田平浩美君）**

ただいまのご質問にお答えいたします。

今回は公募型の指名競争入札ということでいたしました。これは金額が多額なために県のA級に該当する、あるいはまた日置市のA級に該当する業者を対象に、広く公募型をば採用したわけでございます。

それと、受注規模型のことも質問がありましたけれども、これにつきましては市の方で市内業者を対象とした要綱を定めておりますので、これとは別個なものでございまして、そのようにご理解いただきたいなというふうに思います。

以上です。

**○議長（畠中實弘君）**

ほかに。（発言する者あり）

**○副市長（湯田平浩美君）**

今回、これが初めての、今年度です、案件でございまして、今後はそういった公募型の工事の案件はないというふうに予想いたしております。

以上です。

**○13番（田畑純二君）**

関連してなんですけど、その受注規模型と公募型指名競争入札のメリット、デメリットです。今さっき、副市長の方から答弁はあったんですけども、なぜこれをやったのかと。そこら辺を、だから簡単にちょっと説明して

ください。

**○財政管財課長（奥蘭正名君）**

今回の公募型は、受注規模型の場合は5,000万円未満です。公募型は5億円以上です。ですから、今後、先ほど副市長が言いましたように、もう今後は今のところ、ことしの予算の中ではないということでございます。公募型のメリットとしましては受注者、こっちから発注する側の判断でそういう一般競争入札はするんですが、指名競争入札は。公募型の場合は、発注者が一方的に指名するのではなくて、受注者の技術的適性とか受注意欲を反映さしていただくような形で、公募型という形で指名しております。

以上です。

**○議長（畠中實弘君）**

よろしいですか。

**○13番（田畑純二君）**

はい。

**○議長（畠中實弘君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第76号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第76号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第76号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。本案は可決することにご異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第76号伊集院中学校校舎（管理特別教室棟）建築工事請負契約の締結については可決されました。

---

△日程第12 議案第77号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

△日程第13 議案第78号南薩地区衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び南薩地区衛生管理組合規約の変更に関する協議について

○議長（畠中實弘君）

日程第12、議案第77号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、及び日程第13、議案第78号南薩地区衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び南薩地区衛生管理組合規約の変更に関する協議についての2件を一括議題とします。

お諮りします。2件につきましては関連がありますので、市長から提案理由の説明を受けた後、一括して質疑、討論、採決を行うこととしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。そのように進めます。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第77号は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてであります。

平成19年12月1日の廃置分合に伴い、廃止される揖宿郡頰娃町、川辺郡知覧町及び同郡川辺町の脱退並びにその区域をもって設置される南九州市の加入による鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少並びに同組合規約の変更について、市町村の合併の特例等に関する法律第13条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議したいので提案するものであります。

内容につきましては、後ほど総務企画部長に説明をさせます。

次に、議案第78号は、南薩地区衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び南薩地区衛生管理組合規約の変更に関する協議についてであります。

平成19年12月1日の配置分合に伴い、廃止される揖宿郡頰娃町、川辺郡知覧町及び同郡川辺町の脱退並びにその区域をもって設置される南九州市の加入による南薩地区衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少並びに同組合規約の変更について、市町村の合併の特例等に関する法律第13条第1項及び地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議したいので提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させます。

以上2件、ご審議をよろしく願います。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、議案第77号につきまして補足して説明を申し上げます。

別紙をお開きいただきたいと思います。今回は鹿児島県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約でございまして、別表の第1、

それから別表の第2に係る部分でございます。

まず、別表の第1につきましては、奄美市の次に「南九州」を加えるものでございまして、今回、合併いたします「頰娃町、知覧町、川辺町」の3町を削るものでございます。ということで、別表第1につきましては構成団体に係る部分でございます。ただいま49市町村がございしますが、それが構成でございまして、あと共同処理する一部事務組合と46を含む数でございます。

それから、別表第2でございしますが、別表第2につきましては共同処理する事務のこととございまして、第2から7まで、それから8から9及び10から11までございまして、共同処理する事務につきましては13行もあるわけでございますが、これに関係いたしません南九州市に関係いたします、まず1番目の常勤の職員の退職手当の支給に関する事務から、11番の自治会館の管理運営に関する事務まで11業務を、今回、対象とするものでございます。

附則として、この規約は平成19年12月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

#### ○市民福祉部長（樋渡健郎君）

それでは、議案第78号について補足説明を申し上げます。

本議案は、揖宿郡頰娃町、川辺郡知覧町及び川辺町が平成19年12月1日に合併し、南九州市となることに伴いまして、知覧町及び川辺町を南薩地区衛生管理組合から脱退させ、南九州市の知覧町及び同市川辺町の区域に限って同組合に加入させることに伴い、組合規約の変更を協議するものでございます。

別紙をお開きください。第2条は、組織について規定するもので、組合組織の関係市町を「5市町」から「4市」に改めるものでございます。第3条の共同処理する事務では、これまでの区域の「知覧町、川辺町」の表現

を「南九州市（南九州市知覧町及び同市川辺町の区域に限る）」に改め、第5条では、組合議会の議員の定数を「13人」を「12人」とし、知覧町、川辺町おのおの2人ずつの「4人」であった議員を、南九州市として「3人」に改めるものでございます。また、各条文中の「市町」を「市」に改めております。

なお、附則といたしまして、この規約は平成19年12月1日から施行するといたしております。

以上でございます。

#### ○議長（畠中實弘君）

これから2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第77号及び議案第78号の2件は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第77号及び議案第78号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから2件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから2件を採決します。

お諮りします。議案第77号及び議案第78号の2件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

77号及び議案第78号の2件は原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第79号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について

△日程第15 議案第80号日置市体育施設条例の一部改正について

#### ○議長（畠中寛弘君）

日程第14、議案第79号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について及び日程第15、議案第80号日置市体育施設条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

議案第79号は、日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定についてであります。

日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館の指定管理者である伊集院都市交流振興会が法人化し、名称を株式会社チェスト館に変更したことに伴い、新たに同施設の指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第2項の規定により提案するものであります。

内容につきましては、後ほど産業建設部長に説明をさせます。

次に、議案第80号は、日置市体育施設条例の一部改正についてであります。

日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場への指定管理者制度の導入並びに施設等の使用料の見直しによる所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規

定により提案するものであります。

内容につきましては、教育次長に説明させます。

以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

#### ○産業建設部長（池上吉治君）

議案第79号につきまして補足説明を申し上げます。

日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館の管理運営につきましては、平成18年9月1日から伊集院都市農村交流振興協会を指定管理者として指定をしておりましたけれども、その指定管理者が、今回、法人化されましたので、改めてその法人を指定管理者として指定したいというものでございます。

資料といたしまして、株式会社チェスト館の概要を載せてございますが、所在地は日置市伊集院町竹之山220番地1、これはチェスト館の所在地と同じでございます。代表者名、代表取締役社長古藪俊一郎でございます。設立年月日は平成19年8月31日、従業員数は32人でございます。会社の目的といたしましては、チェスト館の管理運営を主体といたしまして、ここに掲げてあります5項目でございます。指定の期間でございますが、10月1日から、これまでの指定期間でございます平成22年3月31日まででございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

#### ○教育次長（外園昭実君）

議案第80号日置市体育施設条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、B&G東市来海洋センター、東市来庭球場、東市来相撲場について民間活力を生かし、施設の設置目的が効果的に達成され、維持管理費の削減と現状利用サービスの維持向上が図られるよう、指定管理者制度が導入できる条例の一部改正をするものであります。

また、施設の使用料についても市内各体育施設の使用料の調整を行ってありまして、調整後の使用料に改正するものです。

別紙により説明を申し上げます。

日置市体育施設条例の一部を改正する条例、日置市体育施設条例、平成17年日置市条例第94号の一部を次のように改正する。第3条の次に、次の1条を加えるとなっております。第3条の2は、使用時間及び休館日がありますが、別表第2の各施設について、これまで規則で規定してありましたものを条例に移し変えるものでございます。同条第2項は、教育委員会は、管理上必要あるときは使用時間または休館日を変更、臨時休館日を定めることができるとしております。第4条第1項中から第16条中までは条文整理でございます。第15条の次に、次の4条を加える。「第16条は指定管理者による管理、第17条は利用時間及び休館日の変更と、第18条は指定管理者の業務、第19条は利用料について」、指定管理者による管理についての条文を加えるものでございます。

それから、別表第2の1につきましては、B&G東市来海洋センターの体育館、プール、また同敷地にある庭球場、相撲場に係る使用料の改正でございます。使用料改正の主なものは次の4点でございます。1点目が、市内の類似施設の使用料の調整を行っております。例えば、体育館につきましては、バレー4面が取れる総合体育館的なもの、それからB&G体育館のようなバレー1面のもの、またそれ以下のものといったようなふうに仕分けをしております。

2番目に、使用料区分はこれまで午前、午後、夜間というような区分で設けていましたが、今回から1時間当たりの単価区分に統一しております。

3番、3点目が、使用許可時間の延長の場合の使用料は、30分単位の徴収ができるよ

うに規定しております。

4点目が、市外利用者の使用料は、100分の150を乗じた額に統一しております。ただし、プールの使用料は除いております。

以上のとおりの調整によりまして、海洋センターの体育館、庭球場、相撲場の使用料を改正するものでございます。なお、プールにつきましては、使用料の改正は行っておりません。お目通しをお願いいたします。

なお、市内の他の体育施設の調整による使用料改正につきましては、次期12月議会に提案する計画で、今、事務を進めておるところでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、使用料の改正規定は平成20年4月1日から施行するというところでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

#### ○議長（畠中實弘君）

これから2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

#### ○13番（田畑純二君）

私は、まず議案第79号について質疑いたします。

この本議案は、産業建設常任委員会に付託される予定で、そこで慎重に審議される予定ですので、細かい質疑はここでは差し控えます。ただ、ここで我々全議員が最低は知っておくべきと思われる事項につき、簡単に下記質疑いたします。

この Chest 館の基本的な経営状況についてお知らせ願いたい。1番目、創業開始時、歴史とその目的、現在の月間売上高、2番目、イチゴのほかの主な取扱品目、3番目、訪問者数及び購入客数、どこから買い物に来ているか、訪問者数はどうか。その出身地、それから4番目、収支の状況、それから5番目、経営上の課題、問題点とその対策への取り組み

み状況、以上5点。

それと、議案第80号とも関連するんですけども、現在、本市が行っている指定管理者制度を使用している施設と、施設管理者名などを一覧表にして全議員に配付してほしい。このことは1議員の要望ではなく、議長から議長を通して、後日、依頼いたしますけども、あらかじめお含みおき願いたい。

以上。

**○農林水産課長（上園博文君）**

ただいまご質疑のありました5点の内容についてお答え申し上げます。

まず、基本的な経営状況でありますけれども、総売上が当初14年度設立時には1億2,500万円の取り扱いでございまして、来館者数が15万6,260名となっております。昨年度の18年度の総売上でありますけれども4億1,678万円ほど、そして来館者数が42万9,373人となっております。この関係で1人当たりの単価からしましても、発足当時は799円の1人当たりのお買い上げの状況でありましたけれども、現在では1人当たり970円となっている状況であります。この関係で手数料を、 Chest 館の場合は13%にセットしておりますけれども、この13%の手数料が18年度、4,859万円となっておりますので、運営的には物産館としてはいい形で経営ができていると考えております。

目的と現在の売上の、2番目のご質問でありましたけれども、目的につきましては、先ほど部長が申しあげました補足資料のところがございますので、こういった目的に、今、会員の皆さんが特に組んでいただいている状況であります。現在の売上状況につきましては、先ほど申しあげたとおりでございます。

3番目のイチゴの他の販売品目でありますけれども、イチゴのほかには、通常ほかの直売所でも販売されております根菜類の野菜あ

るいは薬物を中心としたもの、その時々四季を通した伊集院地域内の特産品を通じた販売がなされているところでございます。なお、日置市に合併になりましてから、物産館同士のバッティングしない作物の販売も、今後は考えていかなければいけないということもありまして、今後はマンゴーあるいはドラゴンフルーツなど、そしてアスパラガス、こういったものも販売を手がけていこうということにしております。

4番目の客数と、そしてその出身地のご質問でありました。客数につきましては、先ほど申しあげましたので、出身地につきましては小山田線のあのラインが開通しましてから、鹿児島市の方が非常に多くなっております。この関係で全体のほぼ7割近くが鹿児島市の市民の方であると認識しております。

そして、収支の状況につきましても、先ほど申しあげました。

そして、 Chest 館としての経営の今後の課題でありますけれども、今後の課題としましてやはり、今回、法人化になりましたので、定款も33条からなる中身を明確に示してあります。そういった点では指定管理者施設としての定款による責任の所在の明確化、さらには取締役等の会社に対する責任、あるいは決算公告の義務化による体系の透明性の確保、こういったところが今後の課題になるのではないかと思います。

以上でございます。

**○議長（畠中實弘君）**

よろしいですか。

**○13番（田畑純二君）**

はい。

**○議長（畠中實弘君）**

ほかに質疑は。

**○13番（田畑純二君）**

議案第80号についても同じようなことなんですけども、これも教育文化常任委員会の

審議にゆだねる予定ということなんですけども、ぜひ知っておきたいことがございますので、あえてこの場で下記3点に限って質疑いたします。

まず、3施設のおのおのの利用者数、市民の利用状況と現在の状況はどうなっているか。それと、3施設のおのおのの運営上の課題、問題点、その対策への取り組み状況。それと、さっき次長の方からも説明があったんですけども、2番目とも関連しますが、これら3施設に指定管理者制度を導入した場合の予想されるメリットとデメリット。以上3点。

**○議長（畠中實弘君）**

ご注意申し上げておきます。

これは一括質疑ですので、一緒に言ってもらなければいけなかったわけです。区切って言っちゃいけなかったんですが、特別に認めたわけでございます。

**○教育次長（外園昭実君）**

まず、利用状況から申し上げます。

平成18年度、体育館2万1,398人、プール4万9,053人、庭球場1,369人、相撲場400人、合計7万2,219人の利用でございます。

施設につきましては、昭和60年4月にこの施設は開設しまして23年目、平成元年にB&G財団から無償譲渡を受けております。平成16年5月から温水プールにリニューアルして、現在まで主にプールの方の費用は、それなりに利用状況も伸びておるといような状況でございます。体育館につきましては、一部壁側の雨漏り等もございますが、そこら辺を修繕しまして、施設を貸し出すというような計画でございます。庭球場と相撲場につきましては、同敷地内の施設ということで、施設については特に問題はございません。

メリットとデメリットでございますが、メリットにつきましては、指定管理者の目標でございます民間活力を生かすということと、

設置目的が十分達成されるということと、この施設は、現在、市が運営をしておりますが、3,200万円程度の持ち出しというような状況でございますので、指定管理者によりまして経費の削減を図っていただきながら、現状の利用サービスが低下しないように公募要領等を作成して、今後は公募する予定というような計画でございます。デメリットが起らないように、これまでのサービスが維持できるような募集要綱を設置していきたいということでございます。

終わります。

**○議長（畠中實弘君）**

よろしいですか。

**○13番（田畑純二君）**

はい。

**○議長（畠中實弘君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

これで質疑を終わります。

ただいま議案となっております議案第79号は産業建設常任委員会に付託します。議案第80号は教育文化常任委員に付託します。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時15分とします。

午前11時05分休憩

午前11時15分開議

**○議長（畠中實弘君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第16 議案第81号平成19年度日置市一般会計補正予算（第3号）

△日程第17 議案第82号平成19年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第18 議案第83号平成19年

- 度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）
- △日程第19 議案第84号平成19年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- △日程第20 議案第85号平成19年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- △日程第21 議案第86号平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）
- △日程第22 議案第87号平成19年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）
- △日程第23 議案第88号平成19年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）
- △日程第24 議案第89号平成19年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）
- △日程第25 議案第90号平成19年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）
- △日程第26 議案第91号平成19年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- △日程第27 議案第92号平成19年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- △日程第28 議案第93号平成19年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算

（第2号）

○議長（畠中實弘君）

日程第16、議案第81号平成19年度日置市一般会計補正予算（第3号）から日程第28、議案第93号平成19年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）までの13件を一括議題とします。

13件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第81号は、平成19年度日置市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,511万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238億7,383万3,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、普通交付税の確定、前年度繰越金の確定、国庫補助事業等の事業採択、災害復旧事業の予算措置のほか、教育施設等の施設修繕の補正予算でございます。

まず、歳入の主なものでは、地方特例交付金で制度改正による交付額の確定により8,819万8,000円の減額、特別交付金で1,042万8,000円の増額により、合わせて7,777万円を減額計上いたしました。

地方交付税では、普通交付税の確定により、7億2,581万1,000円を増額計上いたしました。

分担金及び負担金で、農地災害復旧事業費分担金見込額の増により、137万3,000円を増額計上いたしました。

使用料及び手数料で、使用料で施設の目的外使用料見込額の増、手数料で塵芥処理手数料見込額の増により、670万4,000円を増額計上いたしました。

国庫支出金では、衛生費国庫負担金の老人

保健事業費追加交付の増額、次世代育成支援対策施設整備交付金の新規採択、公共土木施設災害復旧費国庫負担金、まちづくり交付金事業の事業費変更等により、1億2,331万円を増額計上いたしました。

県支出金では、農林水産業費県補助金、林業費県委託金、土木費県補助金、教育費県委託金の新規採択等による予算措置のほか、農林水産施設災害復旧事業費県補助金の減により、3,070万8,000円を減額計上いたしました。

財産収入では、財産貸付収入の土地貸付収入滞納繰越分、市有地及び公用車の売払収入2,722万9,000円を増額計上いたしました。

寄附金では、青少年育成のための指定寄附金として100万円を増額計上いたしました。

繰入金では、財源調整のための財政調整基金繰入金の減額、減債基金繰入金の減額、介護保険特別会計繰入金の増額により、5億1,694万円を減額計上いたしました。

繰越金では、前年度繰越金の確定により、1,923万1,000円を減額計上いたしました。

諸収入では、土地改良施設維持管理適正化事業交付金、平成16年9月の台風による森林国営保険の保険金確定等により、3,113万2,000円を増額計上いたしました。

市債では、総務債の地籍図数値化事業の減額、土木債の一般単独事業、公営住宅建設事業、土地区画整理事業、災害復旧事業の追加配分、事業費確定等による予算措置のほか、臨時財政対策債の確定により、5,680万円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、議会費で、議員報酬、議員共済組合負担金の議会構成がえ及び不用額の減額により、373万8,000円を減額計上いたしました。

総務費では、人件費、財産管理費の施設維

持修繕料、工事請負費、情報管理費の委託料、賦課徴収費の過誤納返戻金、還付加算金等合わせて74万5,000円を増額計上いたしました。

民生費では、人件費、児童福祉総務費の私立保育所施設整備費補助金、児童措置費の障害児保育事業費補助金の増額等により、7,512万3,000円を増額計上いたしました。

衛生費では、人件費、塵芥処理費の手数料の増額等により、1,135万6,000円を増額計上いたしました。

農林水産業費では、人件費、農業振興費の茶生産合理化推進対策事業、果樹振興対策事業、稲作及び転作物産地育成対策事業、農地費の土地改良維持管理適正化事業、漁港建設費で吹上漁港の浚渫工事等の追加採択等により、3,605万6,000円を増額計上いたしました。

商工費では、人件費の減額や観光費の大河ドラマキャンペーン事業負担金を新たに追加し、87万9,000円を増額計上いたしました。

土木費では、人件費、まちづくり交付金事業、地方道路整備臨時交付金事業、道整備交付金事業、土地区画整理事業、駅周辺整備基本計画委託料、街路事業県営事業負担金、県特殊地下壕緊急対策促進事業、住宅管理費修繕料等の新規採択や事業費変更等により、2,011万8,000円を増額計上いたしました。

消防費では、人件費、消防補償等事業追加負担金、常備消防費、消防施設費の備品購入費執行残の減額、災害対策費の修繕料の増額等により、417万4,000円を減額計上いたしました。

教育費では、人件費、スクールカウンセラー配置事業、小学校英語教育推進事業、スクーリングサポート事業の追加採択、小中学

校の施設維持修繕料、教育振興費の備品購入費、地区公民館の施設維持修繕料、体育施設の施設維持修繕料等2,211万3,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費では、農林水産施設災害復旧費の減額、公共土木施設災害復旧費の増額により、合わせて5,663万2,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第82号は、平成19年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億438万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億9,849万2,000円とするものであります。

歳入では、療養給付費交付金の過年度分と、そのほか繰越金1億438万9,000円を増額計上いたしました。

歳出の主なものでは、老人保健医療費拠出金の確定による増額、介護納付金の確定による減額、国庫支出金精算返納金増額等により、合わせて1億438万9,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第83号は、平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ569万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,187万6,000円とするものであります。

歳入では、繰越金569万6,000円を増額計上いたしました。

歳出の主なものでは、施設管理費の工事請負費、予備費等の569万6,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第84号は、平成19年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,356万7,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金金の減額、前年度繰越金の増額により、合わせて60万4,000円を増額計上いたしました。

歳出では、人件費、過誤納返戻金、起債利子の60万4,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第85号は、平成19年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,510万4,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の105万2,000円を増額計上いたしました。

歳出では、予備費に105万2,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第86号は、平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,294万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億345万8,000円とするものであります。

歳入では、行政財産目的外使用料と繰越金1,294万4,000円を増額計上いたしました。

歳出では、総務管理費の工事請負費、基金積立金、予備費を合わせて1,294万4,000円増額計上いたしました。

次に、議案第87号は、平成19年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

486万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ686万2,000円とするものであります。

歳入では、労働保険料還付金、PHS無線基地局設置による行政財産目的外使用料、前年度繰越金、合わせて486万2,000円を増額計上いたしました。

歳出では、火災保険料の組み替え、施設維持修繕料、予備費、合わせて486万2,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第88号は、平成19年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ189万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ714万4,000円とするものであります。

歳入では、基金利子と前年度繰越金合わせて189万7,000円増額計上いたしました。

歳出では、基金積立金を189万7,000円増額計上いたしました。

次に、議案第89号は、平成19年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ396万5,000円とするものであります。

歳入では、基金利子と前年度繰越金合わせて1万9,000円増額計上いたしました。

歳出では、備品購入費の執行残の減額、基金積立金、予備費の増額により、合わせて1万9,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第90号は、平成19年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ50万5,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金の減額、前年度繰越金の増額により、合わせて3,000円を増額計上いたしました。

歳出では、一般管理費の検針委託料3,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第91号は、平成19年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ500万9,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金を24万2,000円の減額、前年度繰越金を24万2,000円増額計上いたしました。

次に、議案第92号は、平成18年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,320万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億5,116万8,000円とするものであります。

歳入では、介護保険料の減額、国庫支出金の介護給付費負担金、地域支援事業支援交付金、県支出金の地域支援事業交付金、地域ケア体制整備モデル事業補助金、一般会計繰入金、介護給付費準備基金繰入金、繰越金等、合わせて2億2,320万1,000円を増額計上いたしました。

歳出では、地域ケア体制整備モデル事業、基金積立金、介護予防特定高齢者施策事業、支払基金交付金精算返納金、国庫支出金精算返納金、県支出金精算返納金、一般会計繰出金等、合わせて2億2,320万1,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第93号は、平成19年度日置

市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）についてであります。

資本的収入及び支出の予算で、予算第4条括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に不足する額「203万5,000円」を「552万6,000円」に改め、資本的支出の予算を349万1,000円増額し、予算の総額を959万2,000円と決めました。

支出は有形固定資産購入費349万1,000円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（畠中實弘君）

これから質疑を行います。

まず、議案第81号について質疑はありますか。

#### ○13番（田畑純二君）

議案第81号について、今度は1回だけ質問いたします。長々となりますけど、そのつもりで答弁をお願いします。

まず、9月補正予算説明資料について、まず初めに総論として、またここで改めて次のとおり市長に要望しますので、再度の市長の見解と今後の方針をお聞かせください。この件につきましては、今まで何回も要望してまいりましたが、余り改善、改良の跡が見られないと思わざるを得ないことは非常に残念なことであり、悲しくむなしい気持ちにさえなります。この説明資料を読んで感じますことは、行政側の通り一遍の全くの事務的な説明文で、心のこもらない冷たいもので、読む人がわかろうがわかるまいが、説明さえすればいいというような説明文が数多くあることであります。これを読んで、本当に我々市民に理解してほしい、わかってもらいたいという気持ちが少しでもあれば、書き方は少しは変わってくると思うのですが、市長はこのような書き方、説明文をどう感じておられますか。これを読む我々市民の側に立って、市民の側

から見てもらえば、書き方も少しは変わってくると思うのですが、市長、どうでしょうか。これを読む限り、昔からお役所のやり方と言われてきました「知らしむべからず寄らしむべし」という古い考え方、やり方から抜け切っていないように思えてなりません。

現在、行政を進めていく上で、最も基本的な方針とすべき情報公開の徹底と説明責任を十分に果たすというやり方には、この説明文はまだまだほど遠く、まだ改善、改良の余地があるように思えてなりません。その極端な例を2つ挙げます。

まず、説明資料10ページの議会管理費、議員報酬の説明であります。このような書き方では幾ら読んでも正直言って、当事者である我々議員にもよくわかりません。

次に、53ページ、公共土木施設災害復旧費工事請負費補助事業1億301万6,000円、梅雨前線豪雨及び台風4号による災害発生による増額補正、道路災害12件、河川災害9件、本庁道路災害3件、こういう書き方があります。これもこのままでは災害の具体的な場所、災害の状況、災害復旧の内容等、詳しいことはよく理解できません。どうせ常任委員会に付託されるのだからその審議の中で、質疑があれば答弁するのだからよいのであるという考え方で、もし書いているのであれば、余りにも無責任な説明資料であり、余りにも我々全体の議員を無視したやり方であり、本当の意味の説明資料とはなっていないと思います。この点を市長はどう思い、このようなマンネリ、惰性、なれ合いの説明資料をどう思い、今後、改めていくよう担当者を指導していく気はないのか。再度この場ではっきりと明確に、市長の考え方、方針を教えてください。

次に、各論として、私は、私の所属する総務企画常任委員会に属する案件以外の事項について質疑していきます。細かいことは付託

予定の各常任委員会で審議されますので、この場では1議員として当然知っておくべきと、私が思います最低限の点についてのみ質疑していきます。担当者は明快にわかりやすく説明、答弁してください。

まず第1番目、説明資料の16ページ、社会福祉総務費委託料13節の委託料その他委託料、地域福祉計画策定業務委託料執行残の減額補正とあります。この分は地域福祉計画とはどんな内容のものか、わかりやすく具体的に説明願います。

それから、まず2番目、19ページ、老人福祉費節28の拠出金、介護保険事業特定高齢者施策事業及び地域ケア体制整備モデル事業導入に伴う減額補正とあります。それぞれどんな事業内容か、具体的にわかりやすく説明してください。

それから、3番目、20ページ、児童福祉総務費報償費謝金、公立保育所あり方検討委員会開催回数増に伴う増額補正とあります。この件につきましては8月21日の全員協議会でも概略説明を受けました。それで、そのときの委員の人数は12名でありましたが、なぜ今回は17名となっているのか。今まで何回委員会を開催して、どんな内容を検討したのか。また、今後、いつごろ何回開催予定で、予定どおり19年度までに方針が出そうか。また、委員長にはだれがなっているのか、その点お答え願います。

それから、27ページ、日置地区植樹祭費とあります。日置地区植樹祭費、林業振興費のいつ、どんな内容で行うのか。招待者の内容はどうなっているのか。

次に、29ページ、観光費の中で鹿児島大キャンペーン推進協議会負担金とあります。観光鹿児島大キャンペーン推進協議会、これは新聞報道等でもよくあるんですけども、実際にだれがどんな内容で行っているのか。日置市としてはどうなっているのか。

それから、34ページ、都市計画総務費、どこの分か、内容を具体的にわかりやすく説明してください。

○議長（畠中實弘君）

今の部分、再度。

○13番（田畑純二君）

34ページ、都市計画総務費拠出金繰出金2,790万2,000円とありますけど、マイナスの。この内容を知りたい。わかりやすく説明してください。

それから、36ページ、街路事業費の中の節13委託料投資的委託料、駅周辺整備基本計画等委託に伴う増額補正285万円、どこの駅でどこにどんな内容の整備計画を委託するのか、わかりやすく具体的に説明してください。

それと、その下の工事請負費単独事業都市里道維持補修工事に伴う増額補正960万円、どこの里道をどのように維持補修するのか、内容を具体的にわかりやすく説明してください。

それから、その下、まちづくり交付金事業補償金文化通り線事業変更に伴う増額補正、事業変更とありますけど、具体的に10件から9件に、9件から10件にしたという街路事業費でありますけど、具体的にどこをどういうふうにしたのか、わかりやすく説明してください。

それから、45ページ、46ページ、幼稚園費の中で賃金、子供支援センターの幼少連携アドバイザー云々とありますけども、子供支援センターはどこにあって、どんな内容の活動をしているのかなど、具体的にわかりやすく説明してください。

それから、47ページ、皆田地区公民館誘導灯設置及び給水管修繕とございますが、これはちょっと関連するんですけども、関連はちょっとあれですから、ことし4月、これとどうせ関係してきますので、ことし4月より

廃校となりました皆田小学校校舎が、現在、どうなっているのか。何かの目的で使われているのか。維持管理はどうしているのかなど現状を説明していただきたい。

それと、52ページ、農地農業用施設災害復旧費工事請負費、4月豪雨災害査定による減額補正、日吉支所、7月豪雨災害復旧申請による増額補正、日吉支所、その他その下に吹上支所もありますけども、どこの分でどんな内容がなど、具体的にわかりやすく説明してください。

それから、53ページ、公共土木施設災害復旧費災害補助災害発生による云々となって、これはたくさん出てくるんですけども、補助災害発生、補助災害とはどんな内容で具体的にどんな災害を指すのか、わかりやすく具体的に説明願います。

それから、その下の工事請負費1億301万6,000円、これは先ほど申しましたけども、道路災害12件、河川災害9件、本庁道路災害3件とあります。具体的な場所、災害の状況、どういう事業を補助事業をやったのか、一覧表にして我々議員に配付してほしい。このことは議長名で正式に要請する、私はお願いしますけども、あらかじめお含みおきいただきたい。

それから、今度は議案第82号、56ページ、国保ヘルスアップ、あ、ごめんなさい。

**○議長（畠中實弘君）**

議案第81号についてのみの質疑でございます。

**○13番（田畑純二君）**

はい。以上です。

**○議長（畠中實弘君）**

先ほどの質疑の中で、観光の問題がありました。これはあなたの田畑議員の所管の部門でございますので、どうされますか。

**○13番（田畑純二君）**

あ、それならいいです。

**○議長（畠中實弘君）**

よろしいですね。はい。それはカットいたします。

**○市長（宮路高光君）**

今、ご質疑の中におきまして、この予算書が何も改善されていないというご質疑をいただきました。特に、私どもも今までもご指摘ございまして、特に工事請負費を含めた委託料、そういう件数等は一応ここに列記しておるといことで、ご理解していただきたいと思っております。具体的にどの路線どの路線という、多大な量にもなるというふうに思っております。そういうものにつきまして、今後、どこまで載していけばいいのか。また、それぞれ私どもの方も、いろいろと検討はさせていただきたいというふうに考えておりますけど。

特に、この10ページの議会の管理費のわからないということございまして、基本的には義務的な経費の中については、やはりその見込みと既定と、この中でご了承いただければよろしいのかなというふうに感じております。

今後につきましても、この予算書の説明資料のあり方について、どこまでどういうふうにして載して具体的にいいのか。まだまだ、またほかの議会の議員の皆様方からもちよっといろいろとご意見をいただいて、また私どもの方でも整理もしていきたいと思っております。

**○福祉課長（豊辻重弘君）**

私の方からは、まず16ページにあります13節の委託料、減額補正でございますが、この中の地域福祉計画についての説明ということでございます。これまで本市におきましては日置市子育て支援計画、去年は障害者計画ほか老人保健福祉計画と、それぞれの計画を作成してきたわけでございますが、これらの計画がプランという位置づけでございます

が、今回の地域福祉計画につきましてはビジョン、将来の構想です。総合的な計画書ということでご理解いただきたいと思います。

次に、20ページでございます。8節の報償費10万2,000円の増の中の公立保育所あり方検討委員会の開催回数に伴う増額補正ということで、今回、お願いしてございません。これについてご説明申し上げます。

まず、これまでの開催状況でございますが、これまで2回開催しております。1回目が、あり方検討委員会の目的、あわせて現在の私立市立保育所の3園の状況等の説明に終わったかと思います。そして、2回目が、先進地の検証ということでございまして、阿久根市の方に委員さんと関係係の職員と視察に行っております。

2点目が、委員の数につきましては17名ということで、当初から変更はないということでよろしくお願いたしたいと思います。

3点目が、委員長につきましては宇田議員さんの方に、現在、お願いしております。設置当時、議長をされていたということでお願いしまして、その後引き続き、現在もお願いしているところでございます。

次に、4点目です。今後の開催状況等につきましては、今後、3回程度を予定しておりますが、最終的には明けて3月までに提言報告書という形でいただくように、あり方検討委員会の方にはお願いしているところでございます。

以上でございます。

#### ○農林水産課長（上園博文君）

植樹祭の件につきましてご説明申し上げます。

開催期日は、来年の明けて平成20年の2月9日、場所は小鶴ドームで開催を予定しているところでございます。なお、出席者につきましては県の関係、そしていちき串木野市、日置市管内、総勢350名の皆さん方を

ご案内して開催の予定であります。

続きまして、災害の関係であります。説明資料の災害は52ページでございます。ごらんください。災害が全体的に減額になっております。この減額につきましては、日吉小吹高月井堰の災害復旧工事の減額補正についてでありますけれども、主なものは6月の補正で災害の状況を説明した段階では、転倒堰の工法で概算の予算をお願いしたわけでありまして、農政局と査定段階で、河川の両岸とも堤防でないために、護岸を超えて災害が発生する可能性は極めて低いということでありまして、多額を投じての転倒堰は投資効果は得られない、厳しい査定結果となりまして、結果として固定堰の工法となったところでございます。

したがって、今回、6月補正では1億3,990万円を工事請負費を計上させていただきましたけれども、今回は実質固定堰の工事費が2,575万3,000円の査定額となりました。工事請負費を初め、関係費目の減額補正と、7月の災害発生に伴う増額補正をお願いしているところでございます。

なお、7月の災害につきましてはおくれましたけれども、地域ごとの災害発生箇所、そして災害の大体の発生金額、箇所等を表示して、皆さん方にご報告をさせていただきましたけれども、この7月の豪雨災害が農地で18件、農業施設で21件、合計39件の被災で7,780万円の被災額となっております。今回、お願いする予算に関しましては、7月発生についての実施設計に近い額の今回の補正予算の計上としておりますので、申し上げました数字とは若干異なっております。ご了解いただきたいと思います。

なお、日吉の4月の査定の災害につきましては減額分と、7月の災害発生に伴う増額を相殺して、今回、補正を計上しております。

以上でございます。

### ○介護保険課長（満留雅彦君）

説明資料の19ページ、下段の方の28節の繰出金の関係でございます。この特定高齢者施策事業及び地域体制整備モデル事業の事業内容はということでございますが、介護保険特別会計で歳出予算で計上しておりますけれども、事業内容としましては、まず特定高齢者施策事業につきましては、介護の要介護者となる前の方、65歳以上でございますが、いわゆる特定高齢者と呼ばれる方々でございますが、その方々に対しまして通所事業としまして、今回は伊集院・東市来を1会場、日吉・吹上を1会場としまして、それで対象者の方に教室に来ていただきます。それを通所事業と言いまして、通所事業としまして運動機能向上、栄養改善等の教室を年、これから12回開催する予定でございます。

それから、訪問事業としまして、運動機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等について、運動指導士、歯科衛生士または栄養士等を雇い上げて、訪問事業を実施することにしております。

続きまして、地域ケア体制整備モデル事業でございますが、これも新規事業でございます。国の医療制度改革をもとにしまして、鹿児島県が地域ケア構想を掲げてございます。その中で、高齢者が、住みなれた地域で尊厳を持って安心して暮らしていける地域社会の実現ということを、構想でうたっております。

市におきましては本市の課題としまして、在宅かかりつけ医強化モデル事業ということで事業を実施してまいりたいと考えております。取り組む目的としまして、在宅かかりつけ医を中心としまして、緊急時における病院との連携から総合的な在宅医療のコーディネート、みとりまでの対応ができるかかりつけ医として、現在もやっておりますが、その機能を強化するというところでございます。病気の種類ごとに病院を変えずに、ま

ずかかりつけ医に相談していただきまして、的確な判断を仰いでいただいた後に、必要とする病院に行っていただくということでございまして、今、過剰な医療費を抑制していこうというねらいでもあります。

本市の取り組み内容としましては、地域包括センターが中心となりまして、ケアマネジャー、サービス事業者、本人及び家族等で、現在、開催しておりますサービス担当者会議でございますが、それにつきまして、在宅療養支援診療所として県に届け出ております伊集院地域を、今回、対象でございますが、4委員の医師にこの担当者会議に出席していただきます。その介護認定者の状態等を踏まえまして、サービスの種類ごとについての的確な指導を受けまして、過剰な介護サービスの提供を防ぎまして、また介護保険の適正な運用を図っていくというのが目的でございます。また、医師の助言を受けることで、包括職員並びに居宅のケアマネジャー等の資質の向上を図っていくということが、本市に課せられたモデル事業でございます。

以上です。

### ○下水道課長（宮園光次君）

資料の34ページでございますけれども、1目の都市計画総務費の28節繰出金でございます。この2,790万2,000円でございますけれども、これにつきまして公共下水道の特別会計事業への繰出金でございます。これにつきましては、今回、補正予算を上げてございますその精算分でございますので、公共下水道の分でございます。

以上です。

### ○都市計画課長（久保啓昭君）

36ページの街路事業費でございます。まず、13節の委託料につきましてご説明申し上げます。

駅周辺整備基本計画等の委託ということでございますけれども、これには一応里道の整

備の用地測量等も含んでおりますけれども、主なものにつきましては伊集院駅の駅前と駅裏、駅東口とに接続します交通広場等を一応整備する計画で基本計画を策定しまして、JR等との協議をしていくということの調査委託でございます。

それから、15節の工事請負費でございますけれども、都市里道維持補修工事ということで伊集院地域でございますけれども、5自治会から要望のありました、緊急自動車等が利用できなかったとかございまして、そのの局部改良3カ所、それから側溝整備2カ所、路面補修等が2カ所、計7カ所分の工事費でございます。

22節の補償補填及び賠償金につきましては、まちづくり交付金事業でございまして、まちづくり交付金の区画市道の分を街路事業の文化通り線のこの事業に充てまして、事業の進捗を図るということですが、補償につきましては日置市役所の裏を通っております文化通り線、これが長松川を渡りまして県道に交差点に達するわけですが、その区間の建物の補償ということで、当初9件計上していたものを10件ということで、1件分追加のものでございます。

#### ○土木建設課長（樹 治美君）

53ページの工事請負費の関係です。まず、災害はどういったことかといいましたら、公共土木施設の関係では、工事費60万円以上が補助としての災害で、一応認められるということになっております。ついでに、農林水産の関係は40万円以上ということでございます。

それから、この災害請負の関係ですが、道路事業2件、河川災害9件、合計11件と。本庁分で道路が3件、めくっていただきまして54ページ、東市来支所の分が道路災害4件、河川が1件です。それから、吹上で道路5件、それから河川で8件ということで

ございます。箇所をここでどこをと、どこの河川で何河川、何路線の何々というのはちょっと口頭で説明というのはできませんので、地図に落として一覧表をつけてお渡ししたいというふうに思いますので、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

終わります。

#### ○学校教育課長（町岡光弘君）

ページは45ページ、幼稚園費の中にあります子供支援センターの事業内容、場所というようなご質問でございました。46ページにも続いておりますが、昨年まで東市来地域で行われておりました幼児教育支援センター事業のものを発展的に引き継ぎまして、日置市子ども支援センターというのを設置したわけでございます。これは幼児、子どもを持つ親の相談、保育士の相談、あわせて子どもたちの教育相談と子育てに関する教育講演会を通して、子どもたちの健全育成に資するという目的で実施するものでございますが、場所は中央公民館の2階、旧子ども室の方に支援センターを今のところ設置しております。今後、教育委員会の方に移転をする計画で進めている事業でございます。主に、先ほど申し上げましたように、教育相談と教育講演会というのを中心に行っております。

以上です。

#### ○社会教育課長（神之門透君）

公民館費のことについてお答えいたします。

47ページでございます。東市来地域の皆田地区公民館で誘導灯の設置と給水管の配管修繕をお願いをいたしました。皆田地区公民館はご承知のとおり、学校から地区公民館の方に移しましたが、話し合いの活動とか夜の会合がふえてまいりました。2階に多目的ホールという施設がございますが、それが階段を上がって多目的ホールに行くようになっておりますけれども、これまで照明がなくて暗かったので、2階の多目的ホールの入り口

に誘導灯を設置をいたします。

給水管の修繕でございますが、これまで学校施設でございましたので、屋上に給水タンクがございまして、そこに上げて全部配水しておったんですけれども、利用が少なくなりました必要のところだけを上水、市の水道から直結で使うようにしようというための施設維持修繕料でございます。

質問がございました地区公民館の利用状況ですが、管理状況ですが、日ごろは地区の公民館長さん、社会教育指導員、公民館主事補の3名の方々が日常的な施設の管理はやっていただいておりますが、そのほか運動場の草払いとか、それから窓ふきとか、そういうのには地区の方々が交代で、そういう作業に当たっておられるということです。ただ、大きな木の剪定とかいうのにつきましては、市の公社に委託をしている部分もございます。

どういう利用をとということですが、地区公民館として地区の方々が自由に使っていただくことが原則ではございますが、ただ現在、美山保育所が美山保育園が地域子ども支援センターという施設をつくられるのに、今、場所がないということで、期限つきで一部教室を地域子ども支援センターに使っていただいている現状がございます。

以上です。

○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を13時零分とします。

午後0時05分休憩

---

午後1時00分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○13番（田畑純二君）

ただいま議案第81号の質疑に対して、市長、それから各担当課長より答弁をいただいたわけですが、市長の方に改めて要望と確認

をさせていただきたいと思っております。

今、私の質疑に対しまして市長の答弁があったわけですが、この決算の審査の資料、それから補正予算の説明資料、そういうことに関しまして、我々議員の議会の方でもいろいろ話し合いをしまして、それで議長名でそういう趣旨のことを総務部長あてには提出してあるというふうに確認してありますので、市長もだからそこら辺の議会としての、私個人の要望事項じゃなくて、議会としての要望事項だとよく踏まえていただいて、そこは前向きに今後の善処策をぜひ検討していただきたいと思っておりますので、一応そういう要望をしております。

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

○16番（池満 渉君）

2点だけ質問をいたします。

まず、歳入の一番最初のところですが、地方特例交付金8,800万円の減でありますし、特別交付金が約1,000万円の増であります。説明書の中に制度改正による減額補正、制度改正による増額補正というような内容が書いてございますが、この制度の改正はどのようなことなのかをご説明をいただきたいと思っております。

それから、もう一点でございますが、歳出の賦課徴収費、過誤納返戻金の1,000万円増があります。あわせて還付金の増もありますけれども、ここら辺の内容はどういったことなのかのご説明をお願いをいたします。

○財政管財課長（奥菌正名君）

ただいまの地方特例交付金のことですが、この制度は平成11年度から始まっております。減税が実施された段階において、その一部を補填するという形で財源を確保する形で行われておりました。昨年度、1億円程度入っておりますが、今回から減税補填債、減税補填特例交付金とか児童手当特例交付金

というのが制度がなくなりまして、減税補填の方は特別交付金の方に振りかえられたという形で。ですから、児童手当特例交付金という措置がもうなくなったということで、今回、制度改正によって、そういう減額になった分と増額になった分があります。

以上です。

#### ○税務課長（瀬川利英君）

賦課徴収費の過誤納返戻金についてですが、今回、1,070万円の増額を計上してございますけれども、内訳につきましては、個人の市県民税の部分が修正申告による還付の発生、中身につきましては、例えば社会保険料が増額になったとか、あるいは寡婦控除が漏れていたとか医療費控除があったとか扶養控除がふえたとか、そういうことなことでございます。そのほか、法人市民税につきましては個人の確定申告に伴いまして、予定納税分が還付になってくるというふうな例が、今回、多数発生いたしております。

以上です。

#### ○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

2点だけ考えていましたが、1点は駅裏のことで答弁がありましたので、1点だけ質問をいたします。

37ページの地下壕のことで。もう伊集院町に地下壕のことで予算がついたのが2回目なんですけど、1回目はどんなことをして、これが2回目のようなんですけど、地下壕の入り口をふさぐということが書いてありますけれども、地下壕の予算がついたからねと。伊集院は八久保と愛宕地下壕、有名なんですけど、これは新聞に1年ぐらい前大きく載りまして、その責任者は宮原陸という人でした。それで宮原さんが、「坂口さん、予算がついたどんどこよとか、だいがどこで何をしたとか、何もおいせなこといもなち」と、こうおっしゃ

いましたので、「また予算がつくがよ」と言ったら、「今度どまねち、詳しいおじさんに聞けち、役場に言うちよけち、最初に言うちよけ」というようなことなんです。

だから、どこがどうするのかわかりませんが、伊集院の愛宕地下壕、八久保地下壕、いろんなところに壕がありますので、それに詳しいその地域の代表みたいな人にも相談しないと、その詳しい人が「耳にも入らん。1回目はどこをどげんしたたろうかい」というようなことですので、その地下壕の1回目の予算はどんなことをして、1回何か質問をしたらなんかよくできなくて、中学校の校舎建築と重なってどうこうという答弁を受けていたんですけど、1回目どんなことをして、2回目は、そしてどこが受けた場合、だれと相談してどこに壕の入り口があるのと、そんなところをもう少し丁寧に、壕のことを不安に思っている住民のあれにこたえてほしいと思うんですが、そこを質問いたします。

#### ○都市計画課長（久保啓昭君）

今のご質問に対してですけれども、37ページの特殊地下壕対策事業費の15節の工事請負費でございますけれども、この補助事業につきましては、ことしから県の方が、国の補助事業に満たない200万円未満の地下壕を封鎖する事業を、19年度から21年度までに新しい事業として導入をされました。

その分でございますけれども、坂口議員の方が言われました伊集院地域の伊集院中学校の下にあります地下壕につきましては、昨年度調査をいたしまして、これは国庫の補助に該当する大きな地下壕で、個人が掘ったものではなく、軍等が掘った対象のものを国の補助事業にしているということで、今回のこの補助事業につきましては県の特設地下壕対策事業ということでございまして、今回は東市来6カ所、伊集院が10カ所ということで、全部で県の対象になる部分が、前回調査の時

点で88カ所ございましたけれども、その箇所を各担当で自治会また個人に調査をいたしまして、新たに見つかった部分、またもう封鎖されている部分等もございまして、その部分を3カ年間で事業を行う計画でございます。

伊集院の分につきましては切通地区ということで、昨年度調査をいたしましたけれども、ボーリング等またレーザー探査等をいたしましたけれども、まだ細部にわたっての調査が必要ということで、来年度以降、また調査を入れようということで計画しております。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

これは武岡中で起こった事故からこんなのがあちこち、今度は県の補助ということで、その10カ所はどこどこかわかりませんが、やはり伊集院町内にある地下壕に詳しい人に一言ぐらいは相談とか何かをするべきじゃないかと、宮原さんは「おかしあいなあ」と言うんです。

だから、新聞切り抜きは私もしておりますが、伊集院町の愛宕地下壕と八久保地下壕というのは、軍がつくったので本当に大規模なものなんです。だけど、八久保団地ができるときに、下入り口はふさいであるみたいです。だけど、ふさいであるからといってその地下壕が埋まったわけではないし、地震でも何かあったら崩れる心配もあるんじゃないか。中学校の校庭の方へ、もう迷路のように通っている地下壕なんです。戦時中はあそこに軍馬もつながれていて、壕を毎日部落で割り当てて掘ったあれがあるんですが。

これは国の補助ですということでしたが、第1回についたときは国のお金がどれぐらい来たんですか。もう係も都市計画課長もかわったし、わからないかもしれませんが、今度のは本当にただ切通の簡単な壕をふせぐぐらいのあれですけども。この間の余り大き過ぎた国の補助というのはどうなっているんでしょうか。

#### ○都市計画課長（久保啓昭君）

調査委託をしました18年度につきましては、市の単独費で調査をいたしまして、国の補助にのせるために調査をするということですが、前年度にしました日吉地区の内門地区、ことし工事を実施しますけれども、そういうところにつきましては市の単独で調査をしまして、国の補助事業で工事をするということにしております。

伊集院地区につきましては再調査を補助事業の中でしていくということで、国の補助が2分の1でございます。県のこの補助事業につきましても、県が2分の1、市が2分の1という補助でございます。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

そうしたら、市の単独でこないだは生まれ、それがもとになって、また国の事業としてされる規模はあるわけですね。それでないと、伊集院町にこの地下壕やら何やらの詳しい下川教授というのがいるんです。この人に聞きますと、生活用水が流れるようなところの壕は崩れる心配があると。鹿屋なんか自動車通勤の帰りのご婦人が埋まって死んだ例もあります。

鹿児島もあちこち壕の跡が崩れたりしていますので、伊集院町から壕のこんな事故が起こらないように早目にどうかしないと、私も心配をしております。地震があったり何かあったときの心配です。そういうことで、あとには要望になりましたけれども、安心、安全な日置市をつくるために大事なことだと思って質問をいたしました。

以上です。

#### ○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑は。

#### ○24番（谷口正行君）

私も二、三わからないところがありますので、ちょっと聞きたいと思います。

説明資料のまず12ページであります。

財産管理費の中の工事請負費50万円となっております。これが急にでてきたんだらうと思いますけれども、どこに何をするのか目的は何か、ちょっと伺っておきます。

それと、その隣の情報管理費の中に需用費修繕料として、電柱移転などの修繕料の不足によるということになっております。これは通常、道路改良等の事業を行えば、その中に組み込まれるはずだと思っております。こうして別に組んであるところを見ますと、市独自の電柱なのかどうなのか、ちょっとそこらあたりをちょっと聞いておきます。

それと、26ページの農地費の中の工事請負費、これも新規事業が急に決まったのかなと思っておりますけれども1,200万円、これ伊集院地区の方であります、何かどう決まったのか、これも伺っておきます。

それから、もう一つ、38ページの非常備消防費の中の負担金、県の市町村総合事務組合へ消防補償等事業追加負担金として122万6,000円の追加が出ておりますけれども、なぜいまごろ追加の負担金になるのか。それと消防補償等事業と書いてありますけど、これ何か事業をすることになるのか。それとも、日置市だけが負担金額を追加がされてある。理由は何なのか、ちょっと伺っておきたいと思えます。

#### ○財政管財課長（奥蘭正名君）

12ページの財産管理費の工事請負費の50万円の件についてでございますが、これは旧東市来地域の長里駐在所跡地のあその土地のことで、排水が道の方に流れているということで、その排水対策として流れをよくするという形で、今回の補正に計上をさせていただいたところでございます。

以上です。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

情報管理費の道路改良等による電柱移転のことでございます。これにつきましては市の

イントラネットをNTTの電柱とか九電の電柱に添架させていただいている分と、市で電柱を立てた分がございまして、それらが道路改良に絡んで移設をするということで、件数が大分ふえてきておまして、今回、不足を生じましたので増額をお願いしたところでございます。

#### ○農林水産課長（上園博文君）

ご質問がございました26ページの工事請負費、補助事業で1,200万円のご質問でございます。これは、下谷口側の場所は松元境なんですけれども、宮下酒店がございまして、その南側の下谷口側の井堰なんです、今回、転倒ゲートの保守、塗りかえと、ゲートがこれまで鉄板でできておりましたので、それをステンレスに交換ということであります。幅員が12メートル、高さが2メートル、県の負担が90%で市が10%の負担でございます。なお、受益面積については下流域の水稲作26ヘクタールが、今回の利益を受ける水田面積になっているところでございます。

以上でございます。

#### ○消防本部消防長（福田秀一君）

非常備消防費の負担金の増額でございます。これにつきましては消防団員退職報償金支給、責任、共済契約に係る掛金というのがございまして、これが団員1人当たり2,000円引き上げられまして、1万7,200円から1万9,200円になりました。この引き上げられました2,000円に条例定数613人を掛けまして、122万6,000円の増でございます。これは消防補償等の負担金ということで、何か事業をするというわけではございません。（発言する者あり）

これは、加入しているところがすべてということでございます。

#### ○議長（畠中實弘君）

よろしいですか。

○24番（谷口正行君）

はい。

○議長（畠中寛弘君）

ほかに質疑は。

○11番（漆島政人君）

幾つかこの説明資料でお尋ねいたします。

まず、44ページです。10款教育費です。修繕料です。市内中学校のリースパソコンの故障、これに伴う増額補正なんですけど、大体一般にリースをされている機器については、そのリース会社が修理するのが一般的ですけど、これはこれだけの金額をどういった理由で修理をされるのか。また、あとリース契約についてはどういうふうになっているのか、これが1点です。

あと、次の下の、同じく19節の負担金補助及び交付金、中学校の中体連関係の九州大会、全国大会に出場する補助金ですけど、これは既にもう大会は大体夏休みに終わっているのではないかと思いますけど、この不足分が、今回、補正計上されているわけですけど、今、補正されて問題はないのか。

それと、あと大会によっては、今回、ことしの場合は宮崎であったり、あと陸上関係については沖縄ですか、あと全国大会、遠いところについては宮城の方もあったんじゃないかと思うんですけど。これに対して3分の1補助ですけど、かなり金額の自己負担が多い子どもたちもいるんじゃないかと思うんですけど。この一番個人負担が多くなっているケースでどれくらいなのか。また、その自己負担が多いがために、大会に参加することがなかなか難しいというのは、そういった問題点等は発生していないのか、ここが2点目です。

あと、その下、同じく教育費のこの学校建設費です。これの委託料のところでは建築基準法の改正によって、伊集院中学校の構造設計の見直し委託料が出ているわけですけど、い

つこういった構造上の建築基準法が見直されたのか。と申しますのが、今回、既に伊集院中学校の建設については、先ほど建設に伴う委託契約の方が可決されたわけですけど。今の時点でこういうのが出てくれば、この建設に伴う金額、工事仕様、そういうものには何も問題はないのか、このことをお尋ねいたします。

それと、あとB&Gです。B&Gの方が指定管理者へ移行していくのが言われているわけですけど、これの48ページ、中間の職員手当の時間がオーバータイムに関する追加補正が出ているわけですけど、既定予算に対して、約50%アップの追加補正計上がなされているわけですけど、これは当初の事業計画と何か大きな見直しがあったのか、この点をお尋ねします。

それと、もう一点、B&Gに関するんですけど、灯油の地下タンクの漏洩の検査、この追加補正が出ているわけですけど、この漏洩検査については法的な基準に基づく検査なのか。そうであれば、何年に1回、これだけの金額を伴う検査が必要なのか。それと、あと大体これは温水プールをやるためのあれになる、これはあとの燃料のあれかなと思うんですけど、この地下埋設をしなければいけないというような。何か法的な基準が埋設の段階であったのか。今、申し上げた点についてお尋ねいたします。

○学校教育課長（町岡光弘君）

それでは、負担金補助金の中体連の九州大会等の件でございますが、これにつきましては、毎年この時期にどうしても上がる関係から、このタイミングでいつも出ていく分をお願いをしているというのが実情でございます。

それから、どれぐらい最大なのかということにつきまして、今、資料をちょっと持ち合わせておりませんが、これ3分の1の補助額をしている関係で、実費に対して3分の1で

すので、計上されたものに対しての補助ということで差し上げております。ただ、おっしゃったように、これで十分かどうかということについては、もう少し欲しいというような声も聞いてはおります。が、これは規定のために3分の1でやっているところがございます。申しわけありません。個人負担の最大というご質問でしたが、そこについてはちょっと今、持ち合わせておりませんので、また調べてみたいと思います。（発言する者あり）  
済みません、よろしいですか。続けて。

パソコンの市内中学校のリースの故障に伴う増額補正ということですが、リースでは保守契約までは入っておりません。ただ、例えばことし新しく始まった東市来地域の1年間についてはついていっていると。それ以外のところの補修についてはそういうものがついていないために、故障が次々出ていることに対する補正をお願いをしたところでございます。

以上です。

#### ○教育総務課長（山之内修君）

45ページの学校建設費委託料に関する質疑でございますが、この建築基準法改正に伴う内容というものにつきましては、6月20日施行の改正建築基準法施行令の施行に伴いまして、この内容については構造計算書偽造問題の再発防止のために、建築確認や中間完了検査が厳格化されております。このため、構造計算を再計算して建設に臨まなければならないということで、今回、補正をお願いいたしておりますが、執行に当たりましては、既定の委託料がございましたのでその分を充当し、今回、工事請負費の執行残を充ててお願いしたものでございます。

このような措置をとりましたのは、この伊集院中学校の建築工事につきましては3年継続で、既に次の工事等も兼ね合いもございません。工期の問題もありましたので、この時期を逸すると、1カ月近く工期がおくれてしま

うというような事情等もございましたので、今回、このような形でお願いしてございます。

以上で終わります。

#### ○市民スポーツ課長（妙見義弘君）

B & Gの時間外手当の件でございますが、4月に人事異動がございまして職員の主査級から係長級にかわりました。まず、その分の補正ができていなかったと、当初でもらえておりませんでした。それと、年間のスポーツ教室の枠がまだ大きかったわけですが、それも当初で計画どおりもらえていなかったということで、こういうちょっと大きくなったという根拠であります。

それから、B & Gの灯油の地下タンクの件ですけれども、これは地下貯蔵の立入検査で消防設備点検という形で検査を受けまして、指摘を受けて調査を下さいということで、毎年であったわけではありません。

以上です。

#### ○議長（畠中實弘君）

ほかに。

#### ○11番（漆島政人君）

今、質問したことに質疑したことに対して、もう少しお尋ねいたします。

この中学校の大会参加に対する補助金、大変だという要望も声はあるということでしたけど、大体大多数の方はこれで問題なくいつているのか。

あと、パソコンについては、これはもう大体年数的にこれくらいの修理は当然必要だろうなど、当初から見込んでおられた分なのか。

あと、この地下タンクについては、指摘を受けての調査だということですけど、これは何年に1回ぐらいこういう調査が検査が必要なのか、これもう一回、お尋ねいたします。

#### ○学校教育課長（町岡光弘君）

お答えします。

負担金につきましては十分であるか、ということかということにつきましては、ほとん

どのところはこの3分の1額の規定を説明して、そうですか、ということで納得されてという言い方ですけれども、納得していらっしゃるようです。ただ、現実、遠いところに行かれたり、負担が別にかさむというところから、もうちょっとこの額を上げていただけないかな、というような声がないわけではありません。ここが非常に規定との難しいところでございますが、そういう声も当然ございました。

それから、パソコンの方につきましては、確かにその辺が当初からきちんと上げていなかった分、リースでこうしていたわけですが、先ほどありましたように修理が必要とされるものを置いておきながら、そのまま残りので使っていたりする部分もございまして、今回、補正になったということですが、これを何年かしたら何台ぐらいがどれぐらいかかるといのも調査しながら、当初で幾分計上して計画的に補修することも、これは必要なことだなというふうに思っております。1年間は、だから保守点検が入る契約もありますので、その辺との絡みでまた考えていきたいと思えます。

**○市民スポーツ課長（妙見義弘君）**

大変申しわけありませんけれども、1年か3年かだと思んですけど、その確認ができておりませんので、また後ほど報告させていただきます。確認してから報告します。

**○議長（畠中實弘君）**

よろしいですか。

**○11番（漆島政人君）**

はい。

**○議長（畠中實弘君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

これで質疑を終わります。

次に、議案第82号から議案第93号まで

の12件について質疑はありませんか。

**○13番（田畑純二君）**

まず議案第82号について質疑いたします。

説明資料の56ページでございます。款6節13の委託料、その他委託料11万8,000円とこう書いてありますが、国保ヘルスアップ事業費というのがございます。それで、これはどんな事業なのか、当初予算でひょっとしたら説明があったかもしれませんが、念のために。そして、どこにどのように委託するのか、その内容を少し説明していただきたい。

それから、議案第83号、これも説明資料の57ページでございます。特別養護老人ホーム事業特別会計一般管理費の報償費謝金、青松園あり方委員会謝金、こういうふうに8万3,000円計上されております。それで、なぜいまごろこの補正で、あり方検討委員会の謝金を計上しなければならないのか。その目的と、それからそのあり方検討委員会をなぜつくらなければいけないかという趣旨です。それから、その委員のメンバー、恐らく市民病院のあり方検討委員会に準じてということだと思いますけど、そこら辺をなぜこの段階でつくらなければいけないか。また、私、一般質問でも質問しますが、それはそれとしてこの場で説明していただきたい。

それから、議案第84号、58ページでございます。歳入の中で款7の繰越金前年度繰越金、それでその後の方にもいろいろ繰越金が出てくるんですけど、この中でなぜ今の時点でこの繰越金を計上せないかんのか。ある程度理由はわかりますけど、そこら辺のことをはっきりした理由を、今の補正の段階で、なぜ計上せないかんのかということを確認の意味でもお知らせ願いたい。

それから、その上の一般会計、84号の公共下水道事業特別会計一般会計繰入金起債償還分となっております。それで、この起債は

どうなっているのか。それと、この起債の償還の計画はどうなっているのか。そこら辺を質疑いたします。

それと、一番議案第92号、説明資料の66ページ、一般管理費の報償費、地域ケア体制整備モデル事業導入に伴う増額補正と、この地域ケア体制整備モデル事業導入、この事業の内容、どんなことをやってどうしていくのか。具体的にわかりやすく説明願いたい。

以上。

#### ○健康保険課長（脇 忠男君）

56ページの国保ヘルスアップ事業でございます。ヘルスアップ事業は800万円事業で一部単独を除き、ほぼ100%の補助事業でございます。基本健康診査の結果からメタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群の方を抽出しまして、予防のための生活習慣改善が継続的に実施できるよう、個別健康支援プログラムを実施するという事で、4地域より対象者は50名、集団で7回、個人で3回、10回集まってもらいまして運動とか食事療法、個別指導を行うものでございます。この事業のほとんどの800万円ぐらいが、鹿児島県民総合センターの方に委託をしております。そのほかに、右側にありますように血液検査で改善ぐあいを調べるということで3回、当初に組んでいた分で少し足りない分を増額しております、11万8,000円を計上してございます。

以上です。

#### ○市民福祉部長（樋渡健郎君）

青松園のあり方検討委員会の関係でございます。なぜ今かということでございますけれども、やはり今まで市民病院とか、いろいろ検討委員会も開催をさせていただきましたその結論等も出てきました。そういったもろもろと一緒にこうやっていけばよかったんでしようけれども、当初去年の異動で青松園の園長もかわりまして、その関係で研修とか半年

ぐらい、研修とか資格を取るための研修等が入ってまいりまして、なかなかその辺のところの事務的なものができなかったことが、1つの原因でもございます。

目的につきましては市民病院と同じように、今後、この青松園を市がどのようなふうにして運営をしていくのか、その辺のところをば、いろんな方々の意見も聞きながら進めていきたいというふうに考えております。

それと、またメンバーにつきましては、今、考えているところは、市の市会議員、また社会福祉法人の代表、それから入所者の家族、高齢者クラブの代表、それから民生委員とか自治会長、婦人会、そういったもろもろの団体の代表をお願いしようかと、今、考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○下水道課長（宮園光次君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず最初に、繰越金のことでございますけど、なぜいまごろ計上するのかといいますと、出納閉鎖期間が5月31日でございますので、当然9月に第1回目の議会ということで計上してございます。

それから、2点目の一般会計の繰入金の起債分の2,790万2,000円でございますけれども、これにつきましては当初予算で事業起債分を1億6,313万円計上してございましたので、これの分の減額でございます。

以上です。

#### ○介護保険課長（満留雅彦君）

資料の66ページに記載してございます地域ケア体制整備モデル事業についてでございますが、これは一般会計の19ページに当たりまして繰出金のところで、事業内容につきましては、けさほど説明済みでございます。ただ、これこの事業は県の単独補助事業につきまして、2分の1の県補助事業を受け入れることとしております。

以上です。

○議長（畠中寛弘君）

よろしいですか。

○13番（田畑純二君）

はい。

○議長（畠中寛弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第81号は、各常任委員会に分割付託します。議案第82号、議案第83号、議案第88号、議案第89号、議案第92号及び議案第93号は、環境福祉常任委員会に付託します。議案第84号、議案第85号、議案第90号及び議案第91号は、産業建設常任委員会に付託します。議案第86号及び議案第87号は、総務企画常任委員会に付託します。

---

△日程第29 認定第1号平成18年度  
日置市一般会計歳入歳出  
決算認定について

△日程第30 認定第2号平成18年度  
日置市国民健康保険特別  
会計歳入歳出決算認定に  
ついて

△日程第31 認定第3号平成18年度  
日置市老人保健医療特別  
会計歳入歳出決算認定に  
ついて

△日程第32 認定第4号平成18年度  
日置市特別養護老人ホー  
ム事業特別会計歳入歳出  
決算認定について

△日程第33 認定第5号平成18年度  
日置市公共下水道事業特  
別会計歳入歳出決算認定  
について

△日程第34 認定第6号平成18年度  
日置市農業集落排水事業  
特別会計歳入歳出決算認  
定について

△日程第35 認定第7号平成18年度  
日置市国民宿舎事業特別  
会計歳入歳出決算認定に  
ついて

△日程第36 認定第8号平成18年度  
日置市国民保養センター  
及び老人休養ホーム事業  
特別会計歳入歳出決算認  
定について

△日程第37 認定第9号平成18年度  
日置市温泉給湯事業特別  
会計歳入歳出決算認定に  
ついて

△日程第38 認定第10号平成18年  
度日置市公衆浴場事業特  
別会計歳入歳出決算認定  
について

△日程第39 認定第11号平成18年  
度日置市飲料水供給施設  
特別会計歳入歳出決算認  
定について

△日程第40 認定第12号平成18年  
度日置市住宅新築資金等  
貸付事業特別会計歳入歳  
出決算認定について

△日程第41 認定第13号平成18年  
度日置市介護保険特別会  
計歳入歳出決算認定につ  
いて

△日程第42 認定第14号平成18年  
度日置市立国民健康保険  
病院事業会計決算認定に  
ついて

△日程第43 認定第15号平成18年  
度日置市水道事業会計決

## 算認定について

### ○議長（畠中實弘君）

日程第29、認定第1号平成18年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第43、認定第15号平成18年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの15件を一括議題とします。

ここで議事の進め方についてお諮りします。

市長から提案理由の説明を受け、各認定議案に対する質疑は10月1日に行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。そのように進めます。

15件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

### ○市長（宮路高光君）

認定第1号から認定第13号までは、平成18年度日置市一般会計及び特別会計の決算認定であります。

地方自治法第233条第2項に規定する監査委員の審査を完了したので、同条第3項及び第5項の規定により、監査委員の審査意見書並びに当該決算に係る会計年度中の各部門における主要施策の成果調書及び地方自治法施行令第166条第2項に規定する書類を添えて、議会の認定に付するものであります。

認定第1号は、平成18年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

一般会計の決算額は、歳入総額246億5,924万4,000円、歳出総額238億652万8,000円で、歳入歳出の差引額は8億5,271万6,000円となりました。

歳入では、市税や分担金及び負担金、使用料及び手数料、繰入金、繰越金など自主財源が67億2,385万円で、歳入総額に占める割合は27.3%となっております。しかし、残りの72.7%、金額にいたしまして179億3,539万4,000円は依存財源

であり、国、県に対する依存度が高い財政構造となっております。

このような状況の中で、国における平成18年度の地方財政計画や景気動向を考慮した上で、産業の振興や住民福祉の向上、教育の振興を図るため、国、県の補助事業を導入して特定財源の確保に努めながら、各種施策を進めてまいりました。

歳出では、目的別に分類した主なものでは、構成比の大きい順では歳出全体の20.4%を占める民生費が48億6,188万4,000円、次に土木費で16.5%で39億2,535万2,000円、公債費が16.1%で38億2,879万7,000円、教育費が12.5%で29億9,142万5,000円などとなっております。

地方財政を取り巻く環境は、極めて厳しい状況にあります。合併して2年目の決算の中で行政改革集中改革プランに基づき、人件費を初め義務的経費の節減や平成18年9月から22カ所の施設に指定管理者制度を導入するなど、市民サービスの向上と効果的な施策の実施に取り組んでまいりました。

今後も、健全な財政運営に努めるとともに、緊急性、投資効果を踏まえた事業の選択を行い、より効率的な財政運営に努めてまいります。

次に、認定第2号は、平成18年度日置市国民健康保険特別会計決算認定についてであります。

歳入総額62億6,789万9,000円、歳出総額60億3,881万円で、歳入歳出差引額は2億2,908万9,000円となりました。

歳入の主なものでは、国民健康保険税14億1,819万1,000円、国庫支出金20億4,973万5,000円、療養給付費交付金11億7,151万9,000円、繰入金5億3,645万2,000円、共同事業交

付金4億8,213万5,000円、県支出金2億9,125万円、繰越金が3億370万3,000円となっています。

歳出の主なものでは、保険給付費40億7,379万3,000円、老人保健拠出金11億5,768万5,000円、共同事業拠出金4億2,956万円、介護納付金が2億6,322万円となっています。各種検診や健康教室の疾病予防とレセプト点検の実施など適切な医療機関への受診に関する広報を行い、医療費の抑制に努めました。

次に、認定第3号は、平成18年度日置市老人保健医療特別会計決算認定についてであります。

歳入総額83億5,197万3,000円、歳出総額83億5,197万3,000円で、歳入歳出同額となりました。

歳入の主なものでは、支払基金交付金44億2,939万3,000円、国庫支出金24億8,039万4,000円、県支出金6億4,190万6,000円、一般会計繰入金が7億9,614万円となっています。

歳出の主なものでは、医療諸費82億8,646万3,000円、諸支出金が6,054万8,000円などとなっています。

次に、認定第4号は、平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計決算認定についてであります。

歳入総額3億2,737万5,000円、歳出総額3億1,867万8,000円で、歳入歳出差引額が869万7,000円となりました。

歳入の主なものでは、施設介護サービス収入2億7,522万2,000円、短期入所生活サービス収入754万5,000円、繰越金が4,406万8,000円となっています。

歳出の主なものでは、一般管理費2億3,079万7,000円、介護サービス事業費4,066万2,000円、基金積立金が

4,269万5,000円などとなっております。

次に、認定第5号は、平成18年度日置市公共下水道事業特別会計決算認定についてであります。

歳入総額5億7,597万5,000円、歳出総額5億4,696万9,000円で、歳入歳出差引額が2,900万6,000円となりました。

歳入の主なものでは、分担金及び負担金1,870万1,000円、下水道使用料1億5,899万3,000円、国庫補助金2,595万円、繰入金2億3,226万2,000円、事業債1億3,000万円となっています。

歳出の主なものでは、総務費1億5,427万6,000円、公債費2億7,098万8,000円、事業費で工事請負費など1億2,170万5,000円となっています。

次に、認定第6号は、平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計決算認定についてであります。

歳入総額4,497万4,000円、歳出総額4,362万2,000円で、歳入歳出差引額は135万2,000円となりました。

歳入の主なものでは、使用料1,224万8,000円、繰入金が2,868万2,000円などとなっています。

歳出では、一般管理費877万3,000円、公債費が3,484万9,000円となっています。

次に、認定第7号は、平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

まず、平成18年度の利用状況は、宿泊人員1万6,097人、休息人員5万934人の合わせて6万7,031人となっており、前年度に対し宿泊15人減、休息7,006人増の合計6,991人の利用増となりました。

宿泊客が前年度と比べ減少する中で、バイキングを取り入れたランチの販売等により、レストランの利用客が大幅な増加となっています。

続きまして、収支状況についてご説明申し上げます。決算額は、歳入で2億6,420万円、歳出で2億5,031万1,000円になり、歳入歳出差引きで1,388万9,000円が実質収支となりました。歳入で主なものは、事業収入2億4,408万4,000円で歳入全体の92.4%を占めております。

また、歳出では、経営費として2億5,031万1,000円で、主な歳出項目といたしましては人件費、需用費、工事請負費及び原材料費などとなっています。

次に、認定第8号は、平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

江口浜荘につきましては、地方自治法に基づく指定管理者として平成18年9月から株式会社イシタケを指定し、民間の能力を活用することにより、効率的な管理運営を行ってまいりました。

平成18年8月末までの利用状況につきましては、宿泊人員2,722名、室利用者3,332名、食堂利用者1万772名、入浴利用者6,232名で、延べ2万3,058人となり、8月末の対前年比2,810人の減となりました。また、指定管理者に引き継いだ9月以降も含めた年間利用者数は5万5,770人であり、前年度と比較して3,698人、6.2%の減となっております。

次に、収支状況についてご説明いたします。決算額は、歳入で事業収入4,635万8,000円、繰越金986万1,000円、一般会計繰入金1,500万円、歳入総額7,121万9,000円となりました。

歳出では、人件費3,256万3,000円、原材料費1,280万4,000円など歳出総額は6,453万5,000円で、歳入歳出差

し引き668万4,000円となりました。

次に、認定第9号は、平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計決算認定についてであります。

歳入総額723万2,000円、歳出総額534万6,000円で、歳入歳出差引額は188万6,000円となりました。

歳入では、温泉使用料391万8,000円、基金利子2,000円、一般会計繰入金145万2,000円、前年度繰越金185万8,000円、預金利子2,000円となっています。

歳出の主なものでは、温泉給湯事業費で需用費の光熱水費、施設維持修繕料、基金積立金など534万6,000円となっています。

次に、認定第10号は、平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計決算認定についてであります。

公衆浴場につきましては、地方自治法に基づく指定管理者として平成18年9月から株式会社有園を指定し、民間の能力を活用することにより、効率的な管理運営を行ってまいりました。

歳入総額は1,151万2,000円、歳出総額は874万9,000円で、歳入歳出差引額は276万3,000円となりました。

歳入の主なものでは、浴場使用料の入浴料507万1,000円、基金利子2,000円、前年度繰越金570万9,000円などとなっています。

歳出では、浴場管理費で需用費の光熱水費、施設維持修繕料、基金積立金など874万9,000円となっています。

次に、認定11号は、平成18年度日置市飲料水供給施設特別会計決算認定についてであります。

歳入総額53万5,000円、歳出総額36万2,000円で、歳入歳出差引額は17万3,000円となりました。

歳入の主なものでは、使用料34万7,000円、繰越金が19万2,000円となっています。

歳出の主なものは、飲料水供給施設管理費で需用費の光熱水費など12万9,000円、役務費の水質検査手数料15万2,000円などとなっております。

次に、認定第12号は、平成18年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定についてであります。

歳入総額1,733万3,000円、歳出総額1,708万9,000円で、歳入歳出差引額は24万4,000円となりました。

歳入では、貸付元利収入470万4,000円、一般会計繰入金1,237万3,000円、繰越金が25万6,000円となっています。

歳出では、公債費で1,078万9,000円となっています。

次に、認定第13号は、平成18年度日置市介護保険事業特別会計決算認定についてであります。

歳入総額42億4,065万2,000円、歳出総額40億3,443万9,000円で、歳入歳出差引額は2億621万3,000円となりました。

歳入の主なものでは、介護保険料で6億349万8,000円、国庫支出金で10億9,156万6,000円、支払基金交付金で11億5,658万9,000円、県支出金で5億9,723万4,000円、繰入金で6億607万7,000円、繰越金が1億8,491万5,000円などとなっております。

歳出の主なものでは、保険給付費が37億3,073万6,000円、基金積立金が6,360万1,000円、諸支出金が1億3,307万9,000円などとなっています。

次に、認定第14号は、平成18年度日置市立国民健康保健病院事業会計の決算認定で

あります。

地方公営企業法第30条第2項に規定する監査委員の審査をお願いしておりましたところ、9月3日付をもって決算の係数は正確である旨の通知がありましたので、同条第4項及び第6項の規定により、監査委員の審査意見書並びに当該年度の事業報告書及び地方公営企業法施行令第23条に規定する書類を添えて、議会の認定に付するものであります。

収益的収入及び支出につきましては、収入総額3億2,078万7,000円、支出総額3億5,129万8,000円で、収入支出差し引き3,051万1,000円の経常損失となりました。

収入は、入院、外来収益を主とした医業収益3億109万6,000円と他会計補助金など、医業外収益1,969万1,000円となっています。

支出では、職員給与費や材料費、経費、減価償却費など、医業費用が3億5,030万3,000円と企業債支払利息などの医業外費用99万5,000円であります。

資本的収入及び支出につきましては、収入総額が381万3,000円で負担金であります。支出総額は572万円で企業債償還金であります。資本的収入、資本的支出に対して不足する額が190万7,000円は、過年度損益勘定留保資金で補填しました。

次に、認定第15号は、平成18年度日置市水道事業会計決算認定についてであります。

平成18年度は、日吉、吹上地域の簡易水道事業を包括した事業経営を行いました。

収益的収入及び支出につきましては、収入総額が7億6,533万7,000円、支出総額は7億3,097万4,000円で、収入支出差し引き3,436万3,000円となりました。

収入は、水道料金を主とした営業収益6億8,422万3,000円と他会計補助金など、

営業外収益 8,111万4,000円となりました。

支出は、職員給与費や動力費、減価償却費などの営業費用 6億1,588万2,000円と企業債支払利息などの営業外費用 1億1,391万2,000円、過年度消費税分の特別損失 118万円となりました。

資本的収入及び支出につきましては、収入総額は 1億6,179万4,000円で企業債や出資金、市補助金が主であります。

支出総額は、3億5,611万9,000円で送配水施設等の建設改良費と企業債償還金であります。

資本的収入及び支出で、収入が不足する額 1億9,432万5,000円は、損益勘定留保資金等で補てんしました。なお、当年度の純利益は 2,631万8,000円となりました。

以上 15 件、ご審議をよろしく願いいたします。

---

△日程第 4 4 請願第 1 号 J R 不採用問題の早期解決を求める意見書の採択について

△日程第 4 5 請願第 2 号実効性のある地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書提出を求める件

△日程第 4 6 陳情第 7 号日置市立伊集院中学校仮設校舎空調（エアコン）設備に関する陳情

△日程第 4 7 陳情第 8 号南アジアの核軍拡競争を防ぐため原子力供給国グループ（NSG）での慎重な議論を求める意見書の採択について

○議長（畠中實弘君）

日程第 4 4、請願第 1 号 J R 不採用問題の早期解決を求める意見書の採択についてから日程第 4 7、陳情第 8 号南アジアの核軍拡競争を防ぐため原子力供給国グループ（NSG）での慎重な議論を求める意見書の採択についてまでの 4 件を一括議題とします。

請願第 1 号及び陳情第 8 号は、総務企画常任委員会に付託します。請願第 2 号は、環境福祉常任委員会に付託します。陳情第 7 号は、教育文化常任委員会に付託します。

○市長（宮路高光君）

先ほど説明申し上げました認定 11 で、使用料が「34万3,000円」でございましたけど、私の答弁で「34万7,000円」ということのでございましたので、訂正をさせていただきます。

以上です。

○市民スポーツ課長（妙見義弘君）

大変失礼しました。先ほどの検査の年限ですが、タンクを設置して 15 年までは 3 年ごとです。15 年を経過しますと、1 年ごとになるというふうになっております。16 年の 5 月から改修を済んでしておりますので、今回、3 年目で検査を受けましたということです。よろしく申し上げます。

○議長（畠中實弘君）

ほかにはないですか。

---

△散 会

○議長（畠中實弘君）

以上で本日の日程は終了しました。9 月 20 日は午前 10 時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後 2 時 04 分散会

第 2 号 ( 9 月 2 0 日 )



議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（20番、16番、21番、14番）
-------	-----------------------

本会議（9月20日）（木曜）

出席議員 29名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
24番	谷口正行君	25番	西峯尚平君
26番	佐藤彰矩君	27番	成田浩君
28番	鳩野哲盛君	29番	宇田栄君
30番	畠中實弘君		

欠席議員 1名

23番 地頭所貞視君

---

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	湯田平浩美君
副市長	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	池上吉治君	教育次長	外園昭実君
消防本部消防長	福田秀一君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君

総務課長	小園義徳君	財政管財課長	奥菌正名君
企画課長	富迫克彦君	税務課長	瀬川利英君
商工観光課長	吉丸三郎君	市民生活課長	桜井健一君
福祉課長	豊辻重弘君	健康保険課長	脇忠男君
介護保険課長	満留雅彦君	農林水産課長	上園博文君
土木建設課長	樹治美君	都市計画課長	久保啓昭君
下水道課長	宮園光次君	水道課長	岡元義実君
教育総務課長	山之内修君	学校教育課長	町岡光弘君
社会教育課長	神之門透君	市民スポーツ課長	妙見義弘君
会計管理者	朴木義行君	監査委員事務局長	芝原八郎君
農業委員会事務局長	大北節雄君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（畠中寛弘君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（畠中寛弘君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、20番、長野瑛や子さんの質問を許可します。

〔20番長野瑛や子さん登壇〕

○20番（長野瑛や子さん）

私は、さきに通告しております4つの問題について質問します。

第1の質問は、少子化・子育て支援対策についてであります。

近年、少子化や人口減少に対する社会の関心は急速に高まっております。一昨年は、合計特殊出生率も1.25と過去最低を記録し、年間の出生数よりも死亡数の方が多いという人口の自然減となり「人口減少社会」に突入しました。

新少子化対策での子育て支援策には、妊娠・出産から大学生になるまで子供の成長に応じた総合的な方策が示されているが、子供を産み、育てる喜びを実感できる社会の実現、そして、従来の「少子化の流れを変える」から一歩踏み込み、命を次代に伝えはぐくんでいくことや家族の大切さを理解し、子供を守り育てることが社会の責任であるという意識改革の重要性を協調しています。

急速な少子化の進行は本市にとっても例外でなく、平成18年から21年までの0歳から5歳児の人口推計においては、2,299人が1,924人の375人の減少となっています。また、昨年度の出生者数は367人、死亡者数685人の状況にあり、もう後に引けない深刻な問題と認識し、妊娠・出産・未

就学前までの具体的な支援策の充実が急務だと考えます。

そこで、市長にお尋ねします。

本市においても「頑張る地方応援プログラム」の中の「少子化・子育て支援対策プロジェクト」に取り組まれている状況にありますが、日置市独自の支援策として4、5歳児の入園料、保育料の無料化や中学生までの医療費の無料化などを行い、保護者の経済的負担を軽減することや子育て支援センターの規模、設備等の拡充などの取り組みを図るべきと考えますが、どうお考えなのかお伺いします。

次に、環境にいい暮らしづくりについてであります。

今、世界が直面している最大の問題は「地球温暖化」であります。地球温暖化が社会や経済活動に及ぼす影響にははかり知れないほどの怖さがあり、環境問題や循環型社会形成については、行政・事業者・住民の一体となった取り組みが最も重要であります。

時代の流れとして、経済至上主義から環境、保健福祉、生活の豊かさなどに価値観が変わってきており、すべての分野で環境性を重視していこうとする環境自治体の推進がなされる状況にあります。

日置市は旧町よりの継続で、いち早く環境自治体の会員に登録し理解されており、そのことについては心より敬意を表します。

本市は壮大でロマンに満ちた歴史的、文化的遺産に加え、「日本の渚百選」にも選ばれた白砂青松の三大砂丘「吹上浜」や東シナ海、さらにはすぐれた泉質を誇る温泉など、自然環境と共生できる安らぎに満ちた貴重な資源を数多く抱えております。そのため、環境政策や教育については庁舎全体、小中学校を含めて積極的に取り組むべきであり、そのためには一人一人の意識化が重要であると考えます。

そこで、市長、教育長にお尋ねします。

第1点目、環境配慮や環境政策・教育に取り組むための仕組みを自治体が確立運用し、チェックするL A S—Eの取り組みを考えるべきではないか。

第2点目、海岸や山間部周辺はごみの散乱や不法投棄が後を絶たない状況であるが、空き缶等ポイ捨て禁止条例の実効性はどうか、市内外への周知の徹底を図り、環境美化に努めるべきではないか。

第3点目、資源ごみの袋収集方式統一に伴い、可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみの分別や減量の意識化を徹底するため、自治会ごとのわかりやすい説明会や保存版用のごみ分別ポスターまたは手引書の配布を再検討すべきではないか。

次に、史と景と文化を生かした観光・交流推進についてであります。

来月1月よりのNHK大河ドラマ「天璋院篤姫」の放映に伴い、各地においてはパンフレット作成や、ゆかりの地ツアー等が企画され、PRが盛んであります。

本市においても、小松帯刀のパンフレットが完成し、ホームページで紹介されている状況にあります。日置市には、明治維新や篤姫に関する史実や多くの文化財があります。申すまでもなく、明治維新の偉業の陰には、薩摩藩の士風を培ってきた郷中教育や「いろは歌」の精神が深くかかわっております。

「女の道は前へ進むしかない、引き返すのは恥である」と江戸城無血開城をなした篤姫のしんの強い生き方は、「いろは歌」の中にある「道にただ身をば捨てむと思ひとれ かならず天のたすけあるべし」に通じると言われています。薩摩藩の基礎を形成したゆかりの地として、市内外にもっとアピールすべきと考えます。また、本市には国指定のヤッコソウ、県文化財指定の黒川洞穴、石造物、飛鳥仏像など各地域に伝わる豊富で多種多様な歴史・文化資源もあります。

そこで、市長、教育長にお尋ねします。

第1点目として、古代から中世、近世にまつわる日置市の文化財や篤姫にかかわる資料・写真等の展示を、本庁・支所・歴民館等で行い、観光・交流推進に活用すべきと考えるが、どうお考えなのか。

第2点目は、3月定例会で質問した市内の名所・旧跡等を点で結び、「いろは道」の観光振興策も積極的に検討し、活用を図る契機と考えますが、その後どう検討されたのかお尋ねします。

第3点目は、去る7月、県有形文化財指定の金銅菩薩立像の件は、寄託をされた地域の方々にとって長年の念願がかない、涙を流して喜んでおられました。明治時代のすさまじい廃物毀積を逃れ、地域の人々の観音講の中で今日まで守られてきた約1,300年前の仏像は、九州管内でも例がなく、恐らく同時代の金銅仏の国の重要文化財にも劣らないとも聞きます。今後の国指定への期待が待たれるところではありますが、そのことの取り組みはどうかお尋ねします。

次に、行政改革推進について市長にお尋ねします。

第1点目は、3月定例会において質問した自治基本条例の件であります。

自治基本条例とも、まちづくり基本条例とも、その自治体によって呼び方はさまざまですが、だれもが住みたい、暮らしていてよかったと思えるような個性豊かで、活力に満ちた地域社会の実現を図るための基本となるルールを定めるものであります。

地域のニーズを汲み取り地域のルールにし、地域の個性をどう盛り込み反映させるか、条例づくりを住民と一緒に考え「まち」の将来像を明らかにするプロセスが重要ですが、私はコミュニティーづくりと並行して早急に検討委員会等を立ち上げ推進を図るべきと考えますが、その後の検討についてはどう

なのかお尋ねします。

第2点目は、職員人材育成基本方針についてであります。

この件の取り組みは、今年3月に職員人材育成基本方針が本市のホームページの中で記載されており、市民に求められる職員像として策定され、大いに期待されるところであります。

記載の内容についてであります。19年度から実施する具体的方策が着実に実行されたかを検証するP・D・C・Aの実施計画や人材育成に関する職員意識調査の実施結果等の記載、職員全員が目指す市民へのサービス提供の心得や訓戒などを盛り込み、冊子にして職員全員に配布し、実効性を図るべきと考えるが、どうお考えかお尋ねします。

以上で1回目の質問とします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の少子化・子育て支援対策についてのご質問でございます。

頑張る地方応援プログラムについては、総務省が「魅力ある地方」に生まれ変わるよう、地方独自のプロジェクトをみずから考え、前向きに取り組む地方公共団体に対しまして、地方交付税等の支援措置を講ずるもので、上限額が3,000万円となっております。

日置市においては、平成19年度に新規就業等支援、地域ブランド確立、社会教育支援等プロジェクトの3つを申請しており、既に限度額を超えていることから、現在のところプロジェクトの別メニューの取り組み計画はありませんが、今回申請いたしました社会教育支援等プロジェクトは、地域ぐるみの子育てサポート体制を確立し、子育てしやすい環境整備を図ることを目的に掲げており、本年4月には日置市子ども支援センターを設置し、教育相談員、カウンセラーやアドバイザーの配置もされているところであります。また、

10月には家庭相談員も配置することとしております。今後ともさらに、教育、保健、福祉の連携を密にして、子育て支援を強化してまいりたいと考えております。

このほか、子育て支援計画に基づくさまざまな子育て支援施策を実施している中、平成19年度から保育料の兄弟姉妹入所の3人目については無料化を実施しております。乳幼児医療費においては、6歳未満については自己負担額の減額も行っております。乳幼児医療費の無料化等につきましては、保護者の経済的負担を軽減する意味では好ましいサービスであると考えておりますが、持続可能な福祉制度の構築を進めることが大事であり、さらに検討してまいりたいと思っております。

地域子育て支援センターにつきましては、伊集院地域のあづま保育園、東市来地域の美山保育園、吹上地域の厳浄寺保育園に委託して実施しておりますが、平成20年度から新たに日吉地域での開設も計画しております。また、事業内容の改正により子育て親子の交流の促進、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施、地域支援活動実施なども新たに加わり、より一層充実したサービスの提供ができるものと期待しているところでございます。

今後、病後児一時預かり事業、休日保育の充実や、ファミリーサポートセンター事業の導入についても検討していきたいと考えております。

2番目の環境にいい暮らしづくりについてというご質問でございます。

ご承知のとおり、環境配慮や環境行政に取り組むための仕組みを自治体が確立運用し、その取り組み内容が環境自治体としてふさわしいかどうかをチェックするための基準が、環境自治体スタンダード、いわゆるLASEEであります。

現在、秋田県能代市など、全国で10自治

体がL A S—Eに基づく環境マネジメントシステムを導入しております。

L A S—Eは、3つの部門と3つのステージに分かれており、それぞれのステージに合格するためには、自治体政策の専門家等による監査に合格しないと、上のステージに進むことができないシステムになっております。

市の環境政策を推進する上での一つの手法であり、住民参加が義務づけられるなど、新しい手法や考え方が取り入れられております。ただ、まだ新しいシステムでありますので、もう少し研究を重ねてまいりたいと思っております。

ご指摘のとおり、山間部などにおける不法投棄は依然として後を絶ちません。不法投棄看板の設置や、情報提供などによる対応を行っておりますが、原因者を特定し、指導できた例はごくわずかな状況でございます。

空き缶等ポイ捨てにつきましては、条例で規定してあるものの、道路などに依然として捨てられているのが現状であり、要は、個人のモラルの問題であると思っております。

不法投棄、ポイ捨てにつきましては、今後各自自治会と連携した監視活動や情報提供、また、看板設置による防止対策や警察などとの連携を密に行い、さらに近隣自治体との状況も参考にしながら、防止対策に努めてまいりたいと考えております。

袋収集統一へ向けた説明会を今後実施いたしますが、市民へわかりやすく説明することはもちろん、わかりやすい分別ポスター等も作成し、一人一人が正しい分別と資源化への認識を深めていただくよう、今後も努力してまいりたいと考えております。

3番目の史と景と文化を生かした観光・交流推進についてというご質問でございます。

日置市の指定文化財は、国指定1つ、県指定13、市指定79の計93あります。

文化財の市民への周知については、合併翌

月の平成17年6月から毎月広報「ひおき」に掲載を続けています。

これまで特集記事とあわせ34の指定文化財を掲載してまいりました。また、市のホームページにも一部写真入りで全指定文化財の紹介をしております。

今後は、これらを各地域で活用していただくため、「資料」として編集してまいりたいと考えております。そのほかの文化財等の紹介策といたしまして、商工観光課では各種のパンフレットを作成し、主な文化財等の紹介をしております。

文化財等の活用については、地域の誇りの助長にあると思われまますので、地域の方々が自分の住む地域の文化財等に十分関心を持ち、地域振興に活用できるよう、あらゆる機会を利用して資料や写真等を展示できるようにしていきたいと思っております。

市内の名所旧跡等を点で結んで「いろは道」として活用してはどうかというご提言でございますけど、これまで文化財保護審議会等にも検討をさせてまいりましたが、大方のご意見の中におきましては「いろは道」でくくるのは少し難しいという見解もいただいております。

このようなことを踏まえながら、市といたしましては、市の文化財等を結ぶ「観光コース」を2通りほど作成し、市内の各種団体や商工観光課にも提供しているところでございます。

金銅菩薩立像については、教育長の方に答弁をさせます。

4番目、行政改革推進についてでございます。

ことしの3月議会でご質問いただきましたときにご答弁申したように、本年度、市内26カ所の地区館組織の立ち上げに取り組みまして、そこで先日、9月5日に地域ごとの振興計画策定について、館長さんと指導員の

方々に説明をさせていただきました。この取り組みを行政としてバックアップするために、地区館ごとに協力員という形で職員を担当をさせるつもりでございます。

基本的にまちづくりにおきまして、自治基本条例というのは大事なものでございます。特に、本市といたしましては、コミュニティーといいますか、地区館におきます計画策定をした後におきまして基本条例というのをつくっていききたい、基本的には底辺を幅広くして、それぞれ26地域、それぞれいろんな課題、また、現状が違うという認識をしておりますので、その部分を十分吸い上げた中におきまして基本条例の方に入っていきたいというふうに思っております。

職員の人材育成基本方針でございますけど、地方自治・新時代に的確に対応していくためには、みずからの責任において、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう体質を強化することが重要であり、そのためには、職員の資質のより一層の向上を図り、その有している可能性・能力を最大限引き出していくことが必要であるというふうに思っております。ことし4月に、長期的かつ総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針を策定いたしました。

また、これは、単年度方針である職員研修概要に加え策定したもので、「団塊の世代」の職員の大量退職期を迎え、より少ない人材で業務を担う体制へ移行することから、新たな時代の新たな負託に応じる「自立型職員」を育成することを目的としております。

今後におきましても、この人材育成基本方針をより実効あるものとするため、単に研修を充実することだけでなく、職場におけるさまざまな場面を人材育成のために活用していくことが必要と考えており、そのためには、

職場の学習的風土づくり等の総合的な組織を推進することが極めて重要であると考えております。適宜各部局の意見を集約するなどし、方針の内容、また、活用法等につきましても定期的に見直しをし、本市の実情に即した具体的で実効ある人材育成の形を推進していきたいと考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

2番の環境にいい暮らしづくりについての1番の環境政策・教育に取り組む環境自治体スタンダードの取り組みを考えてはどうかということについてですけれども、このLAS-Eにつきましては、学校、あるいは教育関係施設だけでなく、すべての自治体施設で取り組むことが前提になってるように理解をいたしております。

したがって、この取り組みは、たくさん目の項目の数値目標に取り組まなければならない、すべての学校が取り組むには無理があると考えております。学校の教育活動につきましては、充実すれば充実するほど紙とか、あるいは電気の使用量も上がるというような傾向もあり、一概に数値を掲げて表面的な減少で認証を得るという方法にはなじまない部分もあるのではないかと思います。

しかしながら、環境教育につきましては、概念の学習だけでは意味がなく、実行して初めて価値が出てくると考えます。本市の学校におきましては、資源リサイクル法の施行を受け、牛乳業者が回収しなくなった紙パックを一人一人の子供たちが水洗いをし、開いて、乾燥させたものを回収業者が定期的に回収する方法で、26校全校でこのようなりサイクルを推進して、そして、児童生徒の意識を高めてきているところでございます。このほか、小まめに電気を消すとか、あるいは両面印刷を徹底して紙の使用量を減らすなど、できる

ところから少しずつ取り組むよう今後も指導を続けてまいりたいと考えております。

次に、3の3に当たります金銅菩薩立像につきましても、吹上地域の「金銅菩薩立像」につきましても、平成13年6月5日に吹上町指定文化財に指定され、合併後市の指定文化財になり、ことし4月24日に県の指定文化財になっております。

正確には、「吹上町田尻の金銅菩薩立像」という名称になっております。この菩薩立像を国指定にというご質問でございますが、文化財指定の申請と申しますのは、市町村・県・国、それぞれに審議会があり、そこでの調査・審議をもとに決められるものであります。指定対象物につきましても、該当する審議会がそれぞれ判断することになっております。

判断材料といたしましては、1つ目が、文化財基本調査資料、2つ目に、各都道府県からの情報提供、3つ目が、審議会委員の情報、そのほかの方法などとなっております。

市といたしましては、県教育委員会からの情報提供という手段で、他の12の県指定文化財ともども上位の指定が受けられるように努めてまいりたいと思っております。

## ○20番（長野瑛や子さん）

順を追って再質問をいたします。

それぞれに今ご答弁をいただいたわけですが、まず、少子化・子育て支援対策についてであります。市長には今実行されている支援策を述べていただきました。確かに19年度もいろいろと子育てについての支援策がありますが、私は、18年の3月策定の子育て支援計画の中のニーズ調査においてこれを見ましたら、行政に対して希望する子育て支援は何かの問いに最も多かったのが、保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい、これが73.7%であります。次いで、子連れでも出かけやすく楽しめる場所をふやして

ほしい、また、安心して子供が医療機関にかかれる体制を整備してほしいとなっております。

また、子育て支援センターの保護者の方々の声を聞きますと、幼稚園の期間がまだ1年、年長しかない、これをぜひとも2年にしてほしい、出産祝い金を復活させてほしい、また、屋根つきの子連れで遊べる場所がほしい、児童公園や遊具の整備等の希望が多々あります。

このようにこういうもう一步踏み込んだ住民の民意を反映した私は具体的な施策を優先させるべきではないかなと、ただいまうちの施策の中には子育て、先ほど頑張る応援プロジェクト、これも社会教育の面から子育てが終って、小学生以上を対象にするのではないかなと思うんです。

先ほども言いましたように、人口が本当生まれる数より亡くなる数が倍であります。そしてまた、年々下がってきてると、そこには、先ほども言いましたように妊娠、また、出産までのここあたり、未就学前、この辺までの施策の充実がどうももう一つではないかなと思っておりますけども、先ほど掲げましたこういう、私が、もし4、5歳児の2年間の入園、保育料の無料化、こういう抜本的な、ぼんと魅力ある施策を出さないと、なかなかお母さん方は1人でいいとか、次は自分の仕事も欲しい、していきたいとか、そういうあれでありますので、この新しい少子化対策については、一番うたってるのは、保護者の負担の軽減策の充実です。子育て支援の中の新生児・乳幼児期、未就学期、小学期、中学・高校・大学期と5つに分かれてますけど、未就学期というところで、就学前保育についての保護者負担の軽減策の充実、これを掲げてます、法律で。このことについて、市長はどうお考えですか。

## ○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、地域の子育てをしてくる保護者の皆様方からは、特に、保育料の軽減、また、未就児におきます乳幼児の無料化、こういうお声があるということは十分認識しております。今それぞれの担当課におきまして、それぞれ予算措置をしてくる中に、子育て支援の中に約10億円程度予算が大まかにあるわけでございますけど、これも国、県の補助事業を伴う中におきまして、市の一般単独で約その中6億円程度つぎ込んで、総体でございます。そういう中におきまして、特に、保育料の問題につきましては、国、県、市町村の負担、また、保護者の負担があるわけでございますけど、本市といたしましては、国の標準のそれぞれの段階におきます保育料の料金設定があるわけでございますけど、これを保護者の皆様方の軽減するために、各層にわたりまして市単独の中で軽減をしております。特に、保育料の軽減におきましては2億数千万円のお金を軽減のために今支出しているというのが実情でございます。

また、医療費の無料化につきましても、限度額が3,000円でありましたのを2,000円にしたということでございます。基本的にこのような財政的な中におきます一般単独の費用をどう有効的に使っていくのか、これが大きな課題でもございますし、今ご指摘のとおり、市民の皆様方、また、特に、子育ての皆様方にある程度の支援策をしていかなきゃならないというふうに思っております。行政改革の中で切り詰めるところを切り詰めながら、今後におきましては、今ご指摘ございました両面の中におきましてどこまで一般財源を投入できるのか、また、議会を含め、いろんなご理解をいただきながら方策を具体的に今後進めさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

産むまでの魅力づくり、うちは3人目から

の保育料無料ですけど、3人目に行き着くまでにお母さん方が求めるのは何かということです。1人目を産んで、ああ、これでよかったね、じゃ次も頑張ろうかと、そういうことも考えられますので、ぜひ——私がこれをなぜ出したかといえば、先進地のうちよりもまだ小さいまちなんですけど、行政改革で削減した予算はすべて子育て、少子化対策に回すと、本当に5,000万円、1億円、私はそこを見てすごいなと思いましたが、子供がこれからは宝だと、少子高齢化と私はコインの裏表だと思うんです。

口で簡単に少子高齢化と言いますが、高齢者と一緒ぐらいに子供の数も少ないし、このところをよく認識して、また、子育ての支援計画が「絵に描いた餅」にならないように、こういうニーズ調査もされてますし、調査の中にはちゃんと数字が出てます。ここをよく理解されて、本当私は、削減した分はうちも子育て支援に回した方がいいんじゃないかなと、それぐらいに思ってますけども、来年度の「頑張る地方応援プログラム」のプロジェクトへの取り組みに私はこれを入れて、少しでも3,000万円なら3,000万円、超えてるとおっしゃるんですけど、また、来年の申し込みもあると思うんですけど、これに対する取り組みはどうかお伺いします。

#### ○市長（宮路高光君）

今頑張る地方応援プログラム3,000万円ということで、さっきも申し上げましたとおり、本市としては3つ上げてございます。基本的にプログラムを含めた中で、端的に子育ての中で支給金額をみんなにやるのか、それとも全体的に、さっきも言いました子育てのために指導員とか、そういう人的な配置をするのか、そういうものの使い道を十分精査していかなければ対象、ただ、今までもありましたけど、それぞれの財政の中におきまし

て、それぞれの子供が生まれたら10万円、20万円、そうやったから、それをそれぞれ地方交付税で見ると、こういうのは少し難しい。今言ったように人的にカウンセラーとか教育相談員、こういう全般的にするスタッフを養成するための財源措置というのは国としてもやっていく、そのような国の方針でございまして、このプログラムでは、保険料を減額するから、医療費を減額するから、そういうものに使っていけるというものではないというふうに認識しております。

ご指摘ございましたとおり、今後におきましては、一般財源の中におきまして削減できた部分につきましては、重点的には私ども日置市におきまして、少子化という波は大きな波の中で来ておりますので、今後20年、21年の予算編成を含めた中におきましては、少しずつでも改善した中で、重点的に配分はしていきたいというふうに考えております。

#### ○20番（長野磋や子さん）

目的ある削減ということ。削減した分を目的あるものに使うというのも一つの手法ですので、本当に深刻な問題ですので、このことは単独でも、国に頼らなくても、市長のこれは胸一つですので、少子化を、子供が4人に1人で支えなくてはいけないという高齢化の到来ですので、高齢化と少子化と考えたときに子供の今しないと間に合わないこともありますので、このことはぜひ真剣に考えていただきたいと思います。

次にまいります。

地域子育て支援センターの今度日吉町が来年度になるんですか、このことですが、私も今3地区に、各旧町ごとにされてて、私は非常にお母さん方の声を聞いたら、よかったと、また、小規模型から従来型に変えていただいて回数もふえたと、また、あるところでは、ことしから始まったところの小規模型もまた従来型にしていこうという非常に建設的な考

え方を持っておられて、私は民間の方が本当によくやられるなと思うんですけども、日吉町については、今のところ小規模型からいかれるおつもりですか。

#### ○市長（宮路高光君）

まだ具体的にどういう部分はございませんけど、基本的には民間のところ、保育所の方をお願いして実施をしていきたいというふうに考えております。

#### ○20番（長野磋や子さん）

各町に子供たちの子育てにおうちでされてる方々も非常に期待されてますので、早急に日吉町の方も設置をされたいと思います。

また、委託事業であります、声を聞きましたら、賃金等のこちらから示される額と、民間ですので、どうしても人材を確保というのが非常に格差があると、格差是正も少しは検討してほしいなど。

あと規模拡大の支援体制です。いろいろこちらから委託するわけありますので、民間の人が規模を拡大するにはそれなりの投資が要るんですけども、そこあたりの充実というんですか、もう少し賃金とか、そういう規模拡大のときの支援体制はどうなのか、これで十分と考えられてるのか、賃金格差などのこともありますけども、こういう声をどう受けとめられますか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には国の補助事業の対応の中で進めるわけございまして、それぞれの3つの園がございまして、人数的な規模の中でも運営が異なるというふうには思っております。それぞれ基準単価というのがございまして、それに基づきまして、国、市町村の分担の中でお願いするわけございまして。これで十分かといえば、基本的にはそれぞれの中におきまして単価的なものにつきましても十分ではないという理解はしておりますけど、私ども財政を預かる中におきましては、国、県、ま

た、私ども市町村の中におきましてある財源の中で有効に活用していただいて、子育てで悩んでいらっしゃる親御さんたちに少しでも相談に乗っていただく、そういうことを願っている次第でございます。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

今現在、3地区にあるところに行ってきましたけど、結構不便な、ずっと山の方に、3カ所ともちょっとまちと離れたとこにありますけども、お母さん方が非常に登録されている人数とか、利用等を考えましたら、まだ週にもっとふやしてほしいというような声も聞きましたので、非常に遠くても、場所がちょっと遠くても、お母さん方が望んでおられるというニーズというのは非常にあると思うんです。

だから、できるだけ支援体制が、いろんな部屋とか、例えば、美山の方はまだ部屋が狭いぐらいに感じました。学校跡ですので、そこがクーラーが入ってるからそこでやってるということですけども、もっともっと人数が、お母さんと子供たちのことを考えたらちょっと狭いんじゃないかなと思うぐらいでしたけども、そこがクーラーがあるからそこでという、そういう声も聞きましたので、またそこあたりの拡充を検討をされたいと思います。

次にまいります。

環境にいい暮らしづくりについてであります。先ほども申しましたとおり、うちは環境自治体として平成11年度ですか、ここに登録されて、このことに関してはご理解が、市長ずっと旧町時代からだと思いますが、私はこれ本当にすばらしいと思うんです。

だけど、認識とか理解はしたら次のステップ、LAS-Eへの取り組みをして、まずは庁舎からしないと、それが住民に広がらないと私は思うんです。LAS-Eを取ることで、いろいろなごみの分別、また、きれいなまちづくり、ポイ捨て、そういうのも解決す

ると思うんですけど、この取り組みいかんによって住民の周知とかもできるんじゃないかなと思うんですけども、これからは研究されるということなんですけども、私はこれはISO14001と比べてみたら、かなりトータルの費用安いと思うんです。

だから、ISOは、また毎年毎年更新していかないといけないし、これは自分たちでステージを選べるということが出来ますので、そんなに数値目標も、それは掲げないといけないけど、自分で程度を選べますので、私はそんなに難しくはないんじゃないかなと思いますけども、いつごろめどにされてるのかお尋ねします。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、ISOの取得をしてる自治体もございますし、ISO取得につきましては、特に、審査費用を含め、いろんな更新時期におきます費用等、コンサル等に委託をしていかなければできない大変難しさがあるというふうに認識しております。

LAS-Eにつきまして、今ご指摘ございまして、いつからということではありますが、今環境条例、計画をつくっておりますので、ここあたりの整合性を含めまして、時期的なものは計画書を含めた中で、年度等も決定しながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

確かに環境計画策定が今年度から来年度までされてますので、環境配慮とか、また、政策の取り組み、これをぜひ盛り込んでほしいと思っております。

あと教育長ですが、先ほど答えていただきましたけども、相当難しく考えておられるようですけど、まずはできることからということですけども、事務的なことを、事務環境とか、そういうのから思うんですけども、できることからとおっしゃってますので、その

ような取り組みをされたいと思いますが、あと一つ、「こどもエコクラブ」の取り組みの状況はどうかお尋ねします。

○教育長（田代宗夫君）

子供のエコクラブ等につきましては、それぞれすべての学校で取り組んでるわけではございません。学校によってはこのような取り組みをしてるところもあります。

○20番（長野瑛や子さん）

自然豊かな海、山、川が横たわってる日置市ですので、この取り組みを全校、小学生から中学生ですけれども、されたら——県内では2,000人ほど登録されてますけれども、うちも環境のすばらしいとこだということで、子供たちに一番体験とか、そういうのでできるんじゃないかな、いい環境じゃないかなと思っておりますので、取り組みをされるように、充実されるように期待しておりますが、次に入ります。

次は、不法投棄、空き缶ポイ捨て条例ですけど、これは防止策をこれからいろいろと考えていくということですけども、非常に吹上浜のクリーン作戦においては浜がけが広がってるから余計荒れた感じですので、捨てるでもいいのかなとってポイっと捨てる人もあったと思うんですけど、本当ことは例年になくペットボトル、空き缶が多かったようです。とてもじゃないですけど、きれいな三大砂丘と言われるにはちょっと恥ずかしいぐらいだったんですけども、看板設置もされると思うんですけど、この条例の罰則等を設ける対策はないのかどうかお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

今の条例の中には罰則等は入れてないということでございまして、市民の方に呼びかけをしている状況であるということでございます。この罰則という中におきまして、各自治体を含めて罰則をしてるところもあるようでございます。罰則をしてどれだけの効果がど

う出てきたのか、ここあたりの認証、評価、こういうものを十分勉強をしてみた後において罰則をこの条例に入れるかどうか、審議をしていかなければならないのかなというふうに考えております。

○20番（長野瑛や子さん）

あと本当にポイ捨て条例がうちにあるのもひよっとしたら知らないんじゃないかなと思うこともありますので、罰則とか、だれが捨てたかもわからないときもありますけども、看板設置とか、住民、市内外の方々に知らせるということです。看板等名勝地のとこなんかにはされたいなと思っております。

次、分別の件であります、昨年度実施の可燃ごみの分別が86.1%、これは伊集院が78.6、吹上、84.8、日吉、90.1であります。また、資源ごみの瓶とか缶は99%台ですが、ペットボトルのふたが外れてないものとか、容器プラスチック、ペットボトルの混入、中身入りの弁当、こんなのが、こういうので平均で94%であります。資源ごみの分別の施設判定基準と言うんですか、これが今Bランクらしいんですけど、これをAランクに改善中ということですけども、まだまだ分別の状態が悪いようであります。

先ほど申しましたように、まちによってはこのような本当にカラー版で、こういう詳しく、また、なぜそういうことが必要なのかとか、こういうふうに書いてます。まずは、こういうポイントをです。こんなのを書いて、そして、分け方です。カラーで。これには相当お金もかかってますけども、これを見たら一目瞭然なんです。こういう手引書が私は必要ではないかなと。ポスターもですけども、ここはポスターも、これもつくっております。

だから、4R運動、こういうのも載せるべきではないかなと思いますけど、このことについては市長はどう思いますか。

## ○市長（宮路高光君）

今回いろいろとごみの問題につきまして、あり方検討委員会を含めまして、いろいろと審議をしていただきました。特に、10月から担当職員がそれぞれの地域に出向きまして、一応説明をさせていただきます。資源だけではなく、可燃ごみにおきます分別の手法、こういうものも含めまして、今回それぞれの地域を含め、特に、伊集院地域のところもございまして、資源だけでなく、可燃ごみの分別も直接出向いて説明をさせていただきます。

その中におきますパンフレットの作成でございまして、それぞれの中でどのパンフレットがいいのか、また、ポスターがいいのか、今あるもの等十分検討させていただきながら、また、費用の問題もどれだけかかるのか、ここあたりも十分精査させていただきながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

## ○20番（長野瑛や子さん）

袋収集統一に向けてぜひ本当にわかりやすい、一人一人がごみの分別、また、減量に認識できるような意識化、そのようなものをつくっていただきたいと思っております。

次、史と景と文化を生かした観光・交流についてであります。大河ドラマの終了後に紹介されるゆかりの地の放映が全国向けのPRになると思うんです。私は、この契機を逃がしたらいけないと思うんですけれども、薩摩藩の基礎を形成したゆかりの地として、また、篤姫のお母様は永吉島津からの出身なんです、吹上の。篤姫のお兄さんは久敬ですか、この方は永吉島津に養子にいられて、墓もちゃんと天昌寺というところに菩提寺であります、ちゃんと顕在しております。

こういう本当にゆかりを言えば、指宿には負けないぐらいのものがあるんですけれども、こういう働きかけというんですか、私はこれ大事ではないかなと。原口先生もうちには力

を入れてくださってますので、日置市としての歴史のまちとして、こういう働きかけ、観光かごしま大キャンペーン推進協議会、ここにもちゃんと助成金と言うんですか、それを払ってますので、100万円、ここの働きかけに、ゆかりの地の放映に向けてどうしても私はこの機を逃す手はないと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

## ○市長（宮路高光君）

県の観光課を含めまして、私どももそれぞれの県がしております協議会の方に加入をさせていただきます。今回も県の予算におきまして、それぞれの今回の放映を含めまして観光ルート、看板、いろんなもろもろにつきまして、今県の方にも助成等をお願いしておるところでございまして、まだ決定的な形は来ていないわけでございますけれども、今から先におきましても、県の方にはゆかりの地ということを含め、また、大きな歴史的な、また、観光ルートを含めた財産があるということで、絶えず県の方には私ども日置市の存在、あり方、これをいつもお願いしているところでございます。

## ○20番（長野瑛や子さん）

また続けて、食らいついてでもいってほしいと思っておりますけれども、斉彬の歌が残されてます。これは辞世の句でしょうか、「いにしへのひじりの道のおそれきを ならいて学ぶ朝な夕べに」と、これは日新公について学びなさいと、斉彬がこういう句も残してるんです。

だから、こういうのが本当にゆかりの地の日新公は聖地だと、「いにしへのひじりの道」ということは、亀丸城、鶴丸城ありますけれども、ここのところが一番島津家のもとだとよと、日新公に学びなさいよっていうことを教えてるんです。あと自分たちのこれからずっと後の人たちの部下とか、そういう人たちもこういうのは残してます。

また、亀丸城は、美しいツルが飛び立つ姿

だったということで、非常に美しいところで有名です。また、亀丸城は、縄張りでは九州一と言われます。空堀があってですね。知覧城は国の指定ですけど、それに負けないものがある。

でも、民有地だからといってほってあるんですけど、そういうのも、また、私は世界遺産の価値もあるんじゃないか、そういうこともおっしゃる人もいらっしゃいますけども、こういう本当に歴史的資産っていつも口にはされますけど、じゃ何かと、もっともっとアピールされる、本当の本物がありますので、市長は全部受けて、日置市のこういう、口で言うけども、それを本当に形にするということが大事じゃないかなと、これがチャンスだと思いますけども、ぜひこれからも日置市の財産として、こういうのがありますよ、ゆかりの地ですよということをアピールされたいと思っています。

また、三国名勝図というのがあるんですけど、これは寺院図が相当何百とあるんです。その中の20名勝地ということで選ばれてるんです、昔ね。この絵図もありますけども、その中に20ある中で、三国、薩摩、大隈、日向ですけど、この中の20があって、その5つが日置市に選ばれてるんです。例えば、大日寺ですか、広濟寺、梅岳寺、雪窓院、海蔵院です。吹上に1つ、伊集院に3つです。

だから、伊集院というところは本当、昔は非常に、今そうですけど、非常に由緒あることとして、こういうすばらしいお寺があったということですけど、ここあたりの紹介とか、また、こういう展示をされて、まずは自分たちが知らないといけないと思いますので、こういうのをパネルにして、先ほど申しましたように文化祭も来ますので、文化祭の予算が間に合わないかもしれませんが、展示を、篤姫の機を活用して、自分たちのところを知るといことをされたいと思いますけど、い

かがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

さっきも答弁させていただきましたとおり、地元の市民の皆様方が地元のそれぞれの史跡を知る、これが大事であるということ認識しております、広報誌等につきまして、また、今からも終るまで掲載をさせていただきたいというふうに思っております。特に、今後篤姫の放映を含めまして、また、市民の皆様方が自分たちのところを含めて再認識していただくようなことを今後とも続けていきたいというふうに思っております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

まずは市民周知をぜひ徹底していただき、また、自分たちの財産として活用策を、また、観光に、交流の場に生かされたいと思っております。

続いて、3番目です。

金銅菩薩立像であります。本当にこれは県指定になってよかったなど、何年もかかりましたけども、地元の方々には1人亡くなられましたけども、亡くなるその床で、私にどうかお願いしますと言われましたので、その顔が思い浮かぶんですけども、今度はそれを保存、また、活用しないといけないと思うんですけど、本像は、奈良市横井廃寺というところですけども、廃寺ですけど、ここから、廃寺跡から出たものであって、大阪市立美術館に展示されている金銅菩薩立像、これと近似していると。韓国の三国時代の日本の仏像が、偶然日本に点在すると、存在するということになり、このことは専門学者も非常に珍しいと。飛鳥仏としても、恐らく九州一ではないかなと思うんですけども、こういう古代からの吹上の——なぜ吹上にあるのか、そういう由来とかですが、まだ研究が待たれるところではありますが、先ほどおっしゃったように情報資料提供、これもどどんちゃんとした調査も行われておりますので、これからは働きか

けが大事じゃないかなと思っております。

だから、県の文化財審議会等への国指定の働きかけも大事だと思いますので、その後、何か資料提供等はあったのかどうかお尋ねします。

#### ○教育長（田代宗夫君）

この仏像につきましては、先ほど申しあげましたように4月の段階で県の指定を受けたわけですけれども、したがって、県の方としてはその指定にかかわる、指定する場合には実際に調査したりしながら、それをもとに県の指定としたわけでございますので、今度は県の指定になった指定文化財の処理につきましては、県の文化庁の方に提出することになっております。

したがって、文化庁の方では、これまでの指定物件はもちろんですけれども、新たに指定されたものはすべて全国のものが文化庁に上がっていく形になっておりますので、そこらのあたりで今話がありましたように、この仏像がどこでつくられて、どこからいつごろつくられて、どこがどういうふうにしてこちらに来たのかとか、そういうものが明らかにされたりする中で、仏像の国の指定の価値というのが決まってくるようでございます。

したがって、書類等は県の方が上げることになっておりますので、それは問題はないと思います。

ただ、仏像等につきましては全国的に大変たくさん、県指定になっているものがたくさんあるというようなことでございます。

したがって、国の指定になるにはそれだけの価値というものがあるかとか、もう一つは、仏像そのものが保存状態が——保存状態といいますのは、つくられた当時とそのものであるかとか、そういう問題等もあるようございます。今後この仏像につきましてはほかの、先ほども申しあげましたように県の指定の文化財とともに、県の方に出向いたときに価値

については、私どもがまた調べたりしてわかる分については新たにまた申し上げたりしていきたいと思えます。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

多少やけどを負って、そういう難点がありますけれども、とにかく三国時代の1300年前の飛鳥時代のものですので、2体あるという、ここがすごいポイントじゃないかなと思いますので、私たちがじっと待ってたらなるものもならないので、また、日置市としても働きかけ、また、資料の提供を、どうなのかとか、問い合わせをしたり、気持ちが高まるのが大事ですので、そういう働きかけのほどを積極的にされることを望みます。

あとこの仏像は、地域、日置市、そして、今度は鹿児島県の宝物であると思うんですけども、宝の玉をささげ持つ、別名、宝珠菩薩像と言うんですけども、宝の玉をささげ持つて、観音様ですけども、実際台座を含めなかったら11センチぐらいですけども、これを私たちがどのように保存し、また、子孫に伝えていかないといけないかと、こういう何千年、1,000何百年前のそこなんですけども、本体を黎明館に寄託して、また、レプリカを本庁ロビー等に展示し、県民や、また、市民の方々に日置市の飛鳥仏として拝観してもらったらと思うんですけども、このことについてはどうお考えか、お尋ねします。

#### ○教育長（田代宗夫君）

実際現在のところ本体は、吹上の歴民館の方に保存をしております。そのレプリカをつくって、実際あった場所には何か置いてあるという話でございます。これらの県の指定文化財は今後大切に失くさないように、しかも、ずっと後世まで伝えていくということは極めて大切なことだと思います。

ただ、その場合にどこで、どういうふう保存した方が最もいいのか、どうかこのあたりはこれからまた勉強させていただきたいな

と思います。レプリカをつくったり、あるいは黎明館に預けるのが一番いいのかどうか、そのあたりを十分、これまでの文化財とともに研究をしてまいりたいと思います。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

やはり相当古いですので、湿度とか、管理がすごい要ると思うんです。今吹上の歴史館ですけども、ある程度の湿度とか温度調整はされてると思うんですけども、銅に金を塗ったものですので、相当落ちていくんじゃないかと思いますので、一日も早く対処を考えてほしいと思っております。

次、行政改革推進です。

1点目であります。これは先ほどの市長のお答えで、これから考えていってほしいなど、一日も早く職員とか、地区館が決まって、職員の配置等も決まっていますので、ぜひ市の振興計画ともどもですが、早くまちの、地区のことを決めることですので、積極的に考えてほしいと思っております。

2点目の職員人材育成基本方針であります。この中で着実に実行されたか、また、その効果を評価するため、再検討するということなんですけど、ほかの市の方でも数値目標などを掲げてあるんです、先ほども言いましたように。そういうことまだまだ、ホームページで紹介されていますが、見直しはきくと思いますので、そういうところもちょっと掲げないといけないんじゃないかなと思っております。やるからにはちゃんとした数値目標、これ4年間だと思んですけど、評価をしたり、検討したり、見直ししたり、あと各方針について、これはどうでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

ことしつくっただけでございまして、今ご指摘ございましたとおり、まだ完備といえますか、そういうものでございませぬので、年度それぞれ各部局を含めた中におきまして精査をし、また、今ご指摘ございました数値目

標等そういうものを入れながら適宜見直しをやっていきたいというふうに思っております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

あとこれを配布して、今はホームページですけど、ある市ではちゃんと印刷をして、職員にはもちろんのこと、一般住民ではないんですけど、来庁された人たちには希望があったら配布するというので、たくさん刷っておられますけど、また、それを職員が、自分たちが感じて、ホームページで見たらわかるという、そういうお話もありましたが、紙がもったいないからとか、そういうことじゃないと思うんです。自分たちの人材育成、基本方針ですので、方針というのはちゃんとみんなが認識して、パソコンで開いたら見れるよと、そういうものじゃないと思うんです。この中で配るべきだと思うんですけども。

あとこの中に男女共同参画の推進がちょっと入ってないんじゃないかなと、女性職員の管理監督、職の登用、また、食育の拡大とか、こういうのも盛り込んでほしいなと思っておりますけども、そういう方針も出すべきではないかと。

あともう一つ、いろんな人材育成方針をつくれるに当たって職員のアンケート調査も多分別で実施されたように聞いたんですけど、そういうアンケート調査をして、また、パブリックコメントのアンケート調査の結果も得て、そこから、ああ、じゃどうすればいいんだって、日置市の職員としてのあり方、また、市民の窓口の対応とか、電話対応、いろんな面、研修、そういうのをせっかく調査をされてるんだから、その調査結果も載せて、じゃ課題は何だと、目指すものはと、そういうのも私は盛り込んで、それをまた全職員の方々が目にして、ああ、こういうことがあったんだと。これを基本に自分たちの質を、能力もですけども、まずは質を高めていくと、そういう調査結果を総点検、分析を行い、課題は

何かと、こういうのも載せるべきだと思いますけども、この2点はどうお考えですか。

**○市長（宮路高光君）**

ご指摘のとおり職員像といいますか、そういう基本方針の中におきまして大事なことで、また、それぞれの職員の意見というのを入れてた中でやらなきゃならないと思っております。基本的に基本方針というのは大事であるというふうに思っておりますけど、私は公務員として公僕と、基本的なものが、これほどでそれぞれの市、特色ある市の像があるというふうに思っておりますけど、そういう公僕というのがどうあるのか、これは共通して私は基本はここであると。それぞれの特色ある職員像となるというふうに思っておりますけど、職員というのは公僕という中でどうあるかというのは共通している、ここが基本であって、それからまた、それぞれの特色ある職員像というのが出てくるのかなという、そういう私は考えを持っております。さきに言いましたそれぞれの今後におきますパブリックコメントを含め、また、職員等におきますアンケート調査、こういうものも十分配慮した中で計画書をつくっていきたいというふうに思っております。

**○20番（長野瑛や子さん）**

女性職員の登用、これも入れてもらうということですかね。

あとこれと、冊子にして、ホームページで見れるからという、そういう職員の声も聞いたんですけど、私はちゃんと冊子をして、あと目指す、先ほど像とおっしゃいましたけど、私は「いろは歌」の一つでも、いにしえの道でも、訓戒というんですか、そういうのもちゃんと載せて、一番最後のページでもいいです。それを載せて日置市のあるべき姿、教育のまちと言いますので、そこあたりも一番これを載せるべきじゃないかなと、時々こう見ると、そういうことも大事じゃないかと

思いますけど、冊子に配って、そういうのを盛り込んで、職員に配布、そういうのはいかがですか。

**○市長（宮路高光君）**

女性の管理職の登用、こういうものも一つの大きな目標でございます。今管理職を含めた中で、男女共同機会均等の機会を含めた中で、同じように任用試験等をしながらこれは実施して、それぞれの登用というのはいかなることであるというふうに思っております。

今ご指摘ございましたとおり、プリントした形でございますけど、概要版でも結構だと、それぞれ持つこともいろいろとむだがあったりする分については、重要なポイントを含めた中におきます概要版等におきましては、そういうものをつくって、それぞれ職員が意識認識しておればいいのかというふうに思っております。

**○20番（長野瑛や子さん）**

お金の問題じゃないと思います。パソコンで紙を使わないようにされてるからとか、そういう声も聞きましたけど、1冊30何ページでも80円ぐらいですので、それ4年間で使ったら1年で20円です。だから、使用済みの紙でもいいんです。だから、冊子にされて、また、姿勢が違いますので、冊子にされて、概要版でも結構だと思いますので、またぜひそれをつくられて、本当に市民から市役所がどのように思われ、どう対応すべきだろうと、職員像というのをつくっていただきたいと思います。

これで終わります。

**○議長（畠中實弘君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時25分とします。

午前11時13分休憩

午前11時25分開議

**○議長（畠中實弘君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、池満渉君の質問を許可します。

〔16番池満 渉君登壇〕

#### ○16番（池満 渉君）

男女が「男らしさ」「女らしさ」を否定することなく、その特性を生かしながら豊かな社会をつくる男女共同参画社会は当然であり、素晴らしいものであります。しかしながら、平等だから「男子トイレと女子トイレの看板の色を同じにせよ」とか、我が国の伝統や文化まで否定をしたり、男女の性差、それは区別なのに差別だとする動きがあるのも事実であります。

さきに「日置市男女共同参画基本計画の案」が示され、8月の9日から9月の7日までを募集期間として、市民からの意見を募りました。その資料などは、ホームページでの公表や本庁・支所の地域振興課窓口にて入手できました。

そこで、市長に質問をいたします。

この市民からの意見を求めるに当たり、その募集方法や基本計画の内容はわかりやすく、積極的に市民の声を聞く体制になっていたのでしょうか。

1人でも多くの市民の意見を集めるための広報は十分だったのでしょうか。

そして、この約1カ月の期間中に何人からの意見が寄せられましたか。

寄せられた意見はどのような内容だったのか、重立ったものをお示してください。

「市民から出された意見については、日置市男女共同参画推進懇話会で検討・協議する」とありましたが、どの程度反映されるのでしょうか。

次に、本市の小学校・中学校の規模について、現状と今後の見通しなどを市長、教育長に質問をいたします。

運動会シーズンを迎え、子供たちのにぎや

かな声が地域の元気をつくります。先般16日、雨の中、中学校の体育祭がありました。地域の先輩とかつては1,000名を超える生徒がいたこと、排水の悪い運動場の整備は30年来の懸案事項にもかかわらず、いまだそのままであることなど話しながら観戦をいたしました。

ご承知のとおり、我が国の出生率の低下はとどまるところを知らず、本市においても学校の児童生徒の数は減少を続け、その存続すら危ういところもあります。

中学校7、小学校19という本市の学校数とその規模について、現状をどう認識されているか教育長にお尋ねをいたします。あわせて、これらすべてに係る市が負担する今年度の予算総額のうち、いわゆる建設費などを除く費用の総額をお示してください。

それぞれの学校は、教育の場であり、地域のよりどころ・シンボルとしても未来永劫に存続してほしいものであります。しかし、現実には児童生徒の数が50人に満たない学校が中学校で2、小学校で6校あります。子供の数だけの論議はすぐわないのかもしれませんが、それぞれの学校に特色がありますが、いわゆる小規模校のよさとはどのようなことでしょうか、逆に問題点・懸念されることは何でしょうか。

今、伊集院中学校の改築が進められていますが、大規模改造などを含め、これからの本市の学校整備の予定と、それらに係るであろう予算をお示してください。ここ五、六年の児童数の予測や、現在の財政状況などから、学校統合の問題なども避けて通れないはずであります。学校の位置や適正規模など今後のあり方についてどのような形で検討を進めていかれるのか、市長、教育長双方に質問をいたします。

さて最後になります。先ごろ全国一斉学力テストが中学校3年生と小学校6年生を対象

に実施されました。その結果が今月中にも通知される予定であります。実に43年ぶりとなるこのテストにより、本市の児童生徒の学力レベルが国語と算数、数学の2教科ではありますが、判明をいたします。「結果がわかるのはいつですか」と多くの市民から問い合わせがあります。保護者の関心も高い、このテストの結果公表について教育委員会としてはどのように対応されますか。この結果からさまざまな課題や問題点も見えてくるはずで、何を学び、今後の日置市教育行政にどう生かされるのか質問をいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

「日置市男女共同参画基本計画（案）」につきましてというご質問の中で、これまでの取り組みについては、男女共同参画社会の実現に向け、市民参加による制度づくりを推進するため、昨年の9月に推進懇話会を設置しました。その中で法律の趣旨と国、県の動向をお互いに確認しながら、また、先進地の研修を行い、市の進め方を協議してまいりました。そして、懇話会で集約していただいた内容で、市民2,000人を対象としたアンケートを実施したところです。

また、一方では市長を本部長とする推進本部の設置や実際いろいろと協議を行うワーキンググループを設置して、それぞれ連携をしながら取り組みを進め、その都度、広報誌等を通じてPRを行ってまいりました。

これらの取り組みを踏まえ、第6回の懇話会で計画（案）がまとまりましたので、市民の皆様から案に対するご意見を伺うためのパブリックコメントを実施したところであり、計画（案）について市民の皆さんへの説明会等は開催しておりませんが、問い合わせがあった場合は、その都度、ご説明をさせていただいたところがございます。

今回のパブリックコメントでは、市民の皆

様から22件、市外の方から9件、計31件のご意見が寄せられましたが、その内容は、「男女共同参画についての定義」のことや、「男らしさ、女らしさについて」、「性教育」、「混合名簿」、「男女がともに働きやすい環境整備」についてなど、幅広い意見が寄せられております。

いただきましたご意見については、推進懇話会で再度、それぞれ検討・協議をお願いし、最終的に懇話会で意見を集約をしていただき、市長の方へ提言をいただくことになっております。

2番目の小中学校の現状、大方につきましては、教育長の方に答弁させます。特に、統合の問題でございますけど、この統合につきましても、長い歴史を持ちながら地域の活性化の拠点となっております。このことにつきまして、小学校、中学校、適正規模がどれだけであるのがいいのか、そういうものを踏まえながら、十分統合に関しましては、地域の住民の意見や、また、保護者のご意見を十分集約して進めさせていただきたいというふうに思っております。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

市内の小中学校の現状についてですけれども、1番目、現在、小学校で完全複式学校が1校、一部複式校が5校ございます。どの学校も長い歴史を持ち、地域と一体となった教育活動を展開していると考えております。

市が負担する今年度の予算総額を示せということですが、小学校費、中学校費の総額は、19年6月補正の時点で12億555万5,000円となっております。うち伊集院中学校建設事業費として4億5,914万6,000円が含まれております。財源内訳では、国庫支出金等8,405万4,000円、残りが起債を含む市債となっております。

小規模校のよさと問題点についてであります。まず、児童生徒への影響という視点から見ますと、教師が一人一人の子供にきめ細かな対応ができるというよさがございます。

また、人数が少ないことから、お互いで支え合う家族的な温かい雰囲気の中で教育が行えるよさもあります。

さらに、さまざまな行事の中で、代表として発表したり表現したりする機会が多く、自分自身の存在感を実感できるよさもあります。

一方、子供同士の磨き合い、高め合い、人間関係づくり、いわゆるコミュニケーション能力の育成ができにくかったり、スポーツ少年団や部活動などが組織しにくかったりする問題点もあると考えます。

また、地域やPTAという点から見ますと、地域や保護者の協力が得られやすいというよさがある反面、一人一人の負担が大きくなるという問題点も上げられます。

3番目に、伊集院中学校は校舎は21年度完成となります。22年度で運動場などの整備が残ります。今後の計画としましては、現在耐力度調査中の伊集院小、伊集院北小、上市来小、伊作小の調査結果に基づき改築計画を立てることになります。仮に4校について改築をすることになりますと39億2,888万円。補助割合としてはこれまでの実績等から約20%程度であり、残りについては起債を含む市債、市費で賄うこととなります。

なお、耐震対策上、残りの耐震基準に満たない17校の校舎、屋体等は、耐震診断を行い、基準に満たない建物については耐震補強工事を進める必要があります。

4番目、24年度までの予定児童・生徒の推移数は、今年度4,457人、2年後の21年度、4,384人、5年後の24年度、4,189人と推移しますが、大きく減少することはない見込みです。ただし、大規模校で微増、小規模校で減少する状況で、複式学

級を持つ小学校が今年度6校、20年度7校、21、22年度8校、23年度9校と少しずつふえていく見込みになっております。

また、5年後の小学校児童数の現在に対する比率は97.5%に対して、中学校生徒数は87.7%となり、中学校の生徒数減少が小学校児童数減よりも多いのが特徴であります。

学校統合の問題について、どのような形で検討を進めるかということについてありますが、長い歴史を持つ小学校の存在は地域活性化の拠点であり、小学校の廃校は地域の存亡をかけた問題で、慎重に進めるべきであると考えます。小規模であるということだけでは進められないし、また、地域住民や保護者のご意見を十分集約していくことが大事であると思います。

次に、全国一斉学力テストについての1番目、その結果の公表についてはどのように対応するかということですが、公表につきましては、本市公立学校全体の結果を公表する予定であります。ただし、序列化や過度の競争につながることはないように、個々の学校名を明らかにすることはありません。

また、本調査の結果が学力の特定一部分であることを明示し、調査結果の分析を踏まえた、今後の改善方策等をあわせて示します。

2番目に、その結果から何を学びどう生かすかということですが、全国学力あるいは学習状況調査の結果から、本市の学力定着の状況がよりの確に把握できると考えます。その結果をもとに、管理職研修会を初めとした各種研修会、学校訪問や校内研修会等において、個に応じた指導のあり方や朝の活動、行間の時間を利用した繰り返し指導、家庭学習のあり方等について、指導、助言を行う際の資料として活用してまいります。

また、今回の結果を踏まえ、本市で取り組んでおります学力向上対策に関する事業につ

いて、なお一層の充実を図っていきたいと考えます。

○16番（池満 渉君）

順を追ってお尋ねをいたしますけれども、男女共同参画のこの市民からの意見ということでは31、31件といたしますか提出があったということでした。

では、この31人が提出をするわけですが、今回この資料を配付する本庁、支所の窓口で資料を取りに来た市民の数というのがわかりますか。意見の提出は31名ですけれども、もちろんそれ以前に資料を取りに来た市民の数がわかりますでしょうか。

それから、市のホームページにも内容を公表してありますので、この期間中に今回の男女共同参画基本計画などに関する部分を、ホームページを開いた市民の数とか、あるいは開いた市民以外でもいいですが、数とかいうのはわかりませんか。いかがでしょうか。

○企画課長（富迫克彦君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

本庁、支所に来庁されて資料を受領された方の件数については、手元に資料を持ってきておりませんので、後もってご回答をさせていただきます。

それから、ホームページの検索の件数についても、システムの中をちょっと検証しないと数字が確認できませんので、後もって回答させていただきたいと思っております。

○16番（池満 渉君）

ぜひまた、後もってお願いをしたいと思っております。正確な数はわからないかもしれませんが、大方の市民の数はわかると思っております。

といいますのは、今回の市民の方々から、この男女共同参画に対して意見を求めるというふうにやったときに、市民がどれぐらい興味を示したのかということをつかもうということでもあります。

私は、自分の近所の知人の方に、男女共同

参画の今回のこの意見書啓発、提出ということでパブリックコメントを実施をしておりますよ、どうですか、応募したらどうですかという話をしましたけれども、意味がわからない、何のことを言ってるんだというような反応でございます。で、少しかみ砕いて、こういったような内容ですが、自分の思いを出してみませんかという話をしましたけれども、結果的にその方は興味がないと。興味がない、だから出さないと、関心は示さないとということでありましたけれども、このパブリックコメントっていう手続は、市のあらゆる政策、いろんなことに対して市民から広く思いや意見を募ろうという制度であります。なるだけたくさんの方々に、いわゆる興味のない市民の方にもしっかりと説明をして、そして幾らかでも思いを伝えてもらおうという考えで、趣旨でありますけれども、そうであればやっぱり資料の内容とか、あるいは市民の方々に呼びかける方法っていうのはもっとわかりやすく、広くやる必要があるんじゃないかという気がいたします。もちろん市の広報誌やお知らせ版、そういったことでもその内容はあります。この多くの市民の方々の——一人でも多くの市民の方々の意見を得るということであれば、パブリックコメントを実施しますという言い方ですね、市民の方から意見を求めますというよりも、私たち——若い方々はわかるかもしれませんが、私たち幾らか外国、片仮名語がわからない人間にはですね、パブリックコメントを実施しますと言われてもなかなかぴんとこないんです。

だから、この資料の中で冒頭に書いてございますが、その下を読むとわかりますけれども、人間というのは大体大きい字をぱっと見てどうするかということを決めるものじゃないかと思っております。ですから、こういったやり方は少しまずかったんじゃないかなあという気がいたしますがいかがでしょうか。

それから、もう一つ、同じように計画案を添えてございます。資料ですね。この資料の中でも、ドメスティックバイオレンスとかあるいはリプロのこととか、いろんないわゆる片仮名語が出てまいります。この中でリプロダクティブヘルス——スラッシュを書いてありますが——ライツという用語が出てきます。通称リプロ、リプロと言われておりますが、性と生殖に関する健康と権利と訳されておりますが、この訳されたことだけでもなかなかわからないんですよ。リプロの意味というのがですね。こういったリプロの意味をもう少しわかるように説明をしていただけませんか。いかがですか。お願いいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、件数から31件という大変少ない件数であるというふうに認識しております。その周知の仕方が十分でなかったのかなというご指摘でございまして、そのことはご指摘のとおりあるというふうに思っております。

特に、この計画内容につきまして、大変横文字がありまして、通常のいろんな中におきます理解度というのが十分されてない。こういう認識もしておるところでもございます。

今回、このようにパブリックコメントという、まあこういうパブリックコメントすらいろいろとご理解していただかない部分もあるのかなあというふうには思っておりますけど、今後、やはり市民の皆様方にはわかりやすい手段の中で進めさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

ただいま市長の方からもありましたように、大変横文字等が多いということで、これは推進懇話会の中でもいろいろご指摘いただきまして、できるだけ注釈をつけるというか、そういう形で今回取り組みを進めたところでございますが、現実的にはパブリックコメント

に関しても、市民の方から意味がわからないというような問い合わせもあったところでございます。

それから、リプロダクティブ・ヘルスライツのことにつきまして、一般的に性と生殖の健康、権利ということで書いてございますが、このことにつきましては平成6年の国際人口開発会議の行動計画及び平成7年の第4回世界女性会議の北京宣言及び行動綱領において、人間の生殖システム、その機能と過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指すというようなことで説明がされております。

以上でございます。

#### ○16番（池満 渉君）

市長が31人はやはり少ないんじゃないかという感想を述べられました。努力をしていただきたいと。

それから、片仮名文字というか、やっぱりわかりやすくなるだけやりたいということもそうですが、リプロの説明について企画課長からありましたけれどもよくわかりませんでした。（笑声）

わかりやすく一言で言えば、リプロというリプロダクティブ・ヘルスライツという言葉は、どういった意味ですよということをしつかりとやらないといけないというふうに思います。

簡単に資料の中にも、男性、女性がそれぞれに身体的な特徴、いわゆる女性はやっぱり弱いという概念がございますから、それをカバーし合いながらお互いの特性を尊重して社会をつくっていくんだというような意味ですよということも書いてありますけれども、企画課長が説明をされましたが、このリプロの意味を全く違った資料から引き出してみますと、「妊娠、出産にかかる女性の健康を重視しつつ——これはもちろんそうです——何人

産むかを自己決定する概念」というふうに説明をしている資料もございます。

ですから、正しくしっかりと説明ができて、その意味を市民の皆さんに説明ができるような方法でやらないと、やみくもに市民がただわからないような感じで賛成とかなんとかという意思表示をしていくと、いつの間にかいろんな意味で違ったものができていくんじゃないかということをご心配しております。

そういった意味ではやっぱり、市長が幾らかわかりにくかったとおっしゃいましたけれども、やっぱりこの説明をする、あるいはこの基本計画の案の中の資料でも幾らか説明不足があったという気がいたしますが、全体的にはどうでしょうか、市長。

**○市長（宮路高光君）**

池満議員がおっしゃるとおり、池満議員すら今説明の中で大変国連のなんかかんか言ってみてもわからない状況であるというのが事実である。大概の方々はその難しい言葉の中で何を指しているのか、十分わからないという分もございます。

私どもは国、県のそれぞれの基本計画を含めた中を参考にした部分がございます、そういうものも重視したという点がこういう計画の内容になったのかなというふうに思っておりますので、今後やはり懇話会等におきまして、意見も出された部分も含めまして、十分今回最終的な提言書いただく中におきまして、わかりやすい表現をどうすりゃいいのか、十分検討していただきたいというふうに思っております。

**○16番（池満 渉君）**

国が方向を示した場合に、県に対してそうですが、県からまた市に来た場合には、市の方はそのままということじゃなくて、ぜひ私たちみたいな者でも理解できるようにそしゃくをして情報を伝えていただきたいと思いません。

私は、昨年の12月議会で本市の、今話をしております男女共同参画懇話会の開催について、しっかりと広報がなされているんですかと伺いました。12月議会で。その中で、「ホームページなどでも広報をしたが、結果は傍聴者が1人だったと、少なかったのは非常に残念だ。今後は広報も含めてしっかりと取り組みたいという意味の答弁がございました。議事録にもそう書いてございます。

これからしっかりと広報をして、あるいは市民の方々にわかりやすいように注意を向けていただけるような努力をしたいという答弁のとおりの方があつたとすれば、今回はもう少し違った結果が出てたんじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。努力が足りなかったんじゃないかと思いますが。

**○市長（宮路高光君）**

さっきもご指摘ございましたとおり、市民の皆様方でこの問題につきまして興味といたしますか、関心があるといいますか、もうそういう方ともう関心のない方、その中立の方、さまざまであるというふうに思っております。特に、こういうことにきちっと関心のある皆様方につきましては、いろんな場所に行き勉強会等もされているというふうに思っております。私ども市といたしまして、そのようなことを市民の皆様方に情報公開する中におきまして、ご指摘のありましたとおり、まだまだどういうふうにしていったら市民の皆様方が関心を持ち、また興味を持ちいろいろとご意見をいただけるのか、今後とも十分精査をし検討していかなければならない課題であると思っております。

**○16番（池満 渉君）**

本当に市民の方々から少しでも多くの意見を賜ろうというような気があれば、やっぱりどんな説明の仕方がいいのかということはおのずと出てくると思います。そうでなければコメントを、各地の審議会、今回のこれもそ

うですけれども、市民から意見を求める、コメントを求めるということは、ただ単なるポーズになってしまうというような気がしてなりませんので、ぜひこのことはその方法を考えていただきたいというふうに思います。

さて、市内の学校の現状についてお尋ねをいたします。

今、教育長が詳しく説明していただきましたけれども、平成25年度ですね、25年度の――5年後の数をさっき言われましたですかね。25年度でしたかね。（「4」と呼ぶ者あり）24でしたよね。25年度も今わかりますか。（発言する者あり）今出てない。

（発言する者あり）24年。はい。いいです。

今、全体の数を説明いただきましたけれども、地域別の数がわかりますか。例えば学校別じゃなくて結構です。東市来の小学生が5年後には何人、中学生が何人、吹上が何人という数はわかりませんか。

**○学校教育課長（町岡光弘君）**

それでは、数字ですけれども、今各学校のと全体のは持っておりますが、地区別は集計をちょっと時間をかければ、何年後の集計であると教えていただければ後ほど提出できることができます。

**○16番（池満 渉君）**

質問の通告の中にお願いをしておけばよかったんですけれども、数字的なことはですね。これはちょっとお出しに――計算をしていたきたいと思います。

先ほど教育長が出された数、そしてこれから学校教育課長が集計をしようとしている数、この児童・生徒の数はどのような根拠、どこからの統計で出された数になりますか。

**○学校教育課長（町岡光弘君）**

お答えします。

これは、毎年県の方からの統計の依頼がありまして、各学校に統計調査をしまして、それを県に報告するというようなものに基づい

て集計をしてるものでございます。

**○16番（池満 渉君）**

東市来地域だけでも集計が出ませんか。小学校、中学校。今、その数はお持ちでないですか。

**○学校教育課長（町岡光弘君）**

はい。少し時間をいただければ24年ごろの、5年後の24年度でよろしいのでしょうか。――はい。準備をいたします。

**○16番（池満 渉君）**

それでは、少し入れかえというか学力テストの質問をさせていただきます。

**○議長（畠中實弘君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を13時からとします。

午前11時59分休憩

午後1時00分開議

**○議長（畠中實弘君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○企画課長（富迫克彦君）**

先ほど池満議員さんの方からご質問がありました男女共同参画の本庁・支所への計画書の受領とか、お尋ねになった件数についてでございます。本庁・支所で11件、それからホームページの関係では、今大体毎月1万5,000件ぐらい市のホームページの方に来訪者っていうかアクセスいただいているんですが、その中でその日のうちの検索数が20位以内に入るとその件数ちゅうのがわかるようになってるんですが、それでいきますとパブリックコメント関係で一番多い日で56件ですね。ですから、これを押しなべて考えると大体300件から400件ぐらいは検索をいただいたんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

**○16番（池満 渉君）**

数字の関係で質問をいたしましたけれども、

ちょっと執行部の方に事前に数字だけをお願いをしとけばよかったんですが、改めて、少子化が続きますけれども、平成25年、25年度、今から6年後になりますか、小学校の1年生がすべて卒業して新たに1年から6年までが入った段階ということになりますから、平成25年度の各地域の小学生、中学生の総数をお示しをいただきたいと思います。

○学校教育課長（町岡光弘君）

お答えいたします。

地域ごとということでしたので、最初に小学校、中学校というふうにお答えしたいと思います。

25年度、小学校からまいります。東市来地域692人、伊集院地域1,428人、日吉地域293人、吹上地域392人、中学校、東市来地域307名、伊集院地域746名、日吉地域157名、吹上地域193名、小学校小計が2,805名、中学校小計が1,403名、日置市全体小・中合計4,208名でございます。

以上です。

○16番（池満 渉君）

地域ごとの、旧町ごとの児童・生徒の数を出示いただきました。先ほど、この数字は、いわゆる予測する生徒の数というのはさまざま統計からということでありましたけれども、まことにたびたびで申しわけありませんが、東市来の、東市来だけで結構です。6つの小学校の25年度の数を出示をいただきたいと思います。

○学校教育課長（町岡光弘君）

それでは、東市来地域の平成25年度推計を申し上げます。

鶴丸小学校181名、伊作田小学校131名、湯田小学校256名、上市来小学校81名、美山小学校43名です。

以上です。

○16番（池満 渉君）

ありがとうございます。今お示しをいただ

いたこの東市来の6つの小学校の予測児童数であります。今平成19年度の児童数が636でありますので、6年後には692と大体60名弱ふえるんじゃないかというような予測の数であります。

私は、この6つの小学校について、実際今小学校の1年生は、平成12年の4月2日から平成13年の4月1日までに生まれた子供たちであります。そして、来年1年生になる子供、さ来年、その次、その次として、平成18年の4月から19年の3月まで生まれた子供の数を当たってみました。東市来で。そして各学校に通学区で当ててみました。その数が、まあ全部は言いませんけれども伊作田小学校で131人を平成25年には大体予測してるとありましたけれども、私が実数で当たった現在の段階では、今伊作田は87名おりますが46人になります。131と予想をしているということでしたけれども、現在の実数でいくと46ということになります。

それから、上市来小学校、今83名おまして、先ほどの答弁で81名に6年後はなるだろうということでしたけれども、私の実数で当たった数では55名になります。東市来の総体の数でいっても小学校の子供たちは549、550ぐらいになる、80ぐらい減るんじゃないかと思いますが、先ほど東市来の小学校の数は——子供たちの数は692というふうに言われました。かなり差があるような気がいたします。

私は、あくまでもいろんな条件を入れて推測をされた数だろうと思いますので、一概にその数がどうということは言いませんけれども、やっぱり実数を見て、現在の実数を見て、将来の予測を立てておくべきじゃないかという気がいたします。そうでないと学校の建設にしてもいろんなことにしても、なかなかまともなところが出てこないという気がいたしますが、こういったような数字で教育行政の

将来を、いろんな目標を立てておられるとしたら非常におかしいんじゃないかと思いますが、そこら辺はどうでしょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

ただ今ご質疑があったわけですが、実際の数は確かに今、課長の方が答弁した数よりも少なくなっております。

しかしながら、平成12年度を見てみますと、この実数と、生まれたときの実数と現在の子供の数と比較しますと、大まかですけれども30、40、50ぐらいの開きで、結果的には大体実際は同じぐらいの数字に現在はなってきているようであります。

しかしながら、ご指摘がありましたとおり実数ではございませんので、ただこの実数ではないと言いましたが、小規模校については実際の数のある程度当たっております。そうしないと先ほど話題になっておりました複式学級になるかどうかというような問題がございますので、そういう例えば吹上地域の和田小学校とか花田小学校とか、そういうところは既に生まれている子供の数から当たって数を入れてございます。

ただ、大規模校になりますとそこまでできませんので、小学校に入る生まれた数とその学校に入る数の率で掛けたりしてございます。

#### ○16番（池満 渉君）

予測をするにはかなり複雑な計算式もあるかもしれませんが、転入・転出は別としても、幾らかのケースの資料は持つべきだろうと思います。

小規模校のよさというのは確かにございます。教育長が説明を、答弁をしてくださったとおりでありますし、また、特に小学校、子供たちは体力的にも余りにも遠いところにも行けない。そして何よりも、地域のよりどころとしての学校の存続ということを考えれば、一概に統合とかなんとかということとは言えないことはよくわかっております。私自身もP

TAの会員でありますし、我が子どもも学校に行っておりますので、まさに未来永劫に存続することは願っておりますけれども、しかしながら、確実に子供の数は減っているのがあります。

ことし湯田小学校と統合いたしました皆田小学校、これは保護者の方からそういうような意見が出て統合ということになりましたし、距離的にも少し近い部分がございますので、かなりスムーズにいったような気がいたしますけれども、この皆田小学校に要した経費というのは昨年度で大体1,000万円以上ぐらいだろうと思います。そう、この額が多いのか少ないのかは別として、教育予算を削れということまでは申しませんけれども、やっぱり合併をして、旧町域といいますか、隣の町の、昔からの隣の町の方に行った方が近いとか、そういったような学校の通学区域もあるんだろうと思います。

ですから、すぐに統合をどうということは言いませんけれども、しっかりと計画といつかいろんなことを想定しておくべきだろうというふうに思います。特に、財政が非常に厳しくなります。合併の算定替えなどが行われるころまでには、何とかしっかりと指針というようなものもつくっておくべきだろうと思いますが、いかがですか。

それから、もう一つ、39億円。これは予定されている学校をすべて改築したときの大まかな予算ということでお答えをいただきましたけれども、およそ2割、8億円ぐらいが国からの補助金として、あと30億円、31億円ぐらいはすべてが起債などで持ち出しになるのでしょうか。それとも後年度の交付税措置などがこの分にもついてくるのでしょうか。そこら辺の財源的な問題をお示しをいただきたいと思います。

#### ○教育長（田代宗夫君）

第1番目の将来を見越した上で統合の計画

も立てるべきではないかということですが、当然ある程度の予測されたものは考えていかなければならないと、私も考えております。現在、幼稚園の統合等にかかわる検討委員会開いておりますので、それが済み次第。ただし、これは私ども行政内部におきましていろんなパターンがございますので、例えば皆田小学校みたいにある学校に吸収していくような統合もありますでしょうし、新たに新しい学校を建ててそこに統合した学校を入れる場合もありますでしょうし、あるいは小・中連携としてまた新たに建てる場合もあるでしょう。いろんなパターンが考えられると思いますので、行政内部におきましてはいろんなパターンを考え、児童・生徒数の推移を見ながらそれなりの検討はしていくべきだと考えております。

建設の金額等については、総務課長の方に答弁させたいと思います。

#### ○教育総務課長（山之内修君）

現在、耐力度調査を行っている4小学校についての改築計画の財源等についてでございますが、基本的には学校建設の場合は負担金補助金になります。

それと、あと残りについては市債ということで義務教育債をお願いしてございますが、義務教育債につきましては普通交付税に元利償還の70%を算入されると。現在のところですね。そういう形で措置はされているようでございます。

以上です。

#### ○16番（池満 渉君）

非常に難しい部分もございますけれども、教育長ご承知のように、鹿児島県は高等学校の再編に向けて基本計画をつくっておりますよね。2つの再編整備指針、整備統合基準というのをつくっておりますが、やっぱり幼稚園の今後、あるいはそれらが済んでからまたいろんなことっていうふうに話がありまし

たけれども、しっかりとどういった方々にも説明のいくですね、やっぱり指針といったようなものをつくっておくべきだろうと思います。もちろん時と場合、あるいはその状況によってはそのとおりにいかないこともあると思いますけれども、よりどころとなるような今後の学校のあり方ということも、指針というのをつくっておくべきだろうと思いますが、いかがですか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

県立の高校の場合と、私は市町村立の小・中学校の場合とは少し違うんじゃないかなあと思う面もあります。県立の方は県全体を考えながら配置をしていきますけれども、機械的に小・中学校をそのように配置するとなりますと、先ほどから申し上げましたとおりに地域の活性化とかいろんな問題が入ってきますので、その地域に合った統合のあり方というのが私は出てくるんじゃないかなと思います。

例えば先ほど言いましたように、一、二校がある学校に吸収していくような統合の場合と、新たにつくる場合というのは、相当これは違ってくるんじゃないかなと思いますので、今の仮定の段階ではっきりとしたその指針というものはいかなものかなと思います。

なぜかと言いますと、例えば義務教育の小学校では標準規模の学校というのは、国が定めておるのは平均12学級から18学級というような言葉も出してありますので、そういうものを機械的に当てはめて統合した新しい学校をつくるとなると、かなり地域には困った問題が生じてくるんじゃないかなあと、そんなふうに思いますので、地域に応じた統合のあり方というのを考えていきたいと思っております。

#### ○16番（池満 渉君）

合併をしましたので、もちろん学校はよりどころということはわかりますけれども、建設的にと申しますか、いい意味で未来思考で

やっぱりスケールメリットを生かして、大変さびれていくという思いはありますけれども、逆にこういったことをどのような契機としてやっていけるのかということを考えながら、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

さて最後に、学力テストの向上に関することでもあります。教育長は全体を公表するというふうに答弁をくださいました。学校名はもちろん非公表にするということでありましたけれども、まずお伺いをいたしますが、本市の教育委員会とそれぞれの学校に知らされる結果の内容はどういったことなんでしょうか。

**○教育長（田代宗夫君）**

私どもの市にありますのは、日置市内の各学校の状況と市内全体の結果が出されますし、各学校においては各学校の総合的なデータなり、それと子供たち一人一人の個評というんですか、結果のものが渡されます。

**○16番（池満 渉君）**

全体を公表するというふうに先ほどありましたけれども、もちろん個人情報というか、個々の名前をとかいうのは、これはもうやっぱりやってはならないかもしれません。

しかし、ある程度のテストの効果というものを考えるとやらないといけないと思いますが、この公表をするというのはどこに対して公表をするということでしょうか。あるいはどこまで公表をするといったようなことになるんでしょうか。だれに公表にするのか、そして内容はどこまで公表をするとお考えになっておられるのかお聞かせください。

**○教育長（田代宗夫君）**

本市の各教科の平均等につきましては、一般の方々全部に公表したいと思っております。

先だっの基礎教員調査の鹿児島県の結果につきましても、現在日置市のホームページに掲載しておりますので、同様の形で公表をしたいと、今のところは思っております。

**○16番（池満 渉君）**

教育長もご承知のように、文科省は市町村名あるいは学校名というのは非公表にしようというような、何ていうんですか、やり方を言っております。

先月の28日に金森初等中等教育局長は、都道府県と政令指定都市の教育委員会関係者の説明会で、今言った市町村名と学校名の公表を禁じた。このテストの趣旨に沿って対処してほしいと繰り返し言っているようですが、こういった文科省の市町村名——学校名ですね。学校名の公表を禁じたというのと、今教育長が全体に公表すると言われたその公表の内容はどう違いますか。

例えば日置市が、日置市はもっと積極的に公表しようと、してるという部分なんでしょうか。いかがでしょうか。

**○教育長（田代宗夫君）**

日置市の結果を平均を各教科、小学校6年生と中学校3年生が実施をしておりますので出したいと思えます。

それと、教科では国語と算数、中学校では数学ですね。この2教科やりますけれども、そのほか学習状況とかそういう調査もございますので、それらについてもどのような形で出すかはわかりませんが、一応日置市の結果については、全体の結果については出したいと思えます。

ただ、先ほどから申し上げますように、各学校が幾らだったのか、そういうことは当然私の立場で公表することはいたしません。

**○16番（池満 渉君）**

可能な限り公表をするという教育長の答弁、評価をしたいと思えます。

6月議会で私は、市内の学校の中で、通常のテストの成績の順位をつけない学校があるんじゃないかという質問をしたことがあります。そのときには序列化を招いたりあるいは過度の競争を生むとか、そういったようなこ

とでつけないところもあるということでしたけれども、その後、その学校で父兄——保護者に、順位をつけたらどうですかと、つけますかつかないかということのアンケートをとったんです。もちろん張り出すということじゃなくて、それぞれの子供たちに「君は何番だよ」ということをつけるということをやるかやらないかっていうアンケートをとりました。保護者の98%がつけてほしいということを出して、結果、現在はその順位をつけているというふうになっております。

どうもこう、本市の教育委員会はそうでないかもしれませんが、国やあるいは学校現場の思いと、保護者や市民の思いとちょっとこうギャップがあるような気がしてなりません。結局何のためにその学力テストをやったのか、何のためにその子供たちの現在の成績を調べるような、レベルを計るためのことをやったのかというその意味がなかなかわからないところがあります。

教育長が今話をされましたけれども、ぜひ日置市も、まあ学校ごとの名前は別としても、日置市のレベルがどれぐらいにあるか、そして教育委員会としては各学校に、学校の内容は教育委員会の方はわかるわけですので、あなたの学校はこういうところが少し足りないんじゃないですかということはやられるんですか、いかがですか。その結果を見てですね。

○教育長（田代宗夫君）

これは学力テストに限ってのことですかね。そのようにお答えしてよろしいでしょうか。

○16番（池満 渉君）

はい。

○教育長（田代宗夫君）

私も教育委員会は先ほどお答えしましたが、各学校においては学校の平均等について公表するかどうか、これは当然公表するとした学校としないとする学校と、あるいはまだ検討中という学校もあるかと思えます。先ほ

ど言いましたように、出すことによって小規模校なり小さな人数の学校等については、出すことによって個人名が特定されたりする恐れがある場合は、それぞれ検討すべきだろうと思います。

しかしながら、その結果等については、私はこちらの方でどうしなさいと言わなくても、各学校それぞれ校長が、地域の実情や学校の実情を判断して適切な対応をしてくれると思っておりますので、今のところこちらの方かどうしなさいということは言うつもりはございません。

○16番（池満 渉君）

市民の皆さんも関心を持っておりますので、可能な限り本市の子供たちのそのレベルというのを出していただいて、これをいい意味で切磋琢磨できるように、そして学校と家庭がそれぞれがしっかりと手を取り合いながらやっていけるような体制をつくっていただきたいと思えます。

最後になりますけれども、全体の公表するという話でございましたが、このことの決定といえますか、正式な決定は定例教育委員会なりで、教育委員会で再度確認、決定をされるおつもりなのか。それともこのまま、今の教育長の答弁のままなのか。そのことをお伺いをいたして質問を終わりたいと思えます。

○教育長（田代宗夫君）

このことは、教育委員会に諮らなければならないかそういうものでもないとは思いません。ただ、やはり結果が出た時点では結果の状況、当然教育委員会に報告しなきゃなりませんので、これまでも教育委員会等に結果の報告をすることは申し述べてありますので、結果の状況は教育委員会に報告いたします。そして、その中で再度このような形で、日置市の平均については一般に公表しますということは述べます。

○議長（畠中實弘君）

次に、21番、松尾公裕君の質問を許可します。

〔21番松尾公裕君登壇〕

## ○21番（松尾公裕君）

私は、3項目にわたって質問をいたします。

1番目、地区館についてでございます。合併をして2年5カ月になろうとしておりますが、市民の相互の親睦と融和を持って、日置市の一体感を醸成し振興していかなければ、合併の意義と効果は上がらないのであります。

このような中で、地区公民館制度はこの6月より全市で始まっております。この公民館制度はより多くの市民に参画してもらい、共生、協働の社会を実現するため、その核となる地区コミュニティ組織を各小学校区単位を基本として、26カ所に設置することになっております。

この組織は地域づくりの拠点として、地区の話し合い活動を通じてニーズを掘り起こし、地区の将来像を描いた地域振興計画を地域ごとに作成をし、市の総合計画にも反映することになっております。

市民のいろいろな課題に対応できる相談窓口機能も充実させることになっております。

また、生涯学習の拠点として、地区の人材育成や自治会との連携を推進する拠点としての活用や情報ネットワークを利用して、住民票、印鑑証明、所得証明など6つの証明書発行など、高齢者化社会にとってはすばらしい企画と思っております。

そこで、①であります。地区公民館組織運営の取り組み状況と相談窓口としての機能は充実しているか。

2番目、証明書の発行はどのような状況か、また発行の日数をふやすことはできないのか。

③湯田地区公民館は、福祉センター、学童保育、地区館と3つの業務が同居しているが、地域づくり拠点として地区民を受け入れる窓口機能を整備する必要があると思っておりますが、

この3点について伺います。

次に、養蚕試験場跡地についてであります。この質問については、昨年9月に一般質問をいたしました。そのときの答弁で、県に無償で払い下げを要望したい。今後跡地の利用を検討する。公営住宅は財源の方法、民間活力の利用などを検討し、県や地域との協議で活用について論議をしていくとの答弁でした。この養蚕試験場跡地は約4ヘクタールであります。宅地部分が約1.3ヘクタール、今までの桑畑だった畑地の部分が2.7ヘクタールであります。この畑地部分の活用、県も市も地域活性化のために考えてもらいたいのであります。

この地は湯之元の中心街から四、五百メートル離れた住宅地であります。高速道路の市来インターも近く、買い物もタイヨー、クッキーに近く、県道脇で市道、国道3号線も近いことから住宅地には最適の場所と思われま。東市来は県営住宅が非常に少なく、また市営住宅も待機者が多くおり、人口減少の歯どめや地域活性化のためにもこの場所は公営住宅が最適地であると思っております。これから東市来地域は高齢化が高くなり、人口も年々減少傾向になっていくと統計で出ております。日置市の人口は伊集院に一極集中化しつつあります。日置市の均衡ある発展のためには、旧町単位での住みやすい環境や、人口を維持するための対策をとらなければなりません。

そこで、この養蚕試験場跡地の県との交渉はその後どうなっているか。また、跡地利用の検討で公営住宅の検討はしたか伺います。

次に、ごみ問題についてであります。合併協議会で資源ごみ収集については、コンテナ収集に統一するとなっていました。その後3地域でのモデル実施などもあり、場所の確保の問題、当番員の問題、集める場所までが距離が遠い、高齢者は大変だという意見が、私どもの身近な集落でも厳しい意見が多くあ

ったようではありますが、その後ごみ分別検討委員会で5回にわたりごみ検討会議をしていただきましたが、コンテナ収集方式でもリサイクルセンターで再分別が必要であることや、高齢者への対応や指導員の確保、コンテナ収集は経費が高くつく等の点から、全市袋統一にするという結論をいただきました。私どもはこの結論を重く受けとめ、この結論を尊重し、全市袋統一に向けて実施していかねばならないと考えます。

コンテナ方式は、ごみ分別認識の向上と環境問題に対する認識の向上のためには、それなりの成果を上げてきたと思いますが、袋収集でもこの認識の向上とともに市民に資源循環型社会の啓発をより深めることによって、その目的を達成できるものと考えられます。

そこで、①今後全市袋統一に向けて袋の記名や分別を徹底して、資源化のためにも積極的に取り組んでいく考えがあるか伺います。

2番目、各ステーションでの分別についての相談がいつでも気軽にできるボランティア相談員を各ステーションに置くべきと考えるが。

③リサイクルセンターの稼働率と、また効果的施設運営に努力すべきではないかと思いますが、伺います。

以上、3問であります。市長、教育長の誠意ある答弁を求めるものであります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の地区公民館についてご質問でございます。

地区公民館の組織については教育長の方に答弁させます。

相談窓口としての機能につきましては、ことしの4月から市内全域できめ細かな行政サービスを提供できる施策の一環として、24の地区に市コミュニティ連絡室を設置したところでございます。現在は各証明書等

の発行業務とインターネットによるホームページ等の閲覧、光ファイバーによる議会中継等の情報提供サービスが主なものであります。今後は地域振興計画策定に向けた取り組みを本格化させてまいりたいと考え、また各種相談窓口としての機能も十分充実していきたいというふうに思っております。

証明書の発行については、3カ所の郵便局で6月1日から、平日の9時から午後の4時まで受け付けをしております。

2カ所の地区公民館では、6月5日からスタートし、火曜日と木曜日の午前中だけ受け付けをしております。結果といたしまして、8月までの3カ月間で延べ56人、83件の証明を発行し、また郵便局では延べ44人の46件の証明を発行しています。発行日数のことについてはもうしばらく状況を見ながら検討をさせていただきたいと思っております。

湯田地区の公民館のことでございますけど、ご指摘のとおり湯田地区の公民館、福祉センターでございますけど、今指定管理者制度の中で社会福祉協議会の方に指定管理をお願いをしているところでございまして、特に社会福祉協議会におきましても通所の介護、また生きがい対応デイサービス等事業もしておりますし、湯田保育園の学童保育もして大半煩雑でしているというふうに認識はしております。

特に、今後、地区の理事会の皆様方、また社協、私ども行政、それぞれの立場の中でそれぞれの福祉センターにおきます、中におきます配置の問題におきまして、また十分検討をしていく余地があるんじゃないかなというふうに思っております。今2階の方でされているということでありますので、ここあたりを今後十分三者で協議をさせて、よりよい形の窓口業務ができるような形にしていっていいふうに思っております。

2番目の養蚕試験場の跡地についてというご質問でございます。県といたしましては、昨年の3月廃止後、国からの応用昆虫の試験委託が9月まで残されていたことや、試験場内の桑の伐根作業が12月ごろまで予定しておりましたが、実質整備を含めて3月いっぱいまでかかったという報告を受けております。

現在、農産園芸課と財産管理課との県レベルの協議中ではありますが、日置市が無償譲渡を受けるためには今後どのように活用していくかの利用計画が必要とし、それをもとに用途廃止手続をとって払い下げというスケジュールになっております。このため利用計画の内容については無償譲渡になるか、有償譲渡になるか十分な検討を含めなければなりませんけれど、市といたしましては無償譲渡をしていくために具体的な活用策を、計画をつくっていききたいと思っております。

特に、この400ヘクタールのうち畑、宅地ございまして、特に畑の2.7ヘクタール、宅地も1.3ヘクタール、この部分につきましては今家畜保健所、またそれぞれの建物等もございまして、この部分は当分ちょっと難しいというふうに思っております、この畑の方につきまして無償譲渡いただくような計画をつくっていききたいと思っております。

基本的にはこの土地が農地でありまして、また特に、農政部、農産園芸課の所管ということでございまして、市といたしましては今後地域担い手の農家の活用や地域の就農者の研修農場とか、やはり基本的に農業関係のものにしていかなければ無償譲渡というのは難しいんじゃないかなというふうに基本的に考えております。今後、市の方で具体的に話詰めて、県と交渉していききたいと思っております。

今ご指摘のとおり、地域の活性化ということで、公営住宅ということで前もご質問あったわけでございますけど、県の方とも公営住

宅の施策の中でお願いをしたわけでございますけど、基本的に今の段階の考え方といたしましては、それぞれ既存の建てかえを中心とし、新規の建設というのは大変難しいという回答をいただいております。

また、市営住宅につきましても、今マスタープランを作成いたしまして計画を進めているわけございまして、市といたしましては基本的には既存の住宅の建てかえ、これが一つの大きな基本的な考えと、もう一つ、やはり過疎地域を含めたところにおきます、またそれぞれの小学校校区含めた住宅対策、こういうものを市に、住宅マスタープランの中に位置づけをしておりますので、今の段階の中で新しく新規にしていくということは、当分の間財政的なことを考えて難しいというふうに考えております。

3番目のごみ問題でございます。ことし2月よりごみ分別検討委員会で協議を重ねていただき、7月には委員会の意見集約をいただきました。その結果、資源ごみ収集方式につきましては、全市袋収集に統一することが望ましいとの意見集約でございまして、市といたしましては来年4月から一斉実施に向けた準備を進めていききたいと考えております。

委員会の意見集約の中でございました袋への記名につきましても、東市来地域では合併前から既に実施しておりますし、このことにつきましても説明会等を開催いたしまして、市民の皆様方にご理解をいただきたいと考えております。

また、各ステーションのボランティア指導ということでございまして、このことにつきましても、有償、無償、それぞれの中であられるのかなあというふうに思っておりますけど、自治会の公民会長さんを含めまして、十分このことにつきましても協議をさせていただきたいし、伊集院地域を除きましたほかのところにおきましては、袋の中におきまし

て、大方スムーズに今分別、また収集体制がとられているという認識をしております。

そういうことを含めまして、指導員というのを置かなければ本当にならないのかどうか、十分このことについては自治会長さん含めた中で検討させていただきたいと思っております。

3番目のリサイクルセンターでございますけど、焼却施設の年間焼却可能量は約2万トンでございますが、18年度の焼却量は1万2,747トンということで、約64%の稼働率になります。これはもうご存じのとおり、合併いたしまして最初の計画量を決めまして、旧松元、郡山、この2町が抜けた中におきまして、稼働率が現状では悪くなっているというのが実情でございます。そのような中も含めながら、今この効率的な稼働ということで、以前は16時間の準連続運転をしておりましたけど、今月曜日から金曜日まで24時間連続運転ということで、特に時間、労働時間の削減や燃料の節減、また排出ガスによる大気汚染の低減等を図っているところでございます。

リサイクルプラザにおきましても、それぞれのラインでの材料の一定量確保を図りながら、また、中央操作の必要で瓶・缶、不燃粗大ラインにつきましても、可能な限り同時運転を心がけ、効率のよい運転に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

地区公民館につきまして、地区公民館組織運営の取り組み状況はということですが、地区公民館制度につきましては、今年度から市内26地区で実施できる体制を整えることができました。可能などころから館の整備と、館長、社会教育指導員、公民館主事補の指導体制ができ、現在は条例公民館として

の事業の充実と自治組織としての地区公民館組織の確立に努めているところでございます。

市内4地域では、これまで地区公民館制度が統一されておりましたが、館と指導体制の整備にあわせて各地域で組織の統一化を目指しております。地区振興計画作成に向けて、企画課の方で地区公民館にその検討、集約を任せておりますので、今後はそういう活動を通して、地区公民館の存在活用、地区の方々に認識してもらい、地域づくり活動の話し合いや実践活動の拠点となるよう努力してまいりたいと考えております。

館の問題につきましては、東市来地域とも相談をしながら、現在の福祉センターに併設をさせていただいたところでございますが、現在はご指摘のとおりでございます。

したがいまして、今後関係する課や団体とも相談をしながらあるべき姿を模索してまいりたいと考えております。

#### ○21番（松尾公裕君）

ただいま答弁をいただきましたが、まず、この公民館の事業、活動ということで、二通りにこの地区館についちゃ分かれていますのではないかなと思っておりますが、今後これを今まで伊集院と吹上の方はそういうような形で進めてきたということで、あと東市来地域と日吉がやはり新しくそういった地区公民館としての機能を果たしていかなければならないのかなと思っておりますが、東市来の場合は、やはり今まで地区には社教、社会教育協議会、そしてまたいわゆる校区の協議会の中で校区協議会とか向上会とか鶴城会とか、そういった形で、地区振興についてはそういったところがやってきたわけでありましてけれども、これを地区公民館として今後は一本化していくということですが、なかなか聞くところによりますと、やはり地区の協議会的な、やはり地区振興的な、そういったものについては残しておくべきではないのかな

と、いったそういう意見等も他の地区ではあるような気がするわけでありませけれども、我が湯田地区においては、そこが非常にすんなりこの社教といわゆる協議会とうまく一つになっていってる、連携していってる。そしてまた、これも一つにしていこうということで、既にもうこの話し合いが持たれて、組織とかあるいは規約とか、そういったことをいろいろ話をしまして、そして6つの部会をつくって進めていくということで、非常に先覚的に問題なく、割方問題なく——もめるのではないかなと思っておりましたけれども、そうでもなくて、意外とすんなりと地区館の準備ができていくというような状況でございますけれども、今後、ほかの地区ではいろいろ聞き入っているところではありますが、この地区の伝統とか今までのやり方ですね、そういったものがあるだろうと思っておりますけれども、これを来年4月に向けて統一して一本化していくという方向で前向きに進めていくのか、そこらの状況に、と考え方についてはどうなんでしょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

東市来地域におきます地区公民館の活動が来年の4月からスタートができるのかと、どんな状況かということでございますけれども、具体的には申し上げませんが、おおよそ湯田地区の方は、お話がございましたとおり規約等がほぼもうでき上がって整っているようございます。残りの7地区につきましては、規約等についての協議が進められておまして、すべてかどうかはわかりませんが、ほぼ10月中ぐらいには何とか規約等が整備されるのではないだろうかということで今聞いているところでございます。

#### ○21番（松尾公裕君）

はい。わかりました。

続いて、今回地区公民館ができて、そしてこれを運用をしていくわけですが、今まで社

会教育協議会ではそれなりの町の——市の補助があったわけでありませ、今回、この地区公民館の中でも地区公民館に対する——これ概要版でしたね。4月に出された。これは中でも地区公民館に対する補助金を交付し、自主的な活動に対する人的・物的な支援を行いますということで、補助金はどういった考えのもとで、考えのもとでどのぐらいの感じで大体補助金というのは出されるものか。来年からの予算の問題もありますので、そこら辺についてはどんな感じで進めているんでしょうか。

#### ○社会教育課長（神之門透君）

これまで東市来地域の方では社会教育事業を社会教育協議会の方に委託して、その中で事業を行っておりましたけれども、今後は条例公民館として家庭郷土学級とか推進学級とか、そういう条例公民館がやるべきものはすべて市の一般会計から支出をするようにいたしております。

今後、東市来地域の、ことしは地区公民館としても補助金も組んだんですが、それがそのまま社会教育協議会の方に流れているようですので、来年からはその補助金が地区公民館の方に流れるように今話を進めているところです。

補助金の中身といたしましては、これまで各地区に地区公民館単位に流れておりました各種団体の補助金等を一本化してまとめていきたい。そういうような考えで取り組んでいるところでございます。終わります。

#### ○21番（松尾公裕君）

わかりました。やはり各団体に今まで流れていたものとほぼ同額みたいな形で来るといことですね。わかりました。

せっかく地区公民館というそういう名でですね、しっかりとした地域の自助をやっていくわけでありませ、ある程度住民負担ももちろんそりゃしなきゃあいけませんけれど

も、やはり今社教とかあるいはいろんな団体の総額をこう見たときに、大体2割ちょっとぐらいしか全体の総額から見て補助がないようみたいでありますので、ややそこら辺についてはもっと手厚くやっていただきたいなど。この公民館活動をするにはやっぱりそれ相応の予算も必要でありますので、今後そういうことも検討をしていただきたいと思います。それはもういいです。

次に、この発行の状況ですね。発行の状況が非常にまあ、証明書の発行の状況が、地区館においての証明書の発行というのが非常に悪いようでありますけれども、私も先般ちょっと、今市長の方から答弁がありましたけれども、先般ちょっと調べてみますと、1カ月当たりになりますと公民館や地区公民館では43件、平均しますと、3カ月を1カ月にしますと大体43件ぐらいでありますので、年間をトータルしますと516件、まあ550件ぐらいになるのかなと思いますが、このいわゆるこのイントラネットの発行分ですね。は、この合計しますと、市全体では7万1,300件あるそうです。それが今の状況から見て地区館での発行は516件ありますので、それをパーセントで計算してみますと0.73%、1%ないわけですよ。で、非常にこれでは政策効果は上がってないなというようなふうにも思うのであります。せめてこういった施策をするには5%ぐらいの最低のそういう政策効果が出ないといけないなと思っておりますけれども、せめて私は、この火曜、木曜の午前中ということでございますけれども、住民にはやはりこの印鑑証明にしても住民票にしても、きょう、あした欲しいわけですよ。例えば金曜日であれば、今度また次待って、次待って次の週の火曜日の午前中だということまでちょっと待てないんですよ。ですから私が言いたいのは、月曜から金曜の午前中はできないのかと、月曜日

から金曜日、せめて午前中ですね。それぞれ指導員にしても主事補にしても、ほかの仕事もあるかもわかりませんが、午前中はせめて1週間できないのかということをお私に思っておるわけですよ。それができないというような感じでも、今あれ見えますとそういうふうには思えないわけですが、できればそういう形で、これは月曜から金曜までやるべきではないのかなと。住民のサービスのために、住民がそれをあてにするためにも、ぜひこれはそういうふうには改善をすべきだと思っておりますが、どうですか。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘をいただきまして、その件数は先ほど述べましたけど、それぞれの地区館で取り扱っております、まだ1件もしてない地区館等もたくさんございます。私どもがまだPRが悪いせいなのか、そこあたりも十分反省をしていかなきゃならないというふうに考えておりますけど、特にこの郵便局の方につきましては、月曜日から金曜日までその時間帯の中でしてございまして、郵便局の方では大変この地区館でよりの利用度よりも大変まわっているというふうに思っております。

今、それぞれの地区館の方にしてございまして、郵便局との中におきまして、それぞれ地域におきまして二、三カ所は郵便局の方に変わってくれというところもございまして、やはりここあたりも設置した中において、やはり市民が利用しやすいところにこの窓口の中に置きます。相談は別として、この証明書等についてはまだ検討させていただきたいと思っております。

また、今ご指摘のとおり集計しましたけど、利用度の高い地域もございまして、そういうところはやはりそういう要望があるのかなあという部分を持っておりますし、またゼロのところもあつたりしますので、ここあたりはPRが悪かったりどうだったのか、十分私ど

ももこの3カ月ちょっとした試行の中におきまして反省をしながら、また今ご指摘ございました、その回数的なもんも十分前向きの中で検討させていただきたいと思っております。

**○21番（松尾公裕君）**

ぜひ前向きにこれは検討していただきたいと思えます。

それと証明書の発行の周知が、住民が知っている人が割方少ないのではないかなと思っておりますので、そういう周知をもっと徹底してすると。これだけやっておりますよと、各地区館でやっておりますよという、地区館の意義も上がりますのでそうしてください。お願いします。

それから、主事補のことでありますけれども、主事補がいわゆる地区公民館制度の概要版の中に、主事補はこれはあれの社会教育指導員のいわゆる……を助け施設の管理をしますということではありますが、ほかの館長にしても、それから社会教育指導員にしても、証明書の発行業務をすとなっております。で、主事補の場合はこれがなっておりますで、主事補もこれぐらいはちゃんとその項目の中で、項目の中でちゃんと上げるべきであると思えますが、ここらについてはどのような見解でございますでしょうか。

**○議長（畠中實弘君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を14時10分とします。

午後2時01分休憩

---

午後2時10分開議

**○議長（畠中實弘君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。（発言する者あり）

しばらく休憩します。（笑声）

午後2時10分休憩

---

午後2時10分開議

**○議長（畠中實弘君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○企画課長（富迫克彦君）**

ただいまご質問いただきました社会教育指導員と主事補の方の事務分掌といいますか役割分担のことでございます。私どもの方で日置市地区コミュニティー連絡所設置規則っていうのを設けさせていただいております、この中で社会教育指導員の方と主事補の方に、地域づくり指導員と同じく地域づくり指導の主事補ということで、兼務で辞令を差し上げてございます。で、その方で地域づくりのこととか市民参画のこととか、証明書発行というような事務分掌を担当していただくということで進めているところでございます。

**○21番（松尾公裕君）**

これは社会教育課の方じゃなくて企画課の方なんです。

これ社会教育課の方から、地区公民館制度という概要版が出たのではないかとと思っておりますが、そこにはいわゆる証明書発行というのが主事補の場合、ちゃんと項目としてないから、これ入れた方がいいんじゃないかということでもありますので、それは今後、これでやりとりしとったって時間がかかりますので、今後検討してみてください。

それから次に、湯田地区の公民館ですが、先ほど来、言っておりますように、福祉センター、それから学童保育地区館、これはもう同居しておって、学童保育にしても20人から25人、もうしょっちゅう来て、あそこ廊下、走り回ったりいろいろしてるわけです。

学童保育は、前は学校の敷地内にプレハブがあったんですが、あれを活用するというようなことで、私はそう思ってたんですが、つい、4月か5月に行ったときはもうあれ取り壊してあったんです。

何でこんなことをするのかなと思ったりしたわけでありましてけれども、その後、福祉セ

ンターの方ですということ、住民の人たちも今、やや落ち着いてきているのじゃないかなと、これは思っておりますが、しかし3つの業務ですので、地区館が非常にやっぱり地区館としては、それこそ6畳間ですか、8畳間ぐらいになりますか、あれぐらいの横の方にくっつけて柵をしたというようなことで、本当に地区館の事務所として、また地区館としての機能は絶対十分でないとは思っておりますので、これは窓口を、まず窓口を1階に、ちゃんと地区館としての窓口を表に出すということが、一番地区民の人たちも地区館ができたのかということ、これをこの地区館の機能を十分に活用されますので、ぜひそれはこの1階の方に、地区館の窓口はつくっていただきたいなとこのように思いますがいかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

さっきも答弁さしていただきましたとおり、今、それぞれの三者各団体の中で、この使い方を含めた場所の位置の選定、十分検討をしていただくよう、今、指示しておりますのでもう少し時間をいただきながら、やはりそれぞれの立場の、皆様方のそれぞれの立場の中でご意見があるかということでございますので、やはり地区民を含め、またこれを運営している社教のそれぞれの事業、また学童、この中で、それぞれの部屋の配置を含めまして、有効活用どうすればいいのか。十分、今、検討しているということでございますので、私もそこあたりの検討の結果をお聞きして判断をしていきたいというふうに思っております。

#### ○21番（松尾公裕君）

もうぜひそれは前向きに、三者で協議すると、三者だけに任すんじゃないかと、やっぱり行政指導をやっていただきたいと思っておりますので、ぜひ市長みずからこういった答弁もしたわけですから、ぜひ早目にこれはぜひ

お願いしたい。

これは住民との対話、いわゆる相談窓口ということにもなっているわけでありますので、それから証明書の発行にしても、やっぱり1階にあって、住民がだれでも気軽に来やすい、そういった地区館にしていいただきたいなと思っておりますので、そこはぜひ前向きに考えていただきたいと思っております。

それから次です。養蚕試験場の跡地ですが、これは県レベルで今、いろいろ検討中だということで、利用計画の内容を出してくれと。無償か有償か、まだこれははっきりわからないということですが、何か、県の方にこれまでの1年間の間に、ちゃんと交渉に、例えば企画課か、あるいは市長か、あるいは副市長か、県の方にこういったことなんでしょうかということ、交渉に行ったかどうかということをお聞きします。

#### ○市長（宮路高光君）

私の方も農政部長とは、きちっとその分につきまして、ことしも話をさしてもらっております。県の立場の中におきます、さっきも話のとおり、農政部の所管の中でございますので、十分今後、先ほども言ったように、私としては、無償譲渡、こういう一つを前提の中で、交渉を今後ともやっていきたいというふうに思っております。

#### ○21番（松尾公裕君）

わかりました。無償譲渡ということで進めていきたいということですが、先ほど聞いた中では、担い手とかあるいは農業関係であれば、割方進めやすいのではないかと、今、農政部長の話が出ましたけれども、そういった形での無償譲渡、あるいはその活用策ということを中心に考えておられるのか。

私は前から地域の振興のためには、その農業関係も、これも大事なこともわかりませんが、やっぱり地域には人が集まるということで、人が住みやすいというそういう環境を

つくってやらなきゃならない。それはやはりそういった公営住宅とか、あるいは分譲住宅でもですが、人が住みやすい、住んでくれるそういう宅地的なものをやっぱり考えていくべきではないのかなと思う中で、やはり公営住宅が一番のあそこは最適地ではないのかなということで思っているわけです。

それで、前、もうちょっと言いましたけれども、例えば県営にしても、東市来は32戸ぐらいしかないわけです。となりの市来町だけで96戸もあるんですよ。串木野は217戸あるんですよ。伊集院は289戸、県営住宅があるんです。

こういった中で、この国道3号線沿いの中では、一番、東市来は、市来町よりも倍ぐらいの人口なんですけど32戸しかないわけです。

ですから、この県営のことをもうちょっと前向きに、市長がそういう方向を示して、そしてお願いをすればそれも幾らか可能性があるのではないかと思うわけです。

それで、前、武岡団地が県営の老朽化があるということで、移転を、妙円寺の方に移転をしようかということをやちょっと伺いをしました。あちこちからちょっと聞こえてきました。

これは妙円寺じゃなくて、今のあそこの適地はもう最高の四角ばったところの道路沿いでもあるし、高速道路もあるし、非常にいいところですから、そっちの方にやったらどうですかということを私は考えてるわけです。

伊集院は放つとつても、自然と人口ふえていきますが、（笑声）東市来はなかなかふえていかないんです。ですからこういった県営住宅をぜひ呼び込んでやっていただきたいと思っておりますが、それを含めてどうでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今、妙円寺団地の県営の関係でございますけど、これは住宅公社の関連の中におきます

宅造を含めた完全即売、これとひとつシルバーということで、これにつきましては、もう五、六年昔からの話でございまして、これが一、二年の中ですぐ沸いてきたわけではない。そこはちょっとご理解していただきたいというふうに思っております。

またこの県営住宅の施策の中におきまして、私としてもたくさんそのように県がつくっていただければよろしいわけでございまして、そういう活動は今後ともしていきます。

今、おっしゃいましたとおり、私ども市営のマスタープランを含め、県も建てかえが中心という、今のこの財政状況の中の、こういうこともご理解していきながらも、そのやはり政治的な力の中で、やはり県にはアピールをしたいと思っておりますけど、今、松尾議員が言うように、すぐそこに県営がこの跡地にできるかということはまだ難しい問題でございまして、何しろこのことにつきましては、農地であった、やはり私は早く基本的に活性化を含めて、無償譲渡を市の方にさせていただく、これがまず大前提、それをした後のまたいろんな問題の方策あると思っておりますけど、やはりこういう県営住宅とかいろんなのを絡めて、今、行けばまだまだいろいろと難しくなってくるというのはゆがめません。

そういうことで、早く市の方に無償譲渡できる計画書というのをつくるのが、私は先決であるというふうに考えております。

#### ○21番（松尾公裕君）

無償譲渡するためには、余りいろいろ枝葉をつけないで、要望をたくさんするなど。だから農地の関係で、今は進めたらどうかというようなふうに、私は聞こえたわけですが、そういったことで、それともう一つは、県営住宅ということも活動をしていくと、そういった方面でも活動をしていくということを答弁がありましたので、両面考えて、これはぜひ無償譲渡を進めながら、人口の増加のため

に、人口を維持するための住宅団地をつくっていただきたいということ、今後も考えていただきたいと思っております。

市長、東市来は今の人口です。どんどん減ってきております。もちろん吹上も日吉もそうではありますが、やっぱりこれ何か、いろいろな手段、方法で、この若い人たちを呼び込んでいくような方法をしなければいけないわけでしょう。

そこらについて、この今の公営住宅の問題を含めて、その地域の振興、ちょっとどうでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、この跡地の問題には、県営住宅とはちょっと別途の中で理解していただきたい。

この別途の中で県営を含めまして、振興策、どこの今、4つ、私どもも合併いたしまして、今、約1,000名程度、どこの地域も、伊集院地域も減っております。

その減る具合が若干違うわけでございますので、ここあたりは、今、具体的に人口増対策というのが、何があるのかということは、まだ大きな課題でもございますけど、やはりそれぞれの地域におきますいろんなよさをどう発掘していくのか、これが一番大きなポイントであるというふうに思っておりますので、お互い、議会も私どもも住民も知恵を出しながら、その方策の中に進めて行きたいと思っております。

#### ○21番（松尾公裕君）

次に行きます。

ごみ問題でありますけれども、いろいろごみ検討委員会の方で検討していただきまして、分別を徹底して袋に記名をする方向で、そういう答申が出たわけでありまして、記名をするようになりますと、やはり東市来の場合は、今のところ何もそういった大きな問題もなく、ここで少々あったかもわかりませんが、

記名問題についてはそんなにないみたいであります。

ですから、全市にこれをぜひ拡大して、来年4月から一斉に、先ほどちょっと答弁もございましたけれども、これはもうぜひそういう説明会をしっかりとやって、理解をしていただくように進めていただきたいと思っておりますが、やっぱりプライバシー問題もあるかと思っておりますが、それ以上に、ごみの分別、環境問題を考えて、自己責任でごみを出すということ、住民に私は十分に周知徹底を啓発していかねばいけないと思っておりますが、そこらについて、前向きに、先ほどちょっと出たような気がしますが、再度これもう一回お聞きします。

#### ○市長（宮路高光君）

さきの中でも答弁したとおり、今回、集落、また地区ごとの住民説明会と、このごみに関しまして、資源ごみだけでなく可燃ごみも含めまして、全体的に私ども行政が出向いて行きまして、きちっと説明をし、その中でいろいろなご意見も出てくるのかなというふうに思っておりますので、そういうご意見等も参考にしながら、今後、このごみの問題につきまして推進していきたいというふうに思っております。

#### ○21番（松尾公裕君）

それではそういった形で推進を、本来はよく地域に出向いて、地域の人たちとよく十分に対話をして、ぜひこれは4月から、もう最初から、聞くところによりますと、例えば資源ごみだけして、あとの燃えるごみはもう名前書かんでもいいとかち、こういうことをちょっと聞いたりしておりますが、もう全部統一して——東市来は全部統一しておりますが——どの袋も全部名前を書いてやるという方向で、これはぜひ進めていただきたいと思っております。

次に、各ステーションでのボランティア指導員のことでもありますけれども、やっぱり年

配の方々はわからないというか、分別の仕方が少し乱雑な人とか、あるいはいつ何を出していいのか、そこらがわからないといった方々もやっぱり時々見かけますので、それからごみが適正でないために、そのステーションに取りに来る車が置いていくと、これはきょうの集めるものではないということで置いていくことがあったりします。

そういったものをやっぱり近くにいる、いわゆる各班の班長みたいな人が、その地域の指導員と申しますか、何かそういった形で、全くボランティアで、有償無償関係なくボランティアで、無償で指導を、近くにいる集落の中の運営委員とか、あるいは班長がおりますので、そういった班長が指導員をその期間するとか、そういった形で集落にお願いをしたらどうかなど思っているところではありますが、その程度でいいのではないかなと思いますがいかがでしょう。

#### ○市長（宮路高光君）

今までもそれぞれの地域におきまして、自治会の中におきまして、当番制の中でそのステーションの掃除をしたり、いろいろとみんなやっている地域もあるようでございますので、やはりそういうことをまた自治会長さんとも十分、お話をしながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○21番（松尾公裕君）

次に、リサイクルセンターの稼働率のことではありますが、2万トンであります、1万2,000トンしか実際稼働してないと。64%であると。これはやっぱり2町が抜けたということで、こういうことであろうかと思っておりますが、このごみ分別検討会の中で、リサイクルセンターの高率な施設運営についていろいろ注文があります。

リサイクルセンターにおける熱源利用や、連続運転による経費節減なども視野に入れた効率的な施設運営も検討してほしいと、こう

いったごみ分別の方からの集約した意見でございますが、これはどのようなことをすべきなのか。このリサイクルセンターにこのような内容です、どのようなことをすべきなのかこれを伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、最初の当初、準連続運転ということで16時間しておりました。16時間である場合におきましては、また立ち上げ、立ち下げ、そういういろんな燃料のコストというのがありましたので、今、現在、月曜日から金曜日まではもう24時間、連続でやっております。

こういうことがやはり燃料におきます効率性というのが一つ出てくるということと、またリサイクルプラザにおきましても、一定量確保した中で、集中的にラインを通していく。そういうことがひとつ効率的なリサイクルにおきます大きな課題であるというふうに思っております。

#### ○21番（松尾公裕君）

私はそういったやり方の問題もあるかと思っておりますが、効率的な運営という中で、やはり経費の問題が一番なのかなと思っております。

経費が、町の場合と4町の場合との余り大きな差はないということで、できるだけ、これはいろいろ行革でもやっておりますが、経費の削減ということをやっておりますので、そういった経費の削減という面での努力ということはどういったことを、これは今、24時間連続運転で、燃料の節約とかちまあ言われましたけれども、総体的な経費の問題です。総体的な経費の中でそのことだけなのか。

この今の状況で、全く二、三年前と経費そのものが変わらないんじゃないかということ、私は思っているわけですが、そこらについてのもうちょっと努力というんですか、経

費削減に対しての努力、例えば人件費にしても先ほど燃料もありましたが、そういった面での問題というのは、今後の課題というのはどういうことがありますか。

**○市長（宮路高光君）**

今、ご指摘ございましたとおり、人の問題、今は職員もおりますので、なるべく今後におきましても、まだ非常に民間委託できて運営できる部分がどこまであるのか。正規職員と臨時的こういうものも十分今後検討していかなければならないのかなというふうに思っております。

申し上げましたとおり、この部分につきましては、最初設計した中とそれぞれの構成町が変わった。えてしてそしたらごみが足りないからわざわざごみをたくさん集める、そういうことでもないし、こういう部分についてはさほど少しごみを持ってきたのと、一杯にするのと大きな差異はない。やはり経費的なものはある程度、さっきも稼働率64%でありますけど、やはり同じように経費が要りますので、要は今、言いましたように、人の問題、そういうものを含めて、まだあと営繕の問題を含めて、修繕、そういうものを徹底して、やはり長く持たせるよう、そういう経常経費の中を十分点検をさしていきたいというふうに思っております。

**○21番（松尾公裕君）**

経常経費の削減ということで、前向きにひとつやっていたきたいと思えます。

それともう一つ伺っておきたいと思えますが、このごみの自己搬入です。自己搬入が非常に多いようでありますけれども、この市外からの搬入というものは全くないのか。それともう一つは、コンビニとかタイヨーとかダイワとか、大型店とかそういうコンビニです。そういったところからの業者が搬入するのがあるやに聞いております。

これは、産業廃棄物として、今までは私な

んか、二、三年前まではそう思っておったわけですが、今はちょっと違うということではありますが、今はどういうふうな解釈でいいのでしょうか。

**○市民福祉部長（樋渡健郎君）**

自己搬入のことですが、この自己搬入につきましては、日置市民の個人で持ってこられる方、それから各事業所の方が持ってこられる方、それと運搬業者です、収集業者に委託して事業所が持ってくる、この3件があるようでございます。

そういうことで、今、おっしゃいました事業所のごみを持ってくるんじゃないかといったようなことなんですが、その辺のところもあるやに聞いておりますので、今後、その辺のところも調査しながら、また検討させていただきたいと思っております。

**○21番（松尾公裕君）**

市外からの搬入は全くないわけですね、市外からの。

**○市民福祉部長（樋渡健郎君）**

申しわけありません。市外からの搬入はないということでございます。

**○21番（松尾公裕君）**

わかりました。これは産業廃棄物ということであるのかなと思っておったんですが、聞くところによりますと、事業系の一般廃棄物ではないのかなというふうにも聞いてるわけですが、ここらを今後、しっかりと区分けして検討していただきたいと思っております。

それで、いろいろこのリサイクルセンターでは、稼働率の問題、経費の問題、いろいろあるわけですが、行政改革で、アクションプランで、それこそ毎年10億円ずつこの予算を減らしていこうじゃないかということで、将来的には200億円、190億円、今、240億円あるものをずっと減らしていこうということの努力を、議員もそれから執行部

の人たちもみんなやっってるわけでありまして、やはりこのリサイクルセンターにおいても、経費削減ということが、これ余り無理をするといけませんけれども、それはできる限りの努力はやっぱりするべきであると、私は思っておりますので、そういったことで今後、検討していただきたいと思っております。

私の質問は終わります。

#### ○議長（畠中寛弘君）

次に、14番、西菌典子さんの質問を許可します。

〔14番西菌典子さん登壇〕

#### ○14番（西菌典子さん）

本日、最後の質問でございます。私は通告に従いまして、男女共同参画社会推進について質問をいたします。

男女共同参画とは、男らしく、女らしくを否定するとかしないとか、トイレの入り口を同じような色にするとかしないとか、伝統文化を大切にするとかしないとか、そういう問題ではなくて、何も特別な問題ではなく、人が人として、一人一人が自分の人生や、またそのほかの人の人生も大切にしながら、人生を大切に生きていこうという当たり前のことをつくっていこうという社会であります。

何も難しいことを言っていることではございません。しかし、実際はこういう当たり前というのが一番難しいことなのかもしれません。

日置市男女共同参画基本計画案がパブリックコメントにかけられ、多くの方々の関心と呼んでおります。

私を含めて、3人がこの件について質問しており、関心の高さのあらわれかと思うところです。

男女共同参画社会は、平等、ともに生きる共生、平和を目指すものであると言われてますが、今までの流れを少し振り返ってみたいと思います。

20世紀の時代には2つの不幸な世界大戦が起きました。そして戦争の世紀とも言われるゆえんであります。

終戦後、国連は、第2次世界大戦の反省に立って、平等と共生を目指す男女平等こそが平和をつくるみなもとであるとして、女性の地位向上のための国際基準づくりに取り組み、国際連合憲章や世界人権宣言にも男女平等の精神が折り込まれました。

日本国民は、1946年、日本国憲法において、法もとの平等や婦人参政権を得たところです。

国連では、婦人参政権に関する条約などの個別の条約の整備を進めていく中で、1967年、あらゆる女性差別をなくす女子に対する差別の撤廃に関する宣言、1975年、国際婦人年、1976年からの国際婦人の10年を経て、世界のさまざまな国々の女性の権利に対する認識の違いを乗り越え、話し合いをかさねて、ついに1979年、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、略して女子差別撤廃条約が国連総会で決められたのでした。

女子差別撤廃条約は、世界女性の憲法とも言われ、女性の権利全体について規定する世界で初めての法的な拘束力を持つ男女平等の国際基準であって、世界じゅうのほとんどの国が条約の加盟国になっているものであります。

中心理念は、性別にとらわれず、それぞれの個性で自分らしく生きていける男女平等な社会を目指すことであります。

大きな特徴は、公の生活はもちろん、私生活においても権利を保障し、法のもとだけでなく、実際の生活の中でも差別を禁止するというものであります。

第1条、女性差別の定義における条文中、差別は解除や制限だけでなく、区別も権利の侵害につながれば差別になると定義しており

ます。

法律や規則だけでなく、男らしさ、女らしさなど、社会的につくられた性別役割分担意識も含まれます。

また学校で、出席簿が当然のように、男子が先、女子が後ろというような慣習は、区別する目的であっても、女性が男性の後になるパターンが日常的に行われるということは、男と女は違う、男が先、女が後というような認識を植えつけて、平等の考えを育てるのを妨げてしまうおそれがあるとして、そのような性による区別は、差別の定義の中に入れております。

日本は、1980年、この女子差別撤廃条約に署名しました。そして1985年に批准をしております。

条約を批准すると、その国は条約の内容に対して責任を負わねばならず、男女平等という視点から国内法制度の見直しが必要で、日本はこの条約を批准し、締約国の義務を果たすために、国籍法改正、高等学校の家庭科教習の実現、男女雇用機会均等法の制定がなされ、そして1999年男女共同参画社会基本法が制定されたのは皆様ご周知のところであります。

男女共同参画基本法の中で、我が国の現状と男女共同参画社会形成の重要さを次のようにうたっております。

日本国憲法に、個人の尊重と法もとの平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取り組みが国際社会における取り組みと連動しつつ、着実に進まれてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化など、我が国の社会情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は緊

急な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとしております。

その中で、社会における制度や慣行の配慮、政策決定への共同参画、家庭生活と他の活動の両立、国際協調などとともに、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務などが明記されております。

地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、計画を定めねばならないと、第14条第4項に記しており、施策の策定、実施に当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならないと、第15条でしております。

また、鹿児島県男女共同参画推進条例でも、県民の責務、市町村への要請及び支援などで同様に推進に努め、策定、実施することをうたっております。

1番、さて日置市男女共同参画基本計画を策定中でございます。策定に際し、日置市の男女共同参画推進に向けての市長及び教育長の見解を伺います。

2、日置市男女共同参画推進本部、ワーキンググループ、懇話会、それぞれにおける推進及び策定に向けてのあり方と役割、責任をどのようにお考えになっておいでかを伺います。

3、パブリックコメントに計画案がかけられましたが、市民への周知は十分だったでしょうか。またその状況はいかがだったでしょうか。伺います。

4、計画案が出されましたが、推進の目的に沿うよう充実していくために、特に少子高齢化対策、教育に関して十分でしょうか。伺います。

5、特定事業所としての日置市において、男女共同参画推進の現状をどのようにごらんになって、分析なさっておいででしょうか。伺います。特に、職員の皆さんの意識や研修や現状に関してはいかがでしょうか。

6、今後の基本計画策定及び推進に向けての予定を伺います。

以上、誠意ある答弁を期待いたしまして、第1回の質問にかえさせていただきます。

〔市長宮路高光君登壇〕

### ○市長（宮路高光君）

男女共同参画推進についてということでございます。

前の議員の中でも、重複する部分がたくさん出てくるのかなと思っておりますので、今、6つの項目について、ご質疑ございましたのでご答弁させていただきます。

1番目のことにつきましては、平成11年に公布された男女共同参画社会基本法の5の基本理念を実現するため、地方公共団体に課された役割は、地域の特性を生かし、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組むことだと認識しておりますので、今回、策定する市の計画を基本に進めてまいりたいと思っております。

2番目でございます。基本計画の策定に関するそれぞれの役割は、まず懇話会で市民アンケートの結果を踏まえ、日置市の現状を確認しながら、ワーキンググループから提出されたそれぞれの施策の方向について検討をしていただき、最終的に計画としてとりまとめをいただき市の方に提言をいただきます。

推進本部会議は、いただいた提言を確認した上で、それぞれの担当部署で施策を実現するための具体策を検討し、予算化を含め、ワーキンググループと連携して、基本計画の実現に取り組んでまいります。

そしてそれぞれの施策の推進につきましては、市民の皆様に周知を図りながら進め、そ

の進捗状況については、懇話会と推進本部会議それぞれで検証しながら進めてまいります。

このような形で、市民の皆様と行政のパートナーシップ、協力による計画の実現に向けて取り組むこととなります。

3番目でございます。今回のパブリックコメントについては、8月10日の発行の広報誌等でも掲載し、また各種女性団体の会合でも周知を図ってきております。

31件という件数でございましたので、先ほども申し上げましたとおり十分な周知とは言えないというふうに認識をしております。

今回、策定された基本計画案では、基本目標1で、人権尊重の視点に立った男女平等意識の確立ということ掲げ、これを実現するため、3つの重点課題と11の施策、この方向を示してあります。

それから基本目標2では、地域協働参画の推進ということで、実現のために5つの重点課題と11つの施策の方向、また基本目標3で、計画推進体制の整備ということで、2つの重点課題と6つの施策の方向を示しておりますが、お尋ねの少子高齢化対策のことについては、基本目標の2の中に、子育て支援の充実及び高齢者等が安心して暮らせる環境づくりという重点課題を設け、2つの施策の方向が示されており、これを実現するために、より具体的な施策を、今後、それぞれの担当課で検討していくこととなります。

一つの例を上げますと、地域における子育て支援の充実ということを実現するためには、ファミリーサポート事業を導入するのか、また地区館等を拠点とした児童クラブを拡充するなど、いろいろな施策を検討した上での取り組みを進め、その結果を検証したときに、初めて十分だったとかどうか判断できるというふうに考えております。

5番目でございますけど、さきのアンケート結果を見たとき、やはり鹿児島島の風土とい

いますか、慣行とかいいですか、それぞれの役割分担が残っているように見受けられますので、特定事業所としても同じような状況じゃないかという認識はもっております。

ただ、市役所内部では、今回、推進本部やワーキンググループを組織して取り組みを始めたことで、少しずつ認識も変わりつつあると考えますので、今後も計画にありますように、情報の提供を行い、人材育成や登用など取り組んでまいりたいと考えております。

6番目でございます。今後の予定につきましては、パブリックコメントでいただきましたご意見を推進懇話会で協議していただき、最終的な計画案としてとりまとめをいただき、提言をいただきたいというふうに考えております。

提言に基づいて、ワーキンググループ会議や推進本部で確認し、計画の実現に向けて具体的な取り組みを進めていく予定でございます。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

男女共同参画推進について、日置市の男女共同参画推進に向けての教育長の見解をということですが、男女が性別に関係なく、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指して策定される日置市男女共同参画基本計画は、本市のこれからのまちづくりや人づくり、教育の面において重要な計画であると思っております。

教育委員会としては、学校教育や社会教育の場において、指導者がその意味を十分理解し、次代を担う青少年の育成に当たることは大変意義のあることであると考えます。

また人権教育の面からも、人権が尊重される社会づくりを推進する上で、本基本計画の果たす役割は非常に大きいものがあると考えます。

次に、4番目の少子高齢対策や教育に関して十分だと思ふかということですが、少子高齢化問題は、今日の大きな社会問題の一つでございます。

日置市の意識調査結果を見ますと、出生率の低下の原因の一つに、仕事と育児の両立が困難だからと答えている人が多いことや、高齢者の介護は、特に女性に負担がかかっていることがわかります。

少子化対策や高齢者の介護問題解決のためには、男性の参画やさまざまな支援体制の整備が必要となります。

本基本計画には、学習機会の提供や相談事業、環境の整備など、子育て支援や高齢者の介護支援体制の充実に向けた施策の方向が示してあり、男女共同参画の観点から考える少子高齢化対策の施策の方向としては、現状として適切な計画であると考えます。

また教育についても同様に、学校教育や社会教育の場において、児童生徒や保護者に対する指導や学習機会、教職員に対する研修の機会などの施策が具体的に示してあり、若い世代の男女平等意識づくりと教育の推進に向け、現状としては適切な計画であると考えます。

#### ○14番（西園典子さん）

それでは、順を追ってお尋ねしたいと思います。

この1番に関しまして、策定に関しましてのいろいろと市長、教育長、見解を述べていただきました。私もわかるようなわからないような部分もちょっとあったのですが、基本的なことをお尋ねしたいと思います。

先ほどから、懇話会にかけて、懇話会の話し合いをしていただいて、提言を受けて、検討していきたいというふうに市長はお答えをいただいておりますが、この計画の策定に関して、これ一番の責任というものはどこがとるべきものであるかということをお尋ねした

いと思います。

**○市長（宮路高光君）**

どこが責任をとるとか、ということでございますけれども、懇話会におきましてそれぞれ意見集約をしていただき、これは市長がやはり基本的にこの市におきます基本方針ということで策定するわけでございますので、最終的にはどこが責任と言え、市長の方が責任というふうにしていかなきゃならないというふうに思っております。

**○14番（西菌典子さん）**

私もそうだというふうに思っているところでございますが、なぜこういうことをお尋ねしたかということ、やはりパブリックコメントも含めまして、この行政文書が広くこうして出されたわけでございます。

こういうもののこれがきちとした日置市として出されたものというふうに考えたときに、やはり市長という立場でこの計画案を出されたときに、この見解はどういうふうを受けとめられるかというのを私は心配したところであるわけです。

市長は、県の審議会においても、49市町村の中の首長の代表というふうで、審議会の委員をしてらっしゃいます。

そういうところで、やはりこの日置市の基本計画の策定というものに対する日置市の責任というか、ここがモデルになるべきというか、私はそういうふうに思ったりして期待しておりますし、またそういう目で見ている人も、自治体もあるのではなかろうかと思ったりするところでありまして、ですからいいものがぜひできていただきたいというふうに、心から願うところでございます。

そこで、先ほどからパブリックコメントが31件あったということが、お答えがありました。先ほどの課長の話では、アクセスに関しましては、300件から400件の検索があったのではなかろうかというようなご意

見もありました。

これは2つ目のパブリックかけられたパブリックコメントだというふうにお聞きしております。

1つ目は、何か、ちょっと正しい名称は忘れましたが、2月か3月のころに健康問題に関してのがあったと思います。そのときには、何件、あったのでしょうか。

それに対して、これが、数が多かったのかどうだったのか。そこ辺の見解をまずはお尋ねしたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

健康づくりに関しましてパブリックコメントをしたか、ちょっと私の方が掌握しておりませんので、このことについては、また後ほど担当課の方から説明させます。

**○14番（西菌典子さん）**

私は、やはりこの31件、市内、市外あったということですが、また検索にしても、300件から400件というのは、やはり興味があったと。あるいは本当にこうして興味があっただけでなくて、何かやはりいろんなものをこうして感じる方々が多かったということではなかろうかというふうに、私は思ったりするところです。

そういうようなことは、市長はつくられた計画案をごらんになってらっしゃると思いますが、市長はその辺はどのようにお感じになってらっしゃるのでしょうか。お尋ねします。

**○市長（宮路高光君）**

懇話会の中におきまして、それぞれこの計画案をつくる中におきまして、やはり賛否両論といいますか、文言につきましてこの言葉を入れたらいい、また悪いと、そういうものがあつたというふうにもお聞きしておりますので、今はそれぞれの計画書ができたわけでございます。

この中におきまして、賛否両論の意見があるというのはもう計画書をつくったときか

ら認識をしておったところでございますので、これがベターなのかという一つの線は、まだ今のところは出せないというふうに思っております。

ですけど、今、さっきも申し上げましたとおり、そのような市民からの意見があったのも参考にしながら、もう一回、懇話会の中で、いろいろと出てきたことを要件として論議をしていただき、また西園議員も委員でございますので、その中で私よりも一番そういう委員会の中に入ってございまして、そういう事情が存じ上げてるといふふうに思っておりますので、十分そこあたりを懇話会の中で論議をしていただきたいというふうに思っております。

#### ○14番（西園典子さん）

私も委員の中で入っております。ですからこそこうしていろいろな問題をどうしても取り上げたいと、取り上げなければいけないという、いても立ってもおられない思いでこうして質問をさせていただいている。その思いはご理解いただきたいと思っております。

懇話会においても議論はできると思っておりますが、市長のご意見、また議会でのこうしたご意見というものを、それはまたそれとしてこうしてお伺いしたいとその気持ちをご理解いただきたいと思っております。

今の市長は、懇話会の中でいろいろな意見の分かれがあったというふうで、私もその意見の分かれがあったということで非常に悩むというか、世の中いろいろな考えがあるということだけでなく、解釈の違いというか、それから勘違い、私たちから言わせてもらえば勘違いじゃなかろうかと、いろいろなものを感じたりもいたしますが、それはそれとして、市としてこれをしていくには、基本法それから憲法、そしてその上にある、先ほど女子差別撤廃条約のことも申し上げましたが、県の条例も含めて、それとやっぱりきちっと

連動したものであるべきだと。そういうふうに、またうたっているようでございますし、またそうでなければいけないというふうに思っているところです。

そうしたときに、一部に、やはりちょっと疑いがあるというふうなふうに思う部分が、文章があったとしたら、それは、私は日置市としてつくるこの計画の中に、そういうのを感じるものが疑われるようなそういうものが、文言が感じられるものがあつたら、それはいかがなものかというふうに私は思いましてお尋ねをするわけですが、そこ辺は、市長は感じられませんでしたでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に、今、基本法が想定されまして、地方公共団体の役割というのは、基本法に基づきまして、それぞれ項目別に策定するわけでございますけど、その地域の特性をどう生かしてその市としての計画書をつくるのか。そのこの問題につきまして、さっきも答弁の中でもちょっとこのパブリックコメントの中で書いた中におきましても、この男らしさ、女らしさとか、混合名簿とか、こういう言葉の文言が、大変、計画書の中で突出しているから、市長として何かどうかできないのか。大変、厳しい意見もいただいております。

こういうことを含めて、このことにつきましては、やはり懇話会の中でも、らしさとか、そういう言葉を入れていいという方もいらっしゃるということでございますので、もう少しそこあたりを懇話会の中で、お互いの立場を理解しながら、十分論議をしていただければまた文言の訂正とかいろいろなのは出てくるのかなというふうに考えております。

#### ○14番（西園典子さん）

懇話会の中で議論をしてというふうに、懇話会にさじを投げかけてらっしゃるように思いますが、私が最初にこうして申し上げたのは、この策定の責任はやはり市長にあると、

結局はそういうことになると思います。

それで、やはり懇話会がどうであるべきか。懇話会で発言、どういふふうであったってそういうことがありますけれども、そのところの判断は、きちっとそういう市長がなされないといけないということと、もう一つは、懇話会、またワーキンググループ、それから推進本部、それぞれがこの男女共同参画、さまざまな意見があるならばあるだけ十分な研修をなされた上で、こうして計画がつくられているのかどうなのか。そこが私は疑問に感じるわけです。

あとの6番議員も同じような質問をするようでございますけれども、やはりこうして先ほど、最初申し上げましたように、当たり前のことがなかなか難しいという現状で、この問題もこうしていろいろとあるわけですが、研修を十分になされたかどうなのかまずはそこをお尋ねしたいと思います。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

今回の男女共同参画推進計画、市の計画をつくるに当たりましては、合併前の旧伊集院町で、700名を対象にする住民アンケートのところまで作業が進んでおりました。

そういった意味では、旧伊集院町の職員の方々も、そういったことについては、ほかの3町よりは取り組みが進んでいたということはいえるかと思えます。

そういったことをベースにしながら、企画調整係の職員が、先進であります志布志市でありますとか、指宿市、それから委員の方々もご一緒いただきました加治木町、そういった自治体の担当者とも連絡をとりながら、もちろん県の推進室の方とも連絡をとりながらこれまで作業を進めてきたところでございます。

そういった意味で、委員がおっしゃる研修が十分であったかということにつきましては、少し考え方も違う部分があるんじゃないかというふうには感じてるところでございます。

す。

#### ○14番（西園典子さん）

私が期待する研修の量と、それからそちら、十分ではなかろうかと判断された量の格差というのがあるのかなというふうには思ったりいたしますが、やはり私、いろいろとこうして具体的に申しますと、私、パブリックコメントでこうしていただいておりますが、この計画の趣旨の中にもこうして十分に男女共同参画の基本法にのっとりた文体が載っております。

また、広報誌でも各家庭において、こうして配られました広報誌において、シリーズで、7月号と8月号に男女共同参画社会を目指してというので、男女共同参画社会とはすべての人々がその人権を尊重されて、性別にかかわらずなくていうふうに、同じようにこの基本法にのっとりた文体なので納得がいくのがあります。

でもそのいろいろなそういう中におきまして、人権尊重の視点に立った男女平等意識の確立というところの中におきまして、男女共同参画社会とは、男女が男らしさ、女らしさを否定することなく、その特性を生かしながら、必要に応じて適切に役割分担を行いつつというようなそういうような文書が載ったりして、混乱を招くような文書、それぞれになっているというのが、こうして皆様方のいろいろな意見があった、私もそういうのが感じたわけですが、そういう声も多々聞いた次第であります。

そういうような混乱を文書、いろいろと招くような形で、パブリックコメントに出すということがいかなものかなと。それは推進本部がきちっとこれを出していいというふうには決められて、それを出されたのかどうなのか。まずそこをお尋ねしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

これは推進本部の方には、今、話のとおり、

この計画案の中は一応、報告ありまして、一応、この懇話会で、一応おまとめになった、これを生の中で、一応、市民の皆様方にお出しようと。その中でまたどういう反応が来るのか、そういうことで懇話会に出されました文章の中、そのまま出しました。

そこで今、ご指摘のとおり見解の相違の中におきまして、この男らしさ、女らしさということで、懇話会でもこのことについては、いろいろとご意見が分かれたということはお聞きしております。

ですので、またこれを、懇話会を含めまして、また推進本部、推進会議の中でも十分検討をしていきたいというふうには思っております。

#### ○14番（西園典子さん）

懇話会の中で出されたもの、そのまま出したというふうにおっしゃいますが、このパブリックコメント手続に関する要綱、パブリックコメントというものはどういうものかというのを私は、その中、懇話会で出たからそのままのものを出したというようなものでいいのかどうなのかというのに疑問を感じるわけです。

これは市としての行政、行政、市として計画の案などを出して、広く市民から意見を募集するという市の計画や、市の政策に対する意見、いろいろなものを求めるっていう意味で出されるもので、そういう責任のあるものがパブリックコメントではなかろうかと。出されるのはそういうものではなかろうかと思うわけですが、そういうところではやはりきちっと、やはり庁議、本部で、これを出していいだろうというようなきちんと議論をなさってすべきではなかったかと私は思うわけですが、今の話ではそこがなされなかったようにお聞きする、感じるんですが、もう一回確かめたいと思います。

#### ○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を15時25分にします。

午後3時15分休憩

---

午後3時25分開議

#### ○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ○市長（宮路高光君）

今、パブリックコメントにおきましては、計画につきましては、途中の案ということでご理解していただきたいと思っております。これが最終的な提言ということではございませんので、その中間の中で、今、このようにして、また市民の皆様方から広く意見を聞いてやっていく。

今、ご指摘のとおりの中で、また懇話会から上がってきたものについて、私ども行政の中で手直しをしてこのことをまた出すと。これはやはり懇話会の意義というのが、やはりそれぞれ幅広い、それぞれの方が集ってご意見を出して集約していただきました。

その委員の中ではさっきも申し上げましたとおり、そういう少数意見、いろんな意見があったということはお聞きしておりますので、そこあたりは議員として、また懇話会として、そういうまとめの中でしていただかなければ、今後いろんな問題におきまして、それぞれの少数意見を含めた中は大事にしていかなきゃならないんですけど、そのことがやはり一番であるということはないのかなと思っております。

今はさっき申し上げましたとおり、これは中間でございますので、最終的な計画書ということは、まだ最終的に懇話会からもいただき、また私ども推進会議の中でも検討をしていくと。そのようにしてご理解していただきたいと思っております。

#### ○14番（西園典子さん）

現在が中間であると、途中の案であるとい

うことで、私も理解していきたいと思います。

一つだけお尋ねしたいと思いますが、非常に推進本部というものが、やはり庁内全体でこうしてきちっと進めるために重要であるというふうに思いますが、何回ぐらい開かれたのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

推進本部の中におきましては、課長等が全部入る中におきまして論議するわけでございますので、ちょっと回数については企画課長の方に説明させますけど、課長会は毎月1回ございます。そういう中でやっておりますし、またその中でまた部長会につきましては、1週間に1回ということで、その都度都度、その要件にあった中において、その両面の中でそれぞれ担当課から上がってきておりますので、ちょっと回数的なのは企画課長の方に説明させます。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

お尋ねの回数につきましては延べ2回という形で、今、進めているところです。

#### ○14番（西園典子さん）

ぜひ研修なども含めてしていただきたいと、ご理解を深めていただきたいと思います。

パブリックコメントにつきまして、先ほど31件ということでございましたけれども、ここで一つだけ気になることがございます。

いただきましたパブリックコメントと広報誌です。先ほどパブリックコメントがなかなか皆様方に周知できないということに関しまして、広報誌は全戸配布で皆様方に渡されるわけですが、この広報誌で、非常にちゃんとしたいいこと、基本法にのっとった分のが書いてあります。

それに対して、私が気になっているというそういうものの部分が、パブリックコメントの一部に載ってるわけですが、そうしたときに、議論をしているのはパブリックコメントを住民の人たちに意見を伺うと。で

もこれはなかなか皆さんが、議論の中に、それが周知できないというそういう状況で、これで広報誌で載ってるこのとおりでいいなあと思っていたら、パブリックコメントで聞いているのは、ちょっと違う部分があるなというふうな食い違っているということに対してどうかと、私は思ったりしますがそこ辺はいかがでしょうか。そういう疑問ということはお感じになられませんか。

#### ○市長（宮路高光君）

それぞれパブリックコメントにおきまして、それぞれの考え方といいますか、中でいろいろといただいております。

広報誌で出しております計画につきまして、これは基本的なスタンダードな中で今、出している部分で広報誌の方には連載しております。

その中におきまして、今回、このような計画書の中におきまして、若干違った部分はあるという事は思いますけど、今後このパブリックコメントの中におきまして、いろいろと本当にご指摘をいただいております、この意見の中で、それぞれ自分自身の考えの中で、恐らくこれは書かれているのがこのパブリックコメントだというふうに思っております。

ですけど、こういう計画書をつくるには、多数のいろんなご意見がある中でまとめていく。やはり一つの意見だけで集約できるものではございませんので、こういう計画書をつくるのは大変難しゅうございますけど、やはり私はそういう懇話会とか、そういうところできちっとしていただかなければ、その集約というのは大変難しいというふうに認識しております。

#### ○14番（西園典子さん）

なかなか難しい、集約は難しいということでおっしゃいますが、この広報誌に載っているのが、やはりこれが基本的なものであると

いうふうに、今、市長がおっしゃってくださいました。やはりそういうふうな方向性で、やはり進むべきであるというふうにも思っているところです。

また市長も基本的なの載っているというふうにおっしゃいましたので安心したところでございます。

それから、次に行きますが、やはり計画案が推進にこうしていろいろと進められていく中で、教育長などこうして今お答えになっていいのができているというふうにお答えをいただいております。

非常にこれが人権の問題において、それが人権問題を解決するのに、やはり一役買っていくのではなからうか。非常に役立つというふうにおっしゃっていただきまして、よかった、これが進むことがいいことだというふうにおっしゃってくださいました。

一つだけです。ご意見をいただきたいと思っております。やはり今、非常にビデオとか雑誌とかいろいろなので、メディアに対する性の氾濫とかってそういうものなどがあつたりするわけですが、そういう項目が、やはり必要ではなからうかというふうに思ったりしておりますが、教育長は、その部分がやはり足りないのではなからうかと、私は思うところですがご意見をいただきたいと思っております。

#### ○教育長（田代宗夫君）

私もこの日置市のこの基本計画につきましては、国の基本法、それから県がつくっております鹿児島ハーモニープランっていいですか、この3つをつき合わせながら確認したところです。

したがいまして、全部確認しましたところ、内容的には大筋ほぼ国のもの、県のもの、市のものもほぼ入っていたと認識しておりますが、要はそれを具体化する場面で、どれどれを具体的なものとして取り組んでいくかと、そこにかかってくるのではないかなと思

います。

したがって、先ほど市長からもございましたけれども、具体化していく部分においては、現在、策定中ということでしたので、一番細かい部分については、これから何を最後まで盛り込んでいくかというのは、これからまだ考える余地はあるのではないかなと思います。

そういう意味で、基本的な項目等については、きちとなされているとは思っておりますので、具体的な細かい面については、これから必要なものは盛り込んでいけばいいのではないかとそのように考えたところでございます。

#### ○14番（西園典子さん）

今からまだ最後までいろいろと検討して、これからまた具体的なことは盛り込んで行く、今、途中の段階だというふうにお伺いしたところで、お答えだったかと思っております。

では今からまたいろいろと、懇話会でも十分に、そこがいろいろとご意見がパブリックコメントで出てきたご意見などを参考にしながら、いろいろ計画案が提案として出されて、また市長、また本部、ワーキンググループで十分検討して行くという段階であるというふうに解釈をしたいというふうに思います。

それではやはり特定事業所としての日置市の現状などにつきまして、やはり女性の管理職、それからまた男性の育児休業のとり方とか、やはり男女共同参画が推進を進めていくためには、やはりいろいろなそういうところでとりやすい状況、そして若い男女の皆さんが働きやすい環境づくり、そういうものが、私が何回もそういうことをお聞きしたりしているわけですが、それから進展があったのかどうなのか。その辺のところをお尋ねしたいと思います。

#### ○総務課長（小園義徳君）

今、お尋ねの男性の育児休業のとり方とかいったようなことが出ますけれども、実際に

育児休暇も男性がとってる実例もございますし、おっしゃるような、男だから、女だからといったことで、そのような取り扱いというのはないと思っております。

職員研修におきましても、女性管理職の関係の研修の部門もございまして、職員にそれぞれ自己申告書等におきましても、希望のそういう研修を実行できるような体制も整っておりますので、そういったことで男女共同参画推進でも、職員の待遇もそのような体制ができてるといったことで理解しております。

#### ○14番（西園典子さん）

そのような体制が少しずつでき上がりつつあるというふうに解釈させていただきます。

私も職員の皆様方にちょっとお聞きしたところによりますと、女性はほとんどとりやすということでございますけれども、男性がとるときに、やはりそこで育児休業というふうなふうに空白があると、そういうのがやはりその後の昇進、やはりそういうことに影響がある心配があるからとれないんだという考え、またそれから女性に関して申し上げますと、育児休業をとっても、復帰したときに違うところに配置されてしまって、自分がいたところにほかの人がいるっていうのも何でしょうが、違うところに配置されてしまうために、一からやり直さなければいけないというので、非常に辛い思いをして復帰がしにくくて、もういじめだろうかと、そのくらいに、そういう思いがすることがあるというようなご意見を聞いたりしますが、そこ辺はお聞きになったことはないでしょうか。お感じになったこととか。

#### ○総務課長（小園義徳君）

育児休業中の人事異動の関係になってくると思いますけれども、育児休業中だから職場が変わるとかいったようなことはございません。

そういった人事の絡みで、育児休業の方も

やむを得ず、職場を異動しなくてはならないという状況もありますけれども、育児休業中だから変えるといったようなことではございませんので、その辺は誤解のないように、職員にもそういった分でまた伝えていきたいと思っております。

#### ○14番（西園典子さん）

推進本部の皆様方がいろいろなアンケートを出してくださって、各課の部課長の方々のアンケートも懇話会でいただきました。

その中にやはり男女共同参画推進をちゃんと進めていくなれば、市役所自体がやっぱりもっとそこを推進していかなければいけないのではなかろうかというご意見もあったように思います。

ですからやはりそういう支障はないだろうと、ないというふうにおっしゃいますけれども、やはり表面に見えにくい部分、そういうところのことなどきちっとしていただき、そういうとりやすい環境づくり、実際になかなかいらっしゃらないということは、やはり男性などはとりにくい現状であろうというふうのあらわれではなかろうかというふうに思うところです。

それから、またご意見の中に、本部のご意見の中にもやはり男女共同参画推進のための課とか、係というものがきちっとあるべきではなかろうかというご意見もありました。担当者、専任の担当者などもあるべきではなかろうかというふうなご意見がありました。

やはり担当者もいないというのは、県内でも1市3町、日置市と頰娃町、喜界町……、専任のです、喜界町、天城町、この4つだけでこうしてそういうふうでないというふうにして18年の4月1日現在のものでは載っている。

ちょっと余りこうしてうれしくないあれですが、やはりきちっとそういう人がいてしなければいけないんじゃないかと思ひ、また担

当者の方が、1年、1年、交代なさっていらっしやるようでございます。ずっとこうしてきちっと、ほかの進んでいるところは、毎年、何年間か続けて、きちっと担当してらっしゃる担当がいるみたいでございますけれど、そういうような、今後きちっと進めるために、やはりそういうような配慮というのは必要ではないかと私は思いますがいかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

これは企画課の方でしておりまして、その担当の部署がえの中におきまして、今、ご指摘のとおり、事務分担の中におきまして、ただ名称を男女共同参画係という形の名称をすればいいのか、そういう係の専任という部分の中にいいのか。

それとも今しておる中において、係長を含めて、課長を含めて、共有をして全部参加する。そうすることにおいて、やはり異動はございますので、それぞれの方が、3人、もし課長を含めましていろいろおる中において、1人異動しても、また次のある程度の、上司にしても、部下にしても、だれか1人残っておる。そういう形の中で進んでいくのかというふうに思っておりますので、今、ご指摘ございましたとおり、この事務分掌の量の問題、いろんな問題を把握した中で、ただ名称だけで係がないから、私どものそのところがこのことについて後退していると、そういうことでは済まされないというふうに私は認識しておりますので、あとは事務分掌の内容の問題が一番、最優先してくるというふうに思っております。

#### ○14番（西園典子さん）

私はやはりそこ辺はきちっと続けて、事務分掌とはいえそのところ、ずっと責任を持ってきちっと続けられる方が、事務の中にお一人でもいて、ちゃんと研修を続けながらしていただきたいということを心からお願いをしたい、していくべきであるというふうに思

いますので、そこはご検討いただきたいと思っております。

それからこの基本計画の年数が、一応、19年度から25年度までの9年間というふうになっておりますが、世の中が非常にこうして変わっていく中で、県の方などもやはり5年計画というふうでしているようでございます。

そういうふうなふうに、この女性、こういう男女共同参画の問題などは、世の中の特にそういうものを受けやすい部分であるかと思っておりますので、9年間というのは長いんじゃないかと思っておりますが、5年ぐらいにするということはお考えにはならなかったのでしょうか。また、検討の余地はないかをお尋ねしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

この基本計画という一つのご概念をご理解していただきたいと思っております。

基本計画は、これを進めていく大きな枠組で進んでいる。今、いろいろと激動する中におきましては、基本的な実施計画とか、具体策とか、これは随時毎年やっていかなきゃならない。

この方向性というのは、さっき、話ございましたとおり、国にしても、県にしても、市町村にしても、この基本計画というのはさほど大きな一つのぶれはどこもないというふうに思っておりますので、あとはそれぞれしていく実施計画、また具体策ということは年度、それを基本にして、その年の特色を含め、その中のそのときの趨勢っていいですか、そういう状況を判断して具体的に実施していけばいいというふうに考えておりまして、私は基本的な基本計画というのは10年でも何も差し支えないところというふうに理解しております。

#### ○14番（西園典子さん）

基本計画だから9年でよからうというご判

断だということですが、そのところは私もよくそういうことであればそうなのかと、ちょっと理解できないところでもございますけれども、私は、こうしてこの問題、このパブリックコメントが出たときにある方がこのようにおっしゃいました。

これは日置市のこの男女共同参画、この問題に関しての集大成がこういう形で出たんだよとおっしゃった方がいらっしゃいました。集大成で出たということ、それはどういう意味ですかといったら、やはりこの男女共同参画というこの問題について、どのように市としてまた取り組んできたか、研修をしてきたか、また理解がされてきたか、また地域でそれがどのような現状であるか。また住民の皆様方を含めて、そういう意識や生活の状態がどうであるかというそういうことの集大成が、今回のいろいろな議論に分かれた原因であるというふうに感じるとおっしゃった方がいらっしゃいました。

私もそうであろうかなと思ったりいたしますが、市長は先ほどから、基本法にのっとってきちっとした形になっていくように、今は途中の現段階であるので、そういう形で載っていくのが当然であるというふうに、私は受けとめたわけですが、そういうところはもう一回確認したいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

そのご意見の中で、ご理解の中で、これが日置市の集大成と、この部分だけの集大成というご理解の中で意見があったとか、今、おっしゃいますけど、さっきもお話申し上げましたとおり、それぞれの意見が、違う意見の方がいらっしゃるということは間違いないというふうに思っておりますけど、やはりそれぞれ中間でございますので、まだ今後、懇話会を含め、私ども推進会議の中で、このことにつきまして、十分、論議をしていかなきゃならないというふうに思っております。

先ほど、お話申し上げましたとおり、これは基本的な方向性だけでございますので、またそれぞれ特色ある子育てにしても、高齢者にしても、いろいろなものについては具体的にそれぞれのこの計画、基本計画だけでない、ほかの計画の中でもやはりこの男女共同参画を含めた基本方針にのっとって進めていくんだと、そういうご理解もしていただければありがたいというふうに思っております。

#### ○14番（西園典子さん）

男女共同参画の推進の方向にのっとって、今後進めていくというふうでお答えいただきましたので、これで終わりたいと思います。

#### ○議長（畠中實弘君）

本日の一般質問はこれで終わります。

---

△散 会

#### ○議長（畠中實弘君）

以上で本日の日程は全部終了しました。明日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時49分散会



第 3 号 ( 9 月 2 1 日 )



議事日程（第3号）

日 程	事 件	名
-----	-----	---

日程第 1	一般質問（18番、24番、10番、1番）	
-------	----------------------	--

本会議（9月21日）（金曜）

出席議員 29名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
24番	谷口正行君	25番	西峯尚平君
26番	佐藤彰矩君	27番	成田浩君
28番	鳩野哲盛君	29番	宇田栄君
30番	畠中實弘君		

欠席議員 1名

23番 地頭所貞視君

---

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	湯田平浩美君
副市長	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	池上吉治君	教育次長	外園昭実君
消防本部消防長	福田秀一君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君

総務課長	小園義徳君	財政管財課長	奥菌正名君
企画課長	富迫克彦君	税務課長	瀬川利英君
商工観光課長	吉丸三郎君	市民生活課長	桜井健一君
福祉課長	豊辻重弘君	健康保険課長	脇忠男君
介護保険課長	満留雅彦君	農林水産課長	上園博文君
土木建設課長	樹治美君	都市計画課長	久保啓昭君
下水道課長	宮園光次君	水道課長	岡元義実君
教育総務課長	山之内修君	学校教育課長	町岡光弘君
社会教育課長	神之門透君	市民スポーツ課長	妙見義弘君
会計管理者	朴木義行君	監査委員事務局長	芝原八郎君
農業委員会事務局長	大北節雄君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（畠中實弘君）

ただいまから本日の会議を開きます。

ここで昨日の西菌典子さんの一般質問に対し、答弁漏れがあり、当局から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○健康保険課長（脇 忠男君）

昨日の西菌議員の元気な市民づくり運動推進計画案のホームページパブリックコメントのアクセス件数についてお答えいたします。トップページからとその他の情報の中からパブリックコメントにアクセスできますけれども、その他の情報のアクセス件数が3月の1日から3月の12日まで338件ありましたが、企画課長もお話がありましたように、ベスト20に入らなければカウントできません。したがって、338件のうち、何件アクセスしたか特定できませんでした。また、トップページから月に約一万四、五千のアクセスがありますけれども、こちらの方からも特定できませんでした。

以上でございます。

△日程第1 一般質問

○議長（畠中實弘君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、18番、坂口ルリ子さんの質問を許可します。

〔18番坂口ルリ子さん登壇〕

○18番（坂口ルリ子さん）

私は日本共産党の議員として、市民が主人公であるという原則を踏まえ、市民の要求に基づいて、次の5点について質問いたします。

まず、おはようございますを忘れました。おはようございます。暑さ寒さも彼岸までとありますが、本当にこんなに暑いものかと異常に感じます。地球も異常な状態、今の日本

の政治も異常の状態ではないでしょうか。ちょっと質問の前に、7月の参議院選挙の結果、与野党逆転のもとで国会も10日に開会しましたが、突然の安倍首相の辞任でもう10日間ぐらい空転しています。自公政治の異常は本当に許せません。まず、自公政治の異常に国民が気づき、今度の自民党の惨敗に終わったのではないかと思います。自民党の異常とは過去の侵略戦争を正当化しています。2番目が、異常なアメリカ言いなりの政治です。3番目、極端な大企業中心主義、7月の参議院で自公の惨敗は余りにも数の多数で何でも押し切った政治を国民はしっかり見ていたわけです。主権者、国民の声が政治を動かす時代になっていく方向を私はうれしく思います。こういう観点から9月議会を地方政治の本来の任務、命、暮らし、生活を守る原点で一般質問いたします。

まず、1番目、提言箱の現状。私は年に1回はいつも提言箱のことを取り上げ、提言箱の中にどんなご意見が入ってたのか、それがどう市政に生かされるのかというようなことを質問いたします。

2番目、JR伊集院駅に東口を。6月議会で4番、門松議員とかそれ以前にもいろんな人が東口のこと取り上げております。それで、今度、285万円という金が整備調査費としてついて私もうれしく思いますが、さていつ東口ができることかというのはみんな不安に思っております。私も伊集院高校の先輩として、後輩が駅を降りて地下道を通ってぐるっと回っていく様子を何年来見てきて、これを何も取り上げなかったことを自分で反省しております。駅長には掛け合ったことがありますが、財政が苦しいのでと。JRは金がない金がないで到底これはだめだと思っているときに、ことしの5月、正確には6月1日オープンだったそうですが、霧島市の国分駅の東西通用門ができたということを知りました。

それで、ちょっと霧島に聞いてみますと、JRを当てにしたってだめですよ。ああ、JRは当てにしたら永久に伊集院の東口もできないということを感じ取りまして議会で取り上げることにしました。

私は、こんなことを議会で言うもんかなと前は思っていましたけれども、国分駅にそんなのができたというので、19日、先輩の方々と同分駅を見てきました。本当に立派なものできています。金額的に大きいんですね。市役所に聞いてみますと、6億円ぐらいかかった。それは、エレベーターがこちら側とこちら側できて、すごいのが、国分は東から西へ通用門ができていました。伊集院の場合は西の方から東口ですが、あんな上等はできなくてもいい、とにかく降りてぐるっと遠回りする生徒が810人今伊集院高校は生徒がいますが、その中の344人という生徒がぐるっと回って高校に通学しているわけでございます。今まで事故もなかったらいいですが、あの狭い歩道を渡って、あの時間帯を見ると本当に気の毒に思います。

それで、議会で取り上げることにしましたが、市長は東口をつくる気があるのか、ないのか。

それと、今裏に有料老人ホームというんですか、ビクトリアタウンができました。あすこも行ってみましたが、100室がもう全部予約されております。そして、日置市内の人が半分で、あとは市外とか県外からも入っている人がいっぱいいるわけです。そうすると、そこに尋ねてきた人も東口があったら、四、五分で行けるのに、前で降りたらぐるっと回らなきゃならない不便なこともあると思います。やはり、人口を考えると、東口の方に住んでいる人が西側よりも多いのじゃないかなと思ったりもしますので、ぜひ東口の建設に前向きに、霧島市はこの話が出てから4年目にでき上がったんだそうです。だから、もっ

と早く、本当はことしはねりんピックやら何からあるわけですが、それには到底間に合いませんけれども、急いで今の駅舎に、駅舎も40年たっていますから、駅舎につりあったものでいいわけです。あんまり豪華なものをつくる必要もありません。本当はバリアフリーも必要でしょうけれども、バリアフリーの出口といったらまた金が相当かかりますので、最低のものでもいいので、高校生が不便を感じない、元気な人が不便を感じないものをつくってほしいと思いますが、そこ辺を質問いたします。

次、3番目、歳出の徹底削減を。ちょっと深刻なことを申し上げます。まず、首長、市長、町長の退職金について質問いたします。市長の退職金は1期4年済むごとに支払われるようになっております。4年して、私はなぜこんなことを取り上げたかといいますと、私は4月、枕崎市の市議選に応援に行きました。そこで見たビラです。住民に知らせる民報を見て、首長の退職金を全額廃止せよ、1,441万円と書いてありました。へえっと私もびっくりし、市議会で議員が取り上げていました。その話をしたら、いちき串木野市、僕もそげねえこと質問したことがあるぞというのを聞いて、日置市、条例があると思いますけれども、たった4年間で市民の暮らしが大変なときに、1,500万円ぐらいを超える退職金をもらって、ある人に話すと、それは次の選挙資金をという人もいますが、それとこれとはまた別で、再任再任の場合は本当に余りにも多いのじゃないかと思って、これを減額するか、廃止するか、そんな考えはないかということをお聞きいたします。

次、議員が、私はことし8月6日ごろでしたか、初めて市会議員になって何とか審議会というのに出席しました。国保審議会でした。そして、1時半に始まって3時15分に終わりました。先生印鑑を貸してください、日当

をあげますとおっしゃいましたので、ええ、議員は仕事じゃないですか。議員にも日当くれるんですかって。私は市議になって初めてもらう日当でしたので、開けてみたら5,600円入っているんです。ええ、たった1時間、2時間もなのに5,600円も何ですか。条例で決まっていますからという一言でしたので一応もらいました。だけど、いろんな審議会に出て行って、議員が議員の仕事なのに何で日当を5,000円も、審議会によって料金が違うと思いますけれども、こんなにくれるのか、私は税金の二重取りだということを感じました。8月というのは、議員は議会もないから割とゆっくりなんです。それで、審議会に初めて行って見て思いました。これも条例をかえてでも、審議会の数も相当あり、議員に支払う金額もトータルでは相当なものになると思います。私は国保審議会の中にお医者さんが4人、公民館長会の会員が4人、議員が4人、12人いました。お医者さん方は安いと思うような気がするんです。医者の時給というのは大変ものだと思います。だから、議員はこんなのは税金の使い方のおかしいことだと思って、これも歳出徹底削減の中に申し上げます。

次、これは、いつも市長、議長専用の公用車があるのを廃止しなさいって、1台にしなさいっていったら、これは1台は廃止し、売れたそうで、これは高く評価したいと思いますが、ことしから、運転手が専任の運転手ちゆうんですか、いらっしゃるようです。それで、いつもあすこのお掃除をしたりしていらっしゃいますが、もう1台になったことだし、元のように用事があるときに総務課かどっかの人が交互に運転すればいいのであって、専任の職員は不必要だと思います。朝早く行けば、朝早く出てきて市長を空港まで送り、最後は最終に帰ってこられれば夜に空港まで迎えに行く。私はバスもいるし、タクシーの

方が安くつくと思います。こんなところを徹底削減の対象に考えてほしいと思います。

それから、次は、これは議会のことなんですが、議員への連絡が80円の郵送でなくて、議員はほとんどファックスを持っていると思います。10円のファックスで通したら安くあがるんじゃないかと思います。

それから、5番目、夜の庁舎の消灯についてです。今、市役所の庁舎の裏にいっぱい住民が住み出しました。いつまでも電気がついている、夕べも11時だったよ。もう8時、9時まではざら、全般に電灯がついていると。先生、教え子だもんですから、その子が、先生、そんなに市役所は忙しいんですかって、残業ですかって、こう言うから、議会の前とか何とかのときは忙しいから電気がついていることもあるだろうと思いますが、その子はいつも11時ごろ休めばやっぱり、場所も大体聞いていますけど、場所はいいませんけれども電灯がついていると。聞いてみれば、クーラーは切っているそうです、5時で。それで、やっぱりこんなところも、ちりも積もれば山となるですので、やめて早く帰るような方向にもっていかないと無駄使い、徹底削にはつながらないと思います。

次、4番目に行きます。国保税の値下げは考えられないか。これも住民からの電話で、国保基金を4町が合併するときに相当持ってきた町もあるはずだ。基金が幾らか、そして、国保の世帯は幾らか、そのあれを割ったら、1件にどれぐらいになるのか。今住民は本当に税金がふえたことで苦しい生活に追いやられている人がいますので、少しでも国保の値下げはできないかということでした。

5番目、市役所周辺の駐車場のあり方。もう私は4番目でやめようと一般質問書いていたら、電話が来まして、先生、提言箱に入れたけれども何の前進がないと。あなたは名前を書かれましたか、名前を書いたら返事が来

るはずですけどというたら、いや、名前は書かなかった。だから、一般質問で取り上げてくださというのでしたので、取り上げたわけですが、体育館の向こう側ほとんど空いている、あそこに役場の人がやめて、こっち側は市民のために空けていてほしいですよねとおっしゃいますから、私は、市役所の職員も大勢ですから、どっかとめなくちゃならないわけで、そんなのをどう決めてあるか質問で言ってみますということは言いました。それで、職員が車で来る人、徒歩で来る人、自転車で来る人、こんなのがどう何人ぐらいいて、市の職員の専用の駐車場はどこあたりかそこを答えてほしいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の提言箱の現状についてとということでございます。市内の公共施設12カ所に設置をしております。また、市のホームページでも受け付けをしております。

提言の傾向につきましては、今年度9月11日までで24件、文書が12件、電子メールが12件のご意見を寄せられております。その内容については、庁舎施設等の設備面の改善や職員の接客態度のこと、ごみの収集方法など、行政サービスの改善に関する意見が9割以上を占め、そのほか伊集院駅北側の芝生広場の有効活用のことや、税等のコンビニ納付の検討など、政策提案の意見もありました。件数的には年々ふえる傾向にあります。いただいたご意見の対応については、すぐできるもの、例えば、庁舎の東側の階段に手すりをつけたことや傘立てを設置するなど対応しております。それ以外についてもそれぞれの担当課で検討を行い、回答を希望された方、その結果を知らせて対応しております。特に匿名で来られる場合については、対応はできない部分がございます。ほかの中で回答

を希望される方ということでございますが、そういう方々についてはきちっと対応の返事もしております。今後もいただいたご意見、市民の声を参考して市政に生かしてまいりたいと考えております。

JR伊集院駅の東口についてと、これは東なのか北なのかちょっと私も方向的にわからない部分でございますけど、このことについて、旧伊集院町時代から県の鉄道整備促進協議会を通じましてJRの方へ要望してまいりました。最近の状況を見ますと、JR側は駅舎を含め、施設の整備については、それぞれの自治体で対応していただきたいという意向のようでございます。

霧島市の国分駅については、自由通路が完成しておりますので、現場の視察も行いました。もし伊集院駅に東口を設置するとすれば、規模的に同じぐらいなのかどうなのか、そういうもので参考にしたいということで現場にも行かせていただきました。伊集院高校の通学生の安全確保ということでございます。実際整備を進める上では、JRとの協議を行い、どのような形なら実現なのか、財源的に対応できるのか検討したいということ、今回基本的な設計ということで補正をお願いをしているところでございます。

また、ビクトリアのことにつきましても、市外から来られる方もJRを使っている方もいらっしゃるというふうに思っておりますので、そういうことも含めながら今後基本的な計画を出た中において、今後検討していきたいというふうに思っております。

歳出の徹底削減ということでございます。首長の退職金ということでございますけど、退職金につきましては、鹿児島県総合事務所という一部事務組合で共同作業してまいりまして、私ども4町合併したわけでございますけど、旧それぞれ4町におきましても以前から退職手当組合に入っております。市の場合

につきましては、それで独自で条例をもっておりましたので、それぞれの増減については議会の議決が必要なわけでございますけど、それぞれ共同処理の中でした場合につきましては、県下一円の中で決められておりますので、そこで従って支給をされていくというふうに思っております。

ちなみに、この退職金については、月額に1,000分の500を乗じた額が退職金ということでございます。100分の500ということで約1,700万円程度に今の条例でいきますとなるようでございます。

また、各審議会におきます報酬につきまして、議員の見直しができないかということでございますけど、基本的には日置市報酬及び費用弁償等に関する条例等で決定されておまして、議員の場合につきましては、それぞれ議会のそれぞれの皆様方のご同意ですか、そういうものを必要であるというふうに思っております。そういう全体的な意思決定である場合につきましては、それぞれできない方法もありませんけど、このことについては議会全員の中でいろいろと協議をしていただきたいというふうに考えております。

また、公用車のことでございますけど、道路輸送車両法及び同施行規定に基づきまして、「整備管理士」として整備技師の免許を持っている人を配置しなければならないということでございます。市長の専用の運転手ということでご理解しておりますけど、今いらっしゃる方につきましては、整備士の2級の免許を持っておまして、全体的な公用車の整備もしておりますし、また、マイクロバスもございますので、そういうときにも活用しております。私もなるべく自分で行けるところについては自分で行くようにしておりますので、そこあたりの理解をしていただきたいというふうに考えております。

ほかの切手代とか、また庁舎の電気とか、

こういうものにつきましても今後やはり節約できるものについては節約をしていきたいというふうに考えております。

特に、今ご意見ございましたように、庁舎の残業の問題でございますけど、部分的にそれぞれ職員の中で事業等が重なる場合については残っている部署もございますので、なるべくその度合いというのを少なくできるような中で、課の中でもしていきたいというふうに考えております。

国保の値下げはできないかということで、国保基金額は幾らあるかということでございますけど、18年度の決算におきまして3億4,668万9,839円となっております。この基金と申しますか、保険給付等準備基金ということで、ちなみに保険給付の平均月額3カ月分ぐらいをためていなさい、つくった方がいいということで、日置市の場合の目標額は10億1,800万円ということでございますけど、まだ3億円程度ということでございます。そのような状況が今基金が積み立てられているということでございます。

特に、合併いたしまして18年度から5年間の不均一課税等をお願いしております。そういう中におきまして、また今後給付の方がどれだけなるのか。毎年この基金がどれぐらいたまっているのか十分検証していきたいというふうに思っております。

また、国保世帯でございますけど、19年8月末におきまして国保世帯が1万2,146世帯、被保険者数におきまして2万1,065人ということになっておるようでございます。

国保の滞納額でございますけど、18年度の決算におきます滞納繰越額は3億4,081万7,971円と大変多額の滞納が発生しているというのが事実でございます。この滞納整理につきましては、また税務課、またそれぞれ課長等含めまして、それぞれ徹底した中で収納をしていくように努めていきたいという

ふうに思っております。

役場周辺の駐車場についてということでございます。特に来客の皆様方の駐車場ということで、西側の玄関正面の方に49台ございます。特に今東側といいますか、道路も開設いたしまして近ごろ東側に来られる方も多くなっておりまして、そこに今東側に24台分は確保しております。そういうことでございますので、70数台という来客用もでございます。そういうことを含めまして、なるべく職員につきましてはほかのところに駐車できるよう努めていきたいというふうに考えております。

以上で終わります。

**○18番（坂口ルリ子さん）**

2回目、順番に一問一答式でやっていきますが、まず、提言箱、24通、少なくなった理由はホームページに書き込まれるのがあるんだろうと思いますが、ホームページの方はどれぐらい来ているのかわかってないでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

さっき申し上げましたとおり、24件の中におきまして、文書で来たのが12件、電子メールというのがメールでございますので、これが12件という内訳でございますので。

**○18番（坂口ルリ子さん）**

24というのは、12と12で12がホームページ、まことに少ないわけです。だけど、生かされたこともたくさんあるということで、もう少し提言箱のある12カ所の宣伝を企画課の何とか、毎月出されるあれなんかにご意見は提言箱にとか何かそんなあれをしないとわからない、どこにそげんなのがあるのという人もおります。ですので、あれに市役所に要望があったら提言箱へ入れてくださいというような宣伝もしてほしいと思います。もう私はこれを何回も質問しますが、だんだん少なくなっていく方向だから、ああ、

市政がとっても住民にとっていいからかなとか、いろいろ思うわけですが、やはり提言箱のことは必要なので続けていって市民サービスに努めてほしいと思います。

次、2番目の、1番目はこれでいいですが、駅舎のことです。駅舎を、ことし調査費がついたわけですが、今市長の答弁の中にJRは、JRの駅舎も自治体でどうかしてほしいというのを聞いて、JRというのは何かよっぽど赤字なのかはしれませんが、駅舎まで自治体にさせようと思っているんでしょうか、そこ辺を市長は感じとられましたか。

**○市長（宮路高光君）**

基本的にこの駅舎関係については、JRの方でしていただきたいというふうに考えております。いろいろと新設の駅、いろんなつくるところにおきましては、自治体でもつとところもあるようでございます。基本的に今回設計をいたしましたことにつきましては、特に芝生といいますか、大和の横の有効利用を図りながら、また今まで駅におきます大変混雑している状況がございますので、その朝夕の分散を図りながら、それぞれの皆様方が自由に行き交いできるような、そういうことを基本的に考えております。ここには、やはり基本的にこの設計を含め、また今後建設するのは恐らく財政的なものがございますので、基本的にこの基本設計をもちましてJRとのやはり協議というのが必要でございますので、この協議を済まし、また予算的な裏づけ、こういうものもきちっとした中で今後進めていきたいというふうに思っております。

**○18番（坂口ルリ子さん）**

ことしが19年度で調査費がつき、大体何年がかりぐらいにどうなる予想を、スケジュールちゅうんですか、考えていらっしゃいますか。

**○市長（宮路高光君）**

先ほども申し上げましたとおり、JRとの

問題の交渉、また、これを国庫補助と、いろんな事業の絡みもございますので、これをもってそれぞれの国、県の方にもご要望していかなくちゃならないということがございますので、基本的には20年以降の中で実施ができていくのかなという予定はしております。

○18番（坂口ルリ子さん）

20年以降っていったって、29年もありますから、何年ぐらいでというそこを聞いたんですよ。

○市長（宮路高光君）

先ほども申し上げるように、相手がありまして、自分たちの一般財源でできるんだったら、それは今言ったように何年という言明ができますけど、国とかJRという交渉事でございますので、その何年度ということは申し上げられなく、そのことの方で努力をし、いろんなところのクリアをしていく、そういうご理解をしていただきたいというふうに思っております。

○18番（坂口ルリ子さん）

せめて霧島市も4年かかったっていいですから、4年ぐらいの間、23年度ぐらいまでにはめどがつくように希望いたしますが、そんなのは対応とか、大和、グラッセ、ビクトリアへんからカンパをもらう方法何か考えられないんですか。伊集院高校の同窓会とか。おかしいですかね。

○市長（宮路高光君）

それぞれ促進協議会というのをつくればいろんな協議団体の中で寄附を含めた中でできないということはございませんので、お互いにそういうふうにして財源の確保というのをどういう方向でしていくのか、そういうものももろもろいろいろと考えていかなければならないことだというふうには思っております。

○18番（坂口ルリ子さん）

わかりました。何か東口をつくろう促進委

員会のようなのをつくればいいわけですね。

そして、そこに会長を決めて、そして、議会にも問いかける、同窓会にも問いかける、そこ辺の商店街にも問いかける方々でいったらちょっとは早くできるかなと思ったりするんですが、せめて4年間ぐらいでできるように、市長はそのときいるかいなかわかりませんが、けれども頑張ってもらいたいと思います。そのことはそこで終わります。

次、歳出徹底削減を。市長も今まで何回も退職金をもらっているわけですから、今度は1,700万円、ああ、そうか枕崎市は人口が少ないから1,441万円か、日置市は人口も多いし1,700万円ぐらいと今おっしゃいましたが、この金額を多いと思われませんか。

○市長（宮路高光君）

これは、あの方の方が何か説明、谷口議員の方が質問の中であったようでございますけど、先ほども申し上げましたとおり、退職手当を含めたこの中で、いつと決めておりまして、これもそれぞれ県下を含め、全国的に平均的な形の中でしているというふうにお聞きしておりますので、高い低いということを私は申し上げられませんが、それぞれの組合の中で決められたことでございますので、その中でも平均的ということで私は理解しております。

○18番（坂口ルリ子さん）

今この不景気の時代、若者には仕事がない、貧困と格差が開く中で、たった4年間で1,700万円ものことを高いとも低いとも言えない。ちょっと高いように思いますとかいう答えが返ってくるかなと思いましたがけれども、このことはまた私の次の谷口議員が徹底質問するようですので、この場ではもうしません、次の議員の審議会の出席のあれは議会で話し合えばいいと。この間、行政特別委員会も開かれてちょっと出たような気がす

るんですが、やはり議員は報酬を給料をもらってあります。そして、8月などは余り出ることもないんです。それで、また審議会に出たら、私は初めて議員になってから、市議になってからもらったからびっくりしたんです。もういろんなのに何回も出ている人は余り感じられないかもしれませんが、下っ端はそんなのに出ていくことがないわけです。委員長とかいろんなのはそんなのに出ていってお手当をもらっていたのかなと思うわけですが、やはり、こんなところからも、ちょっとは減額するか、私たちは費用弁償ちゅうのは900円です。この間、県議は1日出たら9,000幾らと、これを減額しようという話も出てましたね。給料を県議なんかは70万円ばかりもらって、政党助成金を30万円もらって、また比して出ていけば9,000円もらう、あんまりじゃないかという声を聞きました。だから、県も財政が苦しいのに、自分の議員やら何か市議は減額したみたいですが、そんなところで、私は特別職というのは減額してもいいと、一般職員は減額すべきじゃない、人生設計が狂いますから減額すべきじゃないという考えを持っているものですが、そんなところもまた市長だけではどうもならない、当局だけではどうもなりません、議員もまた話し合って、やっぱり削減徹底をしていかないと、日置市が夕張のようになってから慌てたってだめですから、私はそこを心配しております。

それから、市長公用車1台はなかなか売れなかったんですが、1台売れたことの、私は質問して知ったんですが、どれぐらいでどこの方が、名前までは要りません、日置市内の方が買われたのか、そのあれをお尋ねいたします。

#### ○財政管財課長（奥蘭正名君）

公用車につきましては、入札を行いまして、たしか市外の方だったと思いますが、18万

円だったと思います。数字的には持ってきてありますので、またあとでお知らせしたいと思います。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

18番が18万になってしまいました。公用車が18万円で売れたそうで、市内の方ということを知りましたが、今大型の車はガソリンが高くなってなかなか乗り手がいないと思っていましたが売れてよかったと思います。

それから、専用の運転手のことは、これは、整備管理士2級の免許を持っていたから採用したということで、ちょっとはわかりますが、今まであすこの自動車が2台入っているところで、朝2台の車を一生懸命磨いて、そんなとは何をすつとなあちゃ、私が冗談を言ったら、総務課の係だから、総務課の机が私はありますから、そこに行っています。そして、その方は、伊集院小の用務員さんだったんです。そして、花づくりが上手だったんです。あの花のづくりが上手だったから、市庁舎内の美化のためにちょっと人肌脱いでよって、きれいに飾ってくれないって言ったんです、私は。あげな、なんげなこちやすごちやなかといいやったですね。だから、自動車の整備を全体として見ているんだったら役目が大きいかないことを思います。

それで、市長もときどきは自分の車で行くとおっしゃいましたが、朝早う晩遅うむけめけ送っていけちゅうだけは考えないといけないんじゃないか。たまにしかないと思いますけど、このごろ空港バスも間引きされて、飛行機が着くたびにおりませんよね、それはわかります。そのときはタクシーの方が安くつくんじゃないかと思います。そういうことで、とにかく歳出削減にみんなが努力、議会も当局も努力していかないといけないというのでこんなことを言ってるわけです。

夜の消灯、電気を消すこともなるだけ努力しないと、自分に跳ね返ってこない電気料で

すので、恐らく1カ月の電気料というのは大したもんだろうと思います。

この間、伊集院高校の校長に、校長先生、冷暖房、冷房代が何十万円かかりますかって言ったら、1人から900円集めていると、生徒から。そしたら、800人おったら九八、七十二万円な先生ちゅうたら、いや、その中から何か施設費を出しているから、このごろはもう黙っちゃると高校生は来るよか早うもうクーラーをクーラーをとというようなのがいると。だから、いや何度かにならんとつけたらだめとかやかましく言ったら、大分電気料も少なくなったということです。

だから、私も学校にいるころ、あすこの学校のちょうちん学校、あすこの学校はちょうちん学校、夜遅くまで電気がついているのはいい学校みたいな雰囲気があったんです。それを校長が評価する。何年のだれだれかは言われませんが、遅くまで頑張っていた。本当に頑張っていたのかどうかかわらないんです、テレビを見て、5時ごろご飯食べにいて若者がグループで、そして、また帰ってきて学校のテレビを見て、帰りがけはプールのシャワーでシャワーを浴びて戻ったとか、寝ばっかいというような雰囲気がある学校があるんです。事実なんです。私もそんな学校にいましたので。そんな学校にいと、5時に帰るのが恥ずかしいんです。当たり前なんだけど、5時がなれば帰れば、あれ、もう戻つとやと、こんな雰囲気ができていくんです。だから、庁舎内にも早く帰るのが申しわけないようで、遅くまでいるのが熱心な、結局、サービス残業やらあると思いますけど、そんなところは、職員の教育として徹底していかないと、この徹底削減はできないのじゃないかと思いますので要望しておきます。

あと国保税のことです。私は、日置市はワースト5でしたっけ、何かそんなふうに枕崎市、南さつま市、いちき串木野市、日置も

入っている。全国的に国から注意されている自治体ということは知っていましたが、やはり準備基金として10億円ぐらいないと操作ができないということを知っていて、ああ、これじゃあ値下げは無理だということを感じましたが、そして、また滞納金が3億円もあるというのを聞いて、税務課も大変だろうなと思うことです。だけど、払えないものは払えちゃうたって、給食費とおんなじですよ、払えないのかなと思うんですが、その税務課の方に払えるのに払わんような人がいるのか、給食費と一緒にですが、そんなどんな雰囲気なのか、国保の滞納のちょっと内訳のコメントをしてください。

#### ○税務課長（瀬川利英君）

国保税の払えるのに払わないのがいるかということですがけれども、それはもういらっしゃると思います。ただ、数字的にどれぐらいの割合とか、そげえな部分につきましては、ちょっとここに手持ちもございませんので言えませんけれども、もう本当に払えないというか、そういう方もまた中にはいらっしゃるということでございます。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

予想したとおりの答弁でしたが、税務課大変な仕事だと思います。ご苦労さまですが、滞納金が減るように頑張してほしいと思います。

それでは、最後、5番目、駐車場のこと。何かちょっとわからなかったんですよ。一番初めは49台、次24台とおっしゃったんですが、西側ち、あっちですね。あっちが職員の駐車場ですか、来客用。私は、玄関前が来客用でしょう。職員はあそこには入れていないということはわかりますけど、1年のうちに駐車場が満杯になるというのはそんなに数多くはないと思いますけれども、割と空いているのが体育館側のあっちですよ。あすこに職員とめて、まだ今職員がとめているよ

うなところに来客用があったらと思ったりしますが、車で来る人が何十、何百人いるんでしょうか。自転車で来る人もいるんでしょうか。歩いてくる人もいるんでしょうか。伊集院町以外は必ず車だろうと思いますけど、そこ辺は実態はつかめていませんか。なるだけ省エネのあれからもいったら、やはり職員も2キロ、私は、2キロ以内は歩いてくればいいって、自転車であればいいって、その奥さんもおっしゃって、そうですよねって言ったわけですけども、もう少し市民を、来客の市民を大事にするような駐車場のあり方を検討してほしいと思って、これでもう質問を終わります。簡潔だったでしょう。

**○財政管財課長（奥藺正名君）**

先ほどの公用車の金額のことですが、18万9,000円でした。それと鹿児島市の方が買われております。

**○総務課長（小園義徳君）**

通勤距離2キロ未満の職員の自転車等で通勤したらどうかといったような質問に対しては、今現在、本庁におきましては64人が職員が2キロ未満ということしております。ただし、職員それぞれの事情がございまして、義務的に自転車で来てくださいといったようなことは言えませんので、推奨するという形で極力自転車等を使うとか、省エネあるいは健康管理の増進という形で推奨することはできると思いますので、そういった形で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

**○18番（坂口ルリ子さん）**

ありがとうございました。

**○議長（畠中寛弘君）**

次に、24番、谷口正行君の質問を許可します。

〔24番谷口正行君登壇〕

**○24番（谷口正行君）**

さきの質問と少し重複するところもあるかと思いますが、私なりに質問いたします。

坂口議員のご期待に応えることができるかどうか大変心配もいたしますけれども、一生懸命質問をしたいと思えます。

日置市長等の給与等に関する条例の退職手当支払い制度について、この件にあっては副市長も該当することになりますが、今回の場合は主に市長の考え方を伺う質問になるかと思えます。

私、この市長等の退職金のことに関しましては、これまでぼんやりとは知っておりましたが、具体的にどういう仕組みになっているのかわからなかったわけでありまして。そこで少し勉強をさせてもらうことになったわけですが、いろんな行政の関すること、今はもう情報の時代であり、インターネットかれこれです少しは知られることもできましたが、それでも完全には把握できない状況でありましたので、担当職員の方からもいろいろ教えていただくことでありました。そこには、この制度が幾らかは国の指導や第三者的な機関の制度、法律等からももろもろの制約がなされていることも一応理解することができたわけでありまして、そんな中にこの退職手当の原資が市民の税金であるということを考えれば、この厳しい経済情勢の中、果たしてこの制度が市民に納得していただけるものかと疑問を感じたりもいたします。私は市民の代表として、この退職金制度に対する見解を市長に問うわけでありましてけれども、まさに日本列島泥舟で沈没寸前と言われております。よって、市長には、我が日置市だけのことでなく、全国的な地方自治体の一代表として、この退職金制度に対する見解を伺いたいわけがあります。

市長の退職手当については、市の条例、日置市長等の給与等に関する条例第2条第2項の中に。市長等に対し退職手当を支給するとなっております。次の第3項では、退職手当の額とその支給方法は特別職の職員の退職手

当に関する条例（昭和46年鹿児島県市町村職員退職手当組合条例第2号）の定めるところによるとなっております。

そこで伺います。市町村職員退職手当組合とはどのような組織で、どこにあって、どのような組合か伺います。また、その支給方法は、組合の条例第2号に定めてあるとなっておりますが、その算定方法はどうなっているのか。そして、その算定方法に1期務めた市長の退職金額は幾らになるのか。先ほど約1,700万円とお聞きいたしました。また、その市長の退職金額に対しては、自分自身多いと思うか少ないと思うか。そしてまた、この組合に対する負担金のあり方はどうなっているのか。これは、基本的な負担金の算定根拠があると思っております。人口かれこれあるかと思えます。一方的に財政状況に関係なく、幾ら負担していただきよと来るわけであるまいと思っております。その基本的なものはどうなっているのか。このような市長の退職金支給制度のあり方をどう思うか、伺います。

以上であります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の日置市長等の給与等に関する条例の退職手当支払い制度についてご質問でございます。1番目のことについてでございます。鹿児島県市町村自治会館内に事務所を置く、鹿児島県市町村職員退職手当組合を含む7つの一部組合は、これまで単独で運営しておりましたが、行政基盤の安定と運営の効率化を図るため、組織の一体化及び人材の一体的活用、事務局体制の強化のため、本年の4月1日から鹿児島県市町村職員退職手当組合以下7つの一部組合を統合し、鹿児島県市町村総合事務組合となりました。この中で常勤の職員の退職手当の支給に関する事務につきましては、現在、県内80の団体が事務共

同処理をし、総合かつ効率的な運営を図り、市町村行政の効率化を期しているものでございます。

2番目でございます。市長に関する退職手当の支給方法につきましては、退職日における給料月額に勤続期間と規定の割合100分の500を乗じた額を組合側から直接支給する方法となっております。

3番目でございます。この方法で計算した場合が1期4年で約1,700万円程度となっております。

退職金の額については、国家公務員等の天降りによる不正受給などマスコミ等の話題にもなっておりますが、本県の場合、組合が全国の市町村の平均等を考慮し定めた支給となっているため、金額的に問題があれば当然に見直しが行われ、常に適正な額の支給がなされていると考えております。

特別職の負担については、給料の年額総額に1,000分の280を乗じた額を負担金として支払っております。この率につきましては、平成17年度から規定で定める平成26年度までの10年間の試算において規定されております。

6番目でございます。退職金制度のあり方についてでございます。現制度におきましては、総合事務組合議会におきまして、県内市町村の代表、市民の代表である議長代表の皆様方にご審議をいただき可決されるものでありますので、住民の理解と納得を得られているものと考えております。

しかし、この退職金支給制度の中で、特にこの総合事務所にあることにつきましては、やはり各市町村退職をする数とかいろんなものがばらばらでございまして、やはり大枠の中で退職金をお支払いする。また、年次的に平均的に支払いをしていく、やはりこういう組合がなければ一時的にそれぞれの町の条例化しておりますと、やはり一時的に莫大の金

額を出していかなきゃならないということでございますので、やはりこういう組合で運営していくのが私はベターであるというふうに認識をしております。

以上で終わります。

**○議長（畠中寛弘君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

**○議長（畠中寛弘君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○24番（谷口正行君）**

市長、今退職金に関する事、スムーズに当然のごとくこのお答えいただきましたけれども、そこには間違いのない答弁いただきたいと思っております。しかし、私どもとしては、本当に市長の今の答弁をそのまま率直に受けとめていいのか疑問に思っております。というのが、この退職手当支払いに対して、この日置市の条例ではそこまではっきりとした支払い額、支払い方法というのが明記されてないわけでありまして。だから、市長が幾らこれ退職金をもらうことになるのか、私全然知らなかったし、また、計算もできなかったわけでありまして。通常これ我々は市のことでわからないことがあったら市の条例を広げて見るわけですね。そして、あらゆることはそこで、ああ、こうなっているのかというようなふうで解決できるわけでありましてけれども、この給与手当に対してはそこらあたりが載ってなかったということでありまして。

私は、本来ならこの部分においては、総合組合となっているんですか、今は。その総合組合の条例云々でなく、しっかりとこの計算方法、あるいは退職金額、支払い方法、条例に明記すべきであると、このように思っております。でないと、何かそこには、市長自体

もここには引け目を感じておられるのかなと思ったりもいたすわけでありまして。このことについては、もういろいろ調べてみましたけれども、全国的にもこれは出されております。出してないところも鹿児島は多いようでありましたけれども、でも、県内においては、言われたようにちょっと統一した見解になっているのか、伏せているところ、伏せているといえ言方悪いですけども、そういったところが多いようでありまして。何らこれ違法ではないというようなこともちょっと聞いたわけでありまして、しかし、ある程度これだれが見てもわかりやすいように、条例そのものをはっきりうたった方がいいんじゃないかと。この鹿児島市でも、霧島市とかあるいは南さつま市など、これは、この退職手当組合の条例そのものを、このまちの条例に入れ込んでおります。これならだれが見てもわかるわけですね。給与の100分の500ですか、そういったところまでちゃんと入れているところもあります。やっぱり私はそういったことはだれがみてもわかるようにすべきかなと、このように思います。この条例の記載方法について市長の意見を伺ってみます。

**○市長（宮路高光君）**

それぞれの市町村におきまして、その条例のつくり方というのは違っておるというふうには認識しております。基本的には一部事務組合であるということもご理解いただきたいし、今市の条例等の中におきまして、記載とすべきであるかどうか、まだほかのちょっと市町村の事例等もちょっと勉強させていただきまして、またその条例化するかは検討させていただきたいというふうに思っております。

**○24番（谷口正行君）**

もう今はこういう時代でありますので、やはりここはもうオープンにしていけないのかなと思っております。

それと、先ほど市長の方からも言われまし

た、市町村退職組合となっておりますけども、これは合併を機にいろいろ改正がなされているようで、現在はもうこれは存在していない組合であります。言われたように、鹿児島総合事務組合と、このようになっておりました。このことも違法ではないというようなことも伺ったわけですが、でも、既に存在していない組合で日置市の条例化をしているということは、これは私はいかがなものかなと。そして、同時にこのままで適用させるのもちょっと不思議だなと、おかしいなと。私も条例の改正いつかあったんではないのかなと、前をいろいろ調べてみましたけれども、どうもなされてないというようでございます。

私は、これは速やかに条例の改正をすべきだと思います。でないと、適用されないのではないのかなと思ったりもいたしますが、このことをちょっと伺います。

#### ○総務課長（小園義徳君）

今議員のおっしゃる市町村職員退職手当組合、実際は今先ほど市長が説明しましたように、総合事務組合というふうに改定されております。本市の条例の方にも、ここに退職手当の額、その支給方法については特別職の職員の退職手当に関する条例の定めるところによるということで、まだここには市町村職員退職手当組合条例というのがまだ残っております。これにつきましては、12月議会に改正の予定でございます。

実際、ちょっとこの表現がこの条例名が変わったことに対する改正が遅れたことはちょっとまだできてないということにつきましては、これまでの協議がまだまざったのかなといったようなことでは思っております。

それで、市の条例に市長の退職手当の規定がないというのは、これは何も隠しているわけでもなくて、ここに市長等の給与等に関する条例の第2条に、ここに退職手当組合の条例によるということで明確に書いてございま

す。それで、市議会議員の皆さんにも、一部事務組合の条例というのはあると思うんですけども、それを見ていただければおわかりいただけるのかなというふうに思っております。

#### ○24番（谷口正行君）

わかりました。そこに対して、だから私わからなかったからちょっとどうかなと疑問を持ったわけでございます。そこはさっきも言いましたように、だれが見てもはっきりとわかるようにするのがやはり条例としての価値が出るのかなと、このように思っております。わかりました。名称が変わった、これは条例も速やかに、12月にかえるというふうなことで、これは速やかに変えていくべきだと思っております。

それと、もう一つ疑問がございます。ここに書いてある。今は総合事務組合となりました。当然ここには市から多額の負担金も納入しているわけでございます。負担金は、これはすべてもう市民の税金であります。我々は市民の代表であります。市民納税者の代表となるわけであります。これは、法律で給与条例主義の原則が定められておりますが、これは、納税者の代表である我々議員が税金のこの人である人件費に関与できるようにすることで、納税者の私権を担保にしているものであります。でも、こういった第三者の一部事務組合方式に退職金を支給する。すなわちこの日置市の会計を離れるやり方になってくると、市民の代表である我々議員は、全くこの市長の退職金の支給率に関与できないということになっております。認められている、理解をされているとはいえますけれども、実際はそんな格好になっていると、私は思っております。

いろんな事務組合がありますけれども、ここまではほかのものはないんじゃないかなと。私はこれは法律の形骸化、議員の目の届かないような、ちょっと抜き穴にもなっているの

ではないのかなと、このように思いますが、私から見ればそう思うわけでありますが、市長はどう。

**○市長（宮路高光君）**

この以前の退職手当組合でございますけど、先ほども申し上げましたとおり、今までそれぞれ町、市のところはそれぞれの独自で条例化しておりました。私ども、旧町におきましては、財政基盤も弱い、いろんなことも弱い、そういうことを含めて一部組合をつくりまして、それぞれの退職者が出てきたときに、その全体のプールのところから支出していく、これ相互扶助といいますか、そういう形の中で一時的な財政支出を伴わない、そういう形の中で46年から設立したということで、私はこれは大変いい形であると。そうでなければ、単独でそれぞれしておったところで条例持っていたところは、その年に予算、退職した人数を含め、市長だけでなく職員を含め大量に、今一番大変なのは団塊の世代を含めまして20人とか、それだけやめたときに一緒にこの条例化して、積み立てもなく、何をしておったときに大変な支出だし、ほかのいろんな物件に影響が出てくると、そういうことを含めましてこういう制度があるということでございますので、兼ねて負担金という形で退職者が出なくても、そういうときは毎年それぞれの負担率をして、一つのところで一括してプールをしていただいておりますので、この制度自体については、私はすばらしい制度であるというふうに認識をしております。

**○24番（谷口正行君）**

わかりました。相互扶助的な面もあるのかなと思いますけども。

負担金のあり方をちょっと伺いましたが、ここで、特別職全員の負担金は幾らになりますか。これもう大体でよろしいです。市長と副市長2名ですよね。それと教育長もですか

ね、監査委員も入りますか、監査委員は入らないわけですか、これ、できればここに伺っておきます。

それとまたついでに、一般職の職員の負担額、これをもうちょっと幾らになるのか。それで、特別職と一般職負担金、合計して幾らになるのか。当初にもちょっと載っておりますけれども、ちょっとお願いいたします。

**○総務課長（小園義徳君）**

今手元にちょっと持ち合わせておりませんので、あともって回答させていただきたいと思います。

**○24番（谷口正行君）**

わかりました。そしたら後ほど資料をいただきたいと思いますが、それと、これ自己負担割合があるんですか、これ、一般にしても、特別職にしても、これちょっとわかっておれば伺いたいと思います。

**○総務課長（小園義徳君）**

この負担金につきましては、すべて公費負担ということになります。

**○24番（谷口正行君）**

わかりました。当初で一般職、ちょっとはつきりとは覚えておりませんが、3億5,000万円ぐらいの負担だったのかなと。一般職ですよ、これ。特別職は幾らか、3,000あれだと、ちょっと見方がちょっとわからなかったものですから、でも、大変な多額の負担金であるということはもう間違いないわけですが、こんだけの多額の負担金を支出しているにもかかわらず、そのまちの議員が私は関与できないやり方はやっぱりちょっと、合理的であるけれどもちょっとおかしいのかなと。金額に対しては、やはりちょっと大変な金額だなと、このように思っております。

今資料がないと言われたでしょう。はい、後で。

それから、この問題、これは、退職手当の

基金条例もあります。これも、さっきの組合の改正でこの負担金条例を廃止するということになっておりますので、やはりこういったところからも、さっきの条例の改正を早くしないといけないということを思っております。

次に伺います。この総合事務組合の構成です。市長は先ほど言われました。町村会ですか、あるいは議長会、そういうところから代表が出ていると言われておりましたけれども、名前は結構でございます。どこの市町村がどのくらいになっているのか。恐らく加入している中からだと思いますけれども、それちょっと伺っておきます。

**○総務課長（小園義徳君）**

先ほど来、議員がこの退職手当の額に絡めないといったようなこともございますが、今おっしゃったように、それぞれの構成の市町の首長さん、それから、議長さん方々の総勢20名の議会の議員がおられまして、その中で審議されているということでございます。それで、構成ですけれども、薩摩川内市、これは、まず首長の方から申し上げます。薩摩川内市、日置市、指宿市、志布志市、奄美市、肝付町、中種子町、菱刈町、知名町、知覧町。それから、議長の方、鹿児島市、出水市、阿久根市、指宿市、奄美市、さつま町、湧水町、南大隈町、上屋久町、与論町。以上、首長10人、議長10人という形で構成されております。

**○24番（谷口正行君）**

20名の構成議会になっていると。日置市、これ市長も入っているわけでございますね。そうしたら、この中でこの退職手当が審議されるわけですね。ここには、議長会代表議長ですよ、まあ。これも入っておられるんですか。退職手当は市長だけのことで関係ないかと思っておりますが、議長も入っておられるんですね。

**○市長（宮路高光君）**

先ほど来話しておりますとおり、ことしの4月に今ございました市町村退職手当組合ほか7つあったわけです、一部組合が。それを総括いたしまして、今市町村総合事務組合となりました。それまで以前ではそれぞれの退職は退職、ほかのものはほかでそれぞれ構成のメンバーかわっておりましたけれども、7つを総括してこの総合事務組合を結成いたしまして、その市町村代表が10名、市町村議会を10名と20名で構成しておるというふうに理解していただければいいと思います。

**○24番（谷口正行君）**

であれば、7つのこのいろんな議事について、おなじ20名の方々が審議するということになるわけですね。わかりました。

それと、議会はこれ年に何回ぐらい開催されるんですか。一緒になるのか、この退職組合だけでよろしいですけれども。それと、どのような意見が出るのか。大体でいいですか。

**○市長（宮路高光君）**

通常年2回程度だというふうに思っておりますけど、この4月に一応結成したばかりで、ことしの4月に結成して、私も4月になったわけございまして、1回目については、それぞれの予算審議等が開催されたということございまして、今後、それぞれのいろんな論議については、年2回の中で7つございまして、一括していろいろと予算とか、またその項目に対しますいろんな審議がなされるというふうに思っております。

**○24番（谷口正行君）**

欠席が多い、これいかんと思いますが、わかりました。大分この組合の様子が見えてきたと（「結成ということですよ」と呼ぶ者あり）勘違いでした。わかりました。訂正いたします。でも、大分この組合がどんな組合かというのが見えてきたような気がいたします。

じゃあ、会議が年に2回行われるというよ

うなことでありますが、会議の状況、我々は時と場合によっては知りたいわけでありませよね。であれば、即この会議録が見れる状況にあるのかということでありませ。要するに、インターネットかれこれもあるんだらうとは思いますが、この市の方にこの組合からの会議録がこっちの方にも来ているのか。これちょっとどうなんですか。

**○総務課長（小園義徳君）**

この組合の会議録は来ております。

**○24番（谷口正行君）**

わかりませ。やはり会議録はやはりこっちに来てないとおかしいと思っております。でも、やはりそういったことも、みんなも知らないとこれなかなか見ることができないなと、このように思っております。

それから、役員に宮路市長もなっているということでありませたけども、それこそ、これが市長は4月からということでありませたけども、自分たちのためのお手盛り政策になってはいけないと、このように思ったりもいたします。

さて、日置市長の退職金の額が先ほど約1,700万円、計算すると1,724万円になるかと思ひませが、これが総合事務組合で決められていると、そして、そっから支給されると。1期4年間1,700万円、2期しますと掛ける2で3,400万円ということでありませ。この金額が市長の退職金として高いのか低いのか、適正であると市長も言われたわけでありませが、この退職金に関するこ、これ合併協議会するとき、もう直接は触れてなかつたようでありませ。給与かれこれについてはちょっと現行の給料云々と、類似町村をもとにというようなこもあつたわけでありませが、直接的には触れてなかつた。今思えば合併を機にしっかりとみんなで協議すべきだつたかなと、このように思っておりますけども。

さきの総理大臣小泉さん、これが総理のとき、経済諮問会議で、知事や首長の退職金は多過ぎると。私も要らないから諦めてもらつたらどうかと発言されたことは、これは市長もご存知ですね。この小泉さんの廃止勧告で市長の退職金のこが大いにクローズアップされてきたわけでありませ。市長、小泉さんの退職金幾らだつたかご存知ですか。知つておれば何いたひと思ひませが。

小泉首相は、一こくの国の主を5年務めたわけでありませが、退職金は658万円だつたそうでありませ。5年で退職金は658万円。言われるように、ちょっと地方自治体の首長は高いなということになります。このこについてちょっとどう思ひませか。小泉さんの退職金のこ。

**○市長（宮路高光君）**

これ私が論評することなく自主的にされて本当いいこであるかなとは思ひませが、やはりさっきも申し上げましたとおひ、この退職条例を含めた中で、議員とこで論議ができる場面だつたらよろしいわけでごひませが、県下の中の一つの私も代表者ということでごひませるので、いろいろこの退職手当を含めまして、今後どうあるべきなのか、そういう意見具申をしながら今後いろいろと論争していかなければならない。私だけが今言つたようにもう要らないとか、いろんな中で、選挙の中で公約の中で半分にするとか、また要らないとかきても、今の現実にこの退職手当組合からは公約しても出さなければならぬというふうになっております。そのこにつきましても、含めてやはり十分今言うように高いか低いかを含めて、また新しい組合ができたということでごひませるので、このこについてはまた組合の方で論議をしていきたいというふうには思ひませが。

**○24番（谷口正行君）**

市長、まさにそのとおりだと思っております。だから、私はそこに期待をしております。ただ、余りこれまでのことを知らなかったものだから、これまでどうだったのかなど。そこを踏まえて次の段階に私も入ろうと思っております。そこに対しては改革をしていただきたいという気持ちがあつての質問でございます。だから聞いております。そうとらえていただきたいと思ひます。小泉さんの言うとおりに、これはやはり私は比較して高いなど、このように思っております。恐らく日置市内の民間企業においても、恐らく退職金どころかボーナスも出ないというようなところも多いわけでございます。今のこの金額は、一般市民の感覚やあるいは感情、そういう社会情勢や経済情勢から本当に納得していただけるものだろうか、こう思うわけでありませう。このことも市長に聞きたいと思ひますけれども、今ちょっと言われたので省きたいと思ひますが、なぜこういう支払い制度になつてきたのかということでありませう。先ほど選挙をするからと、それにお金がかかるからというような考えもありましたけれども、これ同じ選挙で選ばれる私も市議とか国会議員、県議員、これは退職金はないわけでありませうが、市長にだけなぜこのような特別な支払い制度になつてきたのか、こう思うわけで、これわかつておれば伺いたいと思ひます。どうですか。

#### ○総務企画部長（益満昭人君）

この制度のいきさつが、なぜこういう制度ができたかということにつきましては、まだ把握いたしておりませうけれども、ただ、退職金の退職手当の性格という部分については、職員それから特別職ございませうが、職員につきましては永年勤続の報奨といったような性格もあるということございませう。

それから、特別職の退職手当の支払いの根拠ということにつきましては、非常に先ほど

小泉総理の退職金と比較されましたけれども、その公務は非常に激務でございます。土曜も日曜もない状況の中で任期を過ぎられる。公僕としてそういったことでされる。そういったことに対する報奨ということも、意味合いもあるのかなというふうに感じております。

#### ○24番（谷口正行君）

はい、わかりました。これも私はいろいろ調べてみましたけれども、全くわからなかつたわけでありませう。よつて、執行部の方は何か知つてるのかなと思ひましたけれども、国もこれを強く指導しているようではないようでありませう。言われてたように、激務を大変こなしているというから、それぐらい当然かなというような意見もありますけれども、でもこれはほかの方も一生懸命やる人もいるわけでありませうから、そこらあたりは、余りそこは言えないんじゃないのかなと、このように思つております。

市長、最近この退職手当を引き下げるところもふえてきております。それから、条例自体を廃止してしまつた市町村もこれ、たくさん出てきています。でも、先ほど言われたように総合事務組合に加入している以上は、自分のまちだけ抜け駆けすることはできないのかな、難しいのかなと、これは私も思つております。

でも、だからといつて全くこれからも改革なしという点では、市民の不信を招くことになる。このように思ひます。よつて、私はこの総合事務組合の議会というものが、どの程度の議論をしているのか知りたかつたわけでありませう。

私もここ数カ月、この制度について市民の意見を聞いてみました。その結果でありませうけれども、市長に退職金があることを知らなかつたという市民もいらっしゃいます。民間の水準や住民感覚からかけ離れていると。今がこういう時世でございますので、そう思う

んだらうと思います。再選されるのが多いのに4年ごとの支払いはなぜなんだというようなこと、引退や落選したときに一括して払うべきであると。また、組合に加入するのではなく、市独自の制度で行うべきである。金額は市の財政状況に応じて決めていくべきである。自分たちの日置市のことなのに、これは私も思っております、市の議会人が審議できないのはおかしいんじゃないかというようなこと。このような意見が多かったわけでありませう。

このことから、私はやはりこの退職金額や制度のあり方というのは、検討していくべきじゃないかと、このように思っておりますが、先ほどの市長の意見と一緒にございませう。どうあってもこれは検討をしていただきたいと思います、このように思っております。

それから、我がまちの行政調査特別委員会の報告が先般なされました。日置市の借金が357億円、近い将来非常に厳しい財政状況に陥る。むだをなくし節約し身を切るような努力をすべきである。市民は大変な苦しさの中で生活している。地域給与や官民格差を考えるべきである。人件費抑制から取り組まねば住民説明は成り立たない。県と同様に、市長を初め特別職の報酬も思い切ったカットが必要ではないかと、こういった報告もなされているわけでありませう。

市長はいつも日置市が厳しい財政状況であるということで、住民にも負担増なのを無理を我慢をしてもらっております。片やその一方で、市長自体が従来どおりの退職金をもらっているようでは、私は住民も納得できないだらうと、このように思っております。

行財政専門の大学教授が言っておりますけれども、自治体の首長に退職金が支払われること自体が疑問である。年度ごとに公表される給与の一方で、割と給料は公表されております。退職金は市民の目が届きにくい、不透明である。必要なら市民の理解を得た上で給

与に上積みすべきだと。市長自体が、ここに対しては本当に先ほど言われたように、総合事務組合の議員であります。現在、条例で決まっておりますけれども、決してここを改革してはいけないという聖域ではないと、このように思っております。時代にあわせた市民の納得できる金額、制度に見直しを急ぐべきであります。総合事務組合で、市長先頭に立ってこの制度に本格的にメスを入れて改革していただきたいと思います、このように思っております。

最後に市長の答弁を伺って終わりにしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

先ほど申し上げましたとおり、いろいろと新しい組合になりまして、また今までの歴史的な背景もありながら、今議員がおっしゃいますとおり、議員も今までも旧町におきましても同じ制度でありましたので、日置市になったからこういう制度が始まったということではございませうので、そこあたりの理解も十分議員も長くしている議員でございませうので、それはもう承知の上だというふうに思っております。

そういう中におきまして、今ございましたとおり、ほかの約80のそれぞれの団体もございませうので、私ども日置市だけというわけでもないわけございませうけど、やはりこういう意見があつてこういうことはみんな考えていこうと、そういうご提案をしていきたいというふうに考えております。

#### ○議長（畠中實弘君）

先ほど答弁漏れがありましたので、総務課長の方から発言いたします。

#### ○総務課長（小園義徳君）

先ほどの負担金の関係についてお答えいたします。

平成19年度負担金なんですけれども、特別職の負担金が、これは市長、両副市長の分でございませうが731万2,000円で、一

般職 3 億 9,443 万 3,223 円、合わせまして 4 億 174 万 5,223 円という額になります。

それでもう一つつけ加えますけれども、先ほど来ありますように、市長の退職手当の 1 期の手当額の合計額という部分につきましても、日置市のホームページの方に職員給与それから特別職の報酬等の状況についても載せてございまして、公表されているということでご認識いただけたらありがたいと思います。

#### ○議長（畠中實弘君）

次に 10 番、大園貴文君の質問を許可します。

〔10 番大園貴文君登壇〕

#### ○10 番（大園貴文君）

私は、さきに通告いたしました行財政計画について市長にお伺いいたします。

日本は戦後豊かな暮らしを求め、急激な成長をなし遂げ、日本全国あらゆる分野で社会資本整備が進められ、便利な時代となり、どこに住んでいてもサービスを平等に受けられる社会に築き上げてきました。

しかし、成長の段階で国・地方自治体には莫大な借金を抱える今日となり、成長がやんだ現在、低成長経済時代を迎えています。同時に高齢化による社会保障費に自治体負担の増大、少子化問題、担い手や後継者不足による農業問題、そして環境問題と山積する自治体の役割は、日々厳しさを増してきているのではないのでしょうか。

そのような中で、国は財政難を理由に市町村合併を進め、三位一体改革と称し地方分権を推し導きましたが、護送船団型政策からそれぞれの自治体、自由競争社会へと進める中で、依存財源に頼る地方自治体にかつてない自治体破産という現実が夕張市に実際に起こりました。本市にとっても人ごとではないと考えます。徹底した行財政計画を早急に進め

るべきと思います。

予算の中で歳入の市税をいかにふやすかが重要であり、同時に適正な確保に一般会計、特別会計合わせて 6 億 8,842 万 7,000 円の収入未済額のさらなる収納対策も十分検討すべきであると考えます。

19 年度から税源移譲で 5 割近くなった地方交付税にも限界が予想される中、さらに自治体の財政が実質公債比率 18%以上になると、地方債の発行条件が協議制から許可制へと変わり、規制を受け悪化する可能性は極めて大きな問題になると思います。

先日の新聞報道で、本市 15.9%と予断を許さない状況ではないでしょうか。さらに基金繰り入れには 20 年度予算で限界がみえてきている状況です。歳出では投資的経費は年々削減され 22.3%となっているものの、教育施設の整備や都市計画事業には継続的に取りくまなければならない状況もある中で、義務的経費は努力はされているものの 50%を超えている現状から、財政的な行き詰まりは旧来の方法では打開できないと考えます。

時代と社会を見据え、行政が本来やらなければならないことを明確にした計画で、人口から見る類似団体並みの予算 180 億円から 200 億円に近い形での行財政計画に早急に取り組まなければならない課題ではないかと考えます。

以上、申し上げ質問の要旨 4 項目についてお聞きします。

1 番目は、物品購入や建築、土木入札工事は、税収確保に徹底した地元企業や商店を活用すべきものであると思います。もちろん行政コストに見合うことが重要なことです。また、市が発注する建設工事の指名競争入札、随意契約に関する日置市建設工事入札参加資格要綱の審査について、見直しを図るべきと思います。理由として、民家に看板だけで実態の見えない営業所が入札参加資格者として

入札している事実です。私は市外の企業からも同様なやり方で参加資格を取得する話を聞いておりますが、実在する地元企業は投資的な事業が削減されているにもかかわらず、災害時の応援や社会活動に積極的に取り組んでくれます。社会活動による環境保全は、本市に重要な課題としてとらえ、定められている資格審査の基準をもとに慎重な審査から、資格者の決定が行われるべきと思いますがどうでしょうか。市長の見解をお聞きます。

2 問目は、冒頭でも申し上げましたことから、現在、市営の病院、幼稚園、保育園についてあり方検討会で存続するか、統合して新しくつくるか、廃止するかと協議をされておりますが、今後予算の大幅な削減を余儀なく進めなければならない実情から、複雑・多様化するサービスを低下させないためには、市として義務的経費の削減に努め、行政のスリム化を図り、施設利用者の声を集約・検討し、民間事業者の活用で補うことが最善と考えます。また、国が閣議決定した平成19年度普通交付税大綱の改正項目が示されましたが、その中に特別支援教育の充実、教育情報化対策、私学助成の充実等、教育施設に要する経費、地方公共団体における情報化施策等の推進に要する経費の財源とすることとしてあることから、制度を十分に検討すべきと考えます。市長のあり方検討会も重要な意見ですが、総体を考え高い見地から自己責任において自己判断し、福祉施策がさらに充実され、所期の目的が果たされる計画を市長みずからが提案すべきと考えますがどうでしょうか。

3 問目は少子化対策についてですが、子育てに負担が多い成長時期の出生から小学校入学時まで、子育て支援金として新しい補助金の制度を導入することで、鹿児島市に隣接する自然豊かなまち、安心して産み育てられる魅力ある日置市として定住促進を図る考えはないか、市長にお聞きます。

4 問目は、市内4町を結ぶ市周遊バスの開設は、高齢化の進む本市には福祉の充実を図るために必要不可欠、また市民の交流から産業の発展、商店街の活性化、さらには観光の散歩バスとしても提案しましたが、市長は早期実現に向けて進めていくとの答弁でした。その後の進捗状況についてお伺いし、1 回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1 番目の行財政計画についてご質問でございます。その中の1 番目でございますけど、物品購入につきましては品目が多岐にわたり、市内の業者で調達できる品目に限りがありますが、地域の活性化の観点から市内業者を優先することが重要でありますので、発注に当たりましたは競争性を確保しつつ、可能な限り市内業者に限定するか、または市内業者を優先して発注しているところでございます。また、建設工事につきましては、特殊な工事を除き市内業者の発注機会の確保に努めているところであり、今後とも地元企業の振興を図ってまいりたいと思っております。

2 番目でございますけど、日置市立病院の事業のあり方については、あり方検討委員会において今後の市立病院事業のあり方を協議し、その答申をいただいたところでございます。その中で、今後の病院事業としては現行の病院規模を縮小して建てかえをし、当分の間、市が直接運営していきたいというふうに考えております。

市立保育所につきましては、北保育所、ゆのもと保育所、永吉保育所の3カ所があり、それぞれ定員が45名で、9月1日現在の入所で北保育所が50名、ゆのもと保育所が40名、永吉保育所が26名となっております。公立の保育所につきましても16年度から国・県の補助が廃止されておるところであり、大変厳しい状況であるというふうに思っ

ております。そのような状況の中で今、あり方検討委員会の中におきまして論議をしております。十分論議を尽くし、そのことを十分尊重していきたいというふうに考えております。

また、幼稚園につきましても現在、それぞれ市内の五つの幼稚園ございますので、それぞれ運営検討委員会を実施しておりますので、その中身を十分承知しながら進めさせていただきたいと思っております。

3番目の少子化対策でございますけど、地方の活力、将来にとって大きな問題であります。地域によって未来の宝とも言える子供たちを生み育む環境整備子育て支援を総合的に展開するため、子育て支援計画に基づき、安心して子育てできる継続的な支援、子育て相談や保護者の連携づくり、仕事と子育ての両立支援を進める施策を通じて、少子化対策を推進しているところでございます。

ご指摘のとおり、この支援事業として支援金の問題でございますけど、いろいろと支援金につきましては各市でやっているところもでございます。先ほども申し上げましたとおり、私ども市におきましても単独でいろいろと今までもやってきた部分がございますけど、今後この支援金がいいのか、きのうの質問でございましたとおり、それぞれ保育料の減をするのがいいのか、また乳幼児の医療の無料化に入ってしまった方がいいのか、いろいろとその方法というのは、少子化対策あるというふうに思っております。

今後におきましても、どの方法をとって、またどれだけの財源を費やしていくのか、十分論議をしていく必要があるというふうに思っております。そうすることによって、今おっしゃいましたように、定住促進が図られるというふうにも考えております。

4番目でございますけど、一昨年の9月議会でご質問があり、伊集院地域のコミュニテ

ィーバスの運行を行い、その上で市内を周遊できるような路線についても検討したいという答弁をいたしました。その後、昨年の4月にいわさきグループの路線バスの廃止問題が発表されたことを受けて、現行のコミュニティーバスの運行形態を含め、市全体の交通体系のあり方について幅広く検討しなければならない状況になったことから、本年の6月に日置市公共交通検討委員会を設置したところでございます。この検討委員会には、高齢者クラブの代表の方、身体障害者福祉協議会の代表の方、PTA、自治会、それから九州運輸局の鹿児島運輸支局の専門官もいて29名で構成しております。その中でコミュニティーバスや路線バスの状況等を説明し、今後の検討に入っているところでございます。

今後、廃止代替の路線バスやコミュニティーバスの実態調査やアンケートを行いながら、市民の皆様のニーズに合った運行形態また運行路線を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を13時とします。

午後0時00分休憩

---

午後1時00分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（大園貴文君）

市長の今、1回目の質問に対しまして答弁をいただきました。私は今回の一般質問では、非常に危機感を感じて、日置市としてどうしていくべきかということで質問をさせていただきました。その中で、こちらの18年度の決算の報告にもありますように、7億円近い未収入額そしてまた行政マンがどうなければならないという意見書もついております。こう

いったことを踏まえて、今、市長の答弁から私を感じる範囲では、答弁の中に非常に危機感を感じられない。何をこれから日置市としていかなければならないのか、そういったものが感じられるものではなかったと思います。

それでは2問目の質問に入らせていただきます。

町の行財政計画は、基本理念である地理的特性と歴史や自然との調和を生かしたふれあいあふれる健やかなまちづくりを進めるとありますが、それは間違いないでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的には、総合計画を考えた基本方針の中に沿って日置市が動くべきであるというふうに考えております。

○10番（大園貴文君）

計画を実施していく中で予算の削減をしなければならぬ大きな原因は何ですか。そしてまた何を削減されますか。具体的に答弁をお願いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的には、やはり義務的な経費ということにおきまして、人件費を含め物件費、そういうものをやはり一番最初に削減していかなきゃならないというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

それでは、現在の削減の予算で大丈夫と考えられますか。

○市長（宮路高光君）

その大丈夫という言葉でございますけど、今ある中におきまして、今どれが一番重点的にしていくのか、基本的には段階的にどうしていくべきなのか。そこあたりを取捨選択しながら進めていかなきゃならないというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

適正な予算は、市長の方では大体200億円ぐらいを当初の目標として、年間10億円ぐらいずつ削減するというのは間違いないで

すか。

○市長（宮路高光君）

予算の作成に当たりましては、基本的にはその削減というのも一番大きな要因でございますけど、一番考えていかなきゃならない予算編成。歳入がどういうふうにして確保できるのか。この歳入を最重点したものの考え方の中で予算編成をし、また削減をしていく。それが一番大事なものであるというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

私も今、市長が言われたように削減も必要であるが、歳入をいかに確保するかということだと思います。

それでは、歳入の中で何を市長はこれから伸ばしていけるものだと考えますか。

○市長（宮路高光君）

基本的に一番私どもが主に努力していくべきものは、税収が一番大きな課題であるというふうに、一番大きな目標だと思っております。また、交付税にしても国庫補助金、これはほかの国・県の動向の中で採用される部分でございますので、やはり一番基本は市税の確保というのが一番大きなウエイトを上げていかなければならないというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

私も市税を最も伸ばしていかないといけない部分だと、そのように認識します。

それでは、先ほど人件費の義務的経費ひっくるめ、そういったものを削減するということでしたが、具体的にその義務的経費をどういった形で削減すると考えていらっしゃいますか。

○市長（宮路高光君）

人件費につきましては、年次的に人員の削減というのが一番大きな要因でございますけど、そのほかにおきまして需要費といいますか、消耗品、高熱水費、そういうものにつきます

て節減できていくことにつきましては、努力をしていかなければならないというふうに思っております。

**○10番（大園貴文君）**

人件費、定年を迎えられる方々をひっくり返して段階的にということですが、そのほかに予算の歳入歳出です。市長が最もこれを進めていかなければならないという施策は何ですか。

**○市長（宮路高光君）**

削減の施策でございますか。歳入、基本的にさっきも申し上げましたとおり、この税収を含めまして、また市有にございます財産、この活用を含めまして、処分できるものについては処分していきますし、また有効活用できるものをいかにして生かして、そっからまた税収がどう入ってくるのか、そこあたりを十分考えていかなければならないというふうに思っております。

**○10番（大園貴文君）**

私もその中で、どうしても事業の中で官から民へ移行できるものは、事業検討していくべきが大事かと思えます。夕張市のように、職員の皆さんに給料30%カットするか、やめるかというようなことではなくて、私はやはりいろんな人材を育成しながら育てていく。そしてまた、その中で日置市というものを動かしていかないといけないと思っています。時代が変わっていく中で官から民へ。その中の一環として指定管理者制度があったわけです。その指定管理者制度につきましては、どの部分が削減されたと考えられますか。

**○市長（宮路高光君）**

基本的には今までそれでこうでもってございました中におきまして、特に人件費を含めた中で一番削減ができたというふうに思っております。

それぞれ運営の中におきます事業収入というのもございますけど、一番この指定管理者

を考えていくには、人件費率の問題におきまして一番削減できてるというふうに思っております。

**○10番（大園貴文君）**

今、指定管理者制度の中で特に人件費が、後からも出てきますけれども、病院、保育園、幼稚園の人件費、非常に一般の民間では考えられないような金額になっております。そういった面から考えますと、サービス、行政がやらなければならないこと。また、民間でできることは民間でしていただきながら進めていく。そういった意味で官から民への移行事業を検討すべきだと考えているので、市長はどう考えられますか。

**○市長（宮路高光君）**

今までそれぞれ官の中でやってきた意義というのは、やはり大きなものがあったというふうに理解はしております。特に病院、幼稚園、保育園、当初それぞれ民で設立できなかった、そういうことでやむを得なく公でやって、それぞれ安定的にしてきた。また、この社会趨勢の20年間の間に、それぞれ民間の中におきましても、それぞれいろいろと勉強しながら、それぞれの運営をしてきたというふうに考えております。

そういうような中におきまして、今後におきましては民間ででき、そのことが住民のサービスの中で平等に均等にそれぞれサービスができれば十分でございますので、そこあたりの絡み合いも十分検討しながらやっていかなきゃならないというふうに思っております。

**○10番（大園貴文君）**

市長も指定管理者制度を通じて官から民へ、やはり時代の流れを見据えながら進めていくということで、確認でよろしいでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

そういうことを含めまして、昨年から議員の皆様方、市民の皆様方から十分なお意見を

いただき論議をしてきたというふうにして、  
おりますので、今後もできるものにつま  
しては、それぞれ官から民の中でやっ  
ていく。基本的に官から民でやっ  
ていく中におきましても、やはり  
このサービス均等を含めたこれら  
をきちっとした形を監視、監督、  
こういうことはきちっとやっ  
ていかなきゃならないというふう  
に思っております。

**○10番（大園貴文君）**

私も官が行おうが民が行おうが、  
やはりそれを利用される方々の目線  
というのは非常に厳しいものもあ  
り、いい加減なことではできな  
いかと思います。また、そういった  
中で行政の役割として、しっかりと  
そういったサービスに低下がないか  
ということを指導したり、そういった  
立場で行政というものをつくり変  
えていく必要があるかと思いま  
す。そうすることによって、行政  
改革のスリム化というものができ  
ると思っておりますがどうでしょう  
か。

**○市長（宮路高光君）**

ご指摘のとおりだというふう  
に思っております。それぞれ官から  
民の中におきまして、指定管理  
者をしたからそれで私ども行政の  
手から離れたということじゃなく、  
いつも市民が利用してみて、基本  
的にいろんなサービスのものとか、  
またそこにおきます苦情とか、い  
ろいろなものが拡大していくこと  
であれば、またそのときは十分そ  
のことを考えて検討していかな  
きゃならないというふうに思っ  
ております。

**○10番（大園貴文君）**

今、冒頭の質問で市長の方の考  
えが、大体日置市を再生するた  
めにどういったものを市税を高  
めながら、そして義務的経費、  
そういったものの削減をいろい  
ろな手法、民間をひっくるめて  
やっっていくという考えを理  
解したつもりでございます。

それでは1問目の質問に入ら  
せていただきます。

徹底した地元活用を進めるとい  
うことで、やはり今私は提言し  
ているわけなんですけれども、  
物品の購入につきましても、地  
域を守ってくださってる商店街  
やいろんな方々が、行政コスト  
というものは厳しい価格体系も  
あるかもしれませんが、それに対  
応できるお店づくり、そういった  
ものが一番重要かと思いま  
す。なぜなら、東京に本社を置  
くチェーン店の皆様方は、鹿児  
島から今度またイーオンもでき  
ますけれども、東京の方に全部  
売上金を持っていきます。その  
売り上げの利益があるおかげさ  
まで、東京とほかの地域もた  
くさんありますけれども、代  
表的には東京は交付税がなく  
てもやっつけける行政団体とな  
っております。

そういった意味からも地元を徹  
底して使い、そしてまたそれを  
還元していただくという施策が  
必要かと思いますが、今現在、  
市内の業者を優先して使ってい  
るということでお聞きしまして  
安心しておりますが、その中  
にも今回、指定管理者などの  
施設等もあります。そういった  
場所につきましても、市の税金  
でつくられたこの施設、やはり  
地元優先ということをあらゆる  
分野において行政の方から進  
めていくべきだと思いますが、  
どうでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

ご指摘ございましたとおり、  
商工会を含まして地元の商店街  
の潤い、このことが一番私も  
大事であるというふう  
に思っております。

基本的にこの物品の購入につ  
きましても、その大量生産、大  
量確保といいますが、品揃え  
とかそういうものにつま  
して、やはり大きな難点があ  
ったり、また価格競争にしても  
大変大きな難点があるとい  
うふう  
に思っております。

そういうことで、私どもこの  
物品購入を含めまして、地元  
の中ででき得るものはどこま  
でなのか。また、この分につ  
いてはもう大手にお願  
いしな  
きゃならないのか、ここあたり

も十分論議をしながら、またそれぞれ市民の皆様方がそのことにおいてどうぞ理解をいただくのか、この両面を相対した中で物事を考えていかなければならないのかなというふうには考えております。

**○10番（大園貴文君）**

今、答弁された、そういった形の中で指定管理者の件につきましても同じように考えてよろしいでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

基本的にそれぞれ官から民へ移る場合につきましては、やはり市内のそれぞれの民間の皆様方が一番最初していただくことがありがたいことだと。それでいないときは、またほかのところをお願い申し上げなきゃならない。それぞれの指定管理者をする中におきましても、市内でできない部分も出てくるのかな。今までも文化センターとかそういうものにつきましてはできなかったということがございますので、それぞれ私どももその実態といいますか、市内でできるそれぞれ民間の方々がいらっしゃるのか、そういうことを考えながら、基本的には市内の方を最優先した形の中で、この指定管理者制度も動いていきたいというふうには考えております。

**○10番（大園貴文君）**

わかりました。

それと次の入札参加資格制度につきましては、先ほど答弁いただいたんですが、具体的に参加資格者について審査委員会のあり方、社会活動のどういったものであるかということをもう少し具体的にご説明いただきたいと思います。

**○副市長（湯田平浩美君）**

建設工事につきましては、合併後それぞれの旧町の方式を1年間運用してまいりましたけれども、18年度から一本化した形でそれぞれの格づけをし、指名を行ってきております。

そういった中で今、工事の成績評価等も今実施をしている段階でございますし、今ご指摘のありましたそれぞれの社会貢献度につきましても、そういったことも含めながら、今そういったやり方が時の流れになってきつつありますので、そういったことも含めて今、検討している段階でございますし、それもしろいろやり方もございますし、もう少し研究もしながら取り組んでいきたいというふうには考えております。

**○10番（大園貴文君）**

前向きに検討をされるということはよろしいんですが、審査委員会を設置されて審査をしているわけです。今、入札参加資格制度の中で、これは日置市の建設工事入札参加審査要綱というものがあります。ランクづけの問題ではなくて、私が言ってるのはランクづけもその中の基準の一つになるかもしれません。ただ、その入る前の資格審査委員会で審査をされるひとつの要綱の中に、社会活動等に関する書類ということ、このことが明記されてあるということは、日置市にとって4町が一緒になったからこれを載せたということではなくて、私は重要なことは、過疎・高齢化が進むこの地域で、地元に住んで社会活動を一生懸命される人たち、そういったところを踏まえながら十分配慮しながらやるべきじゃないかと、そこを申しているわけなんで、その辺をもう一回ひとつお願いします。

**○副市長（湯田平浩美君）**

その社会貢献度につきましても、まだきちっとした基準といいますか、そういったことはまだしておりませんが、そういったことも含めていろいろと検討しているという段階でございます。地元優先も含め、それぞれの状況もありますので、そういった形で今進めているということをご理解いただきたいと思います。

**○10番（大園貴文君）**

検討を進めているということですが、いつからするんですか。

**○副市長（湯田平浩美君）**

まだ今のところ、いつからということとははっきり申し上げられない段階でございます。今、鋭意そういったところを研究、検討しているという段階でございます。

**○10番（大園貴文君）**

鋭意検討しているということですが、鹿児島県の建設業界、最近の10カ年で毎年50社から80社倒産している。そういった厳しい中で、社会活動にも一生懸命応援しようやないか、災害のときにしても雪が降ったときにしても、特に日置市の中ではそういった場所がたくさんあるかと思えます。そういったことを考えますと、もっと早急なる対応をしていかないと、新年度からにあわせてこういったことを特に十分考慮しながら、日置市の入札参加資格者としての位置づけ、定義というものを図っていくべきだということを示していかないと、社会活動をまじめに一生懸命やってる皆さん方も、いつなるかわからないということになると、それしなくても入札参加資格はできる、してもなるというようないい加減なことでは、やっぱり会社も先ほど市税を市長の方はどうしても確保していかないと、法人税やいろんな住民税、そしてそこに働ける方々、そういったものも考えていきますと。その労は簡単に一言で言えないかと思えます。

そういったことから、もっと具体的な答弁をお願いします。

**○市長（宮路高光君）**

今、議員がおっしゃっているのは、それぞれの本社があり支社があり営業所があり、そうする中において先ほどもちょっとありました、看板ばかりかけた会社も一緒に入れるのかと、そういうご指摘なのかなというふうに質問の中で思いまして、このことにつきま

しては、地元で密着した方、含めた中におきますこの制度の中におきましては、20年度からのそれぞれの分会、また指名を入れかえがございますので、これは今、副市長が話申し上げましたとおり、そういうものを加味しながら、次の段階のランクづけを含めた、また指名願いを含めた中で実施していけるような形はやっていきたいというふうに思っております。

**○10番（大園貴文君）**

わかりました。では、そういったことを十分考慮して、やはり差別がないような形をきちっとやっていただきたい。そのように考えております。そしてまた、新年度の4月からきちっとやっていただきたい、そのように思います。

次の2問目に入ります。

幼稚園、保育園、病院のあり方についてでございます。先ほど何番議員かの答弁の中にもありましたが、公立の保育園には補助金がないということになっておりますが、公立保育園の経費が年間1億5,322万3,576円、公立幼稚園の経費が7,639万9,000円、合計2億2,962万2,576円。幼稚園におきましては、利用料といいますか、それが447万円歳入されるかと思えます。それから、保育園の児童福祉費が、公立の中に2,021万5,000円あるかと思えます。2,299万9,000円ですか、差し引き市の負担が、ほかにも措置が取られるかと思えますが、措置費があるかとも思いますが、大体2億円ぐらいの歳出があるかと考えてます。その中の特に人件費が莫大な金額を占めているというふうに見るところでございます。

そういった中で存続するかしないかということで、私もまず保育園、幼稚園の方のあり方を調べてみましたが、幼稚園につきましては市立の幼稚園で定員枠から計算しますと十分対応できるという計算になっております。

そしてまた、市立で行った場合の方が負担金が少ないと、市の持ち出しが少ないと、そのように考えますが、その辺について市長はどう考えられますか。

**○市長（宮路高光君）**

今、保育園につきましても、さっき申し上げましたように三つの保育園がございまして、16年度までは国・県のそれぞれの人件費を含めた中におきます補助金等が入っておったわけでございますけど、これが一般財源化されたというのも、一つ大きな要因でございます。

今、話のとおりそれぞれの事業費的なのは、若干数字をちょっとここに持ってないわけでございますけど、保育園を運営するにおきましても、それぞれ事業費的に一般財源を投入しているのは事実でございます。

基本的に正職員というのは、基本的に採用してない。今、臨時の方にパートを含めた中で、この保育園につきましてもは運営しているというのが実情でございますので、方向性の中で、今は検討委員会の中で特に保護者の皆様方のご理解もいただかなきゃならないということで、先般も三つのそれぞれの保育所に出向きましてそれぞれ説明会をさせていただき、また今回合同の説明会もさせていただいたところでございます。保護者からの意見書とか、そういうもろもろにつきましても公立として残してほしいという、大変強い要望もあるようでもございます。そういう要望の中におきまして、今後この保育園の統廃合を含めた中におきましては、その中におきます財源の中で、特にこの少子化対策にどうまた還元していくのか。こういうものもひとつの大きな転換の施策じゃないかなと私、考えております。

また、幼稚園につきましても、基本的にそれぞれ定員の中におきまして大きな定員割れをしているのが実情でございます。また、私

立につきましても大変大きく定員割れをしております。ですけど、今までしました何十年の経緯がございまして、やはりこの経緯ということも若干尊重しながら、またこのことも保護者の皆様方含めましてご理解をいただく、そういう努力を十分しながら進めさせていかなきゃならない、進めていかなきゃならないというふうに思っております。

**○10番（大園貴文君）**

私も市長の答弁のとおりだと思います。やはりその中で財政的な面で、この日置市の総合計画の一字に掲げてもありますように、財政的な面で各種のサービスや外部委託、民間活力を活用した施設整備の推進などにより、行政改革も進めながら公立的な財政運営に努めるとあります。やはり2億円という非常に大きな人件費にもろもろ経費という部分から見ましても、市として何を削減していくか。歳出の部分の削減をどこに持っていくかと言った場合に、行政の全体の観点から見ますと、やはりこういった部分も利用者の方々、また市民の皆さんにこんだけの経費がこれまで国・県の補助があっただけけれども、なくなって非常に日置市としてはやっていけないんだということをご理解いただくように。そしてまた、民間の中でも公立でやっていた事業以上のサービスを受けられるよう努めてまいるといってやっつけなければ、私はならないかと考えます。その辺どうでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

議員がおっしゃるとおりだと私も思っております。

**○10番（大園貴文君）**

続きまして、市民病院につきまして質問いたします。

市民病院、日吉町立病院、これも歴史がありまして非常に地域では重要な施設として私は考えております。そういった中で病院の老朽化そして医師の確保ということが非常に難

しく、必要な時期に入院の皆さんもいるのに土日ができないとかいったような監査の報告がありますが、収入ありきで予算計上されている病院の事業は3億8,000万円に対して実績は3億2,000万円ということに18年度はなっているようであります。ところが来るか来ないかわからない病院の患者さんを待っている、その経費に3億5,000万円、差し引き3,000万円の赤字ということですが、うち人件費が70.49%、2億4,700万円、もちろん病院の先生でするので高いものもありますでしょうし、またそこで働いている方々もいらっしゃるかと思えます。

しかし、そういった必要なときに先生がいらっしゃらなかつたり、いろんなことが少子化も含め利用者が年々少なくなっている、患者が減ってきている。そういった中に適正な病院事業になっていくのか。

私がそういった中から考えますと、一つの方法として、施設の経営移譲で民間による適正な病院事業にすべきであると考えます。そしてまた国立の阿久根病院から阿久根市民病院に切りかわったわけなんですけど、今ここは人件費などを削減しまして黒字経営に切りかわっております。霧島の方にもあるかと聞いております。これから多様化するこの時代に、この市民病院のあり方についても非常に行政としてどうしてもやらないといけないのか、その辺をどのように市長は考えていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

この問題につきましては、もう議会の中でもあり方検討委員会のご報告ということで、きちっとその報告もさせていただきました。特に、日吉地域につきましては病院といいますが、そういうものがないと、一ツ木に1個あるだけ。ほかの三つの地域につきましては、それなりにクリニック、そういうものがある

と。基本的に私は、あの地域を含めまして基本的にそれぞれの病院がひとつそういうものがなければならぬと。言えば第1次、第2次と両方ございますけれども、基本的に駆けつけというのはおかしい表現かもしれませんが、かかりつけの医師がやっぱり必要である。また、大きなものにつきましては、そこからいろいろと転送していただければいいのかなと思っております。

今ご指摘ございましたとおり、今回の場合すぐ民間ということには、ちょっといろいろと大きな難問が出てくるのかなというふうに考えておまして、答申にございましたとおり、いろいろその中で縮小といいますか、50床あったものを今ままでは病院でしたけど診療所、19床のベッドの中で、とりあえず市の方でやりまして、そういう経営内容を見ながら、次にまた民間の方々が来ていただける、努力もしていかなきゃならない。また、経営状況というのを見なきゃならない。ご指摘ございましたとおり、まだそこには職員がおります。すぐ民間にするからそれぞれやめていただくとか、特殊なレントゲン技師とか、また基本的に看護師とか特殊な職務でございますので、そこあたりも十分にご理解もいただきながら、このことを進めていかなきゃならないという中におきまして、私は今回、答申をいただきました、このことを最優先しながら今後進めていきたいというふうに思っております。

#### ○10番（大園貴文君）

私も病院が不必要だと言ってるのではないんです。病院は必要だと思います。やはり駆けつけの病院がすぐそこにあって、走って行って初期の治療ができる。その体制は必要だと思っております。しかし、今現況の中では土曜日、日曜日が医師不足でいないんですよと。そういったときに病人の人が土日を待ってくれますかといったときに、私はそれはできな

いと思うんです。

今、概要の中で書かれております。ちょっと読んでみます。日置市民病院の概要の中に、毎年、伊集院保健所の立ち入り検査において医師不足について指摘を受けているところである。昨年5月から2カ年間、医師の研修医制度が始まり、その間における医師の研修義務化に伴い兼業が禁止されたことから、全般的に医師不足に陥り、医師の派遣が中断された自治体病院も出てきている。このようなことから、当院においても平成17年8月から毎週、第4週の土曜日の当直、日曜日の午前、午後、医師の派遣についてしばらく中断し、医師確保が可能となり次第再開する旨、連絡が来ているところであります。

こういうふうに載っておりますけれども、ということは、今市長の言われる、私も病院は必要だと申しております。そのことから考えますと、病院があっても対応できなかったら意味ないんじゃないでしょうか。だから、そういう対応ができる小回りのきく、そういう地域に密着した病院をいかにしていくか。行政がその中でどうしてもせないかん、ベッド数を減らすだけの問題じゃないかと思うんですがどうでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

その中で今、土曜、日曜日は医師は今3人常駐しております。常勤でございますけど、また別に医局の方から日曜、宿直を含めた中では派遣していただいております。一時的に若干そういう部分がございますけど、今はそれぞれの医局からその体制的なものは来ておるといふふうに私は思っております。

今後におきましても、鹿大の医局と十分このことを打ち合わせをさせていただきながら、いつでも来たときに対応ができる、そういう体制というのはしっかり整えていかなければならないというふうに思っております。

また、今こういうことで民間の場合につき

ましても、恐らく日曜日に当番医というのがあるわけがございますけど、その医師確保の中で監査意見の中はそういうことも言われておりましたけれども、先般も一緒に事務長、院長一緒に私も鹿大の方に行きまして、そういう医師の確保をそういう部分の中でしていただけるということもいただいておりますので、十分そこあたりの対応はできるんじゃないかなというふうに思っております。

#### ○10番（大園貴文君）

そういった確保がきちりできて、病院としての施設が十分発揮できるように、市長の方も相談しているということでございます。それが原因でこの前のニュースじゃないですけど、産気づいた奥さんが10何カ所もぐるぐる回されたといったことにならないように、そういった初期の手当ができる体制づくりをきちっと図りながら、その中で市としての負担が軽減される方向づけに切りかえていくことも検討することが非常に重要かと考えます。

続きまして、3問目の子育て支援金制度につきましてお聞きします。

私は、子育て支援にいろんな形で今現在政策としては取り組んでいらっしゃる。素晴らしいことじゃないかと、そのように考えておりますが、その中で先ほど申しました公立の幼稚園、保育園の廃止で約2億円の余剰金が出てきます。それをゼロ歳から5歳まで出生から小学校1年生に入るまで、日置市を見ても約2,400人いらっしゃいます。2,400人に仮に5,000円ずつ支援金を出した場合に、年間1億4,400万円ぐらいでき上がる。それでも6,000万円ぐらい余剰金出るという僕は試算をしておるわけなんですけど、保育園、幼稚園の充実も必要なことなんですけど、自分で育ててお母さんやいろんな多様化するニーズの中で、日置市に住んだら毎月、小学校に入るまで5,000円ずつつられて、こういうふうにして子育てが安

心してできるよというような施策、市長どうでしょう。

**○市長（宮路高光君）**

ちょっとその2億円が全部減になるとか、今保育園をしたときにその試算というのは、私もようまだ試算をしておりませんし、このことにつきましても保育園を3園一緒にできるわけでもないし、ある程度年次的な経費の中で試算をしていかなきゃならんというふうには思っております。

それは別として、子供支援策というのはやっぴいかなきゃならない。さっきも言ったように、どこの経費をある程度削るといふのは、法律化した中において新たな私ども日置市におきます子育て支援策にやる、このことは大事なことであるというふうにおもっております、今お話のとおり、さっきも答弁いたしたとおり、支給、その1人当たり幾らこれをやった方がいいのか。もう一つ、それぞれのいろんな保育料とかいろいろな問題がございますので、そういうものに充てていった方がいいのか、いろいろ方法があるかと思っております。このことにつきましては、さっきもお話申し上げましたとおり、そういうある程度の法律化した部分の中で、その分に対してある程度そういうものに回していけたらいいというふうには思っておりますので、今、ただ支援金がいいとか何とかということは、私の方では今答弁できませんので、十分そういうものを含めて今後検討していきたいというふうにご理解いただきたいと思います。

**○10番（大園貴文君）**

いろんな方法があるかと思ひます。やはり私が思っている、こんだけ経済が落ち込んでくると、そして子供さんが生まれる、生まれ

て育てるお母さん方の、またお父さん方のニーズがいろんなものが出てくると。やはり私が今申しました、こういった方法も考えていかないと、どこもやっているようなやり方では、とてもじゃないけど人は集まってこないだろうと。

やはり新型交付税の中で人口と面積という部分が、19年度は10%かもしれませんが、徐々にそれが浸透してパーセントがふえてくるかと思ひます。そういったことを考えると、どうしても人口増、また税金の方でも家を建てていただくと、安定して税収の中に日置市の中で20億円ぐらい占めるかと思ひます。そういった子育てに安心で、そしてまた住んで非常に便利な地域である、鹿児島市に近いといった、こういったものを生かした施策を日置市ならではの施策をつくっていくべきだと、そのように考えます。そういったことも今後検討して進めていくべきだと私は考えます。

続きまして4問目の4町をつなぐ市営バスの開設につきまして、先ほど答弁をいただきました。

日置市も本年6月に地域公共交通会議を設置されたということでしたが、その前にどうして設置されなかったのかをお聞きします。伊集院のコミュニティーバスをするときにも、そういった会議をしなくてよかったのか。今回6月にした理由がちょっと。

**○市長（宮路高光君）**

伊集院のコミュニティーの場合につきましては、今までもゆすいんバスということで既存のバスを動かしておりましたので、それにちょっと枝葉をつけたという形にご理解していただければいいと思ひしております。

今回このように検討委員会を設けたのは、さっきも申し上げましたとおり、いわさきグループによりますバス路線の廃止と、それに伴ひまして市としてもまた新たな助成金とい

うの出さなきゃならなくなった。また、今までコミュニティーバスということで各旧町におきましても七、八百万円のお金を出しておりますので、こういうものを今後どう一体的に体系づけとして日置市としてどれだけの弱者を含め、子供たちに対します交通対策に助成をしていけばいいのか、トータルで考えていかなければならないということがございましたので、ことし6月にこのような検討委員会を立ち上げたということで理解していただきたいと思っております。

### ○10番（大園貴文君）

そういった大局的な面から検討していかねばならないということで理解をいたします。

まず、昨年10月に道交法が改正され規制緩和とともに、その後路線バスの廃止において地域公共交通会議が設置しなければ、今鹿屋市や小林市などいろんなところで運行が始まっております、その地域の民間の路線との協議が整う中で進められていくかと思えます。

曾於市もその地域公共交通会議の設置後6カ月、運行を開始しております。鹿屋市は大隈交通ネットワークと会議を設置し、住民アンケートをとって運行開始と。特にどういったところをつなぐかと言いますと、病院、公共施設、商店をつないでいる。非常にすばらしい、いいことだなと思ってお聞きしました。1日2コースの6便の12便、利用料金は1人100円で、障害者及び6歳未満は半額で、28名バスで運行を始めたところです。大隈交通ネットワークとの話し合いでは、1キロ当たり175円で契約しております。財政に対する収支はどのようにされていますかということをお聞きしましたところ、利用料金の不足分を市が負担するといったことで計画して、今、問い合わせが市民の方からもたくさん来ていらっしゃるということでござ

います。

仮に日置市4町をつなぐと、私走って見ましたところ、吹上の支所から日吉の支所、そして東市来蓬莱館を通過して東湯之元を通過して東市来支所、そして3号線を通過して伊集院の本庁につなぐ距離で約50キロあります。そのほかにも地域を代表する施設があるかと思いますが、そういった流れで最後、伊集院の本庁から永吉の支所を通過して、ぐるっと回っていきますと50キロという距離にありました。

仮にそれを6便、1日朝2便、昼前後2便、夕方2便としまして6便走りまして、鹿屋市の単価を掛けますと大体190万円、200万円ぐらいになります。年間の200万円となりますが、その財源はどうなるかと、利用料を幾らにするかとしたときに、年間約1万人の方が200円で利用したら採算とれるものかと考えます。そのぐらいだったら200円ぐらいで1万人の利用で回っていくとなると、いろんな施設に大会やイベント、気軽に参加できるものかと考えます。

また、その支所を通じて回ることによって、住民の利用のサービスもバスだけではなくて、また役所にもずっとつながっていきましますし、主な施設にも寄っていただけるような観光目的も含めた散歩バスとしての活用はいいんじゃないかと思うんですが、市長どのように考えられますか。

### ○市長（宮路高光君）

それぞれの取り組みと申しますか、市町村でございまして、私どもも四つの町が合併いたしましたして、以前からそれぞれコミュニティーバスを言えば旧町ごとに役所を中心にして、それぞれ公共施設を回っておるのが実情で、毎日回っているところ、週に2回、週に3回、さまざまでございます。

そういう体系も含めまして、今議員がおっしゃいますとおり、この4町をルートの

う結び、またそこをどこに委託していくのか、そういう部分もいろいろと検討していかなきゃならないということで、本日、補正等でもございますとおり、アンケート調査とか実態調査、こうもろもろもさせていただき、そういう結果の中で十分検討委員会の中でそういうものもお出しをして、検討してもらえばいいというふうに思っております。

#### ○10番（大園貴文君）

今回、一般質問させていただきましたが、最後に市長の答弁の中で、やはり財政難であり行政改革を進めなきゃならないといった観点からいきますと、もっと具体的に財政の厳しさを市民の方々にも十分理解できるようにしてあげていかないと、これは切れない、これは義務的経費を削減していくんだというけれども、でもこのことはどうするんだということになっていきますと、非常にそこには足踏みをする状態があるかと思えます。

それは政策のやり方の違いで、構わないことだと思えますが、それでも年間10億円ずつ削減していくことになりますと、投資的経費、単独事業の地域に密着した予算はどんどん削減されていくものの、義務的経費の部分になりますと非常に人件費が高いということはわかっていながらも、なかなかその辺にメスを入れられない。これからは地方分権の時代に、そういったところまできっちり住民の市民の皆さん方にお伝えしながら、市のあるべき方向づけをきちっとやっていくことが重要かと考えます。

そういった意味で、今回の4項目の行財政改革を踏まえた一般質問をさせていただきましたが、やはりその行財政改革をきちっとした形で進めていくことが必要かと思えます。それを最後に市長のお考えをお聞きして、私の一般質問を終わります。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、私どもの一番

重要視しているのは、この行政改革。いかにして歳出を含めたものを削減しながら、また一番難しいことでございますけど、住民サービスというのを忘れることなくやっていかなきゃならない。こういう加減といいますか、こういうものを知恵と汗と説明責任という部分の中でやっていかなければならないというふうに覚悟しておるところでございます。

#### ○議長（畠中實弘君）

次に1番、出水賢太郎君の質問を許可します。

〔1番出水賢太郎君登壇〕

#### ○1番（出水賢太郎君）

本日、最後の質問でございます。私はさきに通告をいたしておりました3項目について質問をいたします。

まず1点目の指定管理者制度についてでございます。指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理、運営に民間事業者の能力を活用し、公共サービスの水準の向上や経費の節減を図ることを目的として、平成15年9月の地方自治法の一部改正によって創設をされた制度でございます。

我が日置市におきましても、伊集院健康づくり複合施設ゆすいんを初めとする6施設は公募による管理者、また老人福祉センターや児童館など16の施設は、これまでの管理者を指定管理者として、昨年6月議会での議決を受けました上で、昨年9月1日より指定をされ現在に至っております。本市が指定管理者制度を導入してから、ちょうど1年が経過するわけでございますが、現在の現状はいかがでしょうか。

また、今回の9月議会では、伊集院都市農村交流施設チェスト館の指定管理者の法人化による名称の変更、それからB&G東市来海洋センター並びに東市来庭球場、相撲場への指定管理者の導入などが議題になっておりま

すが、本市における指定管理者導入の今後の計画はどうなっているのでしょうか。

また、全国各地で指定管理者制度が導入されておりますが、倒産による指定の取り消しや不採算による企業の撤退などの事例も出ており、そういった自治体の議会では指定管理者の選定の方法や不測の事態にかかわる管理、運営のあり方など、そういうあり方について意見が集中し、委託事業者の審査それから財務状況、経営状況の報告、把握など、当局の対応を疑問視する声も相次いでいるということでございます。

本市においても1年を経過した中で、指定管理者制度の問題点や課題も少なからず出てきていると思われませんが、制度及び運営内容の見直しも含め、市当局の見解を伺います。

次に2点目の地域振興のあり方についてでございます。

私は平成17年12月議会におきまして、小学校区ごとにまちづくり会議を設置し、各自治会からの要望を協議、検討、整理をして予算要望に反映をさせる制度づくりを行うよう提言をいたしました。また、市職員を校区ごとに配置し、予算の要望や校区の振興計画づくりのアドバイザーとして活動ができるよう、その制度化を求めました。

その結果、自治体担当職員配置事業として制度化をされ、また前回の6月議会における同僚議員の質問に対して、地区公民館ごとに振興計画を策定をしていただき、課題などを列記しながら予算に反映をさせたいと、市長は答弁をされました。

日置市発足3年目にして、ようやく地域振興の形ができつつあるように思われますが、小学校区ごとの地域振興計画の策定などは、私たち地域住民にとっても行政にとっても、私たちが住んでいる地域の将来を決めていく大きな大事な仕事でございます。行政側が一方的に絵を描いて地区公民館にまる投げをす

るようなことでは、市民の皆さんは大変困るでしょうし、本当の意味での市民と行政の協働というものは成り立たないわけですから、行政側は地域振興計画の策定について、もう少し具体的な方法やスケジュールを地域住民の皆様方に示して、一緒に動く姿勢を具体的にとらなければならないと考えます。

前回の6月議会での市長の答弁では、地域振興計画への具体的な方策、またスケジュールなどが聞かれませんでした。また、先般昨日の本会議並びにきょうでも、いろいろ質問が出されましたが、具体的な方策がまだ示されていないように思われますので、改めてその点を質問いたします。

また、市長は地域振興計画を策定して、地域の課題を列記しながら予算に反映をさせたいと答弁されていらっしゃるんですが、単年度の予算はもちろんのこと、総合計画や中長期的な財政計画、また現在進行中の行政改革アクションプランへどのように反映をさせ、またどのように整合性をとっていくのか、その辺まで踏み込んでご答弁をいただきたいと思えます。

最後に3点目の地方交通移譲の方策についてでございます。

県は、来年度から県単独のバス補助制度の見直しを検討しているとの報道が先日ございました。この内容は、従来の廃止代替バスに対する赤字補てんの要件を厳格化して、乗客の極端に少ない系統への補助を打ち切る一方で、従来の大型バスから小型のコミュニティーバスもしくは乗り合いタクシーへの転換や、申し込みがある場合に運行するデマンド交通システムの導入など、地域の特性や住民のニーズに見合った輸送システムへの変更には、新たな補助制度で支援を行うというものでございます。また、この支援の条件として、市町村単位で地域公共交通会議などを設置し、地域一体となって計画策定に取り組むことが

求められております。

本市では、バス路線等検討委員会が設置され協議が重ねられているわけですが、今回の県の見直しによって、本市の影響はどれだけあるのか見解を伺います。また、地域公共交通会議の設置など、県の支援の条件に見合う対策をとるべきと考えますが、いかがか伺います。

最後に、デマンド交通システムについて質問いたします。

デマンド交通とは、予約した客を乗り合いで運ぶ。そして予約の申し込みがある場合のみ運行をするシステムでございます。家の玄関先から目的地までドアツードアで運べて、そして住民のニーズに細かく対応できるという利点があり、また運行経費の削減にもつながっております。既に県外では多くの市町村で導入をされております。本市でも、路線バスが廃止された地区、またはコミュニティーバスが入っていけない山間部の集落など、公共交通が行き届かない場所が多くありますが、デマンド交通システムの運用によって、乗り合いのワゴンタクシーなどを運行できないのでしょうか。確実な事業を獲得するためにも、住民ニーズにこたえるシステム、または住民ニーズを掘り起こしができるシステムの導入が急がれますが、市長はいかがお考えでしょうか。

以上、3項目につきまして当局の誠意あるご答弁をお願いして1問目といたします。

**○議長（畠中實弘君）**

ここでしばらく休憩します。

次の会議を15時15分とします。14時14分とします。15分とします。

午後2時02分休憩

午後2時15分開議

**○議長（畠中實弘君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

1番目の指定管理者制度についてご質問でございます。

その1といたしまして、地方自治法の改正により公の施設の管理については、民間の能力を活用し、その適正かつ高率的な運営を図るため、指定管理者制度が設けられ、日置市も昨年の9月から22の施設にこの制度を導入いたしました。

結果としましては、公衆浴場の入浴券の問題や施設の改修の関することなど、指定管理者と考えが違う部分もありましたが、総体的にそれぞれの企業努力により、おおむね順調に運営されていると考えております。

今後の計画については、B&G東市来海洋センターに指定管理者制度を導入するために、今議会に条例改正をお願いしてございますが、議会の承認をいただければ、公募を行い選定作業を進めることとなります。順調に進めば、次の12月の議会に指定管理者の指定に関する議案を提案できるものと考えております。

そのほかの施設についても、それぞれ今、検討委員会とかいろいろとやっておりますので、そういう委員会等の意見集約等ができた後に、それぞれ移行をしていきたいというふうに思っております。

指定管理者制度は民間事業者の経営手法を活用することにより、利用者ニーズの迅速な対応と管理コストの削減ということが見込まれ、施設の有効利用ができるということになりますが、一方では施設の使用許可など、管理に関する権限が代行されることになることから、利用者に不利益が生じないように常に連携を行う必要があることと、指定管理者の運営努力を適正に評価するシステムの構築も課題ではないかと考えております。

2番目の地域振興のあり方でございます。

少子・高齢化による人口減少社会の到来と

いう社会環境が変化する中で、将来に向けて行政のあり方をどのように考えるのか、大きな転換期にあります。その中で市民と行政の共生・協働が求められております。それを進めていく基盤として、地区のコミュニティー小学校区単位を基本とする地区公民館の役割は大きいと考えておまして、本年度、市内の26地区間にそれぞれ館長、指導員、主事の3名を配置したところでございます。この組織を中心にそれぞれの地区の皆様の参画により、地区の課題について掘り起こしをしていただき、それらをベースに将来の地区のあり方を考え、地域振興計画として取りまとめていただきたいと思います。

このことを踏まえて、先般9月5日に館長さんと主事の方々に集まっておいただき、平成21年度以降の振興計画として、来年の8月末を目に作成していただくようお願いしたところでございます。計画の策定に当たっては、課題ごとに「自助・互助・公助」というように解決策についても検討していただき、地区の総意として市に提出していただきたいと思います。

提出された振興計画は、地区の総意として優先順位が付けられますので、そのことを基本に財政計画またはアクションプラン等の整合性をとるために市の各担当課での検討協議を行い、それぞれの地域ごとに集約して各地域審議会に諮問いたします。地域審議会での協議を経て総合計画審議会へ諮問し、その結果に基づいて次年度総合計画実施計画として策定することになります。

3番目の地方交通維持の方策についてでございます。現行の補助制度は「複数市町村にまたがる系統」で、「平均乗車密度15人未満の系統」、「収支率6分の1以上の系統」というような要件が定められており、現在補助対象となっている134の系統はこの要件を満たしていることとなりますが、平均乗車

密度、これは起点から終点までの間に常時乗車している人数のことではありますが、一人に満たない系統も見受けられ、この系統については今後県の要綱の中におきまして、要件の中で変更をせざるを得なくなるというふうに理解しております。

今回このような改正を行うものでございまして、改正後はこの収支率に加えて、平均乗車密度が一人以上という要件が加えられます。この改正は本年10月から来年9月にかけて運行する分が対象となりますが、日置市の場合は現状では該当する系統はないようでございます。

2番目でございますけど、デマンド交通システムについては、主にジャンボタクシーなどの車輛を使って、事前の予約により乗り合いで運行することで、定額の運賃で玄関から目的地まで利用できることから、高齢者や障害者の方だの利用しやすいシステムではないかと考えております。予約の受け付けや車輛の配車、受け皿となる事業者など課題もありますが、市としては先般設置いたしました公共交通検討委員会にこのデマンド交通システムや乗り合いタクシーなどの事例も紹介しながら検討を進めたいと考えております。

以上でございます。

#### ○1番（出水賢太郎君）

それでは順を追って質問をいたします。

まず指定管理者制度についてであります。この内容に、細かい内容につきましては、また月曜日に22番議員の方が細かく質問もされるでしょうから——火曜日ですね——ですので、私は制度面の方を細かく質問をしたいと思います。

まず、昨年の6月議会で私ども議会の方としては連合審査会において、この指定管理者制度の導入の是非について議論をさせていただいたわけですが、その審査の中で年度ごとに事業計画の計画書、それから報告書ですね、

それから収支の計画書、報告書、そしてそういうものをしっかりと出さなければいけないのではないかという質疑があったかと思いません。それに対して、湯田平副市長の方が、「これは法律にも出てますのでしっかり出していきます」ということで、答弁をされたかというふうに認識をいたしております。これにつきましては、地方自治法の第224条の第2項において、収支計画等をしっかりと提出しなければならないという法的義務もございます。

1年を経過いたしました。例えば今1年たった段階での年度ごとのそういう報告、計画関係ですね、そういう書類というものは市の方にも年度末に出されているかと思うんですが、私ども議会の方にはまだ細かいそういう説明とか資料の方は配布をされておられません。やはり私どもは指定管理者を議決したという責任があります、議会としてですね。ですので最初と言っておきたいんですが、そういった形での報告をまず議会にされるべきではないかと思うわけですが、議会の報告というのは法的な義務ではありませんから、任意で市長の判断でされることかと思いますが、我々議会としてのやはり議決した責任というものを考えれば報告を求めるべきだと思いたしたので、こういう質問をいたします。市長はその報告義務に対してはいかがお考えでしょうか。

**○市長（宮路高光君）** 今ご指摘のとおり、ちょうど途中決算という形になるのかなというふうに思っております。昨年の場合が3月までという一つ、また19年度が4月から始まりまして、それぞれの途中経過の報告についていただいておりますので、また議会の方にそれぞれの指定管理者から報告いただいた書類等につきましてはご報告したいというふうに思っております。

**○1番（出水賢太郎君）**

教育長に次は伺います。B&Gの海洋セン

ターを指定管理者に導入しようという至った経緯とか理由というものはございますでしょうか。なぜこういったことを申し上げるかと言いますと、昨年でしたかね、昨年度の私がいました教育文化常任委員会で、あれは樋脇町のB&Gの方に視察に行ったわけですが、そこも指定管理者をしておりました。ただその場合はですね、冬場は運営をされていませんので、なかなか運営上は厳しいということで指定管理者の事業者の方も言われていたわけですが、そういう状況で、東市来の場合は通年で利用できますから、その点は違うと思うんですけれども、そういう厳しい運営があっちこっちでされている中でB&Gを、東市来のB&Gを指定管理者に導入しようと思ったわけを聞かせていただきたいと思えます。

**○教育長（田代宗夫君）**

先ほど、本日もいろんな指定管理者制度についての問題が出ておりますけど、どういふふうにですね、やはり民間のそういう活力を使って効率的な運営を図ろうと、これが目的でございます。今現在確かに厳しい運用をしておりますけれども、私ども行政の中で話をしました中では、活用の仕方では、もっともっと有効な活用がいっぱいできるとそんなに認識をいたしております。

なぜかと言いますと、そこに施設というのが既にあるわけですので、あるその施設をどう使うか、これは民間の方々が現在も鹿児島市とかいろんなところにこのようなものがあるわけですから、そういう立場から考えますと、そこに施設があるということだけで、やり方によっては民間のノウハウを使っていけば十分やっていけると、そのように判断をいたしました。

**○1番（出水賢太郎君）**

本当、教育長がおっしゃるとおりで、有効活用するという意味では非常に建物の有効活用という意味では、この指定管理者制度は有

効な制度かと思えます。

ただ先ほども申し上げましたとおり、厳しい現状というものもあるのかなというふうに認識をしておりますので、その辺はやはり、例えばこれからB&Gの業者を選定する際にですね、しっかりと把握をされて行くべきではないかなと——現状ですね、その他施設のですね——べきではないかなというふうに思っています。

それと今回のBアンドGの海洋センターが、スポーツ関係の施設では初めての導入になるわけですが、例えば教育文化の常任委員会で去年の審議の中で、ほかの例えば運動公園であつたりとか野球場であつたりとかそういった施設への導入はどうかという質問があつたかと思えます。そのときに答弁はたしか私もうる覚えですが、それぞれの施設施設で導入をしてしまうと管理費が逆にかさむと、委託料としてかさむんだということで導入はしないですということと答弁をいただいたかと私は認識をしております。

そのときに私もいろいろ考えたわけなんです、例えばそのスポーツ管理公社みたいなものを日置市につくって、その中で一元管理を、例えば4運動公園の施設をすべて一元管理すると。それから例えば予約のシステム、これもばらばらになっているので一元化してシステムを一元化する、予約システムをですね。例えばインターネットなんかでの受け付けというんですか、そういうのも進めた方がいいんじゃないかというお話をさせていただいたわけでございます。その辺の検討については、教育長はいかがお考えでしょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

私どもの日置市にはご存じのとおりたくさん運動施設等がBGを除きましてもございます。それぞれの旧町のやり方でこれまで管理しておりましたが、それ一元管理したらどうかということですが、当然今後どう

いう形で一元化するのかどうか、これは十分検討していかないといけないと思えます。B&Gと同じような指定管理者には私個人から言いますとなかなかなじまないのではないだろうか。と言いますのはやはり使用料等におきまして、運動場とかそういう施設の使用料というのは大変限られております。ところがB&Gみたいなものは、例えば具体例挙げますと、いろんな水泳教室とかそういうものをどんどんどんどん開催できるわけですので、それとすると違ったものになってくるのではないかなと思えます。

なおまたパソコン等のシステムを使った一元化した申し込みの方法と、これも鹿児島市あたりも現在やっちはいるようですが、これも相当勉強していかないとかなり問題点も多いと思えます。聞くところにおりますと、私も鹿児島におりましたけれども、相当数の方が多数の名義を使ってどんどんパソコンで申し込みまして押さえ込んでしまうという、そういう問題点も一方ではございますので、そういう問題点を解消できるような、そして効率的な何か申し込みの仕方というのがあれば、もっとそういうものを勉強していかないといけないんじゃないかなと思っております。

今後、これからはそういう運動施設等の問題について今後検討してまいりたいと思っております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

それでは2番目の制度の問題点と課題について質問をいたします。

例えば6月議会の審査で配付されましたこれはですね、文化会館、伊集院文化会館の基本協定書というものがあるんですが、資料としてですね。協定書の中身が、今どこの自治体の指定管理者の制度の中でも問題になっているようでございます。例えば先ほど言われたような施設の改修とか修繕、こういった中での分担とか範囲ですよ、そういうのの基

準がやっぱあいまいになってるところで行政と事業者側でぶつかり合うというふうまく話がいかなくなるという例があるみたいですね。

この協定書を読ませていただきますと、これは第15条だったんですが、「管理施設の改修等」という項目の中で、管理施設の改修及び設備の更新については、甲——これは市ですよ、市が自己の責任と費用において実施するものとする。回収は市がやりますよ。更新も市がやりますよ。これはそのとおりだと思います。

その2番目に設備の修繕については乙が自己の責任と費用において実施することを原則とするが、その規模が大きいと思われるものについては甲乙協議して実施すると。乙というのは事業者ですよ。事業者の修繕という、事業者が修繕は基本的に持ちますよと。

しかしここをですね、その前のページなんですが、第5条の中に書いてるんですが、用語の定義という中で、「修繕」というものは劣化した部位、部材、機器類等の性能、または機能、現状あるいは実務上支障のない状態まで回復させる。そして機能低下の速度を弱めて長持ちをさせると。改修に関しては劣化した部位、部材、機器類等の性能、または機能現状回復を超えて改善することを言う。これをですね、何をもちってその基準というのを、言葉じゃこう言われてますけども、何をもちってそういうのを基準を決めていくのかというのが非常にあいまいだと思うんですね。その辺の認識というのはどういうふうにお考えになってるのかお伺いいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

特に建物修繕、また改修の問題につきまして、それぞれ出てきたときもおのあの協議をするというのが前提でございます。特に改修計画等につきましては、やはり耐用年数また利用者から見たときどうしても改修してい

かなきゃならないもの、そういうものもございませし、今修繕等におきましても、年数が来た中でやらなきゃならない。その管理した中で事故を含めた管理者の事故の中で起こった原因なのか、もう耐用年数が来てそういうふうに変えていかなくちゃならないのか、やはりこのおのあの基準というのが本当に難しい、もういろんな、電気一個からいろんな中で難しいというふうに思っております、金額も金額で決めればいいのか、ちょっとまだそこあたりがまだ十分でない部分でございますので、今のところは出てきたときにお互い自己責任を含めた中でどう改修していけばいいかということで、今はそのように両方で話し合いをさせてもらっております。もう少しいろいろとこれが制度化、また管理運営を含めた中において、一、二年成熟していく中においては、いろんなことがまだ出てくるのかなと思っておりますけど、今当分の間はおのあのその都度それによった原因の中においてあの負担を出していただく、そのような形で今しておるところでございます。

#### ○1番（出水賢太郎君）

例えば年度ごとに協定書を結ばれると思えますけれども、そのときに事業計画を出されるわけですよ。その次の年度の。そのときに例えば改修修繕の計画というのをもちろんこれは出されると思えます。今年度ここを修繕すると。そういった段階で詰めていくと思うんですけれども、やはり市としてはどうですか、もう金額で切りたいところもあると思うんですけど、その辺はどうでしょうか、ちょっと今まだまだ一、二年かかるんじゃないかと。確かによちよち歩きの段階ですから仕方がない面はあるでしょうけど、1年たちました。本音のところ言ってですね、市としてはどういう基準で切りたいのか、金額で切りたいのか、まだその話をずっと続けていくのか、その辺の具体的にはどういうふうにお考

えになっているのか踏み込んでちょっとお答えいただきたいと思います。

#### ○副市長（湯田平浩美君）

指定管理者の間において、いろいろ施設の修繕、更新というのはあると思うんですけども施設が新しければ、例えば東市来の文化交流センターは建設間もない施設ですので、そういったトラブルってはないんですけども、古い施設になりますと、いろんな予想しない修繕等が出てくると思うんです。そういう中で一定の金額をばある程度当初の段階では確認をしておりますけれども、しかし、指定管理者としましてもそれなりの利益というのを追求していく手前、そういう負担には耐えられないと。行政としましては、やはり経費節減という面から何とか指定管理者の方でもらいたいという考えもあるんですけども、そこあたりが非常に難しいところありますので、指定管理者の選定委員会というところでも、十分これは内部の検討会ですけれども、検討しながらそこ当たりの何といいますか、解決方法といいますか、そういったことをば考えながら今対処しているところがございます。

ですから、当初のいう契約あるいは公募する段階で、非常に指定管理者としてもそれなりの指定管理を受けることの魅力があれば、もうけと言いますか、利益があるような施設であれば、積極的な大ごとになるんですけども、そこあたりがなかなか期待できないところについてはやっぱり尻すぼみするところもありまして、そこあたりの兼ね合いというのがなかなか難しいのかなというように感じております。

以上です。

#### ○1番（出水賢太郎君）

なぜ私がこういうことを申し上げるかと言うとですね、やはり相手も民間ですので、民間ですとやはり経営状況というのがやっぱり

出てきますね。いい年もあれば悪い年もありますので、やはり「ここではお金が出せないよな」というのも出てくるかと思うわけです。しかし、一度こうやって指定管理者で指定を受けてやっている以上はそういう泣き言は言ってもらえないわけですから、そこでやはりしっかりとした基準を設けるべきではないかなというふうに思った次第でございます。

それから、その経営状況の判断をする中で、我々連合審査のときも資料として出されましたが、事業者の財務諸表をですね、これの提出ということで、これは最初に1回だけ提出をされるということで聞いております。毎年の提出ではたしかなかったというに認識をしているわけですが、これも先ほど申し上げた収支報告、事業報告にあわせてですね、計画書でもいいんですが、毎年提出を義務づけるというか、そういうふう to 実施してもらおうべきではないかと思うわけですが、いかがお考えでしょうか。

#### ○副市長（湯田平浩美君）

現在では、当初の時点ですべてしておりますけれども、今後、指摘した点につきましては、今後必要であればそういったことも考えてみたいというふうに思っております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

なぜここにこだわるかというのと、こういう例があるんですね。宮城県の石巻市の水産物の処理センターの指定管理者が、会社が解散になったと。で、事業が停止したという事例とかですね、それからあと奈良県のこれは野迫川村というところですね。これホテルが、あるホテル会社が指定管理者となって宿泊施設を受けたわけですが、コストを、例えば従業員を11名から5名に減らしてコスト削減を実施したと。それから料理も、薬膳調理を目玉にしたけれども、お客さんが逆に薬膳料理を敬遠して、半分に落ち込んで、わずか10カ月で撤退をする事態になったと。

それからもう一つは蒲郡市——愛知県です。2006年の4月から市民会館の管理運営を舞台装置の管理会社に委託したと。大体例年1億2,000万円前後だった運営費というものが1億900万円に抑えられたと——だったんですが、そこの業者がですね、今度は照明とか空調とか、それから清掃の委託を下請に今度は任せたわけですね。そしたら、今度はその下請業者から、未払いがあるよということで指摘を受けて、調べてみたらお金の運転資金の工面ができずに指定を取り消してくださいということになってしまったそうです。

結局それでその後、その未払いが1,600万円回収の見込みがたっていないということで、その債権者の方から市役所教育委員会の方に非常に苦情が来ているという事態もあるそうです。これはある一部の事例ではありますけれども、民間がやはりやることですから100%絶対ということはありませんね。ですので、そういったときに先ほど申した財務諸表だったりとか、例えば業者のこの管理をした、指定管理をしてる指定業務以外の内容のチェックとか、それからその経営状況の全体の報告義務というのを、やはりしっかりと協定書の条文の中に盛り込むべきだと思うわけですね。その辺はいかがお考えでしょうか。

#### ○副市長（湯田平浩美君）

ただいまの指摘のありました点につきましては、今後検討していきたいというように考えております。

○1番（出水賢太郎君） 検討されるということですが、どういった具体的に盛り込むのか盛り込まないのかですね、協定書の条文に。例えばそれは今から言うことなんですが、例えば青森県の八戸市の方で調べてみましたら、指定管理者のモニタリングという制度をちゃんとつくってるそうです。先ほど市長が答弁

で言われたように、チェック評価をするシステムを構築していきたいということでした。これはまことに全くおっしゃるとおりです。その中身が問題になってくるわけですね。これから検討をされるわけですが、そこで一つ、今まだわからない状態だからこそ検討したいというお答えだったと思うんですね、具体的に言えなかったと思うんですが。このモニタリング制度をよく読んでいただきたいと思うんですが、例えばですね、設備とか施設の破損ですね、それから備品の紛失、こういうものの確認ですね、これを一個一個する点数につけていく制度になっております。それからそのときに賠償責任が問題が発生した場合の責任の所在ですね、これも明らかにしております。そして先ほど言われた評価制度の作成ですね、それも項目に幾つか分けてサービスに対する評価、これはお客さんからの声ですね。それから建物・備品管理に関する評価、これは市が、先ほど言った備品関係をチェックしていくと。そして財務状況の確認と評価、これは会社全体の事業者全体の評価ですね。そしてもう一つはその労働条件の評価ですね。そういうのを全部公開するようにしております。その結果ですね、達成されてない場合には、点数が満たない場合には、改善の勧告を出すと。それでもだめならば指定の取り消しを行うというふうに制度ができております。これが平成19年の7月に策定をされております。日置市の場合もそういった形で具体的な策を練らなければ、これは動いてる、今やってることですので、そのときそのとき何か問題が起きたときに対応すればいいという考え方では行き当たりばったりになってしまうと思うんですね。その辺の導入するモニタリング制度を導入する考え、今さっき、先ほど評価システムと言いましたけども、勧告も含めたそういった制度を導入する考えはないかお考えを伺います。

**○市長（宮路高光君）**

今御指摘ございましたとおり、特に工房でしておる民間業者、やはり母体がきちっとしっかりしていなければ、いろんな大きな経営的なことが起こると。そういうことは否めないと考えておりますので、今御指摘のとおり、そういう舞台におきます経営の財務指標ですか、そういうものも提出をし、今もおっしゃいましたとおり今後評価という中におきまして、今言ったように内部の評価、また今おっしゃいましたようにサービスをしている方のどうあるのか、私どもはやはり行政というのはそういう管理システムがきちっとしているのが大事なことでございますので、なるべくこの評価システムを含めて、このことにつきましてはおまじょと時間をがありますけど、きちっとシステムができるようにやっていきたいというふうに思っております。

**○1番（出水賢太郎君）**

できれば今年度中にやはりしっかりと内部で整理をして、来年度の運用からしっかりとされるべきかなと思います。そして私が去年教育文化の常任委員会の視察で行った山中湖の教育委員会、ここの図書館の指定管理者制度だったんですが、そこで言われたのがですね、中に協定書の文言、条文、それから協定内容、これですべてが決まってくると思います。なぜならば、そこも大分NPO法人に委託してありますが、NPO法人と役場の方で見解の違い、考え方の総意、やり方、運営の方法、そしてお金のトラブル、そういうのにもなっているようです。ですので、やはり協定書をしっかりとつくるためにはこのモニタリング制度が車の両輪になってくると思いますので、そこは早く整備をしていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、2番目の地域振興のあり方についてに移ります。先ほど市長、9月5日の説明会を地区館長さんと主事さんに行ったというこ

とで答弁をいただいたんですが。例えばそこで具体的に今度はそこから地域に落とさないといけないわけですが、その具体的な説明はどういった形で中身はどういった形にされたのか、来年の8月までにということなんですけれども、その辺の細かいところの内訳のスケジュールはどういった形で説明をされたのかちよつと詳しく説明願います。

**○企画課長（富迫克彦君）**

先ほど市長の方から9月5日の日に館長さん、主事の方々、説明させていただきましたということで御説明申し上げました。その後、各地域の自治会長さん方の会合等がある際に、実は本日は東市来地域でもあったんですが、その場でも同じようなことを説明させていただいております。

今後につきましては、各地区間ごとに協力員、職員をそれぞれ張りつけていく予定でございますので、そこでのまたお互い確認をしながら、それぞれの地区で話し合いをもつていただいて、組織の確立とか、まだ体制が整っていない地域もございまして、その辺も確立しながら21年度以降の振興計画策定につなげていきたいというふうにスケジュールを考えているところでございます。

以上です。

**○1番（出水賢太郎君）**

例えばこの振興計画の叩き台というんですかね、やっぱり何かこう叩き台がないとお話もできないと思うんですが。旧吹上町の例えば地域の集落振興計画ですね、そういったのをベースにされるのかどうか伺います。

**○企画課長（富迫克彦君）**

説明に使用しました資料といたしましては、振興計画の作成の手引きというようなものをつくりまして、その内容としましては、みんな話合いをしながら現状を確認して課題を掘り起こして計画としてまとめますということで、その計画の内容については総合計画

の大きな柱を設けてございますが、それに類似したような形で防犯とか防災とか交通とか、そういうテーマごとに上げていただくように計画してございます。その上でサンプルとして吹上地域の永吉1区で平成13年度に作成された資料をおつけして説明をさせていただいたところでございます。

#### ○1番（出水賢太郎君）

例えば、このメンバーというんですかね、地域振興計画をつくる上でのメンバーというのは、これはメンバーの選定というのは地区間の方にもすべて権限をゆだねるんでしょうか。それともその先ほどいろいろ話がありましたけれども、例えば市の方でこういうメンバーをある程度集めてくださいというふうにやっているのかですね、それはどちら、地区の方にも採用をゆだねるんでしょうか、どうなんでしょうか。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

先ほど申し上げました地区の課題とか掘り起こすために、それぞれの地域の子供会であるとか育成会の方々、高齢者の方々、それぞれの組織を使って課題等の整理調査をされることを想定しておりますので、そういう方々にもできるだけ広く参加をしていただきたいという説明はさせていただきました。ただ地区間の組織としては、その地域の一つのやり方もあろうかと思っておりますので、そこまでは言及はいたしてないという状況でございます。

#### ○1番（出水賢太郎君）

なるべくやはり地域の判断というか、自主判断というか裁量にお任せした方が、やはりいいかと私も思っております。

さて2番目のアクションプラン、財政計画総合計画に対する整合性と反映をどうするかということに移りますが、今お話を聞いておりますと、総合計画をメインとして、柱として、それに対しての振興計画を自分たちで枝葉をつけてもらうというような考えなのかな

と思うわけですが、例えばその総合計画の中に載ってないことというものが、載ってない部位ながら、地域でどうしてもやはり緊急性があるからやってくれと上がってきた場合に、総合計画とのやっぱり整合性というのがやはり問われるわけですよ。その辺のどうするのかなですね、出てくる可能性はあると思うんですよ、やはり。2年たってますから、合併をしてもう2年たってますから、事情の変化も出てくるでしょう。例えば、バスの問題にしても、合併したときにはいわさきグループがこういった形になるというのは予測もできなかったわけですから、やはりそういう形で、時代の流れに乗った要望も出てくると思っています。そういった場合はどう対応されるのかお伺いいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

21年度から地域の皆様方には約3年程度の実施計画というのをつくっていただきたいというふうに思っております。基本的にはやはりその地域を含め、やはり単年度の見直し、恐らくいろんな中にこういう情勢でございますので、新たなものも出てまいります。そういうときは単年度単年度で修正し、基本的には今回お願いしたいのは、地域でやはり最優先順位ですね、これをやはりいろんな方向の中でつけていただきたい。それぞれ26の地区になるわけでございますので、また26から4地域といいますか、それぞれの審議会がございまして、そこでもやはり最優先していかなくちゃならない。基本的には限られた財源の中で、それを年度年度でどれを最優先して実施していくのか、そういうこともいつもローリングをしていかなくちゃならないということでございますので、市の総合計画もあるわけでございますけど、やはりそういう緊急性というのが出てくることは否めないというふうに私は思っております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

地区館の館長さんもですし、主事さんでも  
すし、例えば話し合いに参加される地域の  
方々というのは我々議員みたいに情報が入  
ってくるのであればいいですけども、総合計画  
だったり、例えばその予算だったり財政状況  
だったりというのはなかなか判断をする材料  
に乏しいと思うんですね。ですからそういう  
説明をしっかりとしないまま、ただ進行計画  
をつくってくださいという形ではなかなか要  
望を整理しきれないというところが出てく  
ると思います。

その中でやはり私はそういう話し合いの、  
地区館で話し合いをされる中で財政当局の方  
がしっかり出席をされて——協力員と別にで  
すよ——市の財政状況をしっかりと説明をし  
て、ここまではできますけどここまではでき  
ませんよというようなことをはっきり言うべ  
きだと思うんですね。そうしなければ、この  
地域振興計画を積み重ねていくと、例えば目  
標としている190億円のその年間予算を超  
えてしまうという可能性が十分出てくるわけ  
ですよ。アクションプランのときもそうい  
う私は質問をさせていただいたわけですが、  
その辺の整合性をとるためにもしっかりと対  
応していかなければいけないと思うんです  
が、そういう説明をしっかりとしていかな  
ければいけないと思うわけですが、いかが  
お考えでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

先ほど申し上げましたとおり、進行計画を  
つくって、現状課題というのが何であるか、  
これが一番のスタートなんです。そこから  
いたしまして、やはり私ども行政の方から、  
これをしなさい、あれをしなさいというこ  
とじゃなく、やはり協働で行くにはやはり  
地域の課題等は地域が一番わかって大事  
さもわかっておりますので、そういうこ  
とを含めまして、やはりこの計画書に載  
っておるからすぐできるとかできない  
とか、そういうことじゃござ

いません。基本的にはここに載っているもの  
を最優先し、優先順位をつけていただき、財  
政の許す中でやっていく、これが一つの基本  
でございますので、最初からこれがだめあれ  
がだめということじゃなく、やはり今回も  
1回合併いたしまして、みんなが地域のこ  
とをやはり掘り下げていただきたい、これ  
が一番大きな原点でございますので、やは  
りさきも申し上げましたとおり、その構  
成メンバーにつきましても館長さんが事  
務的な取りまとめをしますが、やはり自  
治会長さん、自治会長さんにおきましても  
1年でかわったりする自治会もあつたり、  
婦人会にしても1年でかわったり、それ  
ぞれ役職の中でメンバーは恐らく移り  
変わってくるというふうに思っております  
けど、基本的に館長さんと主事さんの  
方がなるべくなら最低5年ということ  
でございますので、そういうものをし  
ながら今後日置市におきます一番土台  
といいますか、この土台づくりをこの  
進行計画の中でつくっていきたく  
と、基本的にそのように思っております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

それとやはりこの地域振興計画というの  
は、我々もそうですけども、自分たちの  
住んでる地域の地区の将来を決める  
大事な計画ですから、総合計画を今  
度は我々は議決してるわけですよ、  
議会として。そしたらやはり8月の  
全協時でもですね、ちょっとひとつ  
説明が欲しかったなと思うんですね。  
9月5日の説明会をする前に、こ  
ういう形で進めますよとか、こ  
ういう中身でしたいとかですね、  
我々もやっぱり市民の代表ですから、  
細かいところの資料とか説明が  
ですね、なかったのは非常に残念  
だったなと思います。これから  
また時期を追って、機会を見て  
そういう細かい説明をしていただ  
きたいというふうに思います。

それでは3番目の地方交通遺児の方策につ

いての質問に移ります。

県の補助制度の見直しということで先ほども市長の方から答弁いただきましたが、市の市内の系統には該当する系統はないということで安心をしたわけですけれども、例えば今度検討委員会ですか、これをもう設置をされて協議を何回かされてるかと思うんですが、その協議の中身というか内容ですね、どういった意見が出てくるのか、それから住民の例えば利用者のニーズと、実際の委員会の協議の内容がどれくらいあっているとか利用者のニーズにどれだけ反映されてるか、その辺はいかがなっていますでしょうか。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

検討委員会につきましては、現実的には今1回開催いたしております。その中で日置市のコミュニティバスの状況とか路線バスのことを御説明申し上げて、出席者の方々と御意見を交換させていただいたと。その中でコミュニティバスについても路線バスも含まれるんですけど、実際狭い道路を走る際にあんな大きなバスは要らないんじゃないかと、実際乗ってる人もいらっしやらないですよという御意見も多々いただいたところでございます。

そういう意味で、実際住民の方々のニーズに合っているのかどうかを確認する意味で今回アンケート調査を実施させていただきたいと。これは検討委員会の方でもそういう意見が出されたこともありまして、今回計画したところでございます。

#### ○1番（出水賢太郎君）

ニーズの利用調査ですね、この補正で組まれておりますけれども、実際に乗ってされるということで委員会でも答弁をいただいたわけですが、例えば時間帯というのもやはり問題になってくると思います。朝夕の通学、そしてお昼の場合は通院ですね、で、利用する方向というか場所ですね、目的地も違ってく

るわけですから、それによってやはりいろいろな意見が出てくると思います。で、これを委員会に挙げるのももちろんそうなんですが、委員会で挙げてやはり利用者の声というのは全部が全部届かないと思うんですね。であれば、私は1回ですね、この委員会の中で、お金はかかるかもしれませんが、全世帯に対してですよ、やはりアンケート調査をしっかりとるべきじゃないかなというふうに思うわけです。

例えばお年寄りの中には、まだ車があるから、自分はまだ車が運転できるからよかという人が結構大多数だと思うんですが、まああと5年、10年もすればそれはなかなか乗れなくなるのは事実ですので、やはりそういうところまで声を拾ってあげるべきじゃないかなと。細かいことなんでしょうけども。なぜそういうことを申すかといいますと、やはり前回の去年の9月から11月にかけてが余りにも拙速に廃止路線やら路線維持の動きが早く動き過ぎてですね、住民の声が十分に届いてなかったという私もそれは反省もしてまして、そういう声を聞くわけです。で、利用してる人間の中にもどういう形で大体伝えただけでなかなか伝わってないよねとかですね、あります。で、やはりそうすれば今度は逆に全世帯にアンケートをとることでそのバス問題とかこういう交通問題というのを周知徹底というか啓蒙にもなるでしょうし、問題を考えさせる一つのいい機会になると思うわけですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

そういう意味では、前回妙円寺地区の自治会、地区館を中心にアンケートをされた例もでございます。そういった意味で今議員おっしゃるようにバスの問題の深刻さとかもご理解いただくために必要かと思っておりますので、持ち帰りまして検討させていただきたいと思っております。

○1番（出水賢太郎君）

あとデマンド交通についての質問に移ります。

私も先月ですけれども、栃木県の芳賀町というところに行ってまいりました。政務調査で行って、デマンドタクシーという形のやっているとということで調べてきたんですが、ここはオペレーターというコンピューターでシステムをつくってそこに二人女性がいてですね、電話を受けて予約を2時間前までにとってそれを配車すると。で、一応定時運行で1時間に1本が基本だと。ただし予約がなければ運行はしないと。で、町内を3地域に分けて3路線に分けていくと。3台でやってるわけですね。3台ともワゴン車でした。8人乗りですかね。で、運賃が300円というような形でした。年間の運行経費が大体3台で1,800万円ぐらいだったかと認識しているわけですが、これにプラスデマンド交通の場合は初年度ですけれども、そのシステムを構築するのに大体1,000万円ぐらい費用がかかるんじゃないかなというふうに認識をしております。で、それにプラス車両ですよ。ということで、結構お金もかかるわけですが、デマンド交通に関して日置市としては試算とかそういう計画段階で計算をどれだけされてるのかなと。まだ何もされてないんであればしてほしいわけですが、もし計画というか試算をされているんだしたらその数字を出していただきたいんですが。

○企画課長（富迫克彦君）

現時点ではデマンド交通についても選択肢の一つということで考えておりますが、具体的な試算まではまだ行っておりません。

○1番（出水賢太郎君）

ひとつやはり検討材料としてですね、やはりどれぐらいお金がかかるのかというのわからないことには我々も審議ができませんので、急いでそういう形の検討を願いたいなと

いうふうに思います。

ちなみにこのシステム構築費用に関しては、19年度からのNEDOですね、新エネルギー産業技術総合開発機構と。よく太陽光エネルギーなんかのあれに出てくる。NEDOがですね、3分の1補助を出すそうなので、活用いただきたいなというふうに思うわけです。

それと例えばその運行の委託とかいった場合にですね、商工会とか社協だったりそういうところが担い手になってるということが全国的にどの自治体を見てもされているようですが、そういった形で委員会にも検討委員会の中にもそういう方々がいらっしゃると思うんですが、そういった形での委託の方法というのは直営でなく、委託、民間の方に委託したいというそういう形では検討はされてますでしょうか。

○企画課長（富迫克彦君）

はい。今ご指摘ございましたように、県外、特に北関東、福島とかですね、東北なんかの方でしょうか、あちらの事例を見ますとNPOが運行したり商工会が運行したりですね、路線バス事業者以外の運行形態というのでも多々見受けられるようでございます。ただ日置市において、それがじゃあすぐ可能かと言いますと、路線バスとの問題もあるようでございますので、その辺のすみ分けもしながら運行方法についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○1番（出水賢太郎君）

今課長が言われたように、そのすみ分けがやっぱり問題になってくるのかなと私も考えております。前回の3月議会でも、それから去年の9月議会でも私は質問をさせていただいて、そのすみ分けということを訴えてまいったわけですが、やはり既存のバス路線会社及びタクシー会社とのやはり競合も出てくる部分もありますので、そこは気をつけないと

いけないなと思うわけです。

ちなみにその芳賀町の場合はですね、バス路線が走っているところは幹線ですよね。まあ言わばここで言いますと、加世田だから伊作経由の鹿児島行きとか、あれは串木野から3号線で行く路線ですね、宮野経由と野田経由の3号線の鹿児島行き、これが幹線になってくるわけですが、幹線とのすみ分けを芳賀町もされているんです。ですので、例えば複数の自治体をまたぐような長距離の幹線長距離路線は既存のバス会社ですね。そして例えば先ほど10番議員が言われたような市内を結ぶ、4地域を結ぶようなバスがコミュニティバス、そして集落から例えば中心地、例えば病院とか買い物とかの目的地に行くようなところの路線はデマンドタクシー、乗り合いタクシーという形にしっかりとすみ分けをしていけば、共存共栄もできるのかなと思うわけですが、その辺いかがお考えでしょうか。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

現行のコミュニティバスは4地域それぞれ運行形態が違います。で、曜日指定とかあってですね、住民の方々のニーズにもなかなかマッチしてないというようなことがございます。ただそのバス自体を周遊性、ある一定の区間を周回するような路線を考えたときに、時間的に1時間を超えるような路線というのはかえってまた利用者のニーズがどうなのかなということも心配されます。したがって、そのことも、先ほどニーズ調査を言われましたので、その辺も含めてですね、日置市に合ったやり方を検討してまいりたいというふうに考えております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

あとやはりさっきも言いましたが、デマンド交通の経費ですね、かかる経費もなんですけど、例えば今路線バスの赤字補てんの経費、それからコミュニティバスの運行経費、すべてをやはり数字として出していくべきだと思

いますし、検討委員会だけではなくて、やはり我々議会の方にもそれを示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

ある程度、資産とか含めて準備ができましたらまたご説明をさせていただきたいと思っております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

それと、やはりこの地域公共交通会議というのの設置が先ほども質問がありましたけれども、これが核になってくると思います。この設置については、この今行われている検討委員会がベースになって、これが来年度発展的に公共交通会議に設置されていくのか、その辺のいわばこれからのスケジュールですね、その辺を伺いまして、最後の質問といたします。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には今しております検討委員会をベースになりまして、それぞれこういう会議が必要であるという義務づけがきましたら、構成メンバー等もまた補充しながら、今ある検討委員会を核にしてつくっていけばいいんじゃないかなというふうに思っております。

#### ○議長（畠中實弘君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

#### ○議長（畠中實弘君）

以上で本日の日程は全部終了しました。9月25日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時10分散会



第 4 号 ( 9 月 2 5 日 )





本会議（9月25日）（火曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	地頭所貞視君	24番	谷口正行君
25番	西峯尚平君	26番	佐藤彰矩君
27番	成田浩君	28番	鳩野哲盛君
29番	宇田栄君	30番	島中實弘君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	湯田平浩美君
副市長	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	池上吉治君	教育次長	外園昭実君
消防本部消防長	福田秀一君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	小園義徳君	財政管財課長	奥菌正名君

企 画 課 長	富 迫 克 彦 君	税 務 課 長	瀬 川 利 英 君
商工観光課長	吉 丸 三 郎 君	市民生活課長	桜 井 健 一 君
福 祉 課 長	豊 辻 重 弘 君	健康保険課長	脇 忠 男 君
介護保険課長	満 留 雅 彦 君	農林水産課長	上 園 博 文 君
土木建設課長	樹 治 美 君	都市計画課長	久 保 啓 昭 君
下水道課長	宮 園 光 次 君	水道課長	岡 元 義 実 君
教育総務課長	山之内 修 君	学校教育課長	町 岡 光 弘 君
社会教育課長	神之門 透 君	市民スポーツ課長	妙 見 義 弘 君
会 計 管 理 者	朴 木 義 行 君	監査委員事務局長	芝 原 八 郎 君
農業委員会事務局長	大 北 節 雄 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（畠中寛弘君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（畠中寛弘君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、6番、花木千鶴さんの質問を許可します。

〔6番花木千鶴さん登壇〕

○6番（花木千鶴さん）

皆さん、おはようございます。私は、さきに通告してありました4項目について伺います。

1点目として、妙円寺団地が開発されて約30年がたちましたが、特に1・2区の歩道、6・7区の道路が傷みが目立つようになりました。この地域は、人口も多く交通量の多い地域生活の道路であるため、早目の対応が望まれるところであります。計画的に年次的な補修を進めていくべきではないか伺います。

2点目に、特別支援教育についてですが、特別支援教育は教育改革の一つであります。現在の教育現場が抱えている問題を解決するために考えられたことと思いますが、まだまだたくさんの課題が指摘されているところであります。教育現場は今よりよい方向へ向かうためには、何をどうしていった方がいいのか、試行錯誤を繰り返しながら大変な苦勞をしているのが実情です。一番の課題は、財政の裏づけだとだれもが認識しているところであります。

そんな中、ことし3月、小中学校に対して、1校当たり1名の特別支援教育推進の支援員を配置するという発表もありました。しかし、そのときは算定基準が明らかにされていませんでした。5月になって、文部科学省と財務

省でふやせ減らせの攻防があったと聞きますが、各小学校に187万円、中学校分はそれより少し安い額が示されました。そして、小中学校数に合わせて交付税措置されたことから、県内各地で9月議会での補正予算の動きが始まっています。しかし、本市では1人分の補正も計上されていません。なぜ支援員を配置しないのか。また、各学校に対して、県がアンケート調査をし、主に実態調査だったようなので、市教委も抑えていることと思いますが、結果はどうであったのか、そして本市がこれまでに2年間県のモデル地区の指定を受けて、特別支援教育に取り組んできた経緯がありますが、いよいよ本年度から本施行となったところで、現状と課題をどうとらえているのか伺います。

3点目は、一日目に2名の議員も質問された男女共同参画についてです。

伊集院町時代、私が一般質問し、伊集院町に懇話会ができたと思っています。合併の法定協でもそれがあったので、新市での推進がうたわれたものと考えます。伊集院町の推進体制に一定の評価をするとともに、市長が県内市町村長代表として県の男女共同参画審議会委員も務めておられることから、市町村長のリーダー的立場にあるものと考え敬意を表したいと思います。

そこで、本市では現在、懇話会を設置して市民の意見を取り入れながら基本計画づくりに取り組んでいるところですが、懇話会は市民の意見を提言するという位置づけでしかありません。もちろんその意見は尊重しなければなりません。市の計画は推進本部長である市長がどのような考えで推進体制を築いていくのかが最も重要と考えます。

以上のことから、男女共同参画基本法の理念について、市長、教育長の見解と本市の推進本部ワーキンググループの研修体制について、県審議会の市町村長代表委員として役割

をどのように考えているのか、本市の基本計画を今後施策にどう反映させていく考えかを伺います。

4点目は、袋収集か、コンテナ収集か、全市統一に向けて2年間凍結となっている資源ごみ収集についてであります。

さきの議員全員協議会において、ごみ分別検討委員会からの提言を受け、袋収集に統一するとの考えが示されました。

そこで、検討委員会の協議経過と今後について、また、住民説明会をするというが、開催方法やその内容はどのようなものか、環境行動計画の推進状況はどうか、袋収集で今後の環境政策は推進できるのか。

以上、1問目といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の妙円寺団地の歩道・道路の補修についてご質問でございます。

妙円寺団地は、県の住宅公社が開発し、住宅の張りつき状況に合わせまして、昭和55年から約3万1,000メートルの市道を認定しています。ご指摘のとおり、交通量の多い幹線道路の舗装面の劣化が著しく、補修の必要な箇所が見受けられます。

現在まで自治会からの要望により、路面補修及び側溝等の維持補修を実施してまいりましたが、今後も継続して予算内により優先度の高いところから年次的に整備を行いたいと考えております。

2番目の特別支援教育については、教育長の方に答弁をさせます。

3番目の男女共同参画基本計画についてのご質問でございます。男女共同参画基本法第2条の「男女共同参画社会の形成、男女が社会の対等な構成員として、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享

受することができ、かつともに責任を担う社会を形成することをいう」と定義されておりますので、これを実現するために5つの理念が掲げられてあると考えております。

研修体制についてお尋ねでございますが、これまで国や県のパンフレットを利用してワーキンググループでの研修と担当者による先進自治体の状況調査、また近隣自治体で開催されたセミナーなどに参加しながら進めてまいりましたが、今後は計画にもありますように、一層の情報提供を行い研修を充実させていきたいと考えております。

3番目でございますけど、県の審議会は、平成14年1月から施行されました鹿児島県男女共同参画推進条例に基づきまして、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため設置されたもので、来年度から始まる鹿児島県男女共同参画基本計画の策定に向けて取り組みを進めているところでございます。私の任期が平成18年2月から平成20年1月、2カ年ということになっておりまして、今市町村の代表として参画させていただいております。ちょっと仕事の都合で参加できない部分もございましたけど、基本的にやはり市町村の実態というのを把握しながら、ご提言を申し上げていきたいというふうに考えております。

4番目でございます。基本計画では、市の現状を踏まえ進めるべき施策の方向を示してありますから、計画策定後はこの方向に基づいて、市役所全体で実現に向けた具体的な施策を検討して取り組んでいくこととなります。これらの取り組みについては、推進本部でも内部的な検証を行いますが、あわせて推進懇話会でも検証していただくこととなりますから、懇話会の皆様方にもご協力をいただきたいと思いますと考えております。

資源ごみ収集についてご質問でございます。

1番目でございますけど、2月に第1回の

検討委員会を開催し、これまでの経緯や経費の比較、これまで出されたご意見の紹介、リサイクルセンターの現状などを説明し、意見交換を行いました。また、説明した内容は持ち帰り、それぞれの団体でも話し合っていたくようお願いします。

3月の委員会では、日曜収集の現状を実際に見ていただき、意見交換を行っております。5月の委員会では、それぞれの団体で話し合った結果の報告をいただきましたが、ほとんどの団体が高齢者への対応等を理由にこの収集を続けていくことを要望されておりました。

また、平成18年10月からことし4月にかけて、各地域ごとの容器包装プラスチックの分析を行い、結果についても報告しております。搬入車両から直接採取し、袋収集、コンテナ収集の混入物の状況を調査いたしました。袋収集よりは少ないものの、コンテナ収集でも容器包装プラスチックの中に、缶などの混入が若干見受けられる状況にありました。

また、市民満足度調査の結果も報告いたしました。日曜収集をふやしてほしいといった内容が多く、自治会での取り組みを嫌う若者の方々が日曜収集に流れているのではとの意見も出されております。

なお、資源ごみの分析結果につきましては、6月1日に行われた伊集院地域の自治会長への会合の席上でも紹介し、今後は調査範囲をさらに広げていくことも説明しております。

6月の検討委員会では、容器包装プラスチックの2回目の調査結果を報告いたしました。4日間、計20自治会で収集されたごみの分析を行いました。混入は減っておらず、このままではコンテナ収集でも再選別が必要になるのではとの意見も出されました。この日の委員会では、一部コンテナ収集をししばらく継続してみてもどうかとの意見も出されましたが、そのほかの方々は袋収集に統一した場

合の具体策を示してほしいとの意見で一致したため、次の会で説明することといたしました。

7月の委員会では、袋収集に統一した場合の収集品目、収集日、違反ごみの対応、市民への周知方法などを説明した後、委員会の意見集約を行い、袋収集への統一を全会一致で決定されております。集約結果の内容につきましては、さきの全員協議会で報告したとおりでございます。

3番目でございますけど、10月から11月にかけて、まずは伊集院地域の各自治会ごとに説明会を開催する計画でございます。担当職員を3班ほどに分けて編成し、わかりやすい資料をもとに説明会を行います。また、ほかの3地域につきましても、古紙などの収集品目がふえることから同様に説明会を開催し、分別の強化も重ねてお願いをしていく計画でございます。

次でございますけど、環境基本計画につきましては、近く業者を決定したいと思っております。市民の意向を十分反映した計画策定を基本に、20年度までに実効性の高い計画書づくりを目指して取り組んでまいりたいと思っております。

4番目でございます。まずは、排出者が徹底した分別を行うことが基本でございます。説明会や広報などを通じて周知し、あわせてリサイクルセンターの再選別を行いながら、資源循環社会の構築へ向けた市の環境政策を推進してまいりたいと思っております。袋収集だけでこの環境政策ということはできないというふうに考えておりますので、先ほど申し上げましたとおり、この基本計画をつくりまして、それぞれ行動をしていきたいというふうに考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

男女共同参画基本計画につきまして、教育長の見解はどうかということですが、日本国憲法に男女平等が規定されているにもかかわらず、さまざまな分野におきまして、女性の意思決定への参画が少なかったり、家庭生活において、家事や育児、介護の負担が女性に重くのしかかっているなどの現実がございます。

このようなときに、1999年6月に制定されました「男女共同参画社会基本法」には、男女の人権の尊重、それから、社会における制度または慣行についての配慮、3つ目が、政策等の立案及び決定への共同参画、4つ目が、家庭生活における活動と他の活動の両立、5番目には、国際的協調について具体的に規定してあり、国・地方公共団体及び国民の責務を明らかにしております。私ども行政にあるものは、あらゆる立場からこれらの基本法の理念に基づいた取り組みを進めていかなければならないと認識をいたしております。

次に、小中学校への特別支援教育推進の支援員の配置についてでございますが、少しだけその前に支援員について申し述べさせていただきます。

18年6月に学校教育法の改正が行われまして、平成19年4月、ことし4月でございます。小中学校等に在籍する教育上特別な支援を要する児童・生徒に対して、適切な教育——特別支援教育と言いますが——を行うことが明確に位置づけをされました。

特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものであります。文科省の調査では、LD、

ADHD、高機能自閉症等によります学習や生活面での特別な支援が必要な児童・生徒が6%程度の割合で存在すると言われております。

以上のようなことから、各学校で障害のある児童・生徒に対して、食事、排泄、教室の移動補助や学習のサポートなどを行ったりする介助員や支援員が必要になってきております。

次に、国から本市に昨年の12月末に支援員の配置についての財政措置について通知が届いております。

なぜ、配置しなかったのかということですが、一つは、本市におきましては、就学指導委員会において、障害等のある児童・生徒については養護学校への進学や特別支援学級への入級指導等を適切に行っておりますので、特別な支援を必要とする児童・生徒はいないと認識しております。そのほか、少々支援を必要とする子供はおりましたけれども、各学校においてコーディネーターを中心とした校内支援体制の中で対応できると考えておりました。

2つ目は、支援員の配置については、平成20年度に向けた対応を含めまして、ことし7月に各学校に支援員の配置について調査をいたしましたところ、今後支援員の配置があればありがたいといった学校はありましたけれども、2学期から早急に配置してもらわないと困難が生じるといった学校はありませんでした。

3番目に、支援員の配置については、どのような支援を必要とする児童・生徒がいるかを具体的に把握する必要があります。また、そのためにどのような指導力を持った支援員を配置するか十分な検討が必要であります。さらに、対象児童・生徒の保護者の意見を聞いたり、支援員の指導内容や雇用条件等を明確にしたりするなどの必要もあるので、慎重

かつ適切に進めなければならないなどの理由からでございます。

2つ目に、各学校に県が行ったアンケートの結果はどうかということですが、県が7月に実施しました支援員の必要の有無についての調査結果についてであります。 「通常学級において特別支援教育の支援員の配置が必要であると思うか」との問いに対して、「とても思う」と答えた学校は、小学校6校、中学校3校でありました。現在、これらの学校はTTによる指導や専科教諭の支援など効果的な指導を進め、ある程度望ましい状況でございます。

2つ目に、特別支援学級のある学校では、特別支援教育の支援員の配置が必要であると思うかの問いに対して、とても思うと答えた学校が、小学校1校、中学校2校でありました。これらの学校については、特別支援学級の担任の指導の範囲で対応できると考えております。

3つ目に、現在、来年度への配置に向けてさらに具体的な調査をしているところでございます。

3番目に、特別支援教育の現状と課題は何かということですが、現状ですけれども、一つは、すべての各学校で特別支援教育コーディネーターを中心に、校内の実態を把握し、校内委員会等で指導方法について話し合うなどの校内体制が確立してきております。

2つ目に、支援が必要な児童には、専科教諭や管理職等がTTで対応するなど、校内体制を工夫し、適切な支援を行っております。

3つ目が、支援が困難な児童・生徒については、特別支援学校や特別支援学級への入級指導を行うなど、適切な就学指導を行っております。

4つ目に、特別支援教育の担当者や幼稚園・保育園の職員も対象にした研修会を行い、対象児童の抽出の仕方や個に応じた支援の仕

方などについて、研修・協議等をしております。

課題としましては、1番目に、指導者の資質向上があります。特別支援教育に関する指導力を高める研修を積ませるようにすることでございます。2つ目に、特別支援教育に対する保護者の理解を図ることでございます。3つ目が、望ましい就学指導のあり方です。4つ目が、地域のネットワークの構築等があります。

以上のようなことを考えております。

#### ○6番（花木千鶴さん）

それでは、道路補修の件からお尋ねをいたしますが、市長は、ただいま予算内の許す限りで年次的にやっていきたいということでありました。ぜひそのようにしていただきたいわけですが、特にどの辺が傷んでいる、年次的に優先度を考えてということですが、どの辺をお考えなのか、実態の状況をどのように把握しておられるのか伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございまして、詳しい形の中につきましましては、今後実態もしていきますけど、お話のとおり30年たっておりまして、今でも自治会から要望された箇所は、側溝いろんな問題の中でも維持補修をさせていただきました。特にご指摘ございましたとおり、1・2区を含めたところの歩道等の中も若干あるのかなというふうに思っておりますので、今後やはり自治会長さんも含めた中におきまして、いろいろとご意見をいただいて、今後とも整備を進めていきたいというふうに思っております。

#### ○6番（花木千鶴さん）

まあ、最初の答弁の中では、前向きにということではありましたけれども、実態をそれほどつかんでおられるという感じではないということですね、今の答弁の状況はそのようだったと思っております。

1区の歩道については、ご承知のとおり太陽の里やゆすの里といった、県内でも大変大きな規模の身障の施設があって、車いす人口が多いのはもう市長もご存知のとおりであります。大変危険な状況でありますので、本当に地元の実態を把握していただいて、そして私の所には声もたくさん届くわけですけれども、これからますます高齢化は進んでいくと思います。声はどんどん大きくなっていくと思いますので、もういろんな傷んでいるところはたくさんあって、それがばらばらであったりもしますので、年次的な補修を考えていただきたいと思うのであります。事故が起きる前にやっていただきたい。

それから、道路のことですけれども、6・7区の方は途中で大変な造成工事がありました。そのときに大型車が通ったときに、大変道がたがた揺れて、そのときにひびが入った。その周辺の家にも大変なひびが入っておりましたが、その家のことについてはそれぞれの家で補修しているわけです。それからもう十二、三年たっていて、雨水が入ったのでしょうか、大変大きな穴があいてしまいました。それを見たときに、空洞になっていて、そして大変な状況があったわけですが、そういった実態も把握していただいて、いつか市役所の近くで、ご婦人が庭で、前の道路で水をまいていたら、足が道路に陥没するということがありました。そのときにも、大変な空洞ができていたということがありますが、そういったときに車であったら大変な事故になるわけです。いろんな状況が点々として起きていますので。新しい道路をつくってくださいと言うわけではありません。オーバーレーンをはいで他の斜面のところはどうなっているのか、一度やっていただきたいわけですが、その辺のところをもう一度、市長、見解を伺います。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、特に6区ですか、大型車等の侵入を含めまして、道路もある程度線形を変えたり、大変地域の住民の皆様方からいろいろ騒音等、形で意見があったというのはもう承知しております。基本的に今ご指摘ございましたとおり、この道路のオーバーレーン、日置市全体の中におきまして、それぞれ潜在的なこともございますので、やはり頻度を含めた破損状況を、破損状況をやはり全体的に判断していかなければならないというふうに思っておりますので、そういう細かい分については、特にさっき申し上げましたとおり、自治会長さんの方からまたきちっとした提出をいただきながら、また全体的なバランスの中でどこから優先順位をしていくのか、やはり担当課の方で、全体上がってきたときにそれぞれ現場検証をして優先順位をつけておりますので、その対応を今後ともやっていきたいというふうに思っております。

#### ○6番（花木千鶴さん）

正式には近々その自治会の方からも要望を上げていきたいということでもあります。そのような声が上がってきたら検討していただきたいと思います。この地域は、農山村のようにいろんな補助事業があるわけではありません。小さな補修を自主財源の中から少しずつしていただく地域になってはいますが、できるだけ年次的な計画を立ててやっていただきたい。そして、バリアフリーと言われていた時代から、今ではグランドデザインと言われる時代になってきました。人口1万人を目指している地域でありますので、どうぞ前向きに検討されたいとお願いしておきたいと思えます。

次に、教育についてを伺いたいと思えますが、教育長の答弁を伺いますと、私は一応はいろんな答弁を想定はしておりましたが、思っていた以上の、何ていいますか、実態をき

ちんと述べていただけていないのではないかと  
という感じがするような答弁でありました。

学習困難児の問題については話がありましたけれども、各学校で要望が上がっていない、実態がそれほどない、そしていろんなことを述べられました。一つ一つについて申し上げるあれはない、時間もありませんので、申し上げるつもりはもうありませんけれども、もう少し教育長、実態をきちんと把握して、もっと前向きに取り組んでいただかなければ、教育長が一番よくご存知なんじゃないですか、学校がどんなに大変な状況であるか。一つは、入級指導を、就学指導をきちんとしたいということでありましてけれども、通常学級にいるこの発達障害の子供たちは、基本的には通常学級の中でと言われている子供たちではありませんか、それが一つ問題だと思います。

それから、また、学級が設置されている学校の先生がほかの担任を、ほかの学級の子供を支援しているということでもありますけれども、学級担の先生は学級担を見る立場になっているんです、実際は。特殊学級の担任は特殊学級の児童・生徒を見ることになっているはずなんです。学校の先生たちの間でいろいろ工面している。教育長がおっしゃったように、通常学級や特担の先生たちがやりくりしている、そこが一番大変だと現場は言っているんじゃないでしょうか。私は、今年度予算措置されたのであれば、残されたこの数カ月間に、1校に1名でもいい、また1名を複数校でもいい、前向きに来年度に向けて検討する考えがないか伺います。

#### ○教育長（田代宗夫君）

先ほどお答えしたところですがけれども、私どももこの財政措置が最初通知がありましたのが、大体12月時点で話だけがございまして、進んできたわけですがけれども、それで、9月議会にどうしても必要があれば9月議会に上げようかなと、そこまで考えて、一応学

校等の調査もいたしました。もちろんすぐあればあったことはないんですけども、今校内体制の中でやっている、今どうしてももらわなければどうにもならないという状況ではないということございまして、来年度へ向けての準備ということで、今実態を把握したり、また今後は私どもも出向いて状況等も把握しながら、本当に何人ぐらい必要なのか、そういうものを実際に調査をして、来年度へ向けて配置をしたいと今考えたところでございます。

#### ○6番（花木千鶴さん）

鹿児島市は、平成15年度から、まあ財政の大きな自治体ですのでできるのだと言われればそれまでかもしれませんが、平成12年度から5校、10校というぐあいにふやして、今年度4月に20校にその配置をふやしております。これはもう国の財政措置以前に前倒しでやって、取り組んできた経過があります。そして、薩摩川内市は、この10月からの配置に向けて人材確保をしていると聞いているところです。

教育長は先ほど来年度へ向けてと言われますが、来年度にどのように考えていくのかわかりませんが、一応2年の時限立法といいますか、2年の経過措置を見るという財源措置ですね。そうしますと、19年度と20年度の実績がやはり財務と文科省との間ではやりとりがなされるんじゃないでしょうか。財源を確保していくためには実績をつくっていく必要があります。来年度の実績につなぐためには、今年度モデル的にでもやって、その課題を明らかにして、来年度につなぐというのがベターなんじゃないかと思うんです。その辺のところをもう一度、教育長、真剣に考えていただけませんか、お答えを伺いたいと思います。

#### ○教育長（田代宗夫君）

ご指摘のように、鹿児島市につきましては、

この制度が始まる前から配置をしたりしてきておりますが、学校によりましては、支援員がそこにいないともう授業そのものが成り立たないような場面もございます。そういう場合には、当然つけるなり何なりの措置をとらない限り授業が成り立たないわけですので、そういうことはあると思います。

今、花木議員の方からは、19年、20年の実績がもとに、予算のベースになっていくんだということですが、これから当然先ほど言いましたように、一応の書面上の調査は全部終わっておりますし、聞き取り調査も全部終わっておりますし、大体おおよそどういふところが必要としているのかなというのを把握は私どもしております。ただ、実際に今度は授業の様子とか、そのあたりを実際に見まして、どの程度必要なのかというのを把握していく段階でおりますので、一応は20年度のつもりで調査いたしますが、その過程によってはまたいろいろあるかもしれませんが、一応基本的にはそのつもりで今のところはおります。

#### ○6番（花木千鶴さん）

教育長は、以前この問題での私の一般質問に対して、財政の裏づけが一番問題なんだと言われたんです。現場におられたからよくわかっておられると思います。一方、市長は、教育改革議論のときの私の一般質問に対して、義務教育の人件費、国庫補助金を交付税化するという問題について伺ったことありますが、その方向性はいいことだと答弁されたことがありました。教育費の交付税化に賛成の立場である市長が、教育の財源をほかへ回すために出さなかったのではないだろうか、私は疑いさえ持っています。教育長が要望しなかったのですか、それとも市長がそのような考え方で教育予算に充てられなかったのか、一体どちらの考え方だったんですか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に財源裏づけ、議員がおっしゃいますとおり交付税措置、先般も交付税措置のあり方の中で、教育予算におきます中におきましては、交付税措置をしているよりも一般財源を多大な形の中で通していることは間違いないと思いません。基本的に今回の場合につきましても、補助事業の中で、補助金の中で来る形だったのか、この交付税算定という一つの基準の中におきまして、交付税の場合需用額に見合っているということがございます。そこあたりを私が教育予算にしたものを一般にすると、そういう考え方などは毛頭ございませんので、やはりそこあたりの財政上の理解をした中において、教育委員会としても、さっきも答弁したとおり、今その前段階であるということがございますので、十分私どもは教育委員会から来た中におきましては、予算の措置については考えていくというふうに思っております。

#### ○6番（花木千鶴さん）

交付税の算定基準があるから明確な数字は言えないというような市長の答弁でありますけれども、これは大体これぐらいを含んだとあって、187万円ぐらいというのは明確に通知が来ているはずですが、私はそれも見せていただいたことがあります。その全額を充てると、明確に何名分の何だからというふうにはならないというのであればそうかもしれないけれども、市の来年度に向けての取り組みを、市全体の特別支援教育の取り組みを進めようというのであれば、ほかの地域でやっている1名の人を雇ってパートにして複数の学校に対応するようにするとか工夫するんじゃないでしょうか。私は、1名も配置しなかった状況が本当に教育を推進しようと考えているのかというのを伺いたかったわけです。非常に残念な答弁であったように思います。

ただ、この問題は、先ほどから2年間の措置ではないかと言ったわけですがけれども、今

後は特別支援教育の方向性のかぎを握っていると、教育長もお考えだろうと思うんです。ぜひ、前向きに私は検討していただきたい。市長と教育長もその辺の予算のところはもっとけんけんがくがく議論をしていただいて、今年度中に1名でも実績をつくっていただきたいとお願いを申し上げたい。それが現場の切なる願いだと思うんです。教育長、いかがですか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

私は、前回の17年度の質問のときにもいろいろお答えいたしましたけれども、本市の特殊教育についての取り組み、ないしもちろんその中の就学指導とかいろいろございますけれども、かなり充実した取り組みを、自分で言うのは何ですけれども、合併してからなされているのではないかなと思っております。したがって、この支援員の配置をしなかったから本市の教育行政が特別支援教育に対して軽んじているというようなことには、私はならないと思っております。実際に平成17年度に合併いたしましたので、それから平成18年度、19年度になりますが、その間における就学指導委員会の内容を見ますと、私ははっきりわかるのではないかと思います。したがって、支援員の配置ということは理由を申し上げましたけれども、そのことが即本市の特別支援教育に対する評価につながると言われれば、私の方も残念だと思えます。そういう気持ちはございません。一生懸命やりたいと思っております。

#### ○6番（花木千鶴さん）

特に、この教育改革の特別支援教育の問題については、私は現場の努力は大変評価したいと思います。ご苦労をいただいていると思います。ただ、支援員配置は支援を必要としている子供のためのものではありませんか。大人の、まあ先生を配置するかどうかという問題、交付税だからどうだという財政的な問

題というよりも、必要としている子供のために一生懸命やっていただきたい、もうそのことだけを考えるわけです。財源が示されたのに、一つの学校現場への要望にもこたえられないで教育に取り組むことができるのだろうか、そんな寂しい思いさえいたします。どうか、この問題には前向きに取り組んでいただくことをお願いしたいと思って、次の男女共同参画の問題に移っていきたいと思います。

市長も教育長も男女共同参画の理念についてどのように考えているかということについては、法にうたわれている理念のところを読んでいただいただけでありました。まあ、そのことがうたっているのだから、それはそれでいいと言えはあれでしょうが、少し本当に見解を伺いたいと思います。一番見解を伺うのにはいいのは、先日から話題になっています「男らしさ、女らしさ」について、法に基づくところの市長、教育長の見解をお聞かせいただけませんか。

#### ○市長（宮路高光君）

この「男らしさ、女らしさ」の中におきまして、それぞれパブリックコメントを含めまして、いろいろとご意見があったというのは認識しております。この男女共同の中におきまして、男性女性を尊重する気持ちは十分あるというふうに思っておりますので、この問題につきまして、この「らしさ」をどう思うのかということをございますけど、これは基本的に私は女性、男性というのは、やはりお互い尊重し合う、そういう意味で、この言葉が正しいのかいろいろと耳ざわりになるのか、ちょっとそこあたりの理解はわからない部分がございますけど、今それぞれ懇話会を通じた中におきまして、いろいろとその考え方のなかで、この「らしさ」というのはいろいろと解釈にしようがあるというふうに思っております。この表現につきましては十分熟慮しながら懇話会のご意見をお聞きしながら進

めさせていただきたいというふうに思っております。

**○教育長（田代宗夫君）**

これは、人それぞれの考え方の違いにもよるのではないかなと思いますが、私は「男らしさ、女らしさ」とはあると思っております。ただ、問題は、この「男らしさ、女らしさ」がそのままその男らしさ、女らしさ、そのまま男子と女子の役割を決定づけるようなものであってはならないと思っております。

**○6番（花木千鶴さん）**

まあ、微妙に教育長と市長の見解には違いがあるなというふうに思ったわけですが、ただ、突き詰めたところでは、市長も教育長もそれぞれの個人的に男らしさ、女らしさというものについては、それは否定するものではない。そしてそれは個々人の問題でありますので、私もそのように思います。男らしさ、女らしさという概念は、それぞれの個人のものであります。

この法律は、女性の地位と人権の向上を目的につくられた人権法であります。日本は世界で女性の地位、人権は80位ぐらいだとランキングされている状態であります。人権は性差の特性を越えたもので、人権は特性を持たないと言われております。

さて、「女らしい男、男らしい女」というのは、それではこの基本法の中ではどのようにとらえればいいのかと思われませんか、「男らしい女、女らしい男」というのは、どのように考えればいいのか、市長、お考えですか。

**○市長（宮路高光君）**

私、今のその言葉が適切なのか、ちょっと理解に苦しむわけでございますけど、そういう言葉を表現してこういう計画案の中に入れるのかどうか、ちょっと私もその言葉の内容の中で、その「らしさ」はいいんですけど、女らしさの男、何かそういう言葉が適当なのかということをやっと疑問に思いますので、

そこあたりのご理解をしていただきたいと思いますと思っております。

**○6番（花木千鶴さん）**

今たくさんの方がお笑いになったんじゃないですか、笑った人に個人的な見解ではなくて、日本の男女、まあ世界のとも言うんでしょうか、男女共同参画基本法においてどう位置づけられているのか答えていただけますでしょうか。ここにこの問題の大切さや難しさがあることを考えていただきたいと思いますと思うんです。市の推進本部、ワーキンググループの研修体制については、推進本部での意見等を読ませていただきましたが、本当に基本法について研修しておられないんだということがよくわかりました。市の計画を立てるのは行政当局です。この男らしさ、女らしさはそれぞれの見解の相違だとか、そのお言葉の問題なんだとかということではありません。男らしさ、女らしさは個人の観念的な問題です。しかし、基本法の中では人権を言っているわけですから、それは個々の問題として扱っていて、法の理念にはうたっていないわけです。こういうことをきちんと勉強していただかないと、リーダー的役割は果たしていただけないんじゃないかと私は申し上げたいわけです。もっと行政はリーダーシップを発揮するために、もっと、もっと真剣に研修を重ねてほしいと思いますが、その点はいかがですか。

**○市長（宮路高光君）**

職員を含めまして、この問題につきましてはそれぞれ研修をしているというふうに思っております。法律またはそれぞれの国、県のいろんな基本計画がございますので、そこあたりは十分頭に入れながら研修をしていくべきだというふうに思っております。

**○6番（花木千鶴さん）**

市長は、先ほどの2名の男女共同参画のことについても、懇話会の意見も聞いてという

ことをよく言われます。もちろん懇話会は提言をする立場であります。しよせん市民の集まりであります。懇話会にどんな役割を担ってもらえるのか、そのためにどんな研修をしてもらう必要があるのか、そのような形でも行政にリーダーシップをとってもらわなければ、この問題はからからと迷走するばかりじゃないでしょうか。

市長は、県の審議会の委員として、会には参加されておられないということでもあります。県の審議会は、大学教授、学識経験者と言われる人たちが構成されていて、大変レベルの高い審議会だと聞いております。せっかくの機会を逃しては、県内市町村にとっても市のためにも大きな損失ではないでしょうか。本市がこれからつくっていくとする計画は、少なからず県内に影響していくものと思われまます。市町村の代表としてもっと積極的に参加していただきたいと思っております。市の計画の方向性については、法の理念に基づいた施策づくりが優先されるわけです。そこで、この法の理念に基づいた計画を推進するために、まあこれまで予算化されていないわけですが、推進本部もそしてワーキンググループも懇話会も、もっと前向きに推進体制を整えていくために、ここでちょっと足をとめて、この三者でといいますか、組織で研修を重ねていくというようなことを予算化されていく考えはありませんか。

#### ○市長（宮路高光君）

さっき1点ほど県の懇話会でございますけど、仕事の都合、全部行かないということではございません。私、第1回目も行っておりましたが、2回目、3回目にちょっと仕事の都合で、県の方から来た通知が遅かった関係で出席できず、またもう1回ございますので、それにはぜひ出会していきたいというふうに思っております。そこあたりはご了承していただきたいと思っております。

基本的には今それぞれの中で、懇話会またワーキンググループ、推進本部、それぞれ研修をしながらやってきております。合同でいろいろと話を聞く機会、こういうことは大事であるというふうに思っております。基本的にこの基本計画をつくる中におきまして、今までもそれぞれの立場の中でやってまいりましたので、できたら来年の3月までこの計画書をまとめていきたいというふうに思っております。

#### ○6番（花木千鶴さん）

男女共同参画は世界の潮流であるわけです。そして、日本は世界で80位ぐらいにランキングされているという後進国であります。国の施策としてどうしていかなければならないのか、たくさんの専門家がけんけんがくがくやって法制化されているわけです。その理念を学ぶことなしに、まあ素人的な考えでつくっていった前進できるのだろうか、そしてその計画が市の将来に影響する施策づくりに結びつけられるのかどうか、もう少し私は本当に懇話会にもおりますので、細かいことは懇話会でいろんな議論をさせていただくわけですが、国は国民の意識を変えたいと言っています。市は市民の意識を改革していかなければならないわけですので、もう一度基本的な立場に立った理念の学習会をしていただきたいと思うわけです。どうか、その辺のところは私もまた懇話会の中でいろいろ議論はさせていただきますが、ご検討いただきたいと思います。

最後に、資源ごみ収集についてお尋ねいたします。

たかがごみ問題だと言う人もいるでしょうが、ごみ一つ解決できずに何が環境問題かと言う人もおります。今や人類の存亡をかけた地球の環境問題は多くの取り組むべき課題が示されているところです。

さて、これらの朗々としたことはこれまで

多くの議員からも述べられましたし、私の後  
に続く議員も準備されているようですので、  
その辺の問題は避けたいと思いますが、本当  
にそのような人類の存亡をかけた云々という  
問題を考えなければなりません、いきなり  
市民はそんな大きな問題を言われてもとまど  
うでしょうから、私は一番身近な問題である  
ごみ分別について、これまでも質問をさせて  
いただいてきました。検討委員会の状況を話  
しをされましたが、検討委員会の問題につ  
いては伺いたいこともたくさんありますけれど  
も、幾つか伺ってみたいと思いますが、まず、  
東市来で缶が盗まれる、紙類もゼロに近い状  
況で盗まれる、日吉も業者が老人宅に入り込  
んできて、缶やアルミを、アルミやスチール  
をとっているんですか、そういうものを持っ  
てあげましょかと言って、集めにくる業  
者があるというような状況を聞いております  
が、その辺の事実はどうなんですか。

#### ○市長（宮路高光君）

実際そういうのがあるのか、具体的には市  
民課長の方に説明させます。

#### ○市民生活課長（桜井健一君）

お答えいたします。

今ご質問いただきました内容につきましては、  
実際にそのような事例も私どもの方に報  
告を受けております。東市来地域の方では実  
際に缶とかそういうものを袋ごと持って行か  
れるとか、あるいは中には、先ほどおっしゃ  
いましたように、高齢者のお宅に直接お伺い  
して、ごみをありませんかというような形で  
持って行かれるというような事例はあるとい  
うことで報告を受けております。

#### ○6番（花木千鶴さん）

私もその話を聞きましたので、ちょっと調  
べさせていただきました。そういたしますと、  
反社会的な組織っていうんですか、そういう  
人たちの業者だったと聞いているわけです。  
市民がリサイクルにするんだと思って一定期

間ためて出したものが、そしてそれは収入に  
なるもの、有価物と呼ばれるものですが、そ  
の有価物が市の収入にはならないで盗まれる  
という問題、そしてまたそのお金が反社会的  
組織の収入源になっているという問題、この  
問題に対して、検討委員会では袋収集のやり  
方を検討するとき、この問題についてどの  
ように検討されたのか、そしてその対策をど  
のように講じたのか、答弁を求めます。

#### ○市民生活課長（桜井健一君）

お答えいたします。

今出された問題につきましては、ごみ分別  
検討委員会、それから課の検討の中でも十分  
話し合いはいたしましたけども、実際はこれ  
はモラルの問題というのがやはり一番大きな  
問題ではないかというふうに思います。ただ、  
ごみを持って行かれる方々が反社会的な団体  
かどうかということ、ちょっとそこまではわ  
からないんですが、実際に有価物、お金に  
なるもの、目の前に例えばお金が落ちてい  
る、それを拾うというような、そういう感覚  
とは若干違うとは思いますが、実際にお金  
になるものだけを持って行っているという  
現状から見ますと、やはり私どもこれを防ぐ  
方法というのをいろいろ検討しましたけども、  
出す時間、夜中に、まあ前日出されたもの  
を明け方に持って行かれるとか、そういう事  
例が多いということで確認はしておりますので、  
やはりその日の朝に袋に入れて出していただ  
く。もうこれを守っていただくしか今のとこ  
ろこれを防ぐ手段はないと。条例でこういう  
ものを縛る条例とか、そういうもの等もいろ  
いろ検討いたしましたけども、いろんな判例  
の中で、これは出された時点でごみというふ  
うに解釈すれば、これは持って行くものにつ  
いては処罰はできないと。あるいは収集を市  
に委託したものだというふうに解釈すれば、  
これはやはり市の方に所有権があるので、そ  
れは処罰の対象になるとか、いろんな判例も

出ております。ですから、一概にこれを条例で縛るといふこともなかなか難しいというように、当分市民の方々にはそういうのを防ぐためにも、その日の朝に袋に入れて出していただくと、これを徹底して守っていただく。それしか今のところ解決する手段はないだろうというふうに解釈しております。

**○6番（花木千鶴さん）**

市民は一生懸命リサイクルだと思って、難儀なことをしながら、国の方のことでありますし努力しているわけです。それが、あろうことかこんなことに巻き込まれるのはやるせない思いがいたします。しかし、それがさまざまな考え方に立つんだとすれば、ここは一つ市の行政が今後袋方式にするという考え方であれば、どうすればそれがなくなるのかってというのは、一生懸命腹を据えてやっていたかないと市民はたまらないわけです。その辺のところの解決策は説明会のところでじっくり伺いたいと思いますが、先ほどの答弁の中で、いろいろ検討委員会でいろんな問題を出したんだということがありました。それで、コンテナ方式にもいろんな混入してはならないものが可燃に入っていたりコンテナの中に入っていたりということがあったりとか、いろいろ日曜収集のこともありました。

さて、そういういろんな問題が出されていますが、検討委員会が開催されているその真っ最中に、伊集院の分別が悪いという声がいっぱい出ているので、そのための対処を伊集院地域の人たちにしましたか、それをお答えください。

**○議長（畠中實弘君）**

花木議員、ちょっと意味がわかりにくい点があったそうですので、質疑をもう一度。

**○6番（花木千鶴さん）**

時間はどうなるんですか。

**○議長（畠中實弘君）**

簡単に。

**○6番（花木千鶴さん）**

伊集院のコンテナ方式もいろいろ問題があるというのを指摘されていますよね、そのときに、まあそれはことしになって出た、いろいろ調べてでしょうけれども、この間、コンテナ方式の人たちに、不純物がまじっている、もっと徹底してやってくれというような周知を図ったのかと聞いています。

**○市民生活課長（桜井健一君）**

お答えいたします。

コンテナ収集の中身の調査、これを2回、4月、それから6月に実施しております。4月に実施した段階で非常に中身が悪い所で93%ぐらい、7%ぐらいの異物が入っていたというような所もございました。6月の自治会長会の席で、自治会長さん方に、こういう結果でございますという形で、自治会長さん方、もう1回済みませんが、コンテナ収集の再度の分別を徹底をお願いしますと。再度6月に入りましたらもう1回、まあ、その会の中でもそんなはずはないと、自治会長さん方は、コンテナ収集は大分分別は進んでいるんだと、自分たちとしては100%近いと思っているというようなお話もございましたので、6月中にもう1回そういう調査をしますので、自治会長さん方、もう1回そういうところで、住民の方々にご指導をお願いしますというように形で、6月最初の自治会長会の中でそういうお願いをいたしました。

**○6番（花木千鶴さん）**

私は、検討委員会の議事録を読ませていただきました。そして、今の問題を感じたわけです。課長は今自治会長さん方をお願いをしたと言われました。しかしながら、市民の人たちがこの問題に取り組んでいこうとするときには、自治会長さんたちをお願いをすれば、ころっと市民の態度が変わるんでしょうか。行政の姿勢をいかに住民に伝えるかっていうのが行政のお仕事じゃありませんか。いかに

市民全員に伝えるのか、中には自治会に入っていない人もいるのに。それから考えれば、指導していこうという体制としてはおかしいんじゃないかと思うんです。コンテナ方式がいい、袋方式がいいということを私は言いたいわけではありません。どの方式にするにしても行政の指導が大事だと私は考えるわけです。検討委員会の流れを見てみますと、市が環境政策をどのように進めていこうか、そしてこの方向に市民についてきてもらいたいんだというような、そんなリーダーシップを感じられないわけです。実態はこうなっています、実態はこうなっています、どうしたらいいでしょうかというような会議の流れになっているような感じがするわけです。こんな姿勢で袋方式になってもやっていけるんでしょうか、その辺のところは、市長、課長、どちらでもいいんですが、どのようにお考えですか。

**○市長（宮路高光君）**

基本的にコンテナ方式、袋方式、どちらがどう、その中で環境問題が改善される、この一言じゃないというふうに思っております。基本的にはそれぞれ検討委員会を含めた中で統一していくんだという方向の中で進めておりますので、私どもはやはり市民の皆様方に絶えず継続的に、やはりこのことは一たんこれで終わったことじゃなく、その方向性を含めた中におきましては、やはり随時いろいろな機会をとらえて、いろいろと市民の皆様方をお願いをし、また指導していかなきゃならないというふうに思っております。

**○市民生活課長（桜井健一君）**

お答えいたします。

市民の方々への啓発ということで、先ほど自治会長だけ申し上げましたが、市民の方々にも6月の21日の文書で、資源ごみの分別徹底と日曜収集の持ち込み制限という形でお知らせをしております。これは、前1回

4月に行いましたそういう調査の結果、非常に内容が悪くなっておりますと。それから、今こういう状況で検討会もしておりますというようなことも含めて、特に、容器包装プラスチックの中に缶などが入ってれば返送されるようなことにもなります、というようなことも含めてお知らせをしてあります。再度徹底した分別をお願いしますと。それから、4月の毎月第4日曜、4月じゃございません、毎月第4日曜日に役所の方で収集をしておりますが、これに対する持ち込みが内容も悪くなっておりますし、非常に数もふえておりますので、なるべく自治会活動の一環として、自治会のそういう収集にご協力をくださいというような内容で、各市民への文書をお流しして啓発をいたしております。

以上でございます。

**○6番（花木千鶴さん）**

今のお答えも文書を流してあるということ、文書なんか何回も、10回も20回も流して市民が変わるのであれば、そりゃあ回数をすればいいことではしょうけれども、なかなかそうはならないんじゃないですか。環境基本計画のことがありました。私は行動計画としたわけですが、実際に動くというところでそういうことを言ったわけですが、20年までに計画をつくることになっています。21年から行動計画に取り組むのだろうと思うわけですが、それはそれでですが、計画ができるのを待って、その計画ができ上がったから行動計画をつくって、何年先になったら徹底した取り組みができるのだろうという、まるで計画をつくるために年数を重ねているように思うわけですが、私たちは、本市が今何が大事なのか、まずできることから徹底してやってみるという姿勢は今の収集方式にも姿勢として感じられないわけです。徹底してこれだけには取り組んでいくんだといって誇れるものが何かありますか、

示してください。

**○市長（宮路高光君）**

基本的に今までもそれぞれ各町時代を含めまして、この環境問題につきましては、いろんな角度の中で、公害防止協定を含めた中においても進めてきたというふうに思っております。ただ、計画書をつくるから待つてするということじゃございません。そういうことを含めまして、今議員の方にはまだ何もそういう方策は見えないということでございますけど、やはり絶えずそのような環境におきましては、大変幅広いものでございますので、それぞれの分野におきまして、それぞれのできるものからやっていくことは、もう今も実際私は行っているというふうに思っております。

**○6番（花木千鶴さん）**

環境問題も議場で一般質問、さまざまのところであるわけですがけれども、ずっと市長からは同じような回答をいただいているように思うんです。そつのない、そしてこれから頑張ってやっていきたいという答弁ではあると思います。しかしながら、その中で、いやあこれに取り組み始めてすごいなというのが感じられないと申し上げているわけです。市民の意識が改革するというのは何でもいいわけです。やる気になってるなと思って市民も気持ちを動かされるんじゃないでしょうか、そういうものが感じられないことが残念なんです。

まあ、課長がいろんなところの先進事例をしてすごいなと、よく話しをされることがありますが、私が聞いたある県内の自治体の取り組みでは、コンテナ収集、まあどの方式でもいいわけですが、その町はコンテナ収集に取り組んだときに、徹底してもう毎晩のように各地域に走って回った。そして、お願いをした。すると、課長のうちの庭はごみの山になって車も出せない、出勤もできない状況

になったそうです。おまえが分別をしろと。それでも課長は徹底して、またそれを分別しながら、そしてなぜ必要なのか、そして市民がこれほど暴動を起こすぐらいにやってくれて、初めて変わるんだと、喜んで取り組んでいったと聞いています。それぐらいの姿勢が欲しいなと、そしてまたそれぐらいのことがなければ、コンテナであろうと袋方式であろうと、先は同じではないだろうかと感じるわけです。その辺のところ、私は見えないからどうだと市長はおっしゃいますけれども、その辺のところでのお覚悟はいかがなんでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

基本的にはやっぱり市民とともにこの問題を解決していかなきゃならないというふうにあります。今後におきましても、やはりこの呼びかけを含め、またお互い行動をし合っていきたいというふうに思っております。

**○6番（花木千鶴さん）**

先般のごみ分別検討委員会での話の中で、課長は環境自治体会議に出席されたことを話しをされたということでもあります。市長が行くことが今回できなかったのも、ことしは愛媛県だったのでしょうか、それで課長が行かれたということでもあります。その環境会議で学んでこられたこと、成果についてここで報告をいただけませんか。

**○市民生活課長（桜井健一君）**

お答えいたします。

まず、先ほどのその説明会、こういうことにつきましては、私ども一生懸命取り組む考えでありますし、実際に各班を組んで実際やっていきますけども、前どういうやり方でやったかということもいろいろ検討いたしました。今回夜皆さんが参加しやすい時間に、内容につきましてはいろいろほかの先進地域の事例も、この間環境自治体会議の方でもそういう話が出ましたけども、先進地域、鹿児

島県で言えば大崎町とか、そのような所は進んだ所がございます。そういう所の資料も十分検討させていただいて、何しろわかりやすい資料をつくっていくと。目に見てわかりやすい、それから読んでわかりやすいというものもあるんですが、何しろ見てわかりやすいというような資料をつくっていきたいと。それから、前にも話が出ましたが、体に障害を持っていらっしゃる方々、こういう方々に対してどのような啓発をしていくかということも、十分皆様のご意見をお伺いしながら、そういう方々への今後のあり方についてもやっていきたいと思っております。

それから、環境自治体会議につきましては、私はこの職につきまして、去年も指宿の方でありましたときに参加をさせていただきまして、世の中にはやはりそういうものに、まあ特に命をかけていらっしゃるというような言い方でもいいかと思うぐらい、一生懸命やっていらっしゃる方もいらっしゃいました。今回は特に、いろいろ上勝町の町長さんなんかともいろいろお話しをさせていただく中で、やはり環境をやるものについては、常に回りを大きな目で見ないと、小さなことだけを考えていたら、それだけで終わってしまうと。もう一つ、ISOの、私どもちょっと話の中でISOの14001を取得を考えているというような話をしたら、あなたのその考えは10年前の考えだと。今、LASEのこういう新しいものもあるんだと。それをまず勉強なさいたいというようなことも言われました。そういうことで、いろいろそういう会議に出て、新しいことをやっぱり学んでいって、もう少し大きな目で見なければいけないなということを実感して帰ってきた次第でございます。報告になるかわかりませんが、そういう内容でございました。

終わります。

#### ○6番（花木千鶴さん）

そうですね、環境問題は大きなテーマに取り組むことなわけです。ですから、日常の小さな問題に取り組むことができなければ大きな問題を見ることはできないというのはそれではないでしょうか。

まあ、確かに今回は本市は袋収集でやっているということになったわけですが、袋収集で市民の意識向上を図ることができるのか、資源化率の向上を図ることができるのか、そして、未来に確かな責任を果たしていくことができるのかどうか、市長、どうですか。

#### ○市長（宮路高光君）

先ほども申し上げましたとおり、袋収集をするから資源化ができるかということはないというふうに思っております。袋も一つの手段でありますし、また、ほかにおきますやはり市民の皆様方が、この環境を含めましてリサイクルできるものをどうあるべきなのか、やはり私どもはそういう情報を含めた中で、またあらゆるところでご説明しながらご協力をいただいて、市民とともにやっていきたいというふうに思っております。

#### ○6番（花木千鶴さん）

どの方法であろうとも、それは取り組んでいかなければならない問題だから、一生懸命頑張っていくという答弁だと理解していいわけですね。そうであるのであれば、先ほど課長が言ったように、大変大きな問題につながっていて、その目でやっていかなければならないんだということでもありますから、この小さな問題で大きな目標に向かって行けるものと、そういう取り組みが進められるものと期待をしていこうと思いますし、また私たちも市民として、行政がそのような方向に導いてくれるように、また考えていきたいし、ついて行きたいし、そしてまた議員としては、その姿勢をあらゆる面からチェックさせていただくといいたいでしょうか、ともに推進していくように頑張っていきたいと思うところであ

ります。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（畠中寛弘君）

ここでしばらく休憩します。

次の会議を11時30分とします。

午前11時17分休憩

---

午前11時30分開議

○議長（畠中寛弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、22番、重水富夫君の質問を許可します。

〔22番重水富夫君登壇〕

○22番（重水富夫君）

私は、今回市長に2問、教育長に1問の質問をいたします。

まず、1問目、指定管理者制度について、市長に伺います。

21日の一般質問で、1番議員への市長答弁で大体は理解はできたと思っておりますが、幾らか宿題を残してもらったようにも思います。重複するところはお許し願いたいと思います。

市は、平成15年の地方自治法の改正により、これまで行ってきた公の施設の管理運営を管理委託制度から多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、この管理に民間の能力を活用し、住民サービスを向上させるものとともに、経費の節減などを図る目的から、指定管理者制度を昨年9月に導入されました。今期議会でもB&G海洋センターへの導入を図るべく条例改正案が上程されています。

質問であります。

1点目、現在まで何カ所なされたのか、どういった種類のものが主なのか、まず伺います。

2点目、市全体で施設の数が1,241施設、条例が55条例あると聞きますので、

55種類の施設があるものと思います。この中の何カ所の施設を計画されているのか伺います。

3点目、計画された施設がいつの時期までに終わるのか伺います。

4点目、指定管理者から毎月収支報告書が市長あてに提出されているようですが、導入前より改善がなされているか、市長はどのような分析をなされているか伺います。

5点目であります。制度導入で、管理者側からいろいろな苦情、要望、提言など、またよかったことなど出ていませんか、その件について解決されたことなど、また今後解決されようとしていることなどをお答えください。

2問目であります。建設業の入札制度について、市長に伺います。

国、県、地方と公共事業が年々減少の傾向にあり、各事業所生き残りをかけて対策に懸命な努力がなされていることは市長もご承知のとおりでございます。国の18年度実績を見ますと、公共事業全体で4.4%減、大都市圏では20%の伸び、その中で首都高速道は30%の伸び、市街地整備、スーパー港湾も伸びております。一方、本県を見ますと、普通建設事業費を平成14年度予算の何と5割から3割のレベルまで大幅な削減をしようとしております。現実しております。数字で示しますと、平成10年度の公共事業費は3,300億円、平成18年度実績で1,400億円、実に42%であります。県単事業費で見ますと、720億円が260億円、わずか36%であり、今後ますます厳しくなっております。これから地域業者の健全な保護育成、指導に力を入れるべきだと思いますが、市長の今後の方針、考えを伺います。

現在、本市では、業者ごとに請負金額によりランクづけをしてある中から、入札指名業者を決定され、入札を執行されて、指名競争

入札制度が主に行われております。その制度自体に注文するわけではありません。

質問いたします。

1点目、今市全体ではないかもわかりませんが、クラスごとの発注、工事件数に差があり過ぎる、どうにかするべきではないか、どうにかしてもらいたい、そういう声が多いようであります。市長に届いているでしょうか。その対策、対応の考えはないか伺います。

2点目です。建築については、以前大手ゼネコン単独への発注もありましたが、最近では市内業者の受注でよいことでもあります。今後、大手ゼネコンが必要なときなど、単独ではなく、まちの活性化、業者の育成面から、市内業者とのベンチャーなど考えが必要と思いますが、市長のお考えを伺います。

最後の3問目、地産地消について、教育長に伺います。

昨年度から学校給食用の米を地元産米も採用していただいております、生産農家も活気づいています。

質問であります。

1点目、各地域ごとの18年度の消費量は幾らですか。

2点目、市内生産団体などよりの18年度購入実績は幾らですか。

3点目、今年度を含め、今後の購入予定計画は幾らですか。

4点目、学校給食会など日置市外の業者より購入をしないといけない理由がありますか。

5点目、地元産米購入をもっとふやすべきと思いますが、ふやすことに何か消極的な意見、理由がありますか。

以上、5点を伺い、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の指定管理者制度について、その1でございますけど、昨年9月から22の施

設に導入し、合併前に導入されておりました吹上のひまわり館を含めますと23施設に導入しております。

2番目でございますけど、この指定管理者制度につきましては、いろいろな公共施設、例えば市営住宅や体育施設などにも導入することができますので、全体といたしまして、市として335施設ぐらい可能でございます。今後の計画でございますけど、ご指摘ございましたとおり、ことしはB&G海洋センターを導入するつもりでございます。来年以降につきましては、それぞれ検討委員会を含めてそれぞれの施設、保育園とかいろんな問題が、病院とかございまして、そういうもろもろにつきまして、そういう検討委員会を終えた中におきまして、今後計画を発表していきたいというふうに思っております。

3番目でございますけど、特にいつまでに終わるのかということでございますけど、基本的に市民のニーズに対応しながら、経費削減またサービスの充実、この両面の中において導入されるわけでございますので、いつまでという期限は切っていないわけでございますので、適宜それぞれの、先ほども申し上げましたとおり、いろんな検討委員会を含めた中で進めさせていただきたいというふうに思っております。

4番目でございます。導入から1年が経過いたしました。それぞれの施設から報告書が提出されておりますが、この制度を導入する時点で、職員の人件費等、経常的な経費の見直しを行い、従来制度導入前、3年間に要した費用を下回る金額で委託料を算出しておりますので、通常の経営に関しては改善されておるといふふうに思っております。

5番目でございます。施設の改修などの要望が出された場合は、管理者と担当課で協議を行い、それぞれ対応しておりますが、改修の規模など担当課だけで対応できない場合に

つきましては、指定管理者候補者等選定委員会で協議を行い、できるだけ速やかに対応するようにしているところでございます。

2番目の建設業入札制度についてというご質問でございます。

その1でございますけど、本市における土木一式工事につきましては、ランク別の発注件数にばらつきがあることは承知しております。そのばらつきを生じた要因につきましては、ランクの設定に当たり県の基準を準用して4ランクとした上で、発注対象金額を県より下げているところでありますが、業者数や対象金額を細かくしたことが一つであろうと考えております。

このようなことから、来年度が格付の見直しを行う年でありますので、ランク数や対象金額のあり方について見直しの方向を含め、現在検討を進めているところでございます。いずれにいたしましても、今後とも工事の発注に際しては、受注機会の確保を図る観点から、受注規模や分割発注のあり方について一層配慮してまいりたいと考えております。

2番目でございますけど、大手ゼネコンと市内業者のベンチャー方式、いわゆる特定JV方式の発注につきましては、大規模かつ難易度の高い工事における技術力の終結による確実な施工の確保とともに、構成員の一部を地元業者とすることで、地元業者の受注機会の確保を目的に採用されている方式であります。

しかしながら、構成員の規模の格差が大きい場合の効率性の悪化や地元業者との結成を条件とした場合の談合誘発などの問題が指摘されており、国や一部の県では特定JVの方式を見直す動きが出てきております。

本市におきましても、現在、建築一式工事におけるAランク業者が5社しかないことを踏まえまして、特定JV方式による発注につきましては、引き続き慎重に検討してまいり

ますとともに、発注に当たりましては、今後とも可能な限り分離・分割発注により市内業者の受注機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

3番目については、教育長の方に答弁させます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

地産地消についてですけれども、学校給食用の米について、18年度の各地域ごとの米の消費実績は、伊集院で2万3,454キロ、東市来で1万2,366キロ、日吉で5,382キロ、吹上で7,894キロの合計4万6,966キロでございます。

2番目の18年度の各地域ごとの地元産米の実績はということですが、伊集院で3,120キログラム、東市来で1,285キロ、日吉は0であります。吹上が1,547キログラム、合計で5,952キログラムでございます。

今後の購入予定ですが、19年度ですが、伊集院が年間22回実施の5,280キログラム、東市来で15回の1,650キロ、吹上は現状のまま、日吉は18年度実績はなしですが、価格、品質面、供給体制が整えば導入したいとのことでございます。

学校給食会から購入しなくてはならないのかということですが、学校給食会より購入する義務はありませんが、過去に米の凶作などで供給困難な時期に、同会において、量・価格面において責任供給が行われた実績があること、19年4月から環境対策面などから無洗米を取り扱っているなどの理由により、現状では学校給食会から購入せざるを得ない状況にあります。

5番目、もう少しふやすべきと思うが、ふやせない理由は何かということですが、天候とか自然災害などを考慮したときに、安

定供給できるかどうか、学校給食会が無洗米を導入した背景に、環境対策、現場作業の効率化があります。限られた時間で調理することになりますので、この点も無視できないところでもあります。また、学校給食会の米は、金属探知機を通して金属の異物調査を実施した上で納入されており、学校給食の安全面での配慮は行き届いております。

以上です。

#### ○22番（重水富夫君）

ただいま答弁をいただきました。順を追って再質問いたします。

まず、1問目の現在まで何箇所かということで、23カ所、実に1,241の中の23カ所ですから、率としては少ないわけにありますけれども、いろいろ難しい点もあると思います。今市長の答弁では、結果的には335カ所を計画しているというようなことでありましたから、このほかは現在のとおり直営でやっていかれるつもりですか。

#### ○市長（宮路高光君）

335は可能であるということでございます。基本的にこの指定管理者制度を導入するに当たりまして、やはりある程度の経費の削減、これが一番大きな基本になるというふうに考えておきまして、それぞれの施設にありまして、雇用の形態の中におきまして、臨時職員で対応しておったりパートで対応しておったり、そういう人件費を少なくしている施設等におきまして、やはりまたそれを指定管理者制度において委託する中におきましては、その金額でできるのかどうか、また金額を比較すると同時に、そのことが住民サービスがまた十分になっていくのか、やはり両面で検討していかなければならないというふうに思っておりますので、一つずつそれぞれの施設の状況を踏まえ、また、基本的にはその施設がどれぐらいの経過年数をたっているのか、そういうものも含めて、今後十分検討して随時

やっていかなければならないというふうに思っております。

#### ○22番（重水富夫君）

わかりました。いつの時期までかということでの質問に対しては、まず検討委員会などでいろいろもんで、それからあったということで、市長も今明確な回答はできない状態だというふうに理解をしましたけれども、大体市長、こういうものはいつの時期ぐらいまでに、可能なものを今335言われたわけですから、スケジュールとしては持っていらっしゃると思うんですが、大まかな、例えば3年以内とかそういったことぐらいは計画がないと、検討委員会も進まないと思うんですが、いかがですか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に、先ほど申し上げましたように、いろんな施設を含めた中におきまして、法律の改正もございます。特に福祉施設を含めた中におきまして、いろいろと法律の改正におきまして余儀なくしていかなきゃならない部分もございますけど、昨年9月から始めたわけでございますけど、少なくとも3年以内の中におきましては方向性、この施設はどうこうしていく、こういう方向性というのは、3年以内の中で方向づけだけはしていかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○22番（重水富夫君）

はい、わかりました。3年ということが前提で、今おっしゃった法律の改正云々とありますが、これはわからないことですよ。今本市においてどうやるかは今の時点で計画をするべきであって、途中でまた改正があったときは、それが長くなったり近まったりすることじゃないでしょうか。はい、わかりました。

今23施設の中で自立的経営、もうかっているところですね。益が出ているところ、これが何カ所あって、その他指定管理料を市が

払ってる施設が何カ所ですか。

○市長（宮路高光君）

細かい数字はちょっと覚えておりませんが、基本的にそれぞれの指定管理者をしている中におきましては、2カ所の中におきましては収支の方が中でいいというふうに思っておりますし、指定管理者の中でゼロというところもございますし、全般的には基本的に指定管理者した中におきましては福祉施設といえますか、社会福祉協議会にしておる部分もございまして、そういうものについては委託料を払っておるというふうに理解しております。

○22番（重水富夫君）

益が出ているところは蓬莱館、チェスト館だと思うんですが、そのほかは収益的には赤字ということですね。その中で21施設があるんですが、どんなでしょうか、詳しくはわからなかったら、ほとんどが管理料を払っているのか、あるいはもうお願いをしてちょうど収支ゼロということで契約をしているのか、わかりませんか。

○市長（宮路高光君）

さっきも答弁いたしましたとおり、この収支を含めた中におきまして、ゼロが一つだったと思っております。あとは全部市の予算の中の委託料の委託料金の中でお願いしてる、この委託料におきまして、さっき申し上げましたとおり、3年間程度の実績をした中におきまして、それを下回る金額ということでやっておりますので、ご理解してほしいと思います。

○22番（重水富夫君）

あとは課長がまた答えてくれると思いますが、今市長の答弁では、20カ所は管理料を払っているということであったようですが、以前のこの管理料と今払っている管理料、これは——前は管理料じゃなくて経費ですね——幾らの差があるんですか。

○企画課長（富迫克彦君）

ただいまのご質問でございますが、以前直営でしてたときと指定管理に移行した後の経費的な差額のことでございます。これまでご説明も申し上げたかと思いますが、概算で9,000万円程度見込んでおるところでございます。

○22番（重水富夫君）

これは、管理料を払う方が9,000万円だったですね。今指定管理料として払う。

○企画課長（富迫克彦君）

ただいまご説明申し上げましたのは、公募でお願いしてる指定管理者に限定されると思います。

○22番（重水富夫君）

過去、これよりまだ多額だったと思うんですが、いったのが大体わかりませんか。

○企画課長（富迫克彦君）

指定管理導入後の公課額ということで、今回、昨年9月から3年7カ月間の期間を設けて委託しているわけですが、公募分が概算で9,000万円程度の公課が見込まれているということでございます。

○22番（重水富夫君）

はい、わかりました。ちょっと誤解しておりました。9,000万円が改善されたということですね。指定管理になって、9,000万円市の経費が浮いてきたということになるかと思います。

今一番、一番というか、もう早くから問題になっているんですが、蓬莱館とチェスト館について利益の5%を市に還元するということが契約しておるということでありますが、この問題、この数字が適当であるかないかということに、非常に委員会あたりでも過去何回もいつも話題になり、部長も答弁に大変苦慮しているということですが、この検討はなされているんですか、なされていないんですか。

○副市長（湯田平浩美君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

5%の今の納付金が、ご承知のようにチェスト館と蓬莱館でございます。この5%につきましては、これまでも説明してきていると思うんですけども、それなりの根拠をもって一応設定はいたしております。ただ、この考え方というのはいろいろ見方もあるかと思えます。その中では、今指定管理者の公社等の選定委員会の方で鋭意検討しているということでございます。ただ、それなりのいろいろ、売り上げに対する率でいくべきじゃないかとかいろいろありますけれども、なかなか一概にどういったのが、どこを基本にすべきかというのは意見の分かれるところでございます。今後は鋭意検討していきたいというふうに考えております。

○22番（重水富夫君）

執行部の方からそういう苦慮してるということとはよくわかります。何か聞くところによりますと、蓬莱館は起債の償還額、それから割り出していった5%に近い数字のどれだけかということで予想されて、今やられて、またそれを上回って市に納入がなされているということで、やっぱりいいことなんですけども、今度は、先ほどほとんどの、20の施設が——無料が1施設ですね——ほとんどの施設は管理料をもらってるから何とかいけると思うんですが、この無料というところも実際は赤字だったところが経費節減、いろいろしまして無料で何とかやっているとことだろうと私は思ってるんですが、市長、ここで、出ていないところには益が出るような手だてをしなきゃいけないんじゃないかと。例えば施設が狭いとかあるいは老朽化してるとか、改善しなければ当然お客さんも来ない、売り上げはどんどん減っていく、幾ら企業努力してももうけはないということが予測され、あるいは現実化しております。

そこでこういった施設を、大改修ということまではいかないでしょうけども、やはり幾らかの市が、市の施設ですので、その管理者が何とかやりやすいような手だてが必要と思うんですが、この辺は市長はどう考えておられますか。

○市長（宮路高光君）

先ほど2カ所と言いましたけど、公衆浴場も吹上の公衆浴場ももらっております。3カ所納付をしていただいておりますというふうにご理解していただきたいと思っております。

今ご指摘ございましたとおり、この施設の規模を含め、また耐用年数といえますか、この建築年数を含めた中におきまして規模を拡大すべきなのか、営繕すべきなのか、ここあたりが一番大きな、今後のこの指定管理者をした中において大きな課題でございます。基本的に3年半ぐらいの指定管理者の中の期限がございますので、なるべくこの範囲内の中におきまして、それぞれの物件の中において今後といえますか、その次の契約を含めた中でどうすべきなのか、基本的にはこの3年の中におきまして大きな改修とかできないというふうに思っております。基本的にこの3年半ぐらいの契約した中におきましては軽微な修繕、こういうものは絶えずやっていかなきゃならないというふうに考えております。

○22番（重水富夫君）

ここ辺、この件が一番難しいところだろうと市長、思います。1番議員の答弁の中でもいろいろ詳しくありましたけども、やはりその辺をどのようなところで線を引くか、大変難しいところだろうと思いますが、今の答弁では必要なものは改善をやっていくということで、理解でいいですか。

○市長（宮路高光君）

それぞれのこちらの年数といえますか、契約の、3年半という契約がございますので、その契約範囲の中におきまして、その修繕に

含めましてもやっていく。これは10年とか20年とか、そういう長期的なものの修繕はまた別個として、契約期間内におきます軽微の中で対応できる、基本的にはお客様にいろいろと支障はいけませんので、そういう範囲の中でやっていくという理解をしております。

○22番（重水富夫君）

軽微なことはしていられることはやすいことだと私は思うんですが、余り大改修じゃなくて中改修でも、ちょっと改善を要するものがあるじゃないかな、あるいはいろいろ、私なんかもいろいろ聞くんですけども、市長の方にはそういった管理者の中から、何とかこれをこうしてこうしてもらいたいとかいうような要望は出てませんか。

○市長（宮路高光君）

それぞれの管理者の方から出てまいっております。おりますけど、それに伴う金額というのが、やはり1,000万円、2,000万円、3,000万円、億と、そういうさまざままでございます。そういうことも十分検討していかなければならないというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

わかりました。市長、この改修、改善、その施設がそれをやったことにして、やって、やはりその売り上げが急に伸びた、あるいは経営が今まで赤字だったところが何とか黒字になってきたとかいうようなのであれば、やっぱりこれは施設を持っている市が責任があると私は思うんです。それが結果的によければですよ。だから、いいことはやはり、財源も伴いますけども、やはり前向きに検討されてやっていただきたい、これは各企業が自分のことにしてやるんだったら、もう投資ですから、先が返ってくれば必ずやるんですよ、行政はそれが今までなかったから、余り何もかんもやっと思ったから結果的にはこういうものになったということで、これは国、地方自

治体全部ですけども、こういう状況になったということをやっぱり反省しなきゃいけないと、このように思います。

休憩です。（笑声）

○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を13時とします。

午後0時01分休憩

---

午後1時00分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○22番（重水富夫君）

午前中に引き続き、2回目の質問をさせていただきます。

次に、建設業の入札制度についてでございますが、先ほど市長の方からクラスごとに差があるからということで質問しましたら、市長もまあばらつきがあると、20年に——来年度ですね——見直しを、格付の見直しを行うということでありますので、そのようにしていただきたいと思いますが、一つだけ、現時点で入札の物件に非常に差があると、差があると申しますか、県工事を含めて、ある業者だけたくさん受注して、仕事がない業者はほとんどないという苦情をたくさん聞いているんですが、市長はそういうことはちょっと耳にされておりますか。

○市長（宮路高光君）

それぞれの中におきましてその業者が一人がとっているという、そこまではちょっと耳にしてない状況でございます。

○22番（重水富夫君）

これはまあ市長の責任ではございませんが、各企業努力ということもありましようけれども、指名競争入札となりますといたくてもできない状況があったり、またその中で、いろいろとれやすい人といいますが、結果的に、そういう結果だと思っておりますが、例えばAク

ラスの仕事は今たくさんあるけども、Bの仕事が余らないというのが現実的に起こっております。これは県との絡みもありますけども、そういったときに、どうしてもBの方が少ないのであれば、Aを工区割りしてでも幾らか仕事をそっちの方にさそうかとかいうような配慮が必要になろうかと思っておりますが、非常に難しい問題、また、経費等もそうして分割でやればかえって効率も悪くなり、市としては不利な立場になりますけれども、やはり業者の全体的な育成という面からはそういった配慮も必要ではないかと思うんですが、市長のお考えを伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

ちなみに、18年度の土木一式の中で、ランクづけの発注件数でございますけど、トータルで141件でございますけど、A級が32件、B級が18件、C級が38件、D級が53件ということでございまして、特にこのB級というところが1市当たりの発注件数におきますと1.0、Aクラスの1件当たりが2.9ということで、18年度におきましてもそのような差異があるというのは否めません。

そういう中におきまして、特に補助事業、補助事業の場合につきまして、特に分割する中におきまして、特にこれは会計検査の中で指摘されるわけでございますけど、それぞれの効率的な金額を付する中において、この分割が地元の育成というのはわかるけど、本当に金額的にこれは効率であるのか、こういう会計検査の指摘も受けた部分もございまして、単独の場合につきましてはある程度の地元ということがございますけど、特にこのB級の場合1,000万円以上の事業になりますので、そこあたりが大変難しいし、また設計をする段階におきまして、十分そのような部分も配慮すればよろしいわけでございますけど、やはりそれぞれの現場によって金額の差

異が出てくるというふうにあります。

今申し上げましたとおり、特に補助事業の場合は、故意的にそのような分割というのは大変難しいという、そういうご理解をしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○22番（重水富夫君）

内情はわかるんですが、今市長の答弁でAクラスが平均で1市当たり2.9、Bが1ということでありまして、1対3ですよね。そのとおりでありまして、このBの方々から「おかげえは仕事つがなかど」ち、「ないごてくれんたろかいね」と、本当に切実な訴えですか、あります。これは地域差もあります。どことは申し上げませんが、その地域は特にそうだということでありまして、これは市長、やっぱり効率が悪く会計検査からも指摘があると思うんですけども、やはりこれはBののをまとめてAにはできませんけども、大きい工事は2つに割ればBの方にできるわけですから、やはりこういう配慮は行うべきだと思うんですが、市長、もう一度そこをお願いします。

#### ○市長（宮路高光君）

今は、基本的、さっきも申し上げましたとおり、次の20年度からの中におきますこの対象金額、この対象金額はちょっと幅を設けていかなければならないというふうに思っておりますけど、今議員がおっしゃいますとおり、ただ金額でその補助対象の中におきまして、現場と違う中でただ金額で割ったということじゃなく、やはり現場において本当にこれは割って正当なのか、やはりこれは、きちっと検証していかなければ、基本的には積算を含めた中におきますこの積算基礎といえますか、こういうものも一番基本的になってきますので、今ご指摘のところは十分配慮していきますけど、こういう補助事業とかそういうものについては、ご理解もいただきながら

私どもも精一杯の部分はやっていきたいというふうには考えております。

## ○ 2 2 番（重水富夫君）

はい、よくわかりました。そのように市長、やっぱりするべきだと、今非常にそういうのが聞こえてきますのでひとつ、以前は逆の現象で、Aがないということも2年ぐらい前で、非常にそういうことですが、これには工事規模の波があると思います。今、県の基準より幾らか緩和してあげたをはかして、そういう対応をやっていると先ほど答弁もありましたけども、できるだけそういう配慮をしていただきたい。これは市の工事だけではなくて、県の工事の流れを見ながら市の対応をしていただきたいと、県はそういうことは余りしないようです。ということでもありますので、そうされるのを期待します。

次に、建築が主ですが、以前は規模の大きいのは大手のゼネコンが入ってきたという事実がありました。不都合があったり、私も1回はただ安いだけじゃだめじゃないかと、物を落として納入ということもあったようではありますが、地元の業者とJB、ベンチャーを組んでやるということ、基本的には市長もそうしたいということではありますが、地元にもA社、わずか5社しかないというようなことで、非常に談合に絡んだようなふうになってもつまらないということで、非常に気を使っておられるわけではありますが、現在は私は単独ではないと見ておりますので、今後も先ほど答弁いただきましたので、この件はこれでいいと思います。

次に、入札制度の方法ではありますが、国、県、市町村と長年行われてきた指名競争入札ではありますが、談合という事件が多くなってきて、いろいろな方法を模索されているようであります。本市も一般競争入札、また公募型の受注、希望型指名競争入札、これを試行されたようではありますが、何件試行されて、

その結果が出たかお答え願います。

## ○ 財政管財課長（奥蘭正名君）

受注希望型指名競争入札のことでございますが、本市では予定価格5,000万円未満の土木一式及び建築工事の中から市長が指定する工事を対象としております。現在の中では、8月末の現在ですが、15件、受注希望型の指名入札を行っておりまして、A級が5件、B級が2件、C級が1件、D級が7件という状況でございます。

それと、地元の参加率でございますが、通常指名する場合8社以上ですが、一番大きいときで21社応募されているようでございます。その中で地元が14社という、大きな地元からの希望が出ております。

それと、平均落札率を見てもみますと、総合的には87%程度で、指名の、通常の指名よりも若干数字が落ちているという状況であります。

以上です。

## ○ 2 2 番（重水富夫君）

ただいまの答弁で、地元もたくさん参加し、そしてまた入札率も87%ということで普通より低かったということで、これでよしという結果ということになるかと思います。業者からしますとこの87%は非常に厳しい落札率じゃないかと思ったりもいたしますが、これももう競争の世界ですので、結果としてはまあよかったと。これを――21日も10番議員からも質問がありましたが、工事の完成度、ボランティアなどの地域貢献度を重視した総合評価方式の業者選定が重要ではないかということでございます。

業者の方々からもよく話を聞くものでございますが、つい最近22日、南日本新聞に「入札で総合評価方式を」ということで、「中央建設業審議会は、21日の総会で地方自治体が実施する入札の談合防止に向け、企業の技術力や施工実績など、入札価格以外の

要素も考慮した総合評価方式の推進を求める提言をまとめた」とあります。「これを受け、国交省は、近く総合評価方式の早期導入や評価対象となる工事の拡充などを求める自治体に通知する」そのうちに通知があるということではありますが、国交省の2006年度調査では、総合評価方式で公共工事を入札、契約したことがある自治体は都道府県では100%、政令指定都市では67%、市町村はわずか2%であるという報告があります。

総合評価方式と工事規模などに応じた適切な調達手段を活用する必要があるということで載っておりますが、私も全くそのとおり、今後大いに市もそういう方向性を見出し、こたえていくべきではないかと、このように思っておりますが、市長の今の考えを伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

この総合評価方式の導入につきまして、今ご指摘のとおり、国、県それぞれの割りで実施されております。

基本的には、それを会社におきます経営状況、またはそれぞれの地域に貢献度、その評点を、前もってその業者の評点を付けてる。それと、基本的には価格、この両面で最終的な決定ということがなされるというふうに思っております。

そういうことを含めまして、本市におきましても、本年度中に試行的に1件でもそのようなことを実施した入札制をやっていききたいというふうに考えております。

#### ○22番（重水富夫君）

ちょっと最後のところを聞き漏らしたんですが、県でもやっていくと言われましたか。市でもそれをやっていくと言われましたかね。

#### ○市長（宮路高光君）

本市で、1件でも実施できるよう努めてまいりますと思っております。

#### ○22番（重水富夫君）

ということは、試験的にそういう試行です

けれども、このクラスの格付が決まらないので、決まらないうちにできますか。

#### ○市長（宮路高光君）

このことにつきまして、格付ということじゃなくて、それぞれの評点、簡易の表点数があるわけです。その簡易の表点を持ちながら、先般も国土省の方が参りましていろいろと説明ございました。市町村実施する中におきましては、県・国土省のそれぞれの担当の方とも十分打ち合わせをしながら、試験的にでも実施していく方向の中でやっていくという回答もしておりましたので、なるべく19年度内で、これは本当にモデルか試験的になりますので、業者の皆様方にも事前にその動きについてはきちっと説明して実施をしていくような方向で進めさせていただきたいと思っております。

#### ○22番（重水富夫君）

よくわかりました。私も以前そういうことを市長にも質問したことがあります。地域の貢献度ですね、ボランティア、また、消防団員が何人いるから何点とかいうような、そういった点数ですね、先ほど、今答弁がありました。そういうことを重要視するようなことを考えている、試行的にやるということでもありますので、ひとつそっちの方はよろしいかと思いますが、公募型がされたんですけども、結果も出ました、こっちの方はどうされますか。

#### ○市長（宮路高光君）

今回公募型で実施をいたしました。公募型につきましては、やはり金額の、ある程度の大きな金額の中で公募型はするわけでございますので、ことしはもうないというふうに考えておきまして、来年以降どういう物件があるのか、物件の内容によっても、やはり公募型でいいのか指名競争がいいのか今の受注希望型がいいのか、それぞれ物件によってまた判断をしていきたいというふうに思っております。

ます。

**○22番（重水富夫君）**

はい、よくわかりました。

次に3問目、地産地消について教育長に質問します。

先ほど具体的に項目を挙げて説明いただきました。消費量については4万6,966キログラムだったということですが、私も数字を見て、おお、こんなにたくさん食べるのかなとびっくりしたようなことですが、18年の実績を見ますと全体で12.6%という購入してありますが、これについて市長、満足——市長じゃありません、教育長、満足な数字でしたでしょうか。期待がちょっと届かなかったのか、素直な意見をご答弁願います。

**○教育長（田代宗夫君）**

この数字が満足できるかどうかということですが、そういう意味ではなくして、当初、地元産米を取り入れましてから徐々に子どもたちの口の中に地元産米が入る量がふえてきつつあるということは、供給業者の皆さん、また我々給食をつくる側にとっても、そういう気持ちでやってまいりましたので、満足いくかどうかはわかりませんが、順調に来ていると考えております。

**○22番（重水富夫君）**

それから、19年度、今年度、幾らかふえますが、18%ということになるようであります。それと、20年度以降はどうかということにしますと、19年度とほぼ変わらない19.2%ちゅうことですから、2割ぐらいを全体的に考えておられるのかなと思うんですけども、私はこれを、せめて半分ぐらいでも持っていけないかなと、このように思うんですが、いろいろの問題点も指摘があったようでありますが、これらを全部解決できればしていただきたいと、このように思うんですが、ただ、今この時代の流れとして、無洗米、

これが今ちょっと流通しだして、スーパーあたりでは一般の人たちが非常に受けがいいようです。これについて我々も対策というのはないわけでありまして、環境にはそっちの方がいいということになっております。水を汚さないということですね。そして、労力も要らないということで、非常に、普通の米を無理矢理使っていただきたいということが申し上げられにくくなりつつある、今現状です。

しかし、この機械が大体2,000万円ぐらいするんです。2,000万円かけて精米機を買って無洗米を売るということは、地方では業者でもできません。今県に確か3つぐらい、経済連を初め3つぐらいしかありません。だから無理な話ではありますが、やはり食育、地元産米というような観点から、せめて半分ぐらいは何とか目標を持って頑張っていたきたいと、このように思うんですが、教育長、答弁お願いします。

**○教育長（田代宗夫君）**

先頃から給食会の米が、ことし4月からすべて無洗米になっております。そういう時代の流れとかいうようなものもあるかと思えます。そして先ほど、現在地元産米を食べているパーセンテージが出ましたけれども、大体地域別に見ますと、日吉町は使っておりませんので2割から3割という数字になっているのかなと思いますけれども、今、週に3回米を食べておりますので、せめて、週にまずは1回程度はどうなのかなと思います。

ただ、先ほどから問題が出ましたように、その安定供給という面とか、あるいは異物混入の問題、値段の問題、安全性の問題、いろいろありますけれども、そういう問題がクリアしてもう一つ問題が、米をパン業者の方に委託をして炊いてもらっているわけです。そうなりますと、先ほどの無洗米の件がやっぱりどうしても引っかかってまいりまして、業者さんにとってはできるだけ手間が省けた方

がいいわけですので、そのお米を持っていてもかなり厳しい今状況でございますので、どの程度までお願いができるのか、そういう問題も一方ではございます。

ただ、先ほどから言っておりますように、少しずつふやしていく方向では考えておりますので、その間にもろもろの問題等が少しずつ解決していけば、先はもっともっと明るくなっていくんじゃないかなと、そんなふうに思います。

### ○22番（重水富夫君）

非常に難しいといいますが、条件が今あるんですが、先ほどから答弁の中で、安定供給ができるかということがありました。これは、私も各地域の団体の方々とよく話をする機会がありますが、話している中で、もうこのくらいの供給ができんもんなどということで、量的な問題はもう絶対にといいぐらいに安定供給はできるということではありますが、異物混入、これが過去あったようではありますが、今は機械を通してみんなやっておりますので、これももう解決、私はできる、解決したと思っております。

それと、単価の問題ですね。これは何か東市来が340円ですか、伊集院が330円、10円開きがあるようですが、過去、東市来はもう四、五年前からやっておりますから、そういう値段設定ですときたんだろうなと思うんですけども、これは給食に納めるのはヒノヒカリ、一番いい米だということで、味がですね、ヒノヒカリで今全部やっております。給食会から来るのははなさつまです。ランクが一つ落ちます。味がちょっと落ちるはずです。品種的な面はそういうことで、一番いい米を入れろということで入れさせてもらっているわけですけども、その10円、あるいは2円の差ですかね、はそれ以上の価値があるんですが、これをどうしてもはなさつまの値段に合わせると言えば、私は生産者の

方々に相談したら可能なことだと思っております。

だから、価格の問題も解決する、異物の問題も解決する、安定供給も解決する、ただ無洗米という、一つ洗う米だということで、洗わないとの競争ができない、それだけの問題ですが、ここは先ほども言いましたけども、食育と、教育の現場と地元の米というようなことでの子どもたち、また先生方への、またそういった給食に携わっていらっしゃる方々への説明で、幾らか無理してるけどしてもらってるということで了解はできやせんだろうかと思うんですが、これが解決したら教育長、まあせめて半分ぐらいは出していただきたいと。

それと、日吉の0%ですね、これは0キロです。これは過去——何か聞いてみました——ちょっと事故までじゃないですけども、異物混入ですか、何かトラブルがあって、生産者と「ほんならもう入れんぞ」ということになった経緯があるそうです。そういうことでゼロになっておりましたけども、18年度から本市が取り組んだ中で日吉だけゼロということもちょっとおかしいんじゃないかということで、日吉の方に私が話をしたら、「それは解決すつで、いっきそえんしっくいやん」と、「市がそえんすつとならよかど」というような生産者の方々の話でございます。

そういう条件がそろえば、教育長、やはり今の数量、即引き上げてできるんじゃないかと私は思いますが、その辺についてお答え願います。

### ○教育長（田代宗夫君）

確かに、日吉町につきましてはそういうような事情がございましたので、そういう問題がクリアできたら使うことはやぶさかではないということですので、今後は日吉町についてはまた使用ができるようになっていくのかなと思います。

もう一つ、使用するに当たって——小出しにしているわけではなかったんですけども（笑声）——少し気になるんですが、給食会のお米は0.3%ほど強化米という米を独自で入れてございます。これは、ビタミンB1で、子どもたちに昔かけというのがありました、ああいうのをなくするための米を給食会の方で混入しております。大した額ではないんですけども、240キロ当たり大体2,900円ぐらいの経費がかかるみたいで、伊集院については、大体その強化米をまた別に別途入れているようであります。

これは細かいことですが、そういうもろもろのことで、金額面におきましては少々、先ほどおっしゃったようなことは、あとは保護者がどのような理解をされるかですけれども、やはり地元のつくったお米ということで、少々なことではそう問題はないかなとは思っておりますが、やはりいろんな保護者のご意見等も聞かなきゃなりませんので、これで終わりということじゃなし、今後できる限り少しずつでもふやしていきたいという気持ちは持っておりますので、そういう気持ちを酌んでいただきたいと思います。

#### ○22番（重水富夫君）

栄養バランスを考えたところの強化米ですね、添加物として強化米を入れておると、給食会のは入ってますよということですので、今後もし地元産米で、対応でずっとふえるようであったら、コストがかかってもその分だけは生産者の方に見てもらおうというようなことでそういう対策をして、私はまたそうするのが当然だと思います。

そういう条件さえ整えば、今後そういう量的なものはどんどんふえていくということで、理解でいいですか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

私どもはいいんですが、先ほどもう一つ気になる部分が、業者の問題ですね。委託業者

との、あとまた相談というのが残っておりますので、ここでは確定的なことは申し上げられませんが、そのような方向には努力はしたいと思っております。

#### ○22番（重水富夫君）

まだ去年から本市の場合はスタートしところで、各地域まちまちであるようでございます。東市来はもう以前からやっておりましたから、ある販売所を通じてそこで全部割り振りをして、スムーズに発注、受注しているわけですが、その辺は、今後各地域統一した組織体を構築しながら対応していくようお願いをしようと思っておりますので、そういうことができればそのようにしていただきたい。ただその確認作業でいいです。

#### ○教育長（田代宗夫君）

努力をしてまいりたいと思います。（笑声）

#### ○議長（畠中實弘君）

次に、5番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔5番坂口洋之君登壇〕

#### ○5番（坂口洋之君）

3日目の午後の質問ということで、一番眠たい時間だと思います。後に大トリ議員が後ろに待たれておりますので、明瞭に質問をしてみたいと思います。市民の方からの声を参考に、市民の声を少しでも議会に反映させたく、社民党の議員として、通告に従いまして質問をいたします。

1点目でございます。地球温暖化の問題について質問をいたします。

今、新聞、テレビなど、連日のように地球の温暖化の問題が指摘され、ことしも日本を初め世界各地で異常気象が発生し、多くの命が失われ、また、さまざまな災害が起きたようでございます。

最近、鹿児島県内では台風が発生し、県内にこそ接近しませんでした、その影響は東

北地方では集中豪雨による災害、9月も半ばを過ぎようとしているのに、1週間ほど前には35度を超える日がありました。また、この夏では35度を超える日が続出し、北関東では40度を超え、観測史上最高の国内気温を更新した地域もあったようでございます。

その一方で、ことし初めからの真昼の気温が、暖冬の影響で冬を感じさせない暖かさでした。この影響はさまざまな分野で問題を巻き起こした感じでした。

今、地球温暖化の影響が世界各国で指摘されております。さきの6月議会においても、14番議員が今の温暖化対策の問題点を含め、市長に対して質問をしてまいりました。今後、この温暖化の問題は、平均気温が上がるだけではなく私たちの日常生活においてさまざまな影響をもたらします。南極、北極の氷が確実に溶け、近い将来なくなるとまで言われております。この温暖化の問題点については国家的なプロジェクトでございしますが、まず一人一人が意識を持ち、国や地方自治体、個人一人一人が環境問題を真剣に取り組む必要が大事ではないかと思ひ、ことしは質問いたしました。

京都議定書により、温室効果ガスの排出量を1990年代に比べて日本は6%削減しなければならないと言われておりますが、それどころか8%も増加させているという現状がございします。そういう意味でも一刻も早い取り組みが求められています。そういう意味を含めて質問項目を述べさせていただきます。

1つ目に、地球温暖化の現状について市長の見解を伺います。

2つ目に、温暖化により日本の平均気温が100年間で、日本で1.6度上がっています。ことしも猛暑が9月の半ばを過ぎても続いています。今温暖化が進めば、本市にとって今後どのような影響が予想されるのですか。

3つ目に、温暖化については身近なエネル

ギーの削減が必要でございます。本市での省エネの取り組みについてどうなのかお尋ねいたします。

4つ目に、これからの温暖化に向けて市としてどのような対策を計画し、市民をどのように啓発していくのか。

2問目の質問をいたします。

私の住んでおります朝日ヶ丘団地の公営住宅の方から、駐車場にナンバーを取り外した車が長時間にわたり放置されているという連絡がございました。ガソリンを積んでいるかもしれない車が長時間にわたって放置されている、この住宅に住んでいる方かもしれないが、何かあったら問題でございます。また、伊集院地域の別の公営住宅の駐車場にも、パンクした放置自動車などの同様のケースが見られます。これまでも山林などで放置自動車があるケースが見られましたが、最近では人通りの少ない道路や高速道路の高架下などにも車両が放置されるような、そういったケースがございします。日置市の実態とその対策について伺います。

1つ目に、市内各地に放置自動車はどの程度あると推測されているのでしょうか。

2つ目に、放置自動車撤去に向けた取り組みを市としてどうされているのか。

3つ目でございます。今回私は、公営住宅の駐車場の放置自動車の問題を取り上げたわけでございますが、市の管理施設と言われております公園、公営住宅、市有地の駐車場や空き地など、放置自動車の状況はどうなのか、また、所有者への啓発はどうなっているのかお尋ねします。

項目は変わりますが、これまでも4番議員や26番議員なども指摘してございましたJR伊集院駅前の一時利用駐車場について質問いたします。

私もよくJR伊集院駅を利用して鹿児島市などに行く機会が多いわけでございますが、

本来30分程度の利用ということですが、一時利用駐車場は多くの利用者がJRを利用するためや、中にはこの一時利用駐車場に止め、相乗りして出かけるケースもあるようでございます。特に夏休みなどや休日などは、マナー・モラル違反の車が多く、本来一時利用するための車が利用できないような、そういったケースもあります。

このことについてどう考えているのか。また、計画などをされているようでございますが、改善がイタチごっこのようであると、前回の議会の答弁でもございました。市としての考え方をお聞きしたいと思います。

3点目でございます。公立保育園の今後の運営について質問いたします。

さきの6月議会においても質問いたしました。今回もその後の市の対応について確認をしながら質問をさせていただきます。

一つ目に、公立保育園在り方検討委員会が3月から開催されております。現在の状況とその中身はどうか、また、委員からどのような意見が出たものかお尋ねします。

2つ目に、9月21日に保護者説明会が実施されたようでございます。その内容と保護者の意見はどうであったのか、状況についてお尋ねいたします。

3つ目に、さきの6月議会では、今後のスケジュールについては年度内に結論を出したいという答弁でございますが、今後のスケジュールについてどのように考えているのかお尋ねいたしまして、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の、地球温暖化と今後の温暖化対策についてということでございます。

1番目でございますけど、ご承知のとおり地球温暖化は、大気中の二酸化炭素が温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って

太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部が、バランスを超えて温室効果ガスに吸収されることによって地表面の温度が上昇する現象でございます。

急激な気温の上昇に伴い、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、また、豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、生態系への影響や砂漠化への進行、農業生産や水資源への影響、マラリヤなど熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性があると考えております。

2番目でございます。世界中でこうした問題が既に深刻化しており、本市におきましても局地的な集中豪雨や農林水産業における生産量の減少、気温上昇による消費電力のさらなる増加、熱中症患者の増加など、私たちが生活する上でさまざまな被害をもたらすと考えております。

3番目でございます。省エネルギーの取り組みについては、地球温暖化防止の観点から国を挙げて取り組みを進めているところでございますが、日置市の状況といたしましては、市役所という事業所として、昼休みの照明の節減や冷暖房機器の温度管理、クールビズの導入などに取り組んでいるところでございます。

今後、市民の皆様への積極的な広報を行いながら、通勤・通学時の公共交通機関の利用の促進など具体的な施策に取り組み、温暖化防止に努めてまいりたいと考えております。

4番目でございます。温暖化防止のためには、今述べたようなことのほかにも、ごみの分別徹底による焼却量の削減、また資源の有効活用の促進、地球温暖化問題に対する情報提供や環境教育の実践など、多くのことが挙げられます。

一人一人が温暖化防止の一翼を担い、それが大きく波及していくよう、市としてもさまざまな施策の検討を重ね、市民へ啓発し実践

できるよう、今後も研究を重ねてまいりたいと考えております。

2番目の、市内における放置車両の撤去と市営一時利用駐車場の利用マナーについてということでございます。

放置自動車につきましては、解体業者等がリサイクルを目的に一時保管しているものを除いて、大規模な放置状態にあるものはないと把握しております。ただ、道路や個人の敷地内など放置したままの自動車は幾らかございますが、実数については把握しておりません。

2番目でございます。平成17年1月に自動車リサイクル法が施行された以降は、車の所有者が新車購入時や車検時、あるいは廃車時に支払ったリサイクル料金により、リサイクルされるシステムになっております。

また、取り引き業者やフロン回収業者、解体業者はいずれも県への登録もしくは許可が必要であり、リサイクルを適正に行わない関係業者については都道府県知事の指導、勧告、命令がなされ、悪質な業者には登録もしくは許可の取り消し処分がなされております。さらに、無登録、無許可業者へは罰則もございます。

放置自動車につきましては、車の所有者が放置してある土地の所有者が、みずからの責任において処理することが原則となっておりますので、県との連絡を密にしながら指導していきたいと考えております。

市有地については、放置自動車はありません。また、公園内における放置自動車につきましても過去にありましたが、所有者に通知し撤去させ、現在はありません。

ご指摘ございました公営住宅につきましては、放置自動車が本庁団地内で4台（前田平1台、八久保1台、下神殿1台、朝日ヶ丘1台）このうち所有の不明なもの1台。また、日吉支所1団地、五丁田団地でございますけ

ど、5台を確認しております。

一般住宅では、吹上支所1団地で1台所有の確認されていないものがあります。

最近公営住宅の2団地において、2台の所有者確認を行い撤去させておりますので、今後も、所有の確認されている4台については文書で本人通知をし、所有者不明なものについては車体番号等を関係機関に照会し、所有者が確認されたら早急に撤去するよう指導していきたいと思っております。

伊集院駅前一時利用駐車場については、乗降客の送迎と駅利用を対象にして30分以内の駐車としていますが、長時間駐車している車両に対しましては、職員が定期的に巡回、チェックして張り紙をするなど、警告しております。

平成18年度は113台の車両に対し、平成19年の9月まででございますけど、49台の車両に対して張り紙による警告をいたしました。利用される市民の方々にマナーの改善を呼びかけるとともに、駐車場のあり方については、駅の西側市有地の計画等も含めて検討をしていきたいと考えております。

3番目の、公立保育園の今後の運営についてご質問でございます。

1番目でございますけど、公立保育所在り方検討委員会において、本年3月に第1回の検討委員会を開催し、設置に至った経緯、趣旨、公立保育園の現況等について説明を行い、第2回は、6月に本年4月から民営化実施された阿久根市の先進地研修視察を実施しております。このことから、10月に予定しております第3回の検討委員会から具体的に協議をしていただくこととしているところでございます。

2番目でございます。保護者説明会については、3公立保育所など8月17日に開催し、日置市立保育所在り方検討委員会の設置の趣旨説明等を行い、保護者の皆様方のご意見を伺

ったところでございます。保護者からは「なぜ民営化なのか具体的な目的を知りたい」と、「現場を見てほしい」「民営化で保育士が変わることにより、子どもや保護者が犠牲になるのでは」「民間になり、経営者が変わると心配である」、「地域として公立として残された方が活性化が図られるのではないか」「財政難ばかり取り上げられ、保護者が置き去りにされている」「公立と私立の迅速性について」などの意見が出されております。

また、「私立の方が保護者に対して気配りがあって、極力負担をかけないようにして、民営化に賛成」という意見も述べられております。

このほか、民営化により保育所に勤務している職員がすべて変わるなどの不安については、ある程度の引き継ぎ期間を設け、新旧保育士合同による保育をするなど、子どもへの負担軽減を図ることが必要とされること等を説明し、理解を求めたところでございます。

民営化については、今後も市の考え方を在り方検討委員会などを通じて保護者の皆様にお示しをし、ご意見をお聞きしたいと考えております。

先日21日の日に中央公民館で3保育所の合同の説明会も開催をさせていただきました。

今後のスケジュールについては、3回程度の検討委員会の開催を予定していますが、平成19年度中に提言報告書を提出いただくようお願いしているところでございます。

以上で終わります。

#### ○5番（坂口洋之君）

最近環境問題、大きくクローズアップされているんじゃないかなと思ってます。

来年の洞爺湖サミットも環境問題を主要課題に環境から——（発言する者あり）すいません、来年開かれます洞爺湖サミットにおいても環境問題を主要課題に各国が議論されるということです。

また、最近テレビなどを見れば、盛んに環境の問題に対しての啓発活動がされて、私たち一人一人も環境問題に少しは認識が出てきてるんじゃないかなと思う反面、実際自分たちがどういった行動をすればいいかということになると、なかなかまた理解しがたい点があるんじゃないかなと思っております。

先ほどの答弁がございましたので、随時質問してまいります。

近年地球温暖化の問題は世界規模になってまいりました。これまで省エネと言われ、私たち一人一人が自覚を持たなければならないと思いながらも今一つ実感がございませんでした。近年の異常気象、急激な南極と北極の氷が溶け、アルプスなどでも水が溶けてそれが洪水になっているという、そういった世界的な気象状況の変化がございまして。また、この気象状況の大きな変化について市長はどう思われるのかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

大変高度な質問でございますけど（笑声）、基本的にはこの環境問題、今お話のとおり一人一人ここをとという部分もございまして、やはり世界的に、どうそれぞれの国が基準を守っていくのか、きょうも国連の会議の中で、いろいろテレビでも報道ありましてとおり、先進国、後進国、それぞれ意見の対立といたしますか、相違があるということは認識しておりますけど、やはりこれは世界の国連の場の中できちっとしたことを進めて、またこのことをそれぞれに各国がそのことを守り、また国として県、市町村、そういう一つの手順をしていかなければならないというふうに認識しております。

#### ○5番（坂口洋之君）

ことは大きな台風がなく、時折集中豪雨がありまして、鹿児島県の農産物に関しては薩摩地方は比較的被害少なかったんですけども、7月の前半に大隅半島から東九州にか

けて台風が接近しまして、そちらの方の農産物にとっては大変被害があったようでございます。

先ほど答弁の中で、今後温暖化が進めば特に日置市でも農産物の影響が出てくるという、そういった答弁がございました。

私も、この前テレビを見ておりましたら、米の方が、本来米というのは冷夏か大雨が発生すると比較的収穫が非常に悪くなる現状があるんですけども、最近やはり米に関しても地球温暖化の影響が出てきているという、そういったことでした。

かつて1980年代九州の稲作においては、8割以上が1等級の米ができてたということです。しかし最近は温暖化が進んで、そのことによって高温の病気が発生したり、また虫が発生したりしまして、米の収穫高が非常に悪くなって、収穫高というよりもむしろ米の質が非常に落ちているという状況を述べていました。

かつて、九州管内は8割近くが一等米でしたけれども、現在では2割程度まで落ちているということです。そのことに関連するんですけども、さきほどの答弁で、農産物の生産量や品質に、日置市でも影響が出てきているということなんですけれども、具体的にどういった状況なのか。また近年、平均気温が非常に上がっているということを指摘されておりますけれども、日置市の状況はどうかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、通常の気象状況の中の稲作の1等米比率でございますけど、70%から80%ということでございますけど、ことしの異常気象の中におきましては、私どもこの日置市の、今の時期は早期でございますけど、早期だけでございますけど、約7.2%と10%も満たないというのが状況でございます。

今後この普通作がどれぐらいの比率になるのか、ちょっとまだ見当つかないところでございますけど、早期米につきましてそのような状況で、ことしにおいても大変大きな影響があったというふうに思っております。

#### ○5番（坂口洋之君）

ことしは早期米が、答弁があったとおり1等米が7.2%しか収穫できてないという状況です。今後稲刈りシーズンになりまして、ことしの温暖化の影響が非常に私も心配されるところでございます。

全国的にも稲作に関しても大きな影響出ておりました。かつては北海道地方などでは米作に適さないということだったんですけども、ことしは地球温暖化の影響でことしの夏の平均気温が4度上がったということで、北海道方面は豊作と同時に品質のよい米ができていたということございました。

その一方、本来稲作の一番適しているという新潟県の米どころなどは、平均気温が4度上がったということで、生産量そのものは大きくは落ちてないんですけども、品質が着実に落ちているという状況でございました。

私もちょっと調べてみたんですけども、将来的には日本の稲作というのは4割程度落ちてくるんじゃないかと思っております。そういった意味でも、日置市は農業が主力産業でございます。今回米のことを言ったんですけども、さまざまな野菜類や果樹類も、今後温暖化によって影響がございます。

そういったことを含めて、やはり今後日置市としても、平均気温が大きく変化するわけでございますので、やはり農林水産省や県などと連携し、またJAなどと協力しながら、今後予想される地球温暖化について連携を図りながら、そういった温暖化対策、農家の安定的な所得と安定的な生産量、また自給生産力を確保するためにも温暖化に強いような、そういった農業を取り組むような考えをする

べきではないかと思いますが、そのことについてどう考えているのかお尋ねします。

**○市長（宮路高光君）**

特に温暖化におきまして、水の不足を含め、また虫の発生、そういういろんな栽培上におきます要因がございます。適宜指導員を含めまして、私ども市内におきましても農協、また普及員、そういう農業技術者の皆様方とも十分技術的な提携をしながら、農家の皆様方に事前指導をしていきたいというふうに考えております。

**○5番（坂口洋之君）**

先ほど市長が述べたとおり、農業技術の温暖化に向けた進歩が必要だと思っておりますので、十分な対応をしてもらいたいと思っております。

省エネの取り組みについて質問をいたします。

日置市も、昼間の消灯や温度管理とかそういったことを取り組まれているようでございますけれども、さきの6月議会の中で14番議員が質問されたと思っておりますけれども、水熱光費の決算ベースの消費量について、前年比の4.5%の削減目標があって、市長の答弁としては非常に難しいという答弁でございますが、ことしも非常に暑さが厳しくなっておりますので、消費量にとってなかなか削減について非常に難しい面があったかもしれませんけれども、現状はどうだったのか、また、今年度の見通しはどうかお尋ねいたします。

**○財政管財課長（奥蘭正名君）**

今の庁舎の電気使用量の比較でございますが、本庁舎しか今数字が上がっておりませんが、7月で16.27%、8月で17%アップという状況でございます。

**○5番（坂口洋之君）**

削減を目標にしてたんですけど、結果としては昨年に比べて約2割近く消費量が上がっ

ているということです。確かに昨年に比べて非常に暑さがもう全然厳しくなりますので、当然28度の温度設定ということを考えれば消費量を大きくするしかないという、そういった現状がございますけれども、やはり残り3月までありますので、少しでも消費光熱費を削減するような、そういった努力をしていただきたいと思っております。

当然ながら、職員に対して啓発をされるということなんですけれども、やはり私たち議員もこの消費電力の削減を心がけないといけないと思っておりますけれども、やはり職員一人一人がこの環境問題やまた省エネについて、積極的にかかわりを持たないといけないと思っております。

そういった意味でも各係、各担当課に、例えば省エネについてワーキンググループなんかをつくって具体的に職員みずから省エネへの取り組みといった細かい行動計画などを策定する必要があるんじゃないかなと思っておりますけど、そこら辺の考え方を市長にお尋ねいたします。

**○市長（宮路高光君）**

それぞれ、今各課におきまして課におきます課題解決ということでテーマも決めております。特に今エネルギーにつきましては各課それぞれ共通することがございますので、まずは総務課通じた中におきまして共通認識の中で各課のそれぞれの省エネルギーの取り組み方についての勉強会、また、今おっしゃいましたようにワーキンググループ等におきます提案、そういうものをしていきたいというふうに思っております。

**○市民生活課長（桜井健一君）**

具体的な職員の啓発につきましてでございますが、今庁舎内で職員の、まずごみの分別、こういうものを徹底していこうということで、紙類の使用それから自分で出したごみの分別、こういうものなどを各課確実にを行うように、

また自分で出したごみについては自分で処理するという事は基本でございますので、家庭に持ち帰って処理する、そういうようなことも、職員の中で今後実際に行うようお願いをしているところでございます。

以上でございます。

#### ○5番（坂口洋之君）

市役所も細かい省エネ活動に取りかかっているということでございました。

私、先月鹿児島県の大崎町に行っていました。ここは菜の花プロジェクトとかごみの分別とか、最新の取り組みをする自治体なんですけども、大崎町も今回平成の合併にあつてとりあえずは単独でいくということで、非常に厳しい財政状況でございました。合併しない以上は、当然ながら大幅な経費削減を役場全体でしないといけないということで、省エネへの取り組みに積極的に取り組んでおりました。例えば、職員の電気ポットの使用禁止、職員の飲み物持参、全館空調を改め、各部屋にスイッチのついた省エネ空調にするというこまめな対策をしたことによって電気使用量がことしは大幅に削減されたということでございました。

本市も500人近い職員がおりますので、なかなかすべてのことについて取り組むということは難しいかもしれませんが、やはり少しでも、省エネに対しての意識の向上と積極的な取り組みをしていただきたいと思います。

また、市民向けの取り組みとしまして、ちょっと先週の南日本新聞に載ってたんですけども、大崎町が家族3世帯で、家庭での電気使用量の削減率を家族3世帯1組で競う省エネ家族応援プランというのが実施しております。先週の南日本新聞に細かい内容が載ってたと思うんですけども、削減を家族単位で実施して、昨年に比べてどのくらい削減されたということで各家庭が消費削減について

取り組むと同時に、各家庭で省エネルギーに対してのいろんな取り組みをしたことが載っております。そういう意味でも、鹿児島市も同じように市民同士が昨年に比べてどの程度消費電力が減ったということを競うような省エネの取り組みを実施しております。鹿児島市や大崎町も実施しておりますので、日置市としてもそういった身近な家庭でできるような省エネへの啓発活動をする、そういった事業を考えていないのかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今、具体的に家庭で実施するという一つのプランを持ってないわけでございますので、今ご指摘がございましたとおり、先進地等におきます事例等も検証させていただき、また市民ともどもこの省エネルギー問題に取り組んでいきたいというふうに考えております。

#### ○5番（坂口洋之君）

今後、市民課長もあちこち行っている環境問題について知識を得られていると思いますので、先進的な事例を見ながら、本市でできるような事業を積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

本市も、空調機を5時で使用禁止ということで、遅くまで残っている職員にとっては非常に蒸し暑い日が続いたんじゃないかなと思っております。また、昼間の電気などの電気の自粛と、紙使用についても裏表使用ということで大変評価できるわけでございます。

さきの議会でも、14番議員がやはりもっと環境への具体的な取り組みとして、ISOなどをストックするような考えがないかということでございますが、市長の前回の答弁では、市長はまだそういった考えはないということでございます。ISOの取得というのは金額的に確かに費用面がかかるということを私も認識しているわけでございますが、これから国が環境問題について本当に予算措置をとって積極的に取り組んで、また地方自治体

にも協力を求めていくわけですが、日置市も環境自治体会議に加入しておりますので、ISOなどを取るような、そういった積極的な取り組みを考えいく必要があるんじゃないかなと私は個人的には思うわけですが、市長の答弁をお聞かせ願いたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

今後、このISOがいいのか、それぞれ自治体、環境自治体の中でも取り組み方の手法が違っておるようでございますので、ほかの部分も含めて行動を何かしていきたいという考え方を持っておりますので、また担当課を含め、それぞれの計画プランというのをつかっていきたいというふうに思っております。

**○5番（坂口洋之君）**

先ほど、6番議員も環境基本計画のことについてちょっと質問したようでございます。

1995年に環境基本法という法律ができて、その後、その後に附帯する法律として環境基本計画、環境基本行動計画、あと率先行動計画というものを各自治体などで設定されているようでございます。私は先月、鹿児島市の環境問題を調べにまいりました。鹿児島市は中核市なんですけども、非常に環境問題については熱心な自治体だということを聞いております。例えば、鹿児島市の場合は平成9年に環境基本計画の策定を始めまして、3年間にわたりまして環境問題の市民意識調査、また自然環境保全の審議会や公害対策の審議会などということを設定しながら、一般市民を含めてワーキンググループをつくりながら3年間にわたって環境基本計画を策定されたようでございます。

鹿児島の場合は、都市部ということで、屋上緑化のこととか環境にやさしい物品購入、また、環境にやさしい車両購入、公共工事への環境対策を実施しているような建設業者に対しては入札にポイントが加算されるような、

そういった具体的な中身になっているようでございます。日置市も、平成19年から20年度にかけて環境基本計画を策定される予定でございますが、こういった考え方、また、日置市の特色としてこういった中身なのか、わかる範囲内でお尋ねいたします。

**○市民生活課長（桜井健一君）**

お答えいたします。

今議員がおっしゃいましたとおり、本年度、それから20年度2カ年かけて計画をいたしておりますが、まず現況の調査ということで、現在日置市が置かれている環境的な現況というものを調査をいたします。で、それに基づきまして各種ヒヤリング等も行いますが、CO<sub>2</sub>の排出量調査、それからほかの温室効果ガスの排出調査等も随時行う予定でございます。それから、どういう方々にこういう環境調査あるいは計画をつくるに当たって参加していただくかということも大事なことだと思いますので、特にアンケート調査、こういうのをいろんな市民の方々に行いますが、ワークショップとして一応市民の方々に公募をしまして、大体20名程度、日置市の中にもいろんな環境についてご意見持っていらっしゃる方、非常に関心を持っていらっしゃる方、いらっしゃると思いますので、そういう方々に参加をしていただいて、実際にこの計画というものを実のあるものにしていきたいと思っております。

日置市は、ご存じのとおり都市部それから山間部それから水資源に非常に恵まれているところ、いろんな環境、優れた環境もたくさんございますので、そういうものをどうやって残していくか、そういうところを中心に、今後こういう計画もしていきたいというふうに思っております。

終わります。

**○5番（坂口洋之君）**

今後20名程度の委員を選定して環境計画

をつくるということでございます。多くの市民の方が環境問題に関心があります。その反面、今どういった現状なのかということをやはり知らない方も多いという現実がございます。例えば、環境基本計画を作成するに当たって若い方の意見ということで大学生を入れたりとか、また環境問題に熱心な方も非常に多いわけでございます。また、日置市内でも、大きくはなくても小さな環境のボランティア団体などもございますので、そういった意向を反映しながら、開かれた環境基本計画を作成するような中身にしてもらいたいのでございます。

と同時に、やはりこういった環境問題をみんなが取り組むような時代ですので、例えば環境問題をいろんな会に行つて説明をしたりとか、省エネの取り組みなどの啓発活動も含めて、市民に対して行事などを通して啓発をしながら意見を聞くような、そういった設定もしていく考えはないのかお尋ねいたします。

**○市民生活課長（桜井健一君）**

お答えいたします。

今我々の方では、公民館講座とかあるいは公民館の出前講座、それから各種団体等から特にごみとか環境の問題、こういうもので講師あるいは資料がほしいというような要請がございましたら、いつでもお受けして出かけてお話をすることにしておりますので、そういう機会がありましたらぜひこちらの方にも声をかけていただいて、こちらの方も出向いてお話をさせていただきたいと思っております。

**○5番（坂口洋之君）**

この問題も当然大事ですし、また、先ほど4番議員がごみの問題について質問されましたけども、やはり少しでも私たち一人一人が環境について認識をするような取り組み、私自身もちょっと勉強不足の点がございまして、少しでも環境について取り組むような行

動をしてみたいと思っております。

2つ目の質問……

**○議長（畠中實弘君）**

はい、ここでストップ。（笑声）ここでしばらく休憩します。次の会議を14時20分とします。

午後2時10分休憩

---

午後2時20分開議

**○議長（畠中實弘君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○5番（坂口洋之君）**

放置自動車のことについて再質問させていただきます。

先ほど答弁の中において、日置市の公営の駐車場には伊集院地域で4台、日吉地域で5台という答弁がございました。2005年に自動車リサイクル法という法律ができて、所有者と自動車メーカー、回収業者、輸入業者ということで、その位置づけがはっきりしました。それ以前は無料で自動車の回収というのは行われたようなんですけれども、それ以後有料で回収が始まったということでございます。有料が始まったことによって、車の廃棄料を払いたくない方があちこち駐車場、あちこちの山とか道路とか、また悪質なのは公共施設の駐車場なんかには放置するようなケースがございます。

先月は奄美市が回収した自動車を、業者さんが倒産したということで500台ぐらいの放置自動車があったということで、1,000万円ぐらいの予算をかけて奄美市は回収したようでございます。全国的にこの放置自動車の状況を見回しますと、やはりいろんな自治体で非常にこの問題については悩んでいる状況でございます。日置市の数からいきますと、数的には比較的少ないのではないかなと思っておりますけども、今後やはり、放置自動車があちこちに放置されるようなケースがござ

いますので、基本的な自動車の管理というのは県が管理するわけですが、やはり市としても十分把握して、また、公共の駐車場などに放置自動車がないような取り組みを実施していただきたいと思っております。

そして、J R伊集院駅前の利用駐車場のことで再質問をしていきたいと思っております。

今回伊集院駅の市営駐車場の件なんですけれども、まず、この駅前一時利用駐車場の設置の目的、また利用方法について、先ほど答弁があったのかもしれませんが、市としてどう考えているのかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には伊集院駅に一時的に利用をする方々に対する駐車場と、基本的に30分以内ということを中心に考えております。

#### ○5番（坂口洋之君）

私も、一時利用駐車場ですので、J Rの駅に切符を買いに行く方とか駅近辺のお店に買いに行く方で、30分程度の利用が当たり前だということを私は思うわけでございますけれども、実際は本当に多くの車が長時間駐車です。さきの議会でも4番議員が、そこをコイン駐車場にしてはどうかということなんですけれども、現実的にコイン駐車場というのは、一定の利用が見込めて初めて業者が設置に踏み切るわけでございますので、現状のように本当に一時利用だけの駐車場ではかえって市が負担をしなければならないということをおっしゃってまいりました。

駅前利用駐車場、日置市の正面から左側に駅の市営の月極駐車場があるんですけども、やはりそこの方々からも大きな不満がございました。利用駐車場の声として毎月3,500円を払う一方で、通勤時間帯には一時利用駐車場に車を駐車し、当たり前のようにかばんを持って駅に向かって通勤されるサラリーマンの方や学生さんがいるそうです。送迎用という一時目的であるとはいえ、本来の目的に利

用されていないケースがあるということ指摘されました。

また、日置市の市営駐車場を今申し込んでも、非常に申し込みの方が多いということで利用できない方がございまして、日吉の学生さんの方も、利用したいんですけども、いっぱいということで、駅から5分ぐらいのところには駐車をして、そこからいつも通っているということでございます。

みんな駐車場を待つ方もバスを利用したり、また家族の方に送ってもらったりして、いろんな努力をされている一方で、駅の送迎という目的なんですけれども、送迎の多くが駅のバス停近くにとめる方が多くて、実際送迎に使われる方は非常に少ないという、そういった不満の声がございました。そういった市民の不満の声に対して市長はどう考えておられるのかお尋ねします。

#### ○市長（宮路高光君）

今回、18番議員の方も質問出ましたけど、自由通路を含めた利用の状況、東西口を含めて、今後このことも十分検討した上の中におきまして、今西側にございます市立の駐車場、基本的には財政的な負担も十分考慮しながら、またそこで出てくる使用料の問題、また周辺部に駐車場等、民間の駐車場がございまして、この民間の駐車場をどう圧迫しないのか、やはりそこあたりの部分の整合性というのを今後十分検討した上で、この整備というのを図っていきたいというふうに思っております。

#### ○5番（坂口洋之君）

今後、西口整備のことが当然出てくるかもしれませんが、J R伊集院駅の利用者は、特急がなくなることによって、利用者も非常に減少しているということを聞いております。その一方で、鹿児島中央駅ビルなどが開業して、その近辺の雇用が非常にふえたということで、ビジネスマンや若い方が非常に駅の駐車場にとめながら通勤したいという、

そういった希望があるようでございます。

日置市の市営駐車場、4月の時点では40台ぐらい待っているという、そういったことを聞いたんですけど、さっき伊集院の徳光軒の前に大型マンションができたことによって、そこの駐車スペースもなくなったということで、非常に駐車場が不足だということを知っておりますけれども、現在の日置市の市営駐車場のニーズと、どの程度現時点待機されているのかお尋ねいたします。

#### ○財政管財課長（奥蘭正名君）

伊集院駅の西側の駐車場の件ですが、収容台数としましては127台の確保をしておりますが、今現在満杯の状況でございます。そして予約待ちが9月10日現在で54という状況でございます。

#### ○5番（坂口洋之君）

駐車待ち者が54台ということ。ある方が、4月に申し込んでいっぱいだったら、3月までなかなかあかないという、そういったことを言われております。

今、一時利用駐車場に関しても、長時間駐車される方も非常に多いです。私も今回調べにいて細かいことを伝えなかったんですけども、時間がちょっと限られてきていますので伝えておりませんが、朝とめましたら、ほとんど夕方までとめる状況もございます。特にこの土日の一時利用駐車場のマナー違反が非常に悪いです。もう10時ごろ行くと駅に人がいない、キヨスクに人がいないにもかかわらず駐車場が満車状態でございます。市も時々啓発の紙を張られているという、そういった努力も私もわかるわけでございますけれども、本来の一時利用という駐車場の役割が大きく崩れてしまって、モラルの悪さをすごく実感するわけでございます。

私の考えとしては、今50台も市営駐車場を待っている状況を考えれば、一時利用駐車場を一時的に貸す役割は私はもう終わったん

じゃないかと思っています。現在16台の一時利用駐車場がございますので、その駐車場も今後市の月極駐車場という形で利用することが、私はもう財政的にもよいのではないかなということをご提案するわけでございますが、そのことについて市長の考え方をお聞きしたいと思っております。

#### ○市長（宮路高光君）

この一時利用の問題を含めて、もう一つ駐輪場、この自転車の問題、これも基本的にあの状況を見まして大変満杯な状況でございます。これはもう特に子供たちが使用する、自動車の場合は大人の方でございますので、この確保というのをやはりそこあたりも、ただ自動車の駐車場じゃなく、この駐輪場の確保、このことも必要であるというふうに考えておりますので、この場所の問題を含めまして、両方の中で一時的なものを廃止して有料の自動車決めをすればいいのか、あそこも駐輪場にして開放するのか、両方ありますので、もう少しちょっと時間をいただきながら、このことは検討させていただきたいと思っております。

#### ○5番（坂口洋之君）

市長が駐輪場も満車だということを言われております。当然駐車場の西口の整備が始まれば、またその敷地もどう変わるかわかりませんが、やはり市民の声の中には、この一時利用駐車場が本来の目的に利用されていない。まじめに利用をされる方がばかを見ないような、そういった市としての駐車場政策を今後とも取り組んでいただきたいと思っております。

保育園の民営化も本日も一般質問させていただきます。

6月議会でも私はこの保育園の民営化の問題について質問いたしました。財政がどこも厳しいということで民営化が進んでいるという、そういった状況も私も十分理解しており

ます。また、議員の方でも民営化すべきという方も非常に多いということ私自身も感じているわけですが、さきの答弁の中で市長は、公立の保育園に出している方は全体の1割しかいないから、大きな影響はないということをおっしゃったわけですが、その1割の保育園を出している方々が、やはり民営化することによって、現在の保育水準を維持できないのではないかと、そういった心配があるわけですが。

9月4日に、同僚議員3名とともに保護者会の方々と一緒に保育園を今後とも公立で運営してほしいという形で申し入れをしたわけですが、市長も紙面、文書を読まれたと思います。今回のことについてどう思われるのかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘いただきましたとおり、もう今保育をする公立におきましては1割程度ということで、9割以上の方は私立の方にお出しして、それがそれぞれの保育水準といいますか、比率に出したからこの水準が悪いということだったら、恐らくまだいろんな大きなお声が上がっているというふうに思っております。既得権の中におきまして今公立の方に出している方、この方についてはやはりきちんと説明は十分し、またご理解をいただくような手段をとっていかなきゃならないと思っておりますけど、今後3つの園ございますけど、基本的には段階的な形の民営化になってくるのかなと。一時的に全部一緒にするということも大変なことでございますので、最終的な答申がどういうふうに出てくるかわかりませんが、保護者の意見の中には、公立であるから安心とか、いろいろとそういう、公立だから出しているとか意見はあります。ですけど、これが本当に全体的な市民の皆様方のお声として、さっきも申し上げましたように私立に出している方がどうなのかということも含め

たら、大変なひとつの全体的な市の財政を含めながら、また今後のあり方について一つの方向性というのが出てくるというふうに思っております。

#### ○5番（坂口洋之君）

私立でも非常に素晴らしい保育園もあります。一概に民間にしたから私立の保育園が決して悪いということではございませんけれども、保護者の声として、現行の水準が維持できないのかという、そういったお声があるというのが保護者からの声でございます。

昨日、私テレビを見ていましたら、郵便局の民営化の問題がちょっと出てきておりました。10月1日から郵便局が民営化されるわけですが、民営化のとき、非常に賛否両論あったようでございます。そのことで今郵便局も民営化に向けて準備をされているんですけれども、現行の水準が非常にサービスが低下したりとか、郵便局が非常に削減されて、利用される立場にとっては非常に大きな影響があるところでございます。

日置市も官から民へという流れのもとに今民営化をどんどん進めているようでございますが、郵便局のように民営化された場合に、結果としてサービスが大きく低下するような心配はないのかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

保育園の民営化と郵便局の民営化、これ郵便局は全体的に民営化です。このことの基準が若干違うのかなと。さっきも申し上げましたとおり、保育園の場合9割以上がもう民営化の中で、ある程度の市民の皆様方も私立の方に出していただき、子供の保育をしていると、そういう基礎的なものがございます。

そういうことを含めながら、今後公立に今お出しになっている方々にもやはりきちんと説明をしながらやっていくわけですが、やはりさっきも申し上げたとおり、民間だから保育水準が下がったとか、そういう

ことは私はないと。子どもはやはり認可保育園でございますので、きちっと監督の責任がございまして、いろんな経営にしても、また保育の指導にしても、民間の場合についてもそのような指導をしております。

今後におきましても、このことにつきましては、十分まだあと検討委員会でございますので、委員の皆様方から十分な論議をした中でご提言をいただきたいというふうに思っております。

#### ○5番（坂口洋之君）

今回説明会の中で、今後日置市の保育園の運営方法を民設民営になるということをおっしゃっておりますけれども、その民設民営の中身と今後どういった、その中身についてお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

公設民営ですか、民設民営（「民設民営」と呼ぶ者あり）民設民営というものは、ちょっと今のところ、これは基本的に公の方が業者の方にいろんな中で売却するか無償にするか、いろんな状況が出てくるというふうに思っておりますけど、まだそこまで民設民営という形の結論は至っていないというふうに思っております。

#### ○5番（坂口洋之君）

まだ経営体系については、まだ決まっていないということでした。

今、日置市内でもあり方検討委員会などを設けられまして、幼稚園や保育園、そして青松園や市民病院などが検討されているようでございますけれども、やはり保護者の方の大きな心配としては、民営化された場合、正規職員が当然ながら引き揚げられると思っておりますけれども、正規の職員の方のウエートが非常に高いという、そういった心配がございまして。現在でも北保育園などでは、ほとんど嘱託職員の対応で保育されているようでございますけれども、嘱託職員だけが非常にふえる、そ

ういった現状は問題点はないのかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には正規職員の方が一番いいというふうに私は思っておりますけど、基本的にいつも申し上げておりますとおり、運営するだけにおきまして、人件費率がどうなるか。基本的に今保育園の場合に含めまして、公立の中におきます人件費率と民間の皆様方の人件費率というのは相当違います。やはりそういうことを踏まえまして、正規にしていけばしていくほど、本当にまた人件費率が高くなってくる、やはりそこあたりの部分の経営的なバランスの中を十分検討しながら進めていかなければならないというふうに思っております。

#### ○5番（坂口洋之君）

すべての職員を正規職員で対応するということではございませんけれども、やっぱり全国的な保育園の民営化の事例を見ますと、民間委託されたことによって、非常に現行の正規職員の比率は下がって、嘱託職員の比率が非常に高かったということでございます。

嘱託職員が非常に悪いということではないんですけども、やはり保育の質を基本的に保護者の方も落とさないでほしいという、そういった願いがあるわけでございます。

今から保育園のあり方検討委員会が実施されるわけでございますが、やはり保護者の意見は尊重しながら、最終的には市として判断をしていただきたいと思います。

そういうことを訴えまして、私の質問を終わります。

#### ○議長（畠中實弘君）

次に、13番、田畑純二君の質問を許可します。

〔13番田畑純二君登壇〕

#### ○13番（田畑純二君）

9月議会一般質問のトリを私が務めさせて

いただくことになりました。最後までのご清聴、切にお願いするものであります。

私は、さきに通告しました通告書に従いまして、3項目一般質問をいたします。

日置市の最高レベルの方針を引き出す質問としまして、第1の問題、第1次日置市総合計画の中のいきいきすこやか拠点整備プロジェクト関連事項についてであります。

この件につきましては、私はちょうど1年前の9月議会でも一般質問しましたが、その後の状況につき再度質問するものであります。

第1次日置市総合計画の中の日置市創生プロジェクト第4節に、いきいきすこやか拠点整備プロジェクトがあり、次のように述べられております。すなわち、市民の保健、医療、福祉の総合拠点として、いきいきすこやかセンターを整備することにより、市民病院の機能強化に努めるとともに、各地域保健センターとのネットワークの形成を図ります。

さらに、1、いきいきすこやかセンターの整備として、健康づくりや介護予防、リハビリテーションの拠点機能を整備し、市民の保健、医療、福祉の総合拠点づくりを進めます。また、各地域保健センター、温泉施設などとの連携を図りながら、現在の市民病院の機能を強化するなど、市民がさまざまな目的で利用できる環境づくりをすすめます。そして健康づくり拠点機能としての整備、地域医療機能としての整備、介護予防拠点機能としての整備、さらにクアハウス的な温泉休養施設を整備し、高齢者だけでなく、幅広い市民の健康づくりの拠点として活用します、このように述べられております。

そこで、市長にお尋ねいたします。

(1) 日置市誕生以来、既に2年4カ月が経過し、さらに私が本件について質問してからも約1年が過ぎましたが、このプロジェクトに対するその後、現在までの本市の取り組み状況はどうなっているか、まず率直に答

弁願います。

(2) このほど提出された市民病院のあり方検討委員会の答申内容、4月に開設された地域包括支援センター、それに伴う介護事業の仕組み変化及び特別養護老人ホーム青松園のあり方検討委員会の設置が予定されていること。さらに今後急速に進展する過疎、少子高齢化、人口減少社会の到来への対応など、時代への大きな流れの変化を横断的、鳥瞰図的大きな視点で的確に正確にとらえ、これに積極的かつ柔軟に適正に対応していくため、私は次の点を1年前に引き続き再度提案するものであります。

日吉地域は、過疎高齢化は進行しており、その対応が求められています。また市の中央に位置する地理的条件の活用や市で唯一の市民病院を貴重な地域資源として活用していくことが大きな課題となっております。そして、総合計画の進行方向でも、市の地理的な中央にある立地条件を生かし、市民病院を中心に、市全体の保健、医療、福祉、介護予防の拠点としての地域づくりを進めますとうたっております。

このような総合計画に従って、私は日置市民全体の保健、医療、福祉、介護予防の総合拠点として、また日置市民の若い人からお年寄りまでの全員の心のよりどころ、オアシスとして健康づくり拠点、地域医療機能、介護予防拠点機能及び温泉休養施設としてのいきいきすこやかセンターを一日も早く整備すべきであると考えます。

そのために、今までの市民病院あり方検討委員会や地域包括支援センター、予定されている青松園あり方検討委員会の枠を越えて、それらも包括する、もっと大きな視点からの日置市保健医療福祉介護予防あり方検討委員会みたいな委員会を、あるいはそれらの対策専門会みたいな会議を、または研究会等を早急に立ち上げたらどうでありましょうか。

（「ちょっとボリュームを下げてください」と呼ぶ者あり）あるいはもっと的を絞って、具体的、現実的にいきいきすこやかセンター設置対策委員会が準備プロジェクトチームを来年4月からの日置市行政組織の再編成に合わせて設置することを再度提案いたします。このメンバーは、従来、今までの業務を兼ねながらでもいいのではないかと思います。

これらを私が初めて提案してから1年が経過しましたが、これらに対してどんな考えを持っておられるか、前向きに取り組む姿勢はないかなど、市長の率直な見解と方針を再度お聞かせください。

（3）日置市立病院事業あり方検討委員会の去る3月29日付の答申のポイントは次の3点であります。1つ、現在厚生労働省は、平成23年度までに医療型の療養病床の大幅な削減を政策目標に掲げており、現在の療養病床主体の病院をそのまま建てかえることは現実的ではないと思われる。1つ、収支シミュレーションの結果は、無償診療所とすることが一番身軽で効率的であることを示しているが、ほかに病院施設がない日吉地域の状況や現在の療養病床にニーズを勘案すると19床の診療所として建てかえることが妥当である。1つ、療養病床に対する地域ニーズがあり、長期入院となると療養病床が必要となることから、19床については一般病床14床、療養5床として、新しい整備計画に盛り込むことがよいと思われる。これに対し、私は次のように考えます。

診療所として建てかえることには異存はありませんが、一般病床14床ではなく36床、療養病床5床ではなく14床として、全部で50床として現在の50床の病床数を変えるべきではないと思います。現在は、一般病床14床、療養型病床36床の計50床であります。その理由として、①長期入院に必要な全国の療養病床は、医療型が23万床、介護

型が15万床、合計38万床あり、確かに厚生労働省は医療型を平成23年度までに10万床に削減し、介護型を全廃する方針で老人保健施設など、介護施設への転換を進めております。しかし、在宅介護の流れの中でも、家庭で患者が急変したときなど、療養病床はますます必要になっているなどとして、医療療養病床削減に反対する声も国民の間に強く、この方針が最後まで貫かれるか、全く不透明です。特に今後の政局がどう展開するかわからない現時点では、特にそのことを痛感します。したがって、この政策目標に余りこだわる必要がないと考えます。

②答申の一般病床14床、74%シェア、療養病床5床26%シェア、合計19床を一般病床36床、72%シェア、療養病床14床、28%シェア、合計50床に変更しても、その厚生施設は余り変化はなく、理論的にも決して矛盾するものではありません。

③8月29日行われました日吉地域審議会で、この答申についての市長の説明と今後の方針を傍聴いたしました。そのときの印象を申し上げます。

④それには全体的市民に対する優しさとぬくもりが感じられず、特に現在の日吉地域住民の5割ぐらいしか、この病院を利用していないから云々と、まるで他人事のような説明であり、なぜこのような利用率になってしまったのか、分析、原因とか、反省の弁も聞かれませんでした。そして、日置市となって過去2年間、市としてこの病院経営に対してどのような努力をしてきたのかも説明もなく、日吉地域住民だけでなく、日置市民全体の市民病院として全市民と協働で、この市立病院を盛り立てて運用していこうという気迫、協働の精神も全然感じられませんでした。

⑤収支シミュレーションでも、有床診療所として建てかえ、現在となり50床の病床を整備する場合の分がありませんので、これも

計算して比較検討するべきであります。

④日置市内には健康づくり拠点総合複合施設としてゆすいん、ゆーぷる等もあり、それらには一般会計からの相当の持ち出しや借金返済があると聞いております。それらはあくまでも健康増進のための施設であり、市民の生活と生命を何よりも大事に考えるべきで、市民病院は市民の一番大切な命を守るための大切な施設であり、根本的な違いがあると認識すべきであります。

保健、医療、福祉、介護予防施設には、特に市民病院には損得のお金だけでは換算できない有形無形の大切な大きな付加価値があります。なぜ市民病院にだけ、あり方検討委員会が設置されたのか、今だによく理解できません。

⑤市立病院経営は株式会社経営とは根本的に異なり、利益を出すためにだけにあるのではなく、全市民が安心して安全に暮らすための公共施設であり、全市民の命と暮らしを守るためであり、医療介護などは基本的には国と自治体の仕事と考えるべきであります。

⑥あり方検討委員会の答申は、あくまでも我々市民、最終的には市議会が市立病院の今後の運営方法を最終的に判断するためのあくまでも一つの判断材料であり、総合的、多角的な観点から、十分検討もせずに答申をそのまま単純にその市の方針とするわけにはいかないということは、ここでは申すまでもありません。

⑦我々の地域の先輩が55年も前の昭和27年、この病院の前身の診療所をなぜこの地域に開設して、行政の病院として55年間もなぜ運営してきたのか。我々は原点に立ちかえって冷静に深く深く考えるべきであります。そうすれば、我々が今何をしなければならぬかがよくわかるはずであります。

先ほど述べましたように、この病院は今後とも地域医療の拠点として日吉地域の市民の

みならず、日置市民全部が利用する市民病院として健全な運営に向けて行政としてもバスの利用方法など、全市民とともに全力を挙げて創意工夫し、知恵を出し、汗をかいていくべきではないでしょうか。

以上を踏まえ、現時点で市としてこの病院をどう運営していく方針をお聞きいたします。

(4) ことし4月からスタートした伊集院本庁敷地内にある日置市地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢の皆さんがいつまでも健やかに住みなれた地域で生活していけるように介護、福祉、健康、医療など、さまざまな面から総合的に支援しており、高齢者の介護保険、介護、健康、暮らしにかかわる心配事や相談を受けています。

現在、主任ケアマネージャー8人、保健師3人、社会福祉士1人で運営されていますが、日置市民の利用状況、運営の現状、役割、所期の目的の達成度合い、運営上の問題、課題点として、その対策実行状況など詳細に説明願います。

(5) 特別養護老人ホーム青松園の9月補正予算案で、青松園あり方検討委員会謝金として合計8万3,000円計上されております。その理由を納得のいくようにお知らせください。

ここの運営状況を見てみますと、平成17年度は約4,400万円の黒字、平成18年度は基金積立金を約4,270万円行った後の黒字が約870万円となっており、いずれも一般会計からの繰入金はなく、現在のところ財政的な問題もないようであります。ですから、ただ運営の仕方を検討する委員会を設置予定と説明されても、その目的がよく理解できません。

そこで、その目的趣旨と今ごろ補正予算で計上する理由、予定する委員の内訳、開催予定日、答申時期など、そして先ほど述べました第1次日置市総合計画の中にあるいきいき

すこやか拠点整備プロジェクトとの関係はどのようなかなど、納得のいくように教えてください。

(6) 鹿児島県は県のあるべき姿や進むべき方向性を示した中長期的な将来ビジョンを2007年度末をめどに策定する方針であります。知事は、過疎や高齢化社会の到来、危機的な財政状況など、県の現状を挙げて現在の21世紀新鹿児島総合計画の見直しの必要性に言及して、県民が郷土に自信と誇りを持って過ごしていける地域社会をつくるために、新たな県のあるべき姿や進むべき方向性を示した将来ビジョンをつくるとしております。中長期的な観点から、本県がよって立つ座標軸、挑戦すべき課題、取り組みの方向性を盛り込みたいとしております。

県企画課によりますと、将来ビジョンは10年から20年程度の中長期的な視点で、今後課題となる道州制や厳しい財政状況なども考慮してつくる方針である。細かい事業を盛り込んだ現行の総合計画を引き継ぐものではないとのことで、政策に当たるメンバーや手続は検討中とのこと。

本市でも合併に際して作成した第1次日置市総合計画がありますが、合併してから2年4カ月が経過しましたので、旧町時代からの継続事業はほとんどめどがついたはずであります。

合併してから2年4カ月が経過した現在の本市の行政の進め方の中には、合併時に策定された、この総括的な総合計画の中の事業とずれやねじれが生じたり、絵にかいたもちにすぎない計画案件も見受けられるのも事実であります。この点、市長はどう感じておられるのでしょうか。

そして、その後の本市を取り巻く社会経済情勢の変化や政府の地域活性化への新政策、新戦略や時代の流れに本市としても柔軟に的確に適正に対応していく必要があります。そ

のためには、日置市としての今の時代に即した文字通りの全く新しい観点から、そしてきょう発足する予定の新政府の国策、政策を見守りながら、現在の第1次日置市総合計画を見直しながら、鹿児島県と同じように、日置市としてのあるべき姿や方向性を示した中長期的なビジョンを思い切って改めて策定することも一つのやり方だと私は思います。これらに対する市長の率直な考え方と方針をお聞かせください。

第2点、本市の財政問題について、3月に引き続き再度お伺いいたします。

(1) 北海道夕張市のような財政破綻を未然に防ぐための地方自治体に適応する新しい再建法となる自治体財政健全化法が6月に成立しました。同法のポイントは3つありますが、ここでは詳しいことは申しませんが、この自治体財政健全化法を市長はどう受けとめ、今後の本市の健全な財政運営の維持にどう生かしていくつもりか答弁願います。

(2) 本年度からは地方財政の新たな仕組みが動き出しています。税源移譲の実施、新型交付税の導入及び6月に成立した、今申し上げました自治体財政健全化法などであります。さらに、来年10月には、地方公営企業金融公庫の廃止と後継の新機構設立が決まっております。

現在、全国の自治体では財政の健全化のためのさまざまな努力が重ねられております。その場合に大切なことは言うまでもなく、政策課題に適切な対応を図って必要な行政サービスを提供しつつ、しかも単年度ばかりでなく、将来的にも維持可能な財政となってくることであります。自治体の政策は、地域の公共的な課題を解決する手段です。政策には法律や条令などのルールを設けるほか、財政的な裏づけも必要となります。自治体の政策形成における一内容として政策法務が蓄積され、意識され、条例等の制定や法解釈における成

果が積み重ねられてきました。それと同時に、政策形成の財務技術である政策財務が必要となると言われております。

政策財務とは、政策形成に当たり財務の視点を適切に組み込み、よりよい政策をつくるとともに、健全財政の維持を図る財務技術であると言われております。現在のような自立時代の財務戦略をどうやるは、この政策財務の新展開がポイントになってくると言われております。

そこで市長に質問いたします。財政自立への本市の戦略をどう考えているか教えてください。

(3) 本市の当面の財政収支の見通しと地方債の実態はどうですか。また今後とも借入額についての十分な精査をどう実行していくつもりであるか、具体的にわかりやすく教えてください。

(4) 今まで市町村で地方債といえば、地方債許可制度の仕組みの中で公共事業や義務教育施設など、上下水道等の財源とする場合には、原則として政府公的資金が充てられる仕組みとなっており、みずから資金調達を行うのは単独事業等に限定されておりました。しかし、許可制度の廃止と協議制度への技術的移行、公的資金の段階的縮減の中で、地方債に関しても民間資金が中心で、公的資金がこれを補完していく時代となりつつあります。

民間資金の調達も縁故債による個別の取引から、市場から直接資金調達する市場公募制が急速に拡大しております。さらに、今まで民間資金、市場公募債の拡大を主として都道府県政令指定都市を中心に進められてきましたが、公的資金と民間資金の役割の変化に伴い、一般市町村も住民参加型公募債の発行など、市場と正面から向き合っ対応しなければならない時代となりつつあります。

住民参加型市場公募債は、全国型市場公募債は難しくても、一般市町村が市場と向き合

う手段として基調であります。民間資金中心の時代には、1、議会や住民に対して地方債の発行条件に関しても説明責任を果たす必要があること。2、住民の参加意識が涵養できること。3、地域での資金循環につながることなど、幾つものメリットがあります。本市でも住民参加型市場公募債の発行を検討してはどうでありましょうか。市長の見解と方針をお知らせください。

第3点、最後であります。本市が運行する廃止路線代替バスの利用についてお伺いいたします。

今までも同僚議員から同じような質問がありました。私は私の観点から申し上げます。

(1) いわさきグループの赤字路線バス廃止に伴い、関係市町が運行する代替バスの利用が低迷しています。運行が始まった昨年11月から3月末までの利用者数は、前年同期の6割弱と大幅に落ち込みました。本市の実態はどうであるかお答えください。

(2) 利用者が減り、運行事業者の赤字がふえれば、補助金を出す県や地元自治体の財政負担は一層膨らみます。関係市町村は、運行事業者とともに抜本的な利用促進策を早急に図らなければバスの存続が危ういです。本市として地域活性化へつながる、この利用策をどう考えているか教えてください。

(3) 鹿児島県は2008年度から県単独のバス補助事業を見直す方針を明らかにしました。従来の廃止路線の代替バスに対する赤字補てんは、要件を厳格化し、乗客ゼロで運行するような系統への補助を打ち切る一方、従来の大型バスより効率的なコミュニティバスなど、住民ニーズに見合った輸送システムの転換には新たな補助制度を支援するとしています。転換支援への条件として、市町村単位で地域公共交通会議などを設置し、地域一体となって計画策定に取り組むことなどを求めています。このような状況下、市として

持続可能な交通体系の構築をどう考えているかお答え願います。

以上を申し上げ、具体的で明確内容のある誠意あふれる答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の第1次日置市総合計画の中のいきいきすこやか拠点整備プロジェクト関連についてというご質問でございます。

特に1と2については同じような形でございますので、答弁させていただきます。

昨年9月議会では、市民病院のあり方検討委員会・包括支援センターの方針を検討する中で「いきいきすこやか拠点整備プロジェクト」の見直しも含め対策検討をするということをございました。

その後、ご承知のように、包括支援センターは本庁介護予防拠点施設に4月より設置され、市民病院のあり方検討委員会では19床の診療所として建てかえることが妥当であるとの答申をいただき、また、「元気な市民づくり運動」推進計画書では、地区公民館を中心に健康づくりを進めております。

合併当初から、市民病院、保健センター、温泉施設等が近くにあり、拠点づくりとして検討してまいりましたが、財政的な問題、そして現在それぞれに取り組んでいる健康、医療、介護など拠点整備プロジェクトとして取り組むことは無理であると考えております。

この地域は、市民病院を初め、多くの福祉施設があり、今後それらを生かしながら連携を図ってまいりたいと考えております。また、それぞれの制度改正により、拠点づくりの必要があれば、また検討をしてまいります。

3番目でございます。市立病院事業につきましては、市立病院事業のあり方に対する外部検討委員会を設置し、委員の皆様方の意見をお聞きし、病院事業の経営改善や今後のあ

り方等に係る施策に反映することを目的に、昨年2月に7名の委員構成により市立病院事業あり方検討委員会を設置しました。これまで6回の検討委員会を開催し、今後の病院事業のあり方について協議をいただき、本年3月29日に日置市立病院事業のあり方についての答申をいただいたところでございます。

これにつきましては、去る4月20日に市議会全員協議会において検討委員会の協議内容についての報告と答申についてご説明いたしたところでございます。

また、先月29日に日吉地域審議会を開催し、市立病院事業あり方検討委員会の経過と結果について報告し、ご審議をいただきました。

今後の病院事業としては、現行の病院規模を縮小し、19床の診療所として建てかえ、日置市が直接運営することを考えています。

今後のスケジュールとしては、平成20年度に設計を委託いたしまして、21年度から工事に着工したいと考えております。今後、議会とも十分打ち合わせをしながら、この事業を進めてまいりたいと思っております。

4番目でございます。日置市包括支援センターは、介護保険法第115条の39第2項の規定におき設置しています。

当センターの目的は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することとされています。

また、同センターは保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーの専門職員の配置が義務づけられており、それぞれの専門性を生かし、相互の連携を図りながら事業を行っております。

本市は、8月末で高齢者人口1万4,698人に対し、介護認定者数2,811人で認定率19.13%であり、その介護認定者の中で

も要支援及び要介護1の軽度の方が1,514名で、割合が53.86%と、介護認定者数の半数以上を占めているのが現状でございます。

介護予防サービス事業、いわゆる新予防給付の利用者は毎月80人程度増加し、8月末で379名となりました。また、本年度末には約1,000人の利用者が見込まれ、同件数の介護予防プランを作成することなどを含め、当センターの今後の担う役割は大きなものと感じております。

当センターでは、被保険者が要介護者状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるように、さまざまな事業に取り組んでいるところでございます。

当センターは、発足後6カ月目になりますが、要支援と判断された方の新予防給付プランを8月末まで379件作成し、またその評価を行うなど、順調に業務を遂行しております。

今後さらに健康増進部門及び老人福祉部門との連携を強化するとともに、地域の民生委員や居宅支援事業所等とのネットワークを構築し、設置目的に沿った形の包括的支援に努めていくと考えております。

5番目でございます。少子高齢化が進む時代背景の中に、地域において特別養護老人ホームを初めとする高齢者施設が果たす役割は、以前にも増して大きなものとなっております。

現在、団塊の世代が高齢化を迎えることも熟慮し、各地域で老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、特定施設等の施設が次々に建設され、ユニット型個室化が図られる生活重視型の施設となっております。さらに医療法人が特別養護老人ホームを設置するには、別に社会福祉法人を設置する必要がありましたが、今後は医療法人が直接特別養護老人

ホームを設置することが認められるなど、有利な制度ができており、このような介護施設サービス報酬価格が増額されております。

しかしながら、青松園のように「多床室」介護施設サービスは急速に報酬等が引き下げられ、施設の運営も大変厳しくなっていく状況でございます。また、今後ますます高齢化が進むと同時に、このような施設が多く建設されていくことについて、青松園のような運営もさまざまな方向で検討していかなければならない時期に来ているという状況でございます。このまま公営で業務改革を行い、運営するのか、指定管理者制度、あるいは民間企業を活用するのか、入園者のご家族を初め、老人クラブ、婦人連絡会、各種福祉関係者、学識経験者のご意見をお聞きしながら、方向性を定めていきたいと思っております。

6番目でございますけど、市の総合計画は、地方自治法に基づいて「市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定める」ことになっておりますが、それを具体的に実現するために基本計画を盛り込んで第1次日置市総合計画として編集したところでございます。

また、基本計画の下には、それぞれ年度ごとの実施計画を策定し、予算編成を行うというやり方で進めており、社会情勢が目まぐるしく変化する中には、中長期の計画を策定するのは大変難しいと考えております。

2番目の本市の財政問題について、1番目でございますけど、「地方財政健全化法」は、すべての自治体に財政状況を示す4つの指標を作成し、公表することが義務づけられております。この4つの指標は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率であります。この指標のうち一つでも政令で定める予定の「早期健全化基準」以上になると、財政健全化計画または財政再生

計画を定めることとされております。

総務省では、現在、財政指標の基準値設置のための調査中ではありますが、平成20年度決算から財政健全化計画等の作成を義務づける予定でありますので、本市におきましても、財政状況を示す指標の公表に向けて資料収集を行いながら準備を進めております。

既に公表されております本市の18年度決算の実質公債比率は15.9であり、前年度決算の16.2よりもやや改善されており、また実質赤字比率は実質収集が黒字のため問題ないと考えておりますが、今後の公債費負担を考慮しますと、さらなる歳出削減を進めて健全な財政運営を確立してまいりたいと考えております。

2番目でございます。

財政自立への本市の戦略ということでございますが、既に策定してあります日置市行政改革アクションプランに基づきまして、歳入の確保と歳出の削減計画を年次的に進めております。

歳入では、税源移譲された市税等の自主財源確保と地方交付税や国県補助金等の依存財源の動向を見きわめつつ、市債についても交付税措置のある有利な起債の選択とともに、借入金が償還額を超えないように借入総額の抑制を考えております。

一方、歳出では、人件費や物件費等の経常経費の削減や市債の繰上償還による起債残高の抑制、普通建設事業についても総合計画に基づく自主計画の範囲で投資効果と緊急度を考慮し、重点的、効率的な投資に努めて、財政的な自立を図りたいと考えております。

3番目でございます。

本市の財政状況は、国の三位一体改革により補助金や交付税が削減され、財源の不足部分を基金繰り入れや臨時財政対策債の発行により補てんした結果、基金積立金の減少、市債残高の増額を招く結果になりました。

財政収支の見通しとしましては、事業事務の見直し等により歳出経費の削減を図ってまいります。今後においても収支の不足が予想されますので、歳入に見合った歳出規模への転換を図ってまいりたいと考えております。

次に、市債につきましては、平成18年度末で市債残高354億円ですが、19年度中の市債見込み額と元金償還見込み額を相殺しますと、19年度末の予算ベースでは、市債残高は約2億円減額の約352億円となります。市債の発行に当たりましても、年間の償還元金を超えない範囲での借り入れを行っていきたくと考えております。

起債の借り入れにつきましては、これまで同様、過疎債や合併債などの交付税措置のある有利な起債の借り入れを基本として、さらに事業の厳選を行っていきたくと思っております。

市民参加型の市場公募債は、市民の出資により公共事業の資金を調達する手段の一つであり、市民協働のまちづくりや行政運営の透明性を推進し、行政の参加意識をより高めていくことができると考えております。

しかしながら、市場公募債発行による券面の印刷代やPR資料の作成に係る経費、金利の動向により買戻しが発生したときの対応、金融機関の委託引き受けの動向、ほかの市町村の発行の状況あわせまして、本市の市債残高の現状を考えますと、現在のところ市民参加型市場公募債の発行は考えておりません。

3番目の本市が運行する廃止路線代替バスの利用についてのご質問でございます。

さきの新聞報道でご指摘のとおり、利用者が減少している報道がありました。そこで、日置市の現状について申しますと、これまで提出された実質的報告では、廃止前の利用実績に比べ6割というような減少は見受けられていない状況でございます。

2番目でございます。

路線バスの存続については、ご指摘のとおり、利用者が減少したり、県や市町村の赤字補てんのあり方次第で存続が難しいことも想定されます。バス事業者とも連携をしながら利用促進に努める必要があります、その具体策については、先般設置しました公共交通検討会議の中でもご協議いただきたいと考えております。

3番目でございます。市としては、4地域でコミュニティバスを運行しており、これが路線バスの利用に影響している部分もあるのではないかと考えておりますが、これまでご答弁したとおり、市内全域を対象にコミュニティバスの運行、デマンド型を含め、乗り合いタクシーで運行するのかなど、総合的に公共交通検討委員会で協議していただき、持続可能な交通体系を構築していきたいと考えております。

以上で終わります。

**○議長（畠中實弘君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を15時35分とします。

午後3時21分休憩

---

午後3時35分開議

**○議長（畠中實弘君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○13番（田畑純二君）**

第1回目の質問に対しまして答弁をいただきましたんですけども、それぞれにまたさらに深く項目に絞って質問していきます。

まず1番目、いきいきすこやか拠点整備プロジェクト関連事項についてですけど、正直申し上げて予想したとおりの答弁です。といいますのは、今市長の方から言われた客観的な情勢はわかっております。それで、私は聞いていて非常に残念に思いますのは、そういう客観的な情勢ありながら、市の行政として能動的に自分の方からこういう行動を起こさ

れたのかと。ただ前の説明でも、今市長もちょっとさっき言われましたけれども、見直しも含め検討を進めてまいりますということはおっしゃっているんです。だけど、それに関して市として、このいきいきすこやか拠点整備プロジェクトに対して能動的に本質的に本当の自分の気持ち、本当に真剣に本腰を入れてそういうプロジェクトを取り組もうとされたのかどうか。

今さっきの答弁を聞いていたら、やっぱり客観的な情勢はこうだったということで、本当にそれを乗り越えてやるという真意というか、本当の真剣な本腰入れてやるというあれが見受けられませんでしたので、そこら辺はどうだったか、もう一遍答弁してください。

**○市長（宮路高光君）**

総合的に含めまして、このプロジェクト関連の中で総合計画の方にこのようにうたっております。基本的に考えていかなければならないのが保健、医療、福祉を含めまして、今の財政状況を含めた中に一つの1カ所に集約するというのは、今の時点では大変難しいことであると。それぞれの4地域にある既設がございますので、基本的には既設の施設を利用しながら、それぞれの医療、保健、福祉をやっていく、こういう基本的な考え方の中で今後進めさせていただきたいというふうに思っています。

**○13番（田畑純二君）**

それと、私が質問の中、2番目に出しております、それを例えば研究会とかプロジェクトチームとか、そういうのをつくったらどうかというふうに提案申し上げたんですけども、それについてもはっきりとそういう方向性を示した答えじゃないと私は思います。

それで、薩摩川内市の9月議会の一般質問でも、森市長は赤字が続く甕島航路存続のため、島民やいちき串木野市の行政、商工業者などと研究会を立ち上げると構想を示してい

るんです。

だから、今市長が言われたのはわかるんです。ただども本市でも日置市保健、医療、福祉、介護予防の研究会ですね、今言われたような、それを含めてどうやっていくかという、今その各地域にある拠点を利用するのは当然のことです。だからそれを含めて、もうちょっと枠を超えて、どういうふうなそういう日置市としての今のそういう研究会を立ち上げたらどうかと思います。勉強会、研究会。もしそれがだめなら、もっと的を絞っていきいきすこやかセンターを具体的にどうしていくかと、そういうこともハード面、ソフト面、さっき言われたの、ようわかるんです。各地域にある拠点を利用していきたい。それをだけどばらばらじゃなくてそれをまとめていく、市としてこういうのはどういう方針でやっていこうと、やっぱり方針を、方向性をこういう社会福祉関係の方に示していかないと、方針がはっきりしないと思うんですよ。だからそういう意味でも日置市として全体の研究会、これ医療も含めて。そういうのを立ち上げたらどうかと思います。そこら辺をどう思われますか。もう一回、答弁願います。

#### ○市長（宮路高光君）

先般、元気な市民づくり運動推進計画書をつくらせていただきました。この中におきまして、他方面的な委員の皆様方が入りまして、市民の健康をどうするかという一つの方針を出していただきまして、計画書をつくっていただきましたので、基本的にはこの計画書に基づいて市民の健康、医療を含めた中で進めさせていただきたい。

今ご指摘のとおり、そのプロジェクトをつくって、一つの集中した形を含めてということ今おっしゃっているというふうに理解しておりますけど、基本的には市としては、この健康推進計画書もつくっておりますので、この方向の中で進めさせていただきたいとい

うふうに思っております。

#### ○13番（田畑純二君）

今の件は、もうここで議論しても進みませんので、次に行きます。

まず、今度日置市立病院事業について、私が第1問目で答申に対する第1点目から第7点を私はこう思いますというふうに申し上げました。それで市長はそれを聞かれてどう思われたか、感想をまずお聞かせください。それで、私の考え方と見解の違う点があれば、それを市長の考えとご披露してください。最終的には市民の皆さんが最終判断される判断材料にしていただければありがたいと思います。どうぞ。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に議員がおっしゃったのは、50床を基本的には存続をしていく、その中で療養型と一般型の配分を変えていくという一つの見解でございました。基本的に50床ということ維持していくのは、私は今の運営を含めた中では難しいというふうに考えております。その中におきまして、やはり築40年建っている建物について、日吉地域におきましては、幾ばくのそれぞれの病院がなければいけないと、そういう基本的な考え方を持っておりますので、やはり今答申が出ております19床という一つの基準の中で運営をし、基本的にはこの市の中でやっていきますけど、今後やはり経営的なことを考えたときは、公設民営、指定管理者制度を含めた中で、またそのときに検討をしていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

#### ○13番（田畑純二君）

今度は視点を変えて申し上げます。

今、全国に約1,000ある自治体病院の多くが赤字に苦しんでいると。その本質的な原因は病院と自治体本体との不適切な関係にあると言う人もおります。それで、先ほど述

べました自治体財政健全化法は、これに対して一定の解釈を明示したものであるから、できるから、できると言われております。それで、この自治体財政健全化法の中身は特徴はないんですけども、総体的に言いますと、今までの地方財政健全化促進特別措置法や地方公営企業法による並立的な制度構造を抜本的に改めて自治体と公営企業とを統一的に再建再生する新たな制度が整備される、されているんです。

それで、私はこの財政健全法によって、この新たな制度をじっくりとうまく利用していけば、市立病院の経営の健全化も、ある程度図れるというように確信しております。それで、実際にその法律上の第4章でも公営企業の経営健全化をうたっている。公営企業の経営健全化。それで、これ市長どうお考えですか。もしご無礼な言い方ですけど、よく研究されていないのなら、この法律をじっくり研究されて市立病院の経営健全化に最大限努力されながら、市としての最終方針を出してもいいじゃないかと、私は思いますけども、市長はどうですか。

#### ○市長（宮路高光君）

市の財政、病院の財政、運営していく中におきまして、特に現実を見る中におきまして、基本的に市立病院の中におきます経営的な一番圧迫しているのは人件費でございます。基本的にこの人件費というのは、特に特殊にお医者さん、看護師、こういう特殊な勤務体系を持った職種でございます。そういう中を含めて今話のございました連結、いろいろな問題があられるというふうに思っておりますけど、やはり地方公共団体におきます病院のあり方の中で、50床、100床、250床、そういうもろもろを含めた中におきまして、やはりこの適正規模、その地域を含めて、また民間病院を含めてどうあるのか、総合的にそのようなことを含めたのが今回の

あり方検討委員会であったというふうに私は認識しております。

そういうことを含めて、今答申出しているのは、ある程度の――最善じゃないかもしれませんが、ベターな線の中であの答申が出たというふうに認識をしております。

#### ○13番（田畑純二君）

それはそれとして、ちょっとここで議論するあれもないですけど、今度は、この前、先般行われました日置市地域審議会のことについて申し上げます。

それで、この日置市地域審議会条例は、市長に意見を――審議会は必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べるができるというふうに規定しています。それで、第8条第2項で会議は年1回以上開催するものとする。また、委員の4分の1以上のものから審議を求め、事項を示して請求があったときは改正するものとするというふうに規定されています。

それで、8月29日の日吉地域審議会の議題は、市立病院事業の概要について、2、市立病院事業あり方検討委員会の経過と結果についての説明であったのみで、あり方検討委員会の答申について諮問してほしいという市長からの諮問にはなっていませんでした。それで、上記3行の規定から判断して、審議会が答申の審議を必要として市長に意見を述べたいと、諮問の要請が市長に対して行われたら、市長は当然これを受け入れるべきではないかというふうに私は思います。

それで、また委員の4分の1以上のものから答申に対する審議を求めて請求があったときは、審議会は開催できると当然思われますけども、これらの点について市長はどう思われますか。

#### ○市長（宮路高光君）

先般の審議会につきましては、一応あり方検討委員会の報告ということをしていただ

きまして、その内容に対して審議会の方で、この問題について諮問という形はこの間とはとっておりません。今後それぞれ審議会におきますご意見がどう出てくるのかわかりませんが、先般につきましては、そのように審議会の中には現況報告ということにとどめさせていただき、そこでいろいろとご意見がございましたら意見を出していただきたいと、そういう内容になっておったというふうに思っております。

#### ○13番（田畑純二君）

そして、また別の観点から言いますけど、今度は報道されていることですが、証券最大手野村ホールディングスが赤字に苦しむ地方の自治体病院の経営改善を手助けする事業にも乗り出したというふうに報道されています。

これは、先般、新聞にも大きく出たんですけども、市長はこの点を知っておられますか、まず教えてください。

それと、そしてこれをどう利用していくつもりですか、野村ホールディングスがこういう事業をやり出したと。

それと、医療の現場には民間にできない不採算な部分をカバーするのが自治体病院の役割と、効率化の行き過ぎを杞憂する声が多いのも事実であります。市長はだからこれらをどう評価し、どう思われますか、この2点。

#### ○市長（宮路高光君）

野村証券にいたしましても、やはり資金的な援助を含めまして、私ども今回の場合は日本政策銀行の方にいろいろと相談をさせていただきました。

その中におきまして、資金的なものよりも経営改善の方向の中で日本銀行政策の関連会社の方に研究委託ということで一応試算をしていただきましたので、この野村証券に含めましても、資金とそういう部分は実施していくということは、もう理解しております。

今後の問題を含めまして、いろいろと課題もたくさんあるわけですが、十分そこあたりも市民の皆様方、議会を含めまして、この病院につきましては今後のスケジュールを含めて進めさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○13番（田畑純二君）

それと、今度は地方交付税なんですけれども、地方交付税も市立病院経営分として算定された地方交付税があるはずですが、だからまず、その地方交付税の金額と、これを全部市立病院に対して繰り出しておられるかどうか、確認してください。

といいますのは、先般話題になっております夕張市の例でもそうなんですけれども、自治体病院に対しては交付税措置されるんですけども、夕張市の場合は交付税措置された病院経営の分に対して、それほかに流用して、全然病院の方にはそういうの回してないという実態があるんです。これは行政の方で自由裁量でされるわけだから、それはいいんですけども、日置市の場合の実態はどうか教えてください。

#### ○財政管財課長（奥蘭正名君）

ここで数字は持ってきておりませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

#### ○13番（田畑純二君）

そういう細かな数字はいいんですけども、だからそこをどうされるか、市長もう一回、交付税措置はどうされるのか、それを。

#### ○市長（宮路高光君）

公立病院におきますそれぞれの中におきまして、その交付税措置をされていることは事実でございます。私の記憶でおきますと、約今2,000万円程度を一般財源から出しているというふうに思っております。

今言ったように、ほかのものに回しているとか、いろんなことはないというふうに思っており、約2,000万円程度、病院の方に拠出

をしているということでございます。

**○13番（田畑純二君）**

それは、今細かな数字は、今課長の方から手元にありませんということですから、また後日、それは幾らで実際どうされるかと。今の答弁は、市長はそう思っておられるけども、実際の担当者の課長からの答弁でございますので、疑うわけではありませんが、正確を期す意味で、そこら辺を後で答えていただきたい。

それと、先ほど第1問でも申し上げたんですけれども、市立病院が日吉地域にあるというPRを日置市民全体の皆さんにも、どうもなされていなんじゃないかという節があるんです。だから、日置市民全員が、さっき申し上げましたように、市民病院としてこういうのがあると、日吉地域には。だから、もうちょっとそういうせっかくの自治体の病院だから利用していきましょう、そういう働きかけも行政としては当然やるべきだと思います。

それで身近な例として、例えば健康診断ですよ、公務員さんなんかの。それをせっかくある病院を利用していてもいいんじゃないかというふうに思われますけども、市民の病院の利用についての促進策、あるいは市民病院を市民全体として、どういうやり方で盛り立てて経営して、利用率をどうして上げていこうかという、そこら辺はどうお考えですか。

**○市長（宮路高光君）**

今までも基本的に旧日吉町で行ってありました推進方法、日吉におきます学校医を含め、また健康診断、そういうもろもろについては、今も継続をしているということございまして、今後やはり市内を含めた中のPRを含めた中におきましては、基本的に議員もご存じのとおり、今の医療の施設内容ですか、そういうもろもろ含めた中で、まだ今のところできるような状況じゃない。ある程度の施設整

備の完備というのも必要でございまして、これは安心安全の中で幾らPRしてみても、それぞれの病院という形の中で使われるところは、やはり個人的な一つの私見の中で専門医的な部分もございまして、それはまた個人の一つの意思の中で行かれるというふうに思っております。

**○13番（田畑純二君）**

それと、先ほど日置市地域包括支援センターのことについてお聞きしたんですけども、これは4月からスタートして、伊集院の本庁の敷地内にあるわけですけども、これを地理的に非常に真ん中にある有利性を生かして日吉地域に移転すると、そういう利便性から考えて、そういうことを検討する意思はないか。といいますのも、社会福祉協議会も本部もいろいろいきさつはあったんですけども、結局4月から一番便利な真ん中にある日吉地域に持ってきたという、そういう例があるんです。いろいろ合併に際していろいろとあって、結局会長がかわったら、やっぱりほら真ん中だから一番利用しやすい、真ん中だと。それで、それいろいろ組織の問題とかあったと聞いているんですけども、だから最終的にそういう市民の皆さんが利用しやすい、そういう方向を目指すべきだというのも一つの手だと思いますけど、現時点で市長が、「いや、そういう考えはない」と言われるかもしれませんが、そういう方向を目指すべきではないかという考えもあるんですが、それについてはどうですか。

**○市長（宮路高光君）**

基本的にはその位置決定をする間については検討させていただきました。今議員がおっしゃるように、中心的な位置ではあります。基本的にどういう仕事内容をするのか。やはりこの包括支援センター、相談業務を含めて、またケアプランの作成でございまして、基本的には4つの地域に含めまして居宅支援事業

というのがまだそれぞれございまして、その中におきましては、近くに相談業務、そういうものは地域に全部残しております。やはり市民の皆様方がいろいろと相談できる形は残しておりますので、その中心地とか、また東市来の人がここに来るとか、そういう形はないというふうに理解しております。

**○13番（田畑純二君）**

それと、先ほど総合計画のことなんですけれども、中長期的なビジョンをつくる考えはないということなんですけれども、それはまあもちろん合併時にそれに従ってやって、実行計画やら先ほど申し上げておりますのをいろいろローリングして実態に即したことをやっていますので、それはもう建前、それはそういう考えで、基本的にはそうかもしれません。だけど、現実的に見た場合に、先ほど申しましたように、今までの総合計画の中の事業プロジェクト、ずれやねじれ、絵にかいたもちにすぎないと、そういうことも見るからに事実なんです。これに対して市長はどう感じてもらえるんでしょうかとの質問には明確に答えておられませんので、そこら辺はどうですか。もし考えておられたら、当然これは第1次総合計画もそうなんですけれども、やっぱりこれは見直すあれはあるんじゃないかという気持ちにもなってくると思います。第1次総合計画は先ほど申し上げました、いきいきすこやか整備プロジェクトだって、あれ多分ずれているわけですよ。だから一々例示はしませんけど、各日吉地域、吹上地域、東市来地域、伊集院地域、進行方向、こういう方向で進んでいきますという希望だけは第1次総合計画にうたってあるんです。

それと実際にずれが生じたり、非常にいろいろ情勢も変わってきているんです。だから県の方もそれを見越して、あえてだからその中長期的なビジョンをつくろうと、今あるのを踏まえて。そういうことをあえてやってい

るという方向もあるんです。

だから、市長が言われたのはよくわかる。今現時点でこうやってそれに基づいてやってきているから。だけど、それ一步踏み越えて、今度また新しい観点から検討しよう、検討してみたい、見るべきだという考え方もあるんです。市長はやっぱりこれを最後までこれでいくという、先ほどの答弁はそういうふうに感じたんです。今のずれとかねじれとか、現在の第1次日置市総合計画の実施状況どうですか。

**○議長（畠中實弘君）**

あと田畑議員、1分でございますので。

**○市長（宮路高光君）**

ご指摘ございまして、10年、20年のビジョン、これも本当大事なことだというふうにはわかっております。私ども合併いたしまして、もうちょうど2年4カ月、この計画をつくる中を含めましても3年近くなっているというふうに思っております。

そんな中におきまして、今私どもが一番この4町をしていくのは、現実的な部分を一番考えていかなきゃならない。総合計画をつくりましたけど、やはり見直しをする、また今おっしゃったように実施計画をする段階におきまして、やはりその計画をしたときとその時点とは違いますので、現実的に実施計画を基本計画を含めた中で見直しを私はしていくべきことであると。

今おっしゃるように、10年、20年をつくっていくには、もう少しちょっと時間をいただきまして、それぞれ日置市の方が円熟した中を含めた中で10年、20年というのが私は妥当じゃないかなというふうに考えて、今の時点で10年、20年のビジョンというのは考えていないというふうに理解してほしいと思っております。

**○議長（畠中實弘君）**

田畑純二君、あと1分でございます。

○13番（田畑純二君）

あと1分でございますので、1分以内にまとめななんですけど、まだ言います。

財政収支の見通しですね、本市の当面の財政収支の見通しについて感想はどうか。それと、歳入増歳出減に向けてどのような手だてが必要と考えておられるか。

先ほど答弁あったんですけど、もう一回答弁を求めて、時間ないですから終わります。

○市長（宮路高光君）

今後の市の財政運営の状況でございますけど、今歳入の確保の中で税源の移譲等がございます、ことしの状況も十分把握し、また交付税等におきます今後の地方と都市の格差を含めた中で国がどうしてくるのか、こういう歳入の確保というのを十分精査をして、今後財政運営を図っていきたいというふうに考えて、またさっき申し上げましたとおり、歳出につきましては、削減できるものにつきましては十分削減しながら財政運営をやりたいというふうに思っております。

○財政管財課長（奥藺正名君）

先ほど交付税に幾ら算定されているかということでしたが、19年度で基準財政需要額に2,234万7,000円ありますので、基準財政収入から引くと若干下がってくると思われまして。

ただ、うちとしましては、市民病院に繰り出し金として2,000万円を出しております。先ほど市長が言いましたような数字でございます。

○議長（畠中實弘君）

本日の一般質問はこれで終わります。

---

△散 会

○議長（畠中實弘君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

10月1日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時58分散会

第 5 号 ( 1 0 月 1 日 )



## 議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第79号 日置市伊集院都市農村交流施設 chests 館に係る指定管理者の指定について (産業建設常任委員長報告)
日程第 2	議案第80号 日置市体育施設条例の一部改正について (教育文化常任委員長報告)
日程第 3	議案第81号 平成19年度日置市一般会計補正予算 (第3号) (各常任委員長報告)
日程第 4	議案第82号 平成19年度日置市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) (環境福祉常任委員長報告)
日程第 5	議案第83号 平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 (第2号) (環境福祉常任委員長報告)
日程第 6	議案第88号 平成19年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算 (第1号) (環境福祉常任委員長報告)
日程第 7	議案第89号 平成19年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算 (第2号) (環境福祉常任委員長報告)
日程第 8	議案第92号 平成19年度日置市介護保険特別会計補正予算 (第1号) (環境福祉常任委員長報告)
日程第 9	議案第93号 平成19年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算 (第2号) (環境福祉常任委員長報告)
日程第10	議案第84号 平成19年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号) (産業建設常任委員長報告)
日程第11	議案第85号 平成19年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号) (産業建設常任委員長報告)
日程第12	議案第90号 平成19年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算 (第1号) (産業建設常任委員長報告)
日程第13	議案第91号 平成19年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第1号) (産業建設常任委員長報告)
日程第14	議案第86号 平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算 (第3号) (総務企画常任委員長報告)
日程第15	議案第87号 平成19年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算 (第1号) (総務企画常任委員長報告)
日程第16	認定第 1号 平成18年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第17	認定第 2号 平成18年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 18 認定第 3 号 平成 18 年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19 認定第 4 号 平成 18 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 20 認定第 5 号 平成 18 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 21 認定第 6 号 平成 18 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 22 認定第 7 号 平成 18 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 23 認定第 8 号 平成 18 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 24 認定第 9 号 平成 18 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 25 認定第 10 号 平成 18 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 26 認定第 11 号 平成 18 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 27 認定第 12 号 平成 18 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 28 認定第 13 号 平成 18 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 29 認定第 14 号 平成 18 年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 日程第 30 認定第 15 号 平成 18 年度日置市水道事業会計決算認定について
- 日程第 31 発議第 5 号 日置市議会議員定数条例の制定について
- 日程第 32 議案第 94 号 日置市政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
- 日程第 33 議案第 95 号 日置市情報公開条例等の一部改正について
- 日程第 34 議案第 96 号 平成 19 年度日置市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 35 請願第 1 号 J R 不採用問題の早期解決を求める意見書の採択について（総務企画常任委員長報告）
- 日程第 36 請願第 2 号 実効性のある地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書提出を求める件（環境福祉常任委員長報告）
- 日程第 37 陳情第 7 号 日置市立伊集院中学校仮設校舎空調（エアコン）設備に関する陳情（教育文化常任委員長報告）
- 日程第 38 意見書案第 5 号 実効性のある地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書
- 日程第 39 陳情第 9 号 障害者の生活実態に即した障害者自立支援法の運用に関する陳情書
- 日程第 40 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第 41 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 42 議員派遣の件について

日程第 4 3 所管事務調査結果報告について

本会議（10月1日）（月曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西園典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	地頭所貞視君	24番	谷口正行君
25番	西峯尚平君	26番	佐藤彰矩君
27番	成田浩君	28番	鳩野哲盛君
29番	宇田栄君	30番	島中實弘君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	湯田平浩美君
副市長	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	池上吉治君	教育次長	外園昭実君
消防本部消防長	福田秀一君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	小園義徳君	財政管財課長	奥園正名君

企 画 課 長	富 迫 克 彦 君	税 務 課 長	瀬 川 利 英 君
商工観光課長	吉 丸 三 郎 君	市民生活課長	桜 井 健 一 君
福 祉 課 長	豊 辻 重 弘 君	健康保険課長	脇 忠 男 君
介護保険課長	満 留 雅 彦 君	農林水産課長	上 園 博 文 君
土木建設課長	樹 治 美 君	都市計画課長	久 保 啓 昭 君
下水道課長	宮 園 光 次 君	水道課長	岡 元 義 実 君
教育総務課長	山之内 修 君	学校教育課長	町 岡 光 弘 君
社会教育課長	神之門 透 君	市民スポーツ課長	妙 見 義 弘 君
会 計 管 理 者	朴 木 義 行 君	監査委員事務局長	芝 原 八 郎 君
農業委員会事務局長	大 北 節 雄 君	代表監査委員	南 一 秀 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（畠中寛弘君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第79号日置市伊集院都市農村交流施設 Chest 館に係る指定管理者の指定について

○議長（畠中寛弘君）

日程第1、議案第79号日置市伊集院都市農村交流施設 Chest 館に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長重水富夫君登壇〕

○産業建設常任委員長（重水富夫君）

おはようございます。早速ご報告をいたします。

ただいま議題となっています議案第79号日置市伊集院都市農村交流施設 Chest 館に係る指定管理者の指定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は9月10日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託され、9月12日委員会を開催し、委員全員出席のもと所管部長、課長の説明を受け質疑、討論、採決をいたしました。

当施設は昨年9月より本市の指定管理者として、任意組織団体である出荷協議会、都市農村交流振興会が現在まで管理、運営を行ってきました。今回、組織を法人化へ移行するに当たり、新たに法人組織である株式会社 Chest 館を指定管理者として指定しようとするものであります。

所管課長の説明では、法人組織にする理由として、指定管理者施設として責任の所在の明確化、取締役などの会社に対する責任の明

確化、決算報告の義務化による会計の透明性の確保、年間売り上げ4億円を超える大規模物産館への成長などが上げられます。

次に、質疑の概要を申し上げます。指定管理者が法人化により株券を発行することになるが、従事者のみか、市内、市外関係なく発行するのか。また発行株数は幾らか。1人で何株購入できるかの問いに、株主はあくまでも出荷会員で伊集院地域内に限定である。会員には正会員は伊集院地域の野菜を出荷している人、準会員は農産物以外の出荷者、特別会員は伊集院地域以外の方になる。発行株数は1,000株限定で、1人1株の限定である。現在のところ369名が対象者であるとの答弁。

株の配当はどうなるのかの問いに、配当は定款29条でうたわれている。余剰金は取締役会議で協議をして、株主総会で承認を得て、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載され、記載または記録された株主に支払うとされているとの答弁。

出荷さえすれば、後からでも株券の購入ができるのかの問いに、1,000株を限度として、申し込みがあれば出荷をして購入できるとの答弁。

赤字になった場合と施設の充実などが出てきたら、株式会社となった場合でも市が負担するのかなどの問いに、負担については年度別協定書の中に、通常の営繕は Chest 館が負担すると結んでいる。しかし、施設の改善、外装の吹きつけや増築は市が見ることになっている。これは以前のもので継続となるとの答弁。

市内8カ所ある物産館の手数料はすべて一律かとの問いに、ほとんどが15%である。Chest 館は13%、ひまわり館は20%である。年間の売り上げに波があるため、初めに20%いただいて、利益が生じたときに5%還元する形もあるとの答弁。

そのほか多くの質疑がありましたが、所管部長、課長の説明で了承し質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第79号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

**○議長（畠中寛弘君）**

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中寛弘君）**

質疑なしと認めます。

これから、議案第79号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中寛弘君）**

討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第79号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中寛弘君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

△日程第2 議案第80号日置市体育施設条例の一部改正について

**○議長（畠中寛弘君）**

日程第2、議案第80号日置市体育施設条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、教育文化常任委員長の報告を求めます。

〔教育文化常任委員長西菌典子さん登壇〕

**○教育文化常任委員長（西菌典子さん）**

おはようございます。ただいま議題となっております議案第80号日置市体育施設条例

の一部改正について、教育文化常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る9月10日本会議におきまして本常任委員会に付託され、9月12日委員会を開催し、執行当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。本条例の一部改正は、日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場への指定管理者制度の導入並びに施設などの使用料の見直しによる所要の改正をし、あわせて条文の整理を図ろうとするものであります。

質疑の主なものを申し上げます。指定管理者希望者を募るということになるが、やりそうところ、目星はあるのか。他の自治体でやっているところがあるかとの問いに、希望的観測ではあるが、鹿児島市のスイミングクラブは二、三ある。樋脇は警備会社に委託していると答弁。

指定管理に出す意義は何かの問いに、経費的な面で職員が2名配置されている分が削減される。また、民間のノウハウを利用した方が、こうした施設の維持管理と効果が上がるのではないかと答弁。

職員以外の賃金をお願いしている水泳教室の講師などはどうなるかの問いに、筆耕の方が引き続き採用されるとは限らない。早い時点で説明をしていくことになるかと答弁。

使用料はどうなっていくかの問いに、プール使用料は変わらないがB&Gは日置市内の他の施設との調整のため、全体的に安くなると答弁。

平成18年度について言えば、約3,200万円支出が多い。人件費2人分引いてもマイナスが大きい。収支バランスは難しいのではないかと。切りかえても市の負担は続くのではないかの問いに、人件費が民間ベースに減っても需要費などはそのまま移行するだろう。現在実施している教室は、継続してもらおう応募

要綱を作成していきたい。市として幾らか運営委託費を支払わないと応募は来ないと思うと答弁。

官から民へ指定管理はサービスはされないとある。安全面からも温かい行政でなければいけないがの問いに、正職員2人、臨時職員2人、監視員等の形態を変えないということで公募予定である。応募者がいて選定委員会で決まった場合、要望はこちらから言えると思うと答弁。

体育施設の市内と市外の利用者割合は、日置市外が使用料1.5倍となると、すみ分けが難しくなるのではないかと問いに、日置市内利用者が65%、市外が35%である。日置市内の優先を予約の段階で差をつけている。市民の予約は2カ月前から、市外は1カ月前としていると答弁。

財政節約のために指定管理に出すが、管理者にしてみれば使用料を上げられない。市として財源節約ができるだろうか。管理上の契約について、維持・修繕は市の負担である。どれまでが代行修繕で分岐点なのか、そのあたりを真剣に考えないと、目的を達成できないのではないかと。これまでの指定管理者の制度のあり方、決めるところが少しずさんだったと思うがの問いに、改正条例が可決されたら公募をし、選定委員会で指定管理者を決定し、仮協定書を締結し12月議会で仮締結の議決の案件提出で審議になると思う。市として財源節約ができることが前提で、できなければしないと答弁。

質疑を終了し討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第80号日置市体育施設条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

**○議長（畠中實弘君）**

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

質疑なしと認めます。

これから、議案第80号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第80号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第3 議案第81号平成19年度  
日置市一般会計補正予算  
(第3号)

**○議長（畠中實弘君）**

日程第3、議案第81号平成19年度日置市一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長佐藤彰矩君登壇〕

**○総務企画常任委員長（佐藤彰矩君）**

おはようございます。ただいま議題となっております議案第81号平成19年度日置市一般会計補正予算(第3号)について、総務企画常任委員会の審査の経過と結果について報告をいたします。

本案は、去る9月10日の本会議において、本委員会の所管にかかわる部分を付託され、9月11日と9月21日に委員会を開催し、当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額

から歳入歳出それぞれ2億1,511万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238億7,383万3,000円とするものであります。また、地方債の変更は地籍図数値化事業、土地区画整理事業、災害復旧事業など7件であります。

本委員会にかかわる歳入の主なものについて申し上げます。

地方交付税、財産収入、寄付金などが増額となりましたが、地方特例交付金、繰入金、繰越金、市債などが減額となっております。交付税や交付額の決定による増、財産収入は吹上地区の土地に係る不動産売り払い収入、同じく公用車売却に係る物品売り払い増などであります。

地方特例交付金は制度改正による減、繰入金は財政調整基金等へ繰り戻し、繰越金は繰越額確定、市債は事業変更等による減であります。

次に歳出の主なものについて申し上げます。

議会費は、議員報酬3%減額に伴う報酬等の減額であります。

一般管理費は、職員の育児休業に伴う給料等の減であります。

会計管理費は、職員の扶養者等の変更に伴う職員手当等の増であります。

財産管理費は、本庁・日吉支所の庁舎維持補修に伴う需要費及び東市来地域にある市有地整備に伴う排水対策に係る工事請負費の増であります。

企画費は、職員の扶養者変更に伴う職員手当等の増、バス利用者実態調査に係る賃金等の増であります。

情報管理費は、道路改良等による電柱移転などの修繕料、防災有線・ケーブルテレビ導入に関するニーズ調査の委託料等の増であります。

税務総務費は、職員の病休に伴う職員手当等の減であります。

賦課徴収費は、法人税等の過誤納返戻に伴う償還金利子、利子及び割引料の増であります。

指定統計調査費は、収入の統計調査費県委託金の減に関連して、調査員等の報酬減などあります。

商工総務費は、職員の居住地変更に伴う職員手当等の減であります。

観光費は、大河ドラマ「篤姫」キャンペーン事業、これは特別事業の協賛に伴う負担金補助及び交付金の増であります。

常備消防費は、職員の扶養者変更に伴う職員手当等及び高規格救急自動車購入執行残の減であります。

非常備消防費は、県市町村総合事務組合消防補償等事務負担金が、団員1人につき2,000円引き上げられたことに伴う負担金、補助及び交付金の増であります。

消防施設費は、東市来方面団中央分団消防自動車購入執行残、伊集院方面団発電機購入など節内相殺による備品購入費の減であります。

災害対策費は、消防大学校自主防災組織育成コースに職員1人を研修させるための旅費等や防災行政無線個別受信機修繕に係る需要費の増などあります。

次に、本委員会における主な質疑の概要を申し上げます。

財政管財課関係では、不動産売り払い収入について当初の湯之元の分はどうか、また今回、吹上の分の補正があるが、当初から計画があったのかの問いに、湯之元については売却予定をしていたが、隣地との境界や敷地内に水道管を布設してあることなどの問題が出てきたため、早期に解決の見込みができないので取り下げたい。吹上については、当初予算を組む段階では計画されていなかったが、今回、売買できる状況になったので計上したと答弁。

物品売り払い収入でバキューム車の売り払いの説明があったが、この車は必要ないのかの問いに、旧町時代直営で液肥を運ぶための車で、合併後は使用していなかった。クラウンは18万9,000円、バキューム車の大が216万1,950円、小が36万8,550円、Wピックアップが16万8,000円、バックホーが94万5,000円で売却できたという答弁でございます。

指定寄附の指定のいきさつを教えてくださいの問いに、旧日吉町のときから小中学校への寄附とされてきた経緯がある。日置地域の小中学校への寄附ということなので、寄附者の意向に伴って予算を計上したと答弁。

起債は30億円以上でとどめていくという考え方であったが、当該年度中の起債見込みの中で、教育債については中学校の建設費も見込んであるか。また、新たな起債見込みは、新たな災害関係が発生したときであるのかの問いに、中学校の校舎は入っている。今後の増減については、増があるとしたら災害ぐらいであると答弁。

総務課関係では、自主防災組織の各地域の普及率と5万円と2万円の違いは何かの問いに、自主防災組織の普及率は東市来地域は63.9%、伊集院地域は30.9%、日吉地域は62.7%、吹上地域は31.7%で、全市では43%の組織率である。5万円と2万円の違いは、5万円は新規の組織されたところ、ヘルメット、バケツなどの備品が必要となる。2万円は訓練を行った実績に基づき補助すると答弁。

自主防災組織について、年々訓練の仕方や意識が薄れてきている。普及啓発について行政指導などフォローはできないのかの問いに、行政指導という点では、県でも自主防災組織のアドバイザーを派遣する事業もある。日置市の底上げをしていくことも大切であると答弁。

自主防災組織の補助金については、東市来地域だけが対象となるのかの問いに、自主防災組織の補助金については、今年度までは東市来地域だけで20年度からは全市になると答弁。

税務課関係では、18年度、19年度含めて企業の景気はどのような状況かの問いに、7月末までに30社ぐらい確定申告により予定納税を返す。金額は345万9,000円になるが、前年度と比較してこのペースは昨年度に比較して少し多いのではないかと思う。法人が設備投資に向けているものもあるかもしれないが、今年度は予定納税を返すのが少し多いように感じると答弁。

このほか、固定資産税を払っているのに納税通知が来たので調べてほしいという相談があり、調べてみたら間違いであった。行き違いがあればいけないので、そのようなことがないように注意していただきたいという要望がありました。

企画課関係では、企画費のバス利用者実態調査に伴う調査について、調査員はだれがやるのか。また、情報管理費の道路改良等による電柱移転はどこを予定しているのか。防災行政無線・ケーブルテレビ導入に関する委託料はどのような内容で委託するのかの問いに、バス利用者実態調査は、アルバイトを使って調査したい。鹿児島交通が、枕崎から鹿児島空港への便、伊作から鹿児島への便、伊作から伊集院高校の便の3便、林田バスは串木野発鹿児島空港までの便、朝夕の鹿児島行きの便など、補助対象として取り扱っている路線、4地区のコミュニティーバスの関係について、1週間ぐらいでやりたい。あわせて利用者のアンケートも実施したい。また、電柱移転は東市来駅に近い県道改良をしているが、そこに支所から本庁までのネットワークを引いている自前の電柱があり、その電柱の移設を行った。それ以外では、吉利交差点など実施し

たのが7件ある。委託料は、これまでの4地域の防災無線であったものを有線化するとともに、ケーブルテレビへの任意加入ということになるので、そのためのニーズ調査をしたい。全世帯の1割プラスアルファを考えていると答弁。

バス利用の実態調査についてはバス停で行うのか、それとも実際バスに乗って行くのか、どこの区間からどこの区間まで乗られるのか、この調査結果が出たときは調査の結果を県にも上げるのかの問いに、今回は始発から終点まで乗って調査をしたい。その上で出てきた数値は、鹿児島交通、林田バスから実績が上がってくるので、その数値との突き合わせを行い、利用実態についてどのような開きがあるか検証するとともに、その上で今後の存続を内部的に検討したい。情報については県とも共有しながら相談していきたいと答弁。

このほか、防災無線については有線の場合、落雷や停電断線によって放送できない。有線自体が防災無線としてどうなのか。すべてを出し尽くして住民の意向を聞かないと、後ではこうでなかった、ああではなかったということになる。慎重にやっていただきたいという要望がありました。

商工観光課関係では、観光かごしま大キャンペーン推進協議会は組織ができていいのか、今から立ち上げるのか、またこのキャンペーンについて、日置市の商工観光課としてどのようなことをやる予定かの問いに、協議会は、現在71団体で推進協議会は運営されている。今回の特別事業の協賛金については、大河ドラマ「篤姫」の特別キャンペーンで、平成19年、20年にかけての2年間で行う。鹿児島市が1,500万円、指宿市が300万円、霧島市・知覧町・日置市が100万円ずつの負担金となっている。内容については、県民への情報発信、パネル展示、文化講演会、ポスター作成、ビデオ・DVDの作成となっ

ている。日置市としては、資料提供やボランティアガイドの育成などを行うと答弁。

小松帯刀関係パンフレットの残部が2,000部となっているが、12月補正で対応するのかの問いに、12月補正でお願いしたい。ねんりんピックが来年あるが、そのような事業の中で絡めないか検討していると答弁でございます。

小松帯刀関係で、トイレについて県の事業ではだめであったということであるが、仮設トイレはどうなのか。よいものではなくても、水洗で素朴で、園林寺の雰囲気壊さないようなトイレに建てかえる必要はないのかの問いに、県の事業では、トイレと駐車場は難しいということであった。県とは再度詰めていきたいと答弁。

このほか、今回の事業については日置市の観光をPRするチャンスである。篤姫、小松帯刀だけでなく、薩摩藩の風土を売り出すときではないか。鹿児島島の島津家の聖地はここであり、いろは歌の精神が培われ四百何十年もたった今、篤姫が脚光を浴びることになったが、その根源は何であるかということをもっとPRしてほしいとの要望がありました。

消防本部関係では、東市来地域の中央分団の消防自動車はいつごろ納車の予定になるのかの問いに、11月27日が納車期限となっていると答弁。

発電機一式について、今回は伊集院地域だけであるが、ほかの消防団の状況はどうなのかの問いに、今回は、伊集院地域だけの補正をしたが、先日の消防委員会で日吉方面団も二つの分団が持っていないということが出てきたので、12月で補正を予定している。あとは各分団が持っていると答弁であります。

そのほか多くの質疑がありましたが、質疑を終了し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第81号平成平成19年度日置市一般会計補正予算（第3号）の総務企

画常任委員会所管に係る予算については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

#### ○議長（畠中寛弘君）

次に、環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長中島 昭君登壇〕

#### ○環境福祉常任委員長（中島 昭君）

おはようございます。ただいま議題となりました議案第81号平成19年度日置市一般会計補正予算（第3号）の環境福祉常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る9月10日の本会議におきまして、環境福祉常任委員会に分割付託された議案であります。

9月11日に委員会全員出席のもと、市民福祉部長と所管課ごと執行当局の出席を求め、本案に対する説明を受け審査いたしました。以下、質疑・討論・採決の概要を申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

民生費国庫補助金の児童措置国庫補助金次世代育成支援対策施設整備交付金は、日置市私立保育所施設整備に伴う交付金で、補助対象額9,494万円の補助率2分の1で4,747万円であります。また、介護保険特別会計繰入金3,645万7,000円は、前年度精算に伴う増額補正であります。

次に、歳出について申し上げます。

歳出では、戸籍住民基本台帳費の給料から共済費については、職員の出産育児休業に伴う補正であります。

社会福祉総務費の委託料174万3,000円の減額補正は、当初予算計上時はアンケート調査を計画していましたが、これまでに調査した子育て支援計画、障害者福祉計画、老人福祉計画などの資料を活用するので不要にな

ったための執行残であります。償還金、利子及び割引料567万4,000円は、平成18年度特別障害者手当等精算返納に伴う増額補正であります。

老人福祉費では、職員の人事異動に伴う補正と、平成20年度老人保健福祉計画策定に伴う高齢者実態調査のアンケート配布及び回収業務にかかわる報償費30万円とアンケート分析等業務委託料47万8,800円などの増額補正であります。

児童福祉総務費は、職員の扶養者数変更に伴う増額補正と、報償費謝金10万2,000円は、公立保育所あり方検討委員会の検討を深めるための開催回数増に伴う増額補正であります。

負担金補助及び交付金7,420万5,000円は、美山保育園拡張整備補助金300万円と、厳浄寺保育園改築補助金7,120万5,000円であります。なお、厳浄寺保育園改築補助金は、歳入で申し上げました次世代育成支援対策施設整備交付金を活用しております。

児童措置費の負担金補助及び交付金172万5,000円は、障害児保育事業実施園の2園増による増額補正であります。

児童福祉施設費は、ゆのもと保育所職員の育児休業によるものと、永吉保育所職員の居住地変更に伴う補正が主なものであります。

保健福祉センター管理費の施設維持修繕料18万円は、東市来地域のエアコン修理・清掃10台分に伴う補正であります。

塵芥処理費の役務費ごみ袋販売手数料668万9,000円については、昨年までは手数料を含めた価格で販売店へ卸し、販売店は販売手数料を申請し、後で手数料を受け取る形になっていましたが、最初から手数料を抜いた価格で販売店に卸せば、申請などむだも省けるのではないかとの要請もあったことから、財政とも協議の上、要請に沿った当

初予算を計上しました。その後、地方自治法の予算処理の原則では、歳入はすべて見ないといけないことが判明したことから、予算上はこれまでの計上に戻し、運営では手数料を引いた価格で卸し、申請、伝票処理を行うことは構わないとのことであったため、ごみ袋販売手数料668万9,000円の増額補正であります。

次に、主な質疑の概要を申し上げます。

社会福祉総務費で、障害の分野については関係者の意見を聞く場が必要と思うがとの問いに、昨年、民生委員の方々にお願いして1,000人の関係者にアンケートを実施したと答弁。

地域福祉計画を策定するとなっているが、どのように計画するのか。また策定委員会のメンバーと市民への説明会はどのように考えているのかとの問いに、これまで子育て支援計画、障害者計画、障害者福祉計画、老人保健福祉計画、介護保険事業計画が策定されている。地域福祉計画は、これらの計画の総合的なものである。策定委員会のメンバーは、議会から環境福祉常任委員会正副委員長、教育委員長、医師会会長、社会福祉協議会会長、民生委員児童委員協議会会長、福祉施設協会会長、障害福祉施設協会会長、保育園協会会長、幼稚園協会会長、身体障害者協会会長、自治会長会会長、女性婦人団体代表、ボランティア代表、PTA連絡協議会会長、保健所長、市民福祉部長など20名を予定している。また、市民への説明会は、説明できる職員が本庁の職員になってしまうため難しいが、地域ごとの説明会を考えていると答弁。

児童福祉総務費で、保育園の定員数と入所者数の状況はどうか。また、定員等の見直しについてはどうかの問いに、後で一覧表を配付する。定員の見直しについては、園からの申し出はないと答弁。

園児の地域的な入所状況と今後はどのよう

な傾向にあるのか。また、日置市外からの園児は何人かとの問いに、対象園児は市内全体から見ると増加傾向にある。出生率が高くなっているということだけでなく、鹿児島市など近隣市町からの入園がふえている。市外からの入園者は6月末で73名であると答弁。

国や市の補助金をもらい整備するわけだが、不正防止も含めて検査体制はどうなっているのかとの問いに、市の建築士が直接検査することはないが、申請内容や建設場所の確認などを行うことにより防止できると思う。市が立ち会うシステムではないと答弁。

公立保育園のあり方検討委員会の目的は何かとの問いに、本年3月に17名の委員で設立した。市内に3園あるが、目的は保育園の民営化に向けた検討委員会である。これまで2回の検討会を行った。先進地研修が主である。今後、あり方についての本格的な協議を行う。既に保護者の方への説明会を実施し、これからも保護者の方々のご意見を伺いたいとお伝えした。委員会の提言書は来年3月の予定であると答弁。

公立と民営のメリット、デメリットは何かとの問いに、公立では補助金が出ない。私立になると補助金が受けられるため、運営負担が軽減される。民営化することにより生み出される財源を休日保育、病後時保育、夜間保育、延長保育などに充てたい。民営化してメリットはあってもデメリットはないと答弁。

園児の奪い合いになっているところがある。本当に園児数について問題はないのかとの問いに、定数に至らないと園の運営が難しくなることから、特色を出して定数確保に努めなければならない。以前は措置制度で区域が決まっていたが、現在は広域になった。奪い合うということではなく、選択できるようになったということであると答弁。

塵芥処理費で、ごみ収集について吹上地域は管理公社による随意契約になっているが、

今後の方針はとの問いに、吹上の管理公社については、従来どおりの方針を堅持することになると答弁。

個人事業所やゆーぷる吹上などのごみ収集はどうなっているのかとの問いに、砂丘荘などは、合併までは事業系ごみとして予算措置していたが、合併後は市で収集すればいいので予算化しないとなったと答弁。

医療廃棄物について、家庭ごみの中に入っているのではないか。どのように認識し方向性について説明を願いたいとの問いに、在宅医療の関係でインシュリン注射器などが一般ごみに廃棄される心配のことだと思うが、基本的には病院が回収することになっている。もし混じってしまうと非常に危険なので、関係機関や関係者へ回収に当たっての徹底を図っていききたいと答弁。

また、ごみ収集については、他の地域と同じように入札により決定する方向で検討願いたいと要望がありました。

以上のほか質疑がありましたが、所管部長、課長の説明で了承し、審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で議案第81号平成19年度日置市一般会計補正予算（第3号）環境福祉常任委員会所管分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（畠中實弘君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長重水富夫君登壇〕

#### ○産業建設常任委員長（重水富夫君）

ただいま議題となっております議案第81号平成19年度日置市一般会計補正予算（第3号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る9月10日の本会議におきまして、産業建設常任委員会にかかわる補正予算を付託され、9月12日委員会を開催し、

委員全員出席のもと所管部長、課長の説明を受け質疑、討論、採決をいたしました。

提案された補正予算のうち、農林水産業費にかかわる予算は歳入歳出それぞれ3,605万6,000円増額し、総額を15億6,913万2,000円にしようとするものであります。

歳入で主なものは、農林水産業費県補助金、現年補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金等で増額補正であります。

農林水産業費分担金は、4月と7月の豪雨災害による受益者分の分担金であります。

森林国営保険金は、東市来分で平成16年の台風災害による保険金確定による増額補正であります。

歳出で主なものは、農業振興費の茶生産合理化推進対策事業費は、防露ファン1.4ヘクター設置費、果樹振興対策事業費、東市来中晩柑部会暖房機等設置費の、いずれも県事業採択による増額補正であります。

農地費で工事請負費の土地改良施設維持管理適正化事業費は、本庁下谷口地区の転倒堰改修事業費決定によるものであります。

農地農業用施設災害復旧費の工事請負費は、4月豪雨災害査定による減額補正と、7月豪雨災害復旧申請による増額補正を相殺したものであります。

次に、土木費にかかわる予算では2,011万8,000円増額し、総額を40億3,615万8,000円にしようとするものであります。

歳入で主なものは、災害復旧費国庫負担金で、梅雨前線豪雨及び台風4号による道路災害、河川復旧費の増額補正であります。

土木費国庫補助金、まちづくり交付金、市道整備は、本庁新宮線ほか1路線の事業の内容変更によるもの、街路整備は文化通り線事業費変更に伴う、いずれも増額補正であります。

公営住宅は、国庫配分額の変更に伴う減額補正であり、減額分は街路整備事業費に組替。

公営住宅建設事業費国庫補助金は、国庫配分額の変更に伴う増額補正。

市道区画整理は、組替に伴う減額補正であります。

歳出で主なものは、道路維持費で需要費は舗装、側溝、排水路、路肩のり面補修などによる増額補正であります。

道路新設改良費で、工事請負費は地方道路整備臨時交付金事業で、下神殿線、徳重清藤線の補償費へ組替の減額補正、市道長里市来線、美山インターチェンジランプ工事は、委託料からの組替による増額補正。

道整備交付金事業は、下谷口恋之原線、市来四郎園線、野田美山線の委託料と補償費からのそれぞれ組替による増額補正であります。

単独事業の一般道路整備事業は、市道中原花熟里線、亀原跨線橋床板補修による増額補正であります。

公有財産購入費の土地購入費は、地方道路整備臨時交付金事業で下神殿線の補償費への組替による減額補正。

補償・補填及び賠償金の地方道路整備臨時交付金事業で、下神殿線、徳重清藤線の委託料、工事請負費、土地購入費からそれぞれ組替による増額補正であります。

道整備交付金事業の下谷口恋之原線、市来四郎園線、野田美山線は、工事請負費、土地購入費へ、それぞれ組替減額補正するものであります。

次に、都市計画費は1,040万7,000円を増額し、総額を15億6,327万4,000円にしようとするものであります。

都市計画総務費で繰出金は、公共下水道事業特別会計の18年度の精算により減額補正するものであります。

土地区画整理費で工事請負費の補助事業は、事業費組替による減額補正、単独事業は事業費組替に伴う増額補正。

公有財産購入費の土地購入費、補償・補填

及び賠償金の保証金は、いずれも事業費組替に伴う減額補正であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

農林水産課関係では、畜産業費で全国和牛能力共進会に関する予算は、会場付近には宿泊施設もないと聞くが予算は十分かとの問いに、報償費は前回の内容を参考にした。普通旅費については、通常の旅費規程に基づいて積算したとの答弁。

林業振興費で有害鳥獣駆除の計画頭数と内容を示してほしいとの問いに、有害鳥獣の補助金及び交付金の組替であり、実質補助金は132万円である。本庁イノシシ30頭、シカ10頭、東市来イノシシ50頭、シカ50頭、日吉イノシシ15頭、シカ0頭、吹上イノシシ60頭、シカ5頭であるとの答弁。

港湾建設費で吹上漁港の浚渫工事がある。毎年実施されているようであるが、何が原因なのか。また、この砂を日吉、東市来の海岸侵食のところに持っていけないかとの問いに、平成18年度に3,100万円ほどかけて国の交付金事業で実施した。原因として、川港となっており、高潮、時化、台風等で海岸からのものによるものと思われる。他の場所への移送には多額の経費もかかるし、現在のところ川口の南側に返す計画であるとの答弁。

次に、土木建設課関係では、国の災害査定はあったのか。入札はいつごろかとの問いに、9月19日に査定の予定。入札は10月下旬ごろになると思われるとの答弁。

公共土木施設災害復旧費は、吹上はあるが日吉はなかったのか。また、県管理の河川の管理で中の方は県が払ったりしているが、堤防は払っていない。県に要望すべきではとの問いに、補助事業にかかわるものはなかった。小規模のものだけである。河川については、市は負担してまで実施はしていない。県に要望はするが、県が実施することは難しいと思うとの答弁。

住宅管理費でウッドタウン緑ヶ丘の遊具の補修があるが、耐用年数は何年か。どこまで市が負担するのかとの問いに、団地内に公園があり、丸太の遊具がある。今回その丸太が倒れているため、その補修を行うものであるとの答弁。

次に、都市計画課関係では、街路事業費の委託料は、伊集院駅周辺のことであるが、駐車場の整備や渋滞緩和対策や西口、東口をつなぐための今後の調査などあると思うが、もう少し詳しく説明してほしい。いつごろ完成かとの問いに、これまで駅東口整備の要望や議会での一般質問があった。現在までJRとの協議が進んでいない。駅西側の広場及び駐車場の整備、また駅東口線に接続する昭和57年に計画決定した、だいわ横の交通広場を含めた西側、東側を結ぶ住民に対してどのようにできるか。JR及び公安委員会と協議していく、たたき台、青写真をつくり、協議をしていくための基本計画設計である。そのための平面的な図面や高さを測量して、いろいろな計画案を策定するための委託料である。いつごろの着工、完成のめどは現在のところ立っていないとの答弁。

徳重地区の都市計画は、いつごろまでに完成するのかとの問いに、補助事業の当初計画では今年度までとなっている。現在、県を通じて国に補助期間を4年、施工期間を3年の延伸をお願いし協議中であるとの答弁。

特殊地下壕対策事業費は増額され、今年度東市来6カ所、伊集院10カ所となっている。補助は3年間と聞くが、全部終われるのかの問いに、国の事業に満たない200万円以下の事業で、民間の掘った壕も対象とした県の事業である。市内に96カ所の対象箇所があり、危険でないとして地権者が判断したり望まないのが25カ所あり、全体で71カ所になる。危険なところから進めていきたいとの答弁。

以上のほか多くの質疑がありましたが、所

管部長、課長の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第81号平成19年度日置市一般会計補正予算（第3号）の産業建設常任委員会所管につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、ご報告を終わります。

#### ○議長（畠中實弘君）

次に、教育文化常任委員長の報告を求めます。

〔教育文化常任委員長西園典子さん登壇〕

#### ○教育文化常任委員長（西園典子さん）

ただいま議題になっております議案第81号平成19年度日置市一般会計補正予算（第3号）につきまして、教育文化常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る9月10日の本会議におきまして、本委員会に分割付託されたもので、9月12日に委員全員出席のもと委員会を開催し、所管課ごと執行当局の出席を求め、本案に対する説明を受け、質疑、討論、採決をしたものであります。

今回提案された補正予算のうち、教育費にかかわる予算は2,211万3,000円を増額し、総額28億1,386万5,000円にしようとするものであります。

歳入の主なものは、中学校費県委託金がスクールカウンセラー配置事業費54万7,000円、スクーリングサポート事業費40万円、小学校費県委託金が、小学校英語教育推進事業委託金62万3,000円であります。

また、寄附金100万円は、日吉地域の小中学校の図書購入費などへ東京在住の本田勝彦さんからの指定寄附金であります。

歳出の主なものは、事務局費でスクーリングサポート事業にかかわる推進協議会の謝金、旅費、消耗品費、役務費などであります。ス

クールカウンセラーは伊集院中学校と北中学校に県から配置され、月1回相談や指導などに当たるものであります。小学校英語教育推進事業は、伊集院小学校が指定を受けたことによる増額補正であります。

学校管理費は、小中学校のリースパソコンの故障による修繕料で、小学校15台、中学校5台であります。

教育振興費の備品購入費は、教材備品購入の平準化に伴う増額補正であります。

幼稚園費賃金は、こども支援センターの幼小連携アドバイザー謝金の組替であります。

公民館費その他委託料は、東市来中央公民館建築設計検査に伴うもの、体育施設費投資的委託料150万円は、東市来総合運動公園テニスコート夜間照明施設設計委託に工事請負費からの組替であります。

質疑の主なものを申し上げます。

小学校英語教育推進事業の内容はとの問いに、県指定を伊集院小学校が受けた。5、6年生の合計6クラスで、総合学習の時間を利用して英語塾の先生を講師に招いて行う。6学級1回2時間で35回分の予算であると答弁。

学校評議員の外部評価結果の公表、議会や市民へ評価の公表はどうなっているかとの問いに、学校評議員は各学校4人から5人委嘱して、年間計画、事業などについて評価していただいている。公表はしていないが、各学校から教育委員会に評価が送られてくるとの答弁。

学校の教材、備品など予算の平準化は今回でできたのか。平準化が完了していない理由は何かとの問いに、本来は当初予算で対応すべきものだが、一部学校側の要望もあり、特に東市来地域、吹上地域で予算が少なかったということで、2地域の学校の教材備品を整えた。来年度も平準化に向けて要求していかねばならない。合併時、各町教育予算の持ち

方、計上に差があった。これまでの経緯があり、平準化できなかったが、ことし平準化しようとしてこのようになった。20年度以降は、早い時期に学校規模などを踏まえて消耗品、総合学習を含めて算出基礎をつくり、学校側に示し、当初予算に臨む考えであるとの答弁。

学校給食について、今後センター方式に移行する考えはないか。また、給食センターに食材を納める業者の指導や立ち入り検査はどうしているかとの問いに、日吉地域が単独自校方式、吹上地域は吹上中学校と永吉小学校が単独自校方式、伊作小学校を拠点に花田小学校と和田小学校がブロック調理場、中には古い施設もあり、そのような点を踏まえ、庁内の企画会議に諮り、見直しについて作業を進めているところである。現段階では、予算を伴い保護者への説明もあり、明確な答弁はできないが、日吉地域の小規模校と永吉小学校について、日吉中学校を拠点としたブロック調理場方式ができないか検討を進めている。センターとなると億からの投資が必要となるので、ブロック調理場方式を進めて、財政状況によりセンターを考えることとなるだろう。給食の仕入れは栄養士が品質証明書、保証書を添付してもらって、証明が確認されてから使っている。立ち入り検査はしていないが、製造年月日や有効期限の確認、使用した食材は2週間は冷凍庫で保存しているとの答弁。

給食センターの運営委員会は日置市全体なのか、各地域にあるのかとの問いに、日置市全体の運営委員会はない。伊集院地域、東市来地域、ブロック調理校に運営委員会があり、メンバーは各学校長、PTA会長、行政関係者などであるとの答弁。

小中学校のパソコンリースについて、現在、パソコンは何台あるか。リース契約はどうなっているか。リース期間中のメンテナンスは契約やり直しの必要があるのではないかと

問いに、パソコンは小学校に504台、中学校に286台ある。これまではパソコン購入に関する契約でメンテナンスはつけていず、修理は普通の修理で出していた。経費がかかるということで、ことし3月の東市来地域のリース契約からメンテナンスをつけた契約にしているが、今後、更新のたびにそのようにしていくとの答弁。

スクーリングサポートの補正が9月に出た理由はどの問いに、スクーリングサポートは、昨年まで適応指導教室と言っており、学校に行けない子供たちを対象に週4回くらい、活性化センターで相談や学習、遊んだりして、学校の登校日数とかえられる措置である。ことしから資金が打ち切られるとなって市で予算化した。また、ことしから日置市教育相談員を設置し、各学校、すべての地域に相談員を派遣できるよう3名配置し、不登校の子供の手助けと未然防止の研修や相談事業を行うとの答弁。

中体連の大会出場に伴う補助について、すべてが3分の1となっているが、基準はどこに合わせたのか。それによる生徒の負担はどの問いに、3分の1の基準はこれまでであったもので、どこかに合わせてつくりかえたということではない。残りの3分の2は、保護者、部活動の保護者会、地域からの寄附などで補っているもので、その学校の部活動団体のやりくりになるとの答弁。

東市来中央公民館建築設備検査委託料について、県住宅総合センターに毎年建築設備検査30万円支出となっている。役所の職員に建築士はいると思うが、どの免許が必要か。市でできないのかとの問いに、県からの通知文書で、当該建物が定期報告対応物となっているので、建築士、建築設備検査資格者など調査資格者への依頼を早目に手配するようにとのことである。特殊建造物という多くの人が集まる施設というもので、内容は建築設備、

換気、非常用照明などの点検。建築基準法第12条の規定による有資格者による調査結果を特定行政官庁に報告せねばならないとなっている。建築士が市職員でできるか確認はしていないとの答弁。

説明資料のあり方について、見方によってわからないところがある。既定は当初予算からつながってこないとわからなくなる。当初予算と6月補正までの資料を持っているが、つながってこない。例えば、学校建築費15工事請負費、既定が4億5,300万6,000円となっているが、2万円ほど当初予算と違っている。どういう見方をすればよいのか。それぞれ節があるが、当初の金額があり、それと既定が合わない、どこにお金 flowed か審議ができないがとの問いに、既定は当初予算と6月補正までの額をここに示すのが当然である。しかし、この2万円ほど少ないのは、確認申請の手数料であり、予算流用の例外措置である。予算上は出てこず、決算の時点で出てくる。委員の言われるようなことが出てくるとの答弁。

このことに関して委員から、課によって記載の仕方が違うようだが、議会は金の流れを審議する機関である。節や細目、見込みと既定について審議しやすいよう記載してほしいとの要望がありました。

以上のほか多くの質疑がありましたが、所管課長などの説明で了承し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第81号平成19年度日置市一般会計補正予算（第3号）の教育文化常任委員会所管につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（畠中實弘君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○24番（谷口正行君）

総務委員長に1点ほど質問をいたします。

報告を聞いておりましたけれども、はっきりわからないところがありましたので、財産管理費の需要費、これ審議の報告がございました。この部分の審議状況をちょっと伺うわけではありますが、この中の施設維持修繕料は、当初338万円組んでありました。今回さらに足りないということで、40万円の増額補正になっておりますけれども、であれば最初の338万円はどこに使われたのかと。どんな使われ方をしたのかということでもあります。これでいけば、これまでの既定額を合わせても110万円。であれば、まだ残りが228万円あるはずで、これは増額の必要はないということになります。

予算の審議であります、やはり当初の予算がしっかりと執行されているかどうかを確認され、さらに必要であれば増額あるいは減額をいたし方ないとして認めることになるわけではありますが、総務委員会ではこの辺をどう審議されたか、またどうなっているのか伺います。

**○総務企画常任委員長（佐藤彰矩君）**

ただいま質問がありました、その件につきましては、当委員会におきましては質疑はなく審議されておられません。

以上です。

**○24番（谷口正行君）**

これは予算でありますので、審議しなかったというのは私はおかしいと思います。審議しなかったというより、これは審議が足らなかったということに私はなるかと思っております。

このようなところ、ほかにもちょっとあっちこっちあるようでございます。金の流れがはっきりしないところが。先ほど教育文化の報告ではちょこっと話されましたけれども、恐らくこの節の中の細目があるんだろうと思っておりますけれども、これは議会側にもはっきり

とそれを示していただかなければ、金の流用はわからないということでもあります。

つけ加えて、この資料が審議資料としては不備などところがあるということを指摘しておきます。

以上です。

**○議長（畠中實弘君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○18番（坂口ルリ子さん）**

総務委員長に質問いたします。

**○議長（畠中實弘君）**

質疑と言い直してください。

**○18番（坂口ルリ子さん）**

質疑いたします。

国保の滞納金は、この間質問してわかりましたが、固定資産税などの滞納金については話は出なかったのでしょうか。それから、庶民代表で貧困と格差などが今度の議会では問われるべきことなんですが、こんなことについては全然話が出なかったのでしょうか。

以上です。

**○総務企画常任委員長（佐藤彰矩君）**

固定資産税の滞納については、質疑がなく審議されておられません。ほかの方についても、一応議題となっております。

以上です。

**○議長（畠中實弘君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

これで質疑を終わります。

これから、議案第81号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第81号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第81号は、委員長報告のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。次の会議を11時25分とします。

午前11時14分休憩

---

午前11時25分開議

○議長（畠中寛弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△日程第4 議案第82号平成19年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第5 議案第83号平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第6 議案第88号平成19年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第7 議案第89号平成19年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第8 議案第92号平成19年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第9 議案第93号平成19年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（畠中寛弘君）

日程第4、議案第82号平成19年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から日程第9、議案第93号平成19年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）までの6件を一括議題とします。

6件について、環境福祉常任委員長の報告

を求めます。

〔環境福祉常任委員長中島 昭君登壇〕

○環境福祉常任委員長（中島 昭君）

ただいま議題となりました議案第82号、議案第83号、議案第88号、議案第89号、議案第92号、議案第93号について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る9月10日の本会議におきまして、環境福祉常任委員会に付託された議案であります。

9月11日に委員会全員出席のもと、市民福祉部長と所管課ごと執行当局の出席を求め、本案に対する説明を受け審査いたしました。以下、質疑、討論、採決の概要を申し上げます。

まず、議案第82号平成19年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億438万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億9,849万2,000円とするものであります。

歳入の医療費については2カ月おくれで支払うため年度確定がずれるが、医療給付費交付金については18年度退職者医療給付費確定による追加交付2,898万2,000円の増額補正であり、繰越金については、18年度の繰越金確定による7,540万7,000円の増額補正であります。

歳出については、法改正に伴う受給者証等の印刷製本費増と老人保健医療費確定に伴う医療費拠出金及び事務費拠出金等で、国保ヘルスアップ事業については、ほぼ国の負担で830万円の事業として取り組んだが、血液検査が漏れていた委託料について、今回補正を計上したものであります。

質疑に入り、昨年度の短期保険証の発行はとの問いに、347世帯の813枚であると

答弁。

医療費の動向はどうなっているかとの問いに、一般では19年度は1人当たり32万975円で、18年度は1人当たり32万7,442円であると答弁。

保険税の今後の見通しはどう考えるかとの問いに、例規どおり18年度から22年度にかけて不均一課税により調整する。健康保険法の改正で国民健康保険対象者の75歳以上の方が広域連合に移るなど先が読めないところでもあるが、健康づくり運動が今後も大事ではないかと思うと答弁。

医療費の抑制が大事だ。レセプト点検などが重要になるが、現状と成果など説明願いたいとの問いに、二重請求、過誤請求、再検査のためのレセプト点検員7名、補助員6名の体制をとっている。18年度の効果として2,549枚で3,083万7,000円となっている。内訳は、社保と国保の請求間違い等入れかえが1,005枚の2,369万2,000円で、内容点検によるものが1,544枚の714万5,000円であると答弁。

基金の残高は幾らか、また本来幾ら必要かとの問いに、残高は3億4,000万円ぐらいである。基金は医療費の約3カ月分で9億円から10億円ぐらい必要となると答弁。

日置市は若者の医療費が高いが、その原因は何かとの問いに、理由はよくわからないが、鹿児島市に近い多量診療や高度医療を受ける機会が多くなることなどが考えられると答弁。

高額療養費の払い戻し申請の状況と制度の周知はどうしているのかとの問いに、高額療養費については19年4月から現物給付となったので、限度額以上の支払いは行わないことになった。しかし、二つ以上の病院にかかった場合は、病院間の相殺はされないで、払い戻しの申請が必要であるとの答弁であり

ました。

以上のほか質疑がありましたが、所管部長、健康保険課長の説明で了承し、審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で議案第82号平成19年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第83号平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ569万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,187万6,000円とするものであります。

歳入は、平成18年度繰越金確定に伴う569万6,000円の増額補正であります。

歳出では、青松園あり方検討委員会2回分の謝金8万3,000円の増額補正と、ナースコール設置工事費131万6,000円及び18年度繰越金確定による予備費429万7,000円の増額補正などであります。

質疑に入り、青松園あり方検討委員会の設置の経緯と答申時期はいつかとの問いに、当初、市立病院のあり方検討委員会と同時に設置するつもりだったが、昨年4月の人事異動で現在の園長になったので、管理の資格取得が必要になり、昨年9月から5カ月間の研修が必要になり、病院と同時に設置できなかったため、今回の補正になった。答申については、平成21年3月までの予定であると答弁。

青松園は県下で初めての自治体が運営する老人ホームである。今後、職員を含めて園のあり方をどのように思っているのかとの問いに、今のところ経営は黒字であるが、介護報酬が下がってきているので、今後は厳しくなってくる。また、ことしに入り急に短期入所が減っていると答弁。

合併のまちづくり計画では、日吉地域は福祉の拠点とうたわれていたが、病院の縮小、

在宅介護支援センターの撤退、そして青松園の問題など逆の方向に進んでいるように思える。このことをどのように考えているのかとの問いに、関係の法令改正で、青松園では今は黒字経営だが、1年間で1,600万円から870万円に黒字が減るなど、運営において財政面での環境変化を無視してやっけない状況にあると答弁。

地元の入所者状況はどうかの問いに、8割が日吉地域、1割が吹上地域、残り1割が他地域からと答弁。

環境が変わってきているので、検討することはいいことである。ただ、サービスが落ちないようにすべきだとの問いに、介護が必要な方は今後もふえていくと思うので、施設は残していかなければならない。今後は介護報酬がユニット型の個室形式がはやってくると思うが、サービスは今より向上させねばならないと答弁。

以上のほか質疑がありましたが、市民福祉部長、青松園園長の説明で了承し、審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で議案第83号日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第88号平成19年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ189万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ714万4,000円とするものであります。

歳入歳出において、温泉給湯事業基金の積立金利率の変動による1万2,363円の補正と、決算確定による基金積立金の188万5,000円の補正であります。

質疑に入り、質疑はなく、市民福祉部長、課長等の説明で了承し、審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で議案第

88号平成19年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第89号平成19年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ396万5,000円とするものであります。

歳入歳出において、温泉給湯事業基金利子の利率変動によるものと決算確定による繰越金の補正であります。

質疑に入り質疑はなく、市民福祉部長、課長等の説明で審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で議案第89号日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第92号平成19年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,320万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億5,116万8,000円とするものであります。

歳入では、8月に保険料の本賦課の確定による現年度分特別徴収保険料5,696万9,000円と、現年度分普通徴収保険料2,966万3,000円の減額補正であります。

歳出では、保険料確定等に伴う介護給付費準備基金繰入金8,749万3,000円の増額補正及び前年度繰越金確定に伴う介護給付費繰越金1億7,774万7,000円と、介護予防事業地域支援事業繰越金1,412万7,000円の増額補正。地域ケア体制整備モデル事業導入に伴う筆耕賃金、研修会講師

謝金、先進地研修として広島県尾道市への旅費、パンフレット印刷製本費等の増額補正及び18年度保険料未使用分として、介護給付費準備基金積立金6,315万6,000円の増額補正であります。

質疑に入り、地域ケア体制整備モデル事業導入に伴い、尾道市への研修が予定されているが、どのような内容かとの問いに、在宅者のケアプラン作成前に担当者の事前ケア会議を行うが、尾道市の場合、在宅であっても医師が会議に参加する。ただし、時間が15分程度しかとれないので、事前に資料を主治医に配付しておき、会議のレベルアップが図られている。また、主治医は家庭の状況等を把握しており、よりの確な助言を受けられると答弁。

介護給付費の抑制策として過剰なサービスをなくした事例はあるのかとの問いに、すべてのチェックはできないが、月に約15回以上の利用者を対象にケアマネジャーを通じて保険者へケアプランの提出を求めチェックを行っている。今まで過剰なサービスはないと答弁。

伊集院駅周辺に新しく介護施設ができたが、市の負担はどうなるのかとの問いに、居住費と食費については住所地の負担となる。介護認定を受けた方は、個人負担で1割、残り9割は保険者の負担である。日置市内の方も入られるので、在宅でなくなり介護費用はふえてくると答弁。

一般管理費の委託料でアンケート調査、入力、分析業務等となっているが、市でできないのかとの問いに、自分たちでは無理である。アンケートは全国統一の調査で、県が音頭をとっている。次期介護基本計画の基礎資料になると答弁。

以上のほか質疑がありましたが、市民福祉部長、介護保険課長の説明で了承し、審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致

で議案第92号平成19年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第93号平成19年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、資本的支出349万1,000円の補正であります。

内訳は、機器備品購入費としてシャワーストレッチャー47万1,240円と、医療会計システム構築費302万円です。シャワーストレッチャーは6名の寝たきり患者入浴用で、現在のものは昭和54年購入、28年が経過しているものです。医療会計システムは、レセプト作成のために診療報酬に必要なものであります。

質疑に入り、質疑はなく、市民福祉部長、市民病院事務長の説明で了承し、審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で議案第93号平成19年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以上、報告を終わります。

○議長（畠中實弘君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第82号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから、議案第82号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第82号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから、議案第83号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第83号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから、議案第88号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第88号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから、議案第89号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第89号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから、議案第92号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第92号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから、議案第93号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第93号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第10 議案第84号平成19年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第11 議案第85号平成19年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第12 議案第90号平成19年

度日置市飲料水供給施設  
特別会計補正予算（第  
1号）

△日程第13 議案第91号平成19年  
度日置市住宅新築資金等  
貸付事業特別会計補正予  
算（第1号）

○議長（畠中寛弘君）

日程第10、議案第議案第84号平成  
19年度日置市公共下水道事業特別会計補正  
予算（第2号）から、日程第13号議案第  
91号平成19年度日置市住宅新築資金等貸  
付事業特別会計補正予算（第1号）までの  
4件を一括議題とします。

4件について、産業建設常任委員長の報告  
を求めます。

〔産業建設常任委員長重水富夫君登壇〕

○産業建設常任委員長（重水富夫君）

ただいま議題となっています議案第84号  
から第85号、第90号、第91号を一括し  
て報告申し上げます。

まず、平成19年度日置市公共下水道事業  
特別会計補正予算（第2号）の産業建設常任  
委員会における審査の経過と結果についてご  
報告申し上げます。

本案は、去る9月10日の本会議におきま  
して産業建設常任委員会に付託され、9月  
12日委員会を開催し、委員全員出席のもと  
所管部長、課長の説明を受け、質疑、討論、  
採決をいたしました。

今回の予算は、既定の予算5億1,296万  
3,000円に歳入歳出それぞれ60万  
4,000円を追加し、総額5億1,356万  
7,000円にしようとするものであります。

まず、歳入で一般会計よりの繰入金  
2,790万2,000円は起債償還分で、平  
成18年度精算金であり、減額補正するもの  
であります。

繰越金は、平成18年度繰越金確定額

2,850万6,000円を増額補正するもの  
であります。

歳出で維持管理費の償還金、利子及び割引  
料は、平成18年4月から19年2月までの  
6回分の過誤納返戻金の増額補正。

下水道整備費の職員手当等は、職員の配偶  
者手当の1カ月分の増額補正。

利子の償還金、利子及び割引料は、ことし  
3月に借り入れした分で、利子が確定した額  
を増額補正するものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

下水道の普及率は幾らか。また伊集院地域  
内と市全体は幾らかとの問いに、伊集院地域  
は62.5%、市全体では28.7%の普及率  
であるとの答弁。

過誤納は何人分か。その理由は何かとの問  
いに、1人分であり、今まで返納金は大体现  
年度であり現年度で調整ができたが、今回は  
平成18年度分であり、予算計上がなく、今  
回補正で上げたとの答弁。

その他質疑がありましたが、所管部長、課  
長の説明で了承し、質疑を終了、討論に付し  
ましたが討論はなく、採決の結果、議案第  
84号平成19年度日置市公共下水道事業特  
別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり  
可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第85号平成19年度日置市農  
業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
の産業建設常任委員会における審査の経過と  
結果についてご報告申し上げます。

84号に引き続き会議を開き、審査を行  
いました。

既定の予算4,405万2,000円に歳入  
歳出それぞれ105万2,000円を追加し、  
総額を4,510万4,000円にしようとする  
ものであります。

歳入は、前年度繰越金の確定による  
105万2,000円の増額補正であります。

歳出は、予備費に同額の増額補正をするも

のであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

公共下水道と集落排水から出る汚泥の処理費が違うが理由は何かとの問いに、まず処理方法が違う。また、吹上600人、伊集院1万4,000人で規模が違う。処分費については、公共下水道事業は産業廃棄物、集落排水は一般の廃棄物になる。集落排水には、その費用にプラスして一般会計から南薩地区衛生管理組合に経費を支払っており、一概に比較はできないとの答弁。

以上で質疑を終了し、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第85号平成19年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第90号平成19年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）の産業建設常任委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

休憩を挟み、引き続き審査を行いました。

既定の予算50万2,000円に歳入歳出それぞれ3,000円を追加し、総額を50万5,000円にしようとするものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定により、一般会計からの繰入金を減額補正。

歳出では、一般管理費の委託料を増額補正するものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

配水件数がふえたとあるが何件ふえたのか。また1件当たり検針料は幾らかとの問いに、件数は1件であり、1件当たり1回70円である。3,000円計上しているが、残りは調整と理解してほしいと答弁。

以上で質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第90号平成19年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべき

ものと決定いたしました。

次に、議案第91号平成19年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の産業建設常任委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

90号に引き続き会議を開き、審査を行いました。

既定の予算500万9,000円に歳入を前年度繰越金24万2,000円増額補正するものと、一般会計よりの繰入金24万2,000円を減額補正し、総額を同額の500万9,000円にするものであります。

所管課長の説明を聞き質疑を行いました。質疑はなく、討論に付しましたが討論はなく、議案第91号平成19年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

**○議長（畠中實弘君）**

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

質疑なしと認めます。

これから、議案第84号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第84号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第84号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号について討論を行います。

す。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから、議案第85号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第85号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから、議案第90号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第90号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから、議案第91号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第91号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を

13時とします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第14 議案第86号平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第15 議案第87号平成19年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（畠中實弘君）

日程第14、議案第86号19年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）及び日程第15、議案第87号平成19年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長佐藤彰矩君登壇〕

○総務企画常任委員長（佐藤彰矩君）

ただいま議題となっております議案第86号平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第87号平成19年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）の2議案につきまして、総務企画常任委員会の審査の経過と結果について報告いたします。

議案第86号、議案第87号は、去る9月10日の本会議において本委員会に付託され、9月11日、9月21日に委員会を開催し、当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

まず、議案第86号平成19年度日置市国

民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,294万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億345万8,000円とするものであります。

歳入の主なものは、18年度繰越金確定に伴う繰越金であります。

歳出の主なものは、総務管理費で電気式給湯機設置工事に伴う工事請負費等の増、国民宿舎事業基金費の基金積立金の増及び予備費の増であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

ボイラーから電気式給湯機にかわるが、今まで使っていたボイラーはどうするのか。使えるのであれば売却するのか、老朽化しているのかの問いに、現在のボイラーが平成8年に火をたく部分を入れかえている。水漏れ部分も発生しており、廃棄になると答弁。

500万円の基金積み立てがあるが、累積なのか、初めての積み立てになるのか。また、積み立ての理由は何かの問いに、基金は以前から積み立てた額である。現在4,100万円の積み立てを行っており、突発的な支出に充てている事業基金である。今回500万円の積み立てで、基金は4,600万円になると答弁。

利用者は増加傾向にあるのか、減少傾向にあるのかの問いに、8月末までの利用状況については、宿泊人員は6,013人、休憩人員は3万1,208人、合計3万7,221人である。宿泊については532人の減、休憩関係は1万216人の増で9,684人の利用増となっている。中でもレストランの利用客数が2万4,229人を占めている。リニューアルして4月から完全オープンしたが、特にランチについては口コミで日置市内外に評判となり広まっている。現在は平日でも待

ち時間が出るという状況で、8月の13日はランチだけで281人が利用しているという答弁でございます。

このほか質疑がありましたが、質疑を終了し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第86号平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第87号平成19年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ486万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ686万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、18年度繰越金確定に伴う繰越金であります。

歳出の主なものは、一般事業費で施設維持修繕料の増、予備費の増であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

歳出の中で、一般事業費で施設維持修繕料100万円とあるが、具体的に何の修繕で突発的というのはどういうことを指すのかの問いに、当初予算の中で修繕費100万円を計上しているが、その中でいろいろと修繕が出てきた。非常用の照明関係で誘導灯のバッテリーの交換56万円、屋上の室外機の修繕22万8,000円など、現在使っている修繕料が86万円程度となっている。予算残が少なくなっており、今早急にしなければならぬものにボイラー室のパイプの水漏れが生じている。その見積もりが25万円程度の修繕となる。今回100万円を計上しているが、今決まっている修繕は25万円程度の水漏れ修繕、あとは突発的な修繕に充てることにしていると答弁。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第86号平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第3号)は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告申し上げます。

第1号でございます。訂正します。

**○議長(畠中實弘君)**

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(畠中實弘君)**

質疑なしと認めます。

これから、議案第86号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(畠中實弘君)**

討論なしと認めます。

これから、議案第86号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第86号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(畠中實弘君)**

異議なしと認めます。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(畠中實弘君)**

討論なしと認めます。

これから、議案第87号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第87号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(畠中實弘君)**

異議なしと認めます。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第16 認定第1号平成18年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第17 認定第2号平成18年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第18 認定第3号平成18年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第19 認定第4号平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第20 認定第5号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第21 認定第6号平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第22 認定第7号平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第23 認定第8号平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第24 認定第9号平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第25 認定第10号平成18年度日置市公衆浴場事業特

別会計歳入歳出決算認定  
について

△日程第26 認定第11号平成18年  
度日置市飲料水供給施設  
特別会計歳入歳出決算認  
定について

△日程第27 認定第12号平成18年  
度日置市住宅新築資金等  
貸付事業特別会計歳入歳  
出決算認定について

△日程第28 認定第13号平成18年  
度日置市介護保険特別会  
計歳入歳出決算認定につ  
いて

△日程第29 認定第14号平成18年  
度日置市立国民健康保険  
病院事業会計決算認定に  
ついて

△日程第30 認定第15号平成18年  
度日置市水道事業会計決  
算認定について

#### ○議長（畠中實弘君）

日程第16、認定第1号平成18年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第30、認定第15号平成18年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの15件を一括議題とし、これから質疑を行います。

まず、認定第1号について質疑はありますか。

#### ○13番（田畑純二君）

私は、決算認定について総括的に市長の方にただいまから3問ほど質問いたしますので、順次明快に答弁してください。

まず、監査委員の審査意見書についてお伺いいたします。

地方自治法は233条で、決算認定の制度をわかりやすく解釈すれば、第3項で次のように規定しております。「第3項、普通地方

公共団体の長は、審査監査委員の審査意見書を熟読し参考に受けとめながら、その意見書をすべて議会の認定に付さなければならない」、こういうことでございます。

それで、先般いただきました日置市監査委員意見書、この中のまず要望事項と申しますか、求められるところであるとか、いろんな図られたいとか、こういう要望がございますんで、まずそこら辺について市長はこれをどう受けとめてどう対処するつもりであるか、お答え願います。

まず、具体的に申し上げます。32ページの財産に関する調書及び管理について、1番目のところで土地の増で妙円寺地区館用地購入は、平成17年度購入のものであった。担当課における適正な手続が求められるところである。それとその下の物品のところ、やはり物品については云々とあって、規則に準拠し適正な整理を図られたい。

それから34ページの運用基金、土地開発基金の中で2番目の中で1番目に、前は申しませんが、適切な整理の継続が求められるところである。土地開発基金。

それから5番目の奨学資金貸付基金、これについても基金設備目的による制度の活用とあわせて、公金としての管理には一層の厳正を図られたい。このこと。

それからその下、詳しくは申しませんが一番下に、きめ細かな説明を提出することが求められるところである。

それと最後の結びのところに、こういうふうな意見がございます。特別会計設置のあり方について。今後、財源の拡大が大きく期待できない現状と予算の効果的かつ最大の運用が要求される側面からも、運用幅を制限される特別会計の見直しは、必要な時期にあるのではないかと。その後、予算運用の適正、効率性を考慮の上、今一度真に特別会計として継続することが適正かどうか、ぜひとも一考を

要望するものである。

こういう要望というか意見が出ておりますので、こういうことに関して、市長はこれらをどう受けとめてどう対処するつもりであるのか、まず答えてください。

2番目、三つございます。2番目、決算認定制度の意義について、市長の見解をお伺いいたします。決算認定制度の意義は、行政効果の客観的判断と今後の改善や反省事項の把握と活用であると言われております。決算は、ただ単に認定して終わりではなくて、その結果をその自治体の財政運営の一層の健全化と適正化に役立terるといふ将来に向けての前向きな意義が重要であると思われまふ。市長は、決算認定制度の意義をどう考えておられるのか答えてください。これは2番目。

3番目、今度は市作成、このいただきました平成18年度歳入歳出に係る成果報告書及び普通会計決算書について、質疑いたします。

まず、決算に係る成果報告書という場合の成果とは、予算執行の単なる実績とデータではなくて、施策の実現を目指して措置された予算執行によってなし遂げた効果である。予算執行によってなし遂げた効果であると言われております。

しかしながら、本市の作成した平成18年度歳入歳出に係る成果報告書を読みまふと、これを詳しく読ませてもらいまふと、ここにありまふ各決算書の項目ごとに詳しく何々しました、こうしましたという、まさしく予算執行の単なる実績、データがほとんど述べられております。そして、肝心の予算執行によって生じたなし遂げた効果や今後の予算編成や財政運営の一層の健全化と適正化に役立つような今後の課題等については、ほとんど述べられておりまふせん。これでは、各担当部課も決算の認定結果を今後の予算編成や財政運営の一層の健全化と適正化に役立てて行政執行にいかされるよう努力すべきであるとい

う本来の意義をよく理解されているのか、疑問に思えてなりません。

そこで、市長は現在のこの成果報告書の書き方をどう思っておられますか。また、今後の作成方法を改善すべく、担当者を指導していくつもりはないかお伺いいたします。

この3点について、明快なる市長の答弁を求めまふ。

以上。

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の監査委員の意見書でございますけど、先般もお二方の監査委員の方が参りまして、それぞれにつきましてご説明いただき、さきにご参りましたとおり、財産の運用等を含めた中におきまふ今後の管理徹底ということでご意見をいただき、また、基本的に結びの中で書いてございまふすとおり、今後におきまふ示唆といいまふるか、そういうものもいただきましたので、私も監査委員のご意見として十分に配慮しながら、次の予算編成に努めてまいりたいというふうに思っております。

2番目の監査の意義でございますけど、議員がおっしゃいまふすとおり、その結果だけでなく、今後におきまふ効果、評価、こういうものが一番大きく問われるというふうに思っております。そうすることで、やはり反省を含め、また次の予算におきまふ大変大きな意義があるというふうに思っております。そのように今後とも進めさせていただきたいと思っております。

3番目でございますけれども、この決算仕様でございますけど、今の表現の中で総体的に結果だけのものが多いようでございます。意義とこの成果と類似することでごいまふるので、今後それぞれの結果に基づいて、今後どう対処したのか。特にそれぞれの中におきまふして、18年度、17年度のそれぞれの結果もありますので、それから1年間どういうふうにして改善できたのか、そういう表現も

持っていきたいというふうに考えております。

○議長（畠中寛弘君）

ほかに質疑はありませんか。

○14番（西園典子さん）

14番。私は簡単なというか、単純なことをお尋ねしたいと思います。

実質収支7億6,318万7,000円の黒字となっておりますが、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、それに近い7億5,774万1,000円の赤字となっております。17年度実質収支が15億円からの黒字であったと記憶しておりますが、7億円からの赤字ということは、過去の剰余金を使い果たした、あるいは食いつぶしという表現で物の本にも載っていたりもしますが、そういうようなことであるのかどうか。17年度はたしか20億円近い各町からの繰り入れなどがあったというふうに思っておりますが、18年度でそれを使い果たしてしまったということなのかどうかを、まず1点お尋ねいたします。

それから2番目、実質単年度収支13億420万3,000円の赤字というふうになっております。これは実質的な黒字予想や赤字予想を引いた単年度収支と思われるけれど、積立金や繰り上げ償還などプラスの要件などを引いても13億円からの赤字というふうで載っております。17年度は7,000万円ほどの赤字であったわけですが、それが一挙にこのように赤字を膨らませた要因をどのようにお考えになっておいでか、お尋ねいたします。

3点目、地方財政健全化法が政府の方で去る6月成立しておりますが、すべての団体に財政が危なくなる前に自主的に健全化を図るために、四つの財政指標を19年度決算から入れなければいけないというふうになっているようにございますが、18年度決算においてもそのようなことを頭に入れてみなければ

いけないのではなかろうかと思ったりもいたしますけれども、そういうところをそういう視点で見られたのかどうか。また、今後見ようというお気持ちがあるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

4番目、収入の未済額、税金それから使用料など、また個人運営のいろいろのそういうものなどが一般会計が3億788万円、特別会計が3億8,053万円となって、合計が6億8,842万円というふうになっております。これはこういうものが非常に多いということが、いろいろどのようなふうに対処していけるかということをお尋ねしたいと思います。

徴収率が93.1%、その中でも固定資産税の徴収率は90.6%で、軽自動車税が93.9%と非常に低い状態でございますが、私が調べたところによりますと、平成11年、12年、旧町におきましては、悪いところでも96%から99%の徴収率があったように思われます。やはり、そういう努力、それぞれ努力で3,350万円ほどの徴収が県のお力を借りたりしてなされたというふうにも言われておりますけれども、過誤納の還付金などがまた6,000万円ほど支払わなければいけなかったというような、いろいろな問題がありますが、やはり租税国家として、租税自治体としてこういうことに関する責任、また信頼を持ってきちっとしていかなければいけない。そのことに関して、きちっとした収入を確立していく。住民と行政との信頼関係を含めてどのようにお考えかをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○財政管財課長（奥園正名君）

先ほどの実質収支の件でございますが、監査委員さんの報告書の中で14ページを見ていただければと思います。監査委員さんの意見書の中の14ページでございます。歳入歳

出差し引きますと8億5,300万円残っておりますが、翌年度に繰り越す財源が8,900万円ありましたので、実質収支は7億6,300万円程度です。

それから、単年度収支を見ますと、前年度の繰越額が15億2,092万8,000円ありましたので、その分を差し引きますとマイナスの7億5,774万1,000円になります。

それから、積立金繰り上げ償還金を差し引きますと、マイナスの13億420万3,000円となります。

以上です。

健全化法案のことですが、まだ利率が決まって、この前も市長が申し上げたように、今調査中でございますが、ただ実質公債比率とかそういう数字は出ておりますが、今のところ健全な運営をしているという状況でございます。

#### ○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、収入未済のことにつきましてお答えいたしますが、総額は議員ご指摘のとおり、一般会計で3億788万9,751円でございます。内訳といたしましては、主なものといたしまして、市税が2億8,000万円ということでございます。それから、住宅使用料等約2,000万円弱、それから保育料等入れまして、総額ということでございますけれども、この3億円に膨らんでいるというのは、今まで単独でやってまいりましたときは90%後半という高い徴収率等を示しておりました。合併いたしまして、口座振替制度の前面的な採用をいたしまして、それから納税貯蓄組合制度、これを廃止いたしましてそういうことになったわけでございますけれども、納税貯蓄組合があったときは、やっぱり集落から納めていただくということで、未納の抑止力にもなったと思うわけでございますが、近年の社会の変化、それを含めると、

もう口座振替制度についてはいたし方ないものだったと思っております。

そういうもろもろの要因と合併も重なりまして、そういうことで高額になっているということでございますが、ご指摘がありましたとおり、我々といたしましても、19年度中に市税等の収納対策委員会を立ち上げまして、多角的に検討しながら総合的な徴収体制の確立を図っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

#### ○14番（西園典子さん）

大体わかりましたが、実質、今管財課長おっしゃった意味はそのとおりであるというふうに思いますが、私が最初1番、2番でお尋ねしたかったのは、やはり旧町がそれぞれいろいろなお気持ちでたくさんの基金を持ち寄って、17年度臨んできた。18年度においては、それが本当になくなってしまったという状態であったのかどうなのかということをお聞きしたかった、というところでありませう。

この実質収支でそういう、合併によってさまざまな要因があったということは理解できますが、また来年度からの健全化法で今からアルファベーターガンマーで、政府の方は指針を持ってするみたいではございますけれども、今年度からやはりそういう指針は頭に入れて財政を考えていかないといけないという意味で、そこは今後18年度決算をその目でまた見るという必要もあるのではなかろうかということ、また必要じゃないかということをお尋ねしたいと思います。

#### ○財政管財課長（奥園正名君）

先ほども説明しましたが、実質収支は黒字ですが、前年度から繰越金が15億円ぐらい18年度予算に入っておりますので、その分を引いたときには13億円の赤字ということになります。

ですから、すべてを含めまして基金を含めまして繰り越しをしておりますので、一般財源として繰り越している分については、差し引きしますと13億円の赤字ということになります。

○14番（西園典子さん）

せっかくいらっしゃいますので、監査委員の方のご意見をいただきたいと思えます。

○議長（畠中實弘君）

監査委員の意見を求めたわけですよ。

○代表監査委員（南一秀君）

南でございます。今の大変申しわけないんですが、西園議員さんのお尋ねを再度、申しわけないんですが、ちょっと教えていただきたいんですけど、どういう意味のお尋ねですか。

○議長（畠中實弘君）

質問の意味が少しわかりにくかったようです。もう一度質疑の内容をわかりやすく。監査委員に対する質疑ですね。

○14番（西園典子さん）

質問もう一回よろしいですか。私が財政小事典というところでちょっと調べたところがございます。実質収支に関しまして、前年度が黒字であって今年度が赤字であったというときには、過去の剰余金を使い果たしたというような見方があると、そういうことが書いてあります。それで、やはりどういうことであるのだろうかということをお尋ねしたいと思ってお尋ねしたところでございました。

○代表監査委員（南一秀君）

今お手元に資料が行ってると思うんですが、18年度の意見書としてまとめさせていただいた冊子が届いていると思うんですが、この14ページ、先ほど管財課長さんの方からご説明がありましたけれども、この書式をこちちょっとコメントいたしておりますが、行財政状況調査研修書に基づく一定に書式算式といえますか、それに基づいて計算した数字

がこういう数字になりますということでございます。

○財政管財課長（奥蘭正名君）

ちょっと理解があれですけれども、歳入の中に昨年度の10億2,092万8,000円が入っております。ですから18年度ですと、歳入歳出差し引きしますと実質収支は黒字になります。しかし、先ほど言いましたように10億2,000万円が歳入総額に入っておりますので、単年度収支をしますとマイナスということがございます。

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

○16番（池満渉君）

今、質問があったようなことの内容を頭も含めてということで、市長に感想をお伺いしたいと思います。

経常収支比率が96.8ということであり、よく理想的には70から75くらいだということ言われておりますし、監査委員のご指摘にもありますが、どうもやっぱり90台というのが、最近は当たり前のような数字になってきているような気がいたします。税金などの収納率も低くなってきて、あるいは交付税も今後多くは見込めないんじゃないかというような収入減が予想される中で、予算内の自由に使える投資的な部分というのが非常に少なくなって、硬直化が進んでくるという気がいたしますが、18年度の決算を見たときに、市長、そこら辺についてどうお考えになって、今後なるだけそういったような比率を下げたいというようなことを決意をされておられるのか。そこ辺の思いを聞かせていただきたいと思えます。

それからもう一点でございますが、総体の予算規模でございます。平成16年、これももちろん合併前でございますが245億円、17年が240億円、そして今年度が歳出ベースで238億円と、大体少し減ってはき

ておりますけれども、理想的など申しますか、大体200億円ぐらいをめどにというような話も以前ありましたけれども、徐々に徐々にというよりも、もう少しそれに向けての努力が何か足りないような気がいたします。予算の歳出規模、そこ辺でのご感想もひとつお聞かせをいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

基本的に、この経常収支比率の割合の中におきまして、前年といたしますと0.9程度、98%、それぞれのいろんな要因があるというふうに考えておりますけど、基本的には今おっしゃいますとおり、経常収支比率80%台、これが一番ベターじゃないかなというふうに私、考えております。

基本的に合併いたしまして若干高くなった理由というのが二つほどあります。消防組合とリサイクルセンター、こういうものを一括いたしまして、一般会計の中に入れてきておりました、今までは一部組合ということで負担金の中で出ておりました。ここにございます人件費、こういうものを含めまして、大変高くなってきたというふうに思っております。

今後におきましても、やはり義務的な経費というのは削減をしていかなきゃならないこととございますので、なるべく一般財源の税収等を確保を図りながら、義務的な経費を抑えていきたい。経常収支比率につきましても、今以上に抑えていく努力をしていきたいというふうに思っております。

また、予算編成でございますけど、17、18を含めた中、19もございまして、特に抑えつつあるということはございまして、もう少し早いペースの中でこれを抑えていかなきゃならんというご指摘でございます。

特に、主な大きな事業が19年度、継続的な大きな事業が19年度である程度見通しがついてきたというふうに考えております。こういう継続事業の終了におきまして、新たな

事業等を含めた中で十分検討していきながら、20年度予算におきましても、やはりある程度の予算規模を削減していきたいと、さように考えております。

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

これで質疑を終わります。

次に、認定第2号から認定第15までの14件について質疑はありませんか。

○17番（梶 康博君）

17番。3点ほど伺いたいと思っておりますが、まず国保税の滞納が3億4,817万7,971円ということになっておるようでありましてけれども、この未納の方々の医療機関の利用の仕方、利用の状況についてどのようになっているのか。また、その中で恒常的に未納を行っているというのはどの程度あるのか。

それと、集落排水事業についてでありますけれども、平成17年度の繰越金は392万7,835円となっており、18年度の繰越金は135万2,356円ということで、ほぼ3分の1になっておりますけれども、この少なくなった原因はどこにあるのか伺います。

それから、市立病院の病院事業の会計の中で3,051万1,426円の損金になっておりますけれども、その負担部分が資本剰余金と総体の科目で計上されておるんですけれども、これは確認ですけれども、当年度末残高で処理されたのか、そこをちょっと。

訂正します。未処分利益剰余金ということになっておりますけれども、いやいや訂正いたします。平成18年度の日置市国民健康保険病院事業会計貸借対照表の下の方になります。利益剰余金となっておりますけれども、この中で按分されたのは利益積立金の方で按分されたのか伺います。

以上です。

○健康保険課長（脇 忠男君）

お答えいたします。

お金を払ってない方については、資格者証という形で病院は使えないわけなんですけれども、短期保険者証で幾分払っている方について、どのぐらい要るかについては、後もってお答えいたします。

○下水道課長（宮園光次君）

農業集落排水の多いということでございますけれども、平成18年度につきましては、執行残の光熱水費分とそれからこの電気代、水道分でございます。それと委託料が緊急発生時の対応分としての負担金があるということで、昨年度よりもふえております。

以上です。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

未処理欠損金の件でございますが、この額につきましては、14ページの方に平成18年度日置市立国民健康保険病院事業会計欠損処理計算書案というので出してございますが、この処理の仕方につきましては、前年度末の利益積立金というのが4,401万4,634円ございまして、その中から処理をしているということでございます。

終わります。

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

これで質疑を終わります。

これで、15件の質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号から認定第15号までについては、12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、本案に

ついては12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、鳩野哲盛君、谷口正行君、松尾公裕君、坂口ルリ子さん、梶康博君、池満渉君、田畑純二君、靄園秋男君、並松安文君、花木千鶴さん、上園哲生君、出水賢太郎君を指名します。

ここでしばらく休憩します。休憩中に委員長、副委員長の互選をお願いします。委員の皆さんは応接室にお集まりください。

午後1時46分休憩

午後1時52分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会では、委員長に田畑純二君、副委員長に梶康博君が互選された旨、報告がありましたのでお知らせします。

△日程第31 発議第5号日置市議会議員定数条例の制定について

○議長（畠中實弘君）

日程第31、発議第5号日置市議会議員定数条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者に提案理由の説明を求めます。

〔議会運営委員長長野瑛や子さん登壇〕

○議会運営委員長（長野瑛や子さん）

発議第5号日置市議会議員定数条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、本市議会議員の定数は合併前の旧4町の告示に基づき30人と定められておりますが、地方自治法では市町村の議会の議員の定数は条例で定めると規定されています。本市では、現在効率的な行財政運営を目指す

ため、行政改革大綱に基づき、各分野にわたり各種の改革が推進されております。議会でも、昨年6月定例会において、改革推進についての調査を行うため19人の委員で構成する行財政改革調査特別委員会が設置され、ことしの6月定例会最終日において、その結果が報告されたところであります。特別委員会においては、調査事項に議員定数の調査検討も含め、活発な意見や議論に加え、先進地の状況や本市の人口、厳しい財政状況など総合的に判断して、次の選挙から議会議員の定数は22人とするのが決定されております。

この特別委員会の調査結果を受けて、議員定数条例制定について定数を22人とし、次期一般選挙から施行することを内容とする日置市議会議員の定数を定める条例の制定を、地方自治法第91条第1項の規定に基づき提案するものであります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（畠中實弘君）**

ただいま提出者から提案理由の説明がありました。これから発議第5号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第5号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから発議第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

討論なしと認めます。

これから、発議第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第32 議案第94号日置市政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について

△日程第33 議案第95号日置市情報公開条例等の一部改正について

△日程第34 議案第96号平成19年度日置市一般会計補正予算（第4号）

**○議長（畠中實弘君）**

日程第32、議案第94号日置市政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてから、日程第34、議案第96号平成19年度日置市一般会計補正予算（第4号）までの3件を一括議題とします。

3件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第94号は、日置市政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてであります。

郵政民営化法等の施行及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るための条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第95号は、日置市情報公開条

例等の一部改正についてであります。

郵政民営化法等の施行に伴い所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部改正をしたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

2件の内容につきましては、後ほど総務企画部長に説明をさせます。

次に、議案第96号は、平成19年度日置市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238億7,783万3,000円とするものであります。

伊集院地域のし尿及び浄化槽汚泥の委託先の始良郡西部衛生処理組合に搬入する汚泥の濃度にばらつきがあるため、運転管理に支障を来たしており、貯留層の攪拌装置の設置を求められております。

浄化槽汚泥の濃度のばらつきは、タンクに浄化槽汚泥を貯留し続けることで次第に沈殿し、上層部と下層部に濃度のばらつきが生じることが原因であります。

今回の補正予算は、タンク下層から既存の排出口にポンプを設置し、そこからタンクへ戻すことで循環を繰り返し、常に一定濃度に保つための浄化槽タンク攪拌ポンプを設置するための予算補正でございます。

まず、歳入では繰入金で財政調整基金繰入金を400万円増額計上いたしました。次に、歳出では、衛生費のし尿処理費で、衛生処理場浄化槽タンク攪拌ポンプ設置工事の400万円を増額計上いたしました。

以上、3件、ご審議をよろしく願いいたします。

#### ○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、議案第94号及び95号につきまして、補足して説明をさせていただきます。

まず、議案第94号でございますが、別紙をお開きいただきたいと思います。94号につきましては、日置市政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今回の条例改正につきましては、提案理由にも先ほど市長が説明しましたとおり、10月1日、本日からの郵政民営化法による郵便局の民営化に伴うものでございます。それと証券取引法が金融先物取引法などの投資的商品に関する法律群、法律の群れでございますが、この金融先物取引法に統合いたしまして、名称が証券取引法という名称が、金融商品取引法に改題されたことに伴うものでございます。

それでは、中身をちょっと説明いたしますが、題名を次のように改めるものでございます。これまで、日置市という字句が冒頭にありましたけれども、一般的な表現といたしまして、政治倫理の確立のための日置市長の資産等の公開に関する条例に改題をさせていただきます。それから、第2条からは郵政の民営化法に伴いまして、「郵便貯金」という表現を「貯金」という表現に改めるものでございます。そして、関係号の5を削りますが、これにつきましては第5号を削るといえるのは、市内の証券取引法に含まれるので、この関係する条文を削るものでございます。そして、削りましたので同号を第6号で出しまして、第7号から第10号までの1号ずつを繰り上げるというものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行といたしまして、公布後の政治倫理の確立のための日置市長の資産等の公開に関する条例の規定は、平成19年10月1日から適用する。ただし、新条例の第2条第1項の規定、これにつきましては、証券取引法の関係につきましては、19年の9月30日から適用となっておりますので、こういうこ

とにいたしました。

それから、経過措置といたしまして、新条例の第2条第1項第4号の規定の適用につきましては、平成19年10月1日前に有していた郵便貯金及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律は、預金とみなすものでございます。

次に、議案第95号でございますが、これにつきましても郵政民営化法等の施行に伴う所要の改正でございます。別紙によりますと、この条例につきましては三つの条例を一括改正しようとするものでございます。

まず、第1条で日置市情報公開条例の一部を改正して、日本郵政公社の項を削るものでございます。

第2条で、日置市個人情報保護条例の一部を改正いたしまして、日本郵政公社の項を削るものでございます。

第3条では、日置市防災会議条例の一部を改正いたしまして、この中で市内の郵便局長の代表の号を削ることと、それと字句の訂正といたしまして、これまで条例委員につきましては、委嘱を任命が混同しておりましたけれども、条例委員の願いをすることにつきましては、「委嘱」を「任命」という方向に字句の改めをするものでございます。

ということでございまして、この中で第3条の第1項第1号から3号までの規定中の委嘱を任命に改めます。それと、同項第5号「市議会が推選するもの」を「市議会の推選により市長が任命するもの」に改めます。それから、第6号中に教育長は1人という規定がございますが、これは教育長は1人しかおりませんので1人を削ります。そして、同項第7号中の「消防長」を「市消防長」に改めまして、これも1人ということで規定しておりましたが、これも削ります。それから、同項第8号の中で「市内の郵便局長代表」という項を削りまして、第9号中の「委嘱」を

「任命」に改めます。そして「3人」を「4人」に改めるわけでございますが、これにつきましては、指定公共機関及び市内公共的団体の号を「3人」から「4人」にふやすというものでございます。それで、同項の第8号といたしまして、同項第10号中の「任命」を「指名」に改めます。これにつきましては、ここの任命指名につきましては、市の職員の号でございますので、「任命」という表現を「指名」に改めるものでございます。そして、同号を同項第9号とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の日置市情報公開条例の規定、第2条の規定による改正後の日置市個人情報保護条例の規定及び第3条の規定による改正後の日置市防災会議条例の規定は、平成19年10月1日から適用するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

**○議長（畠中實弘君）**

これから、質疑を行います。

まず、議案第94号、議案第95号の2件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

質疑なしと認めます。

次に、議案第96号について質疑はありませんか。

**○2番（上園哲生君）**

2番。ただいま議題になっております議案第96号平成19年度日置市一般会計補正予算（第4号）し尿処理施設機器補修費につきましては、委託をお願いしている立場でありますので、今回その件についてはいたし方ないかなと理解をいたしておりますが、そのことに関連をいたしまして質疑をいたします。

伊集院地域分のし尿及び浄化槽汚泥処理量、平成19年度実績7,290キログラム、

それに伴う平成19年度の負担金4,699万2,000円、始良郡の西部衛生処理場までの運搬費実績を見ましても大体3,000万円以上。恐らく今年度も合計7,800万円を超える経費がかかると推察しております。

特に、今回400万円の攪拌ポンプの設置工事費が出てまいりました。一応5年間の委託契約であります。この後、新たな負担が出てくるかもしれません。新たな見直しが要求されるかもしれません。その都度ごとに委託をお願いしている以上、いたし方ないで済む問題でありましょうか。

そもそもこの伊集院地域分の委託は、平成5年ロンドン国際条約により、産業廃棄物の海洋投棄の地域が決定をなされ、それから13年余の経過の後、本年、平成19年1月末をもって、し尿採り等を含む全面禁止をされたことに端を発しております。

その間、いろいろな努力がなされた経緯は知っておりますが、結果的に効果的な対応ができず、始良郡西部衛生処理組合にお願いをいたし、委託を受けていただいた緊急避難的対応であると認識をしております。

それだけに、これまで海洋投棄で処理されてきた伊集院地域分7,290キロリットル、日吉地域分4,715キロリットルをも含めた根本的なし尿処理の方策を検討されていると思いますが、どのような方向性でどのような準備を進めておられるのか、まずお伺いをいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございました旧日吉町も旧伊集院町につきまして、今それぞれの地区の一部組合の方をお願いしているわけでございます。5年間という期限の中でございます。特に南薩地区の衛生組合の中におきまして、それぞれのし尿におきます検討委員会といえますか、こういうものも考えておまして、ゆくゆくは私どもこの日置市におきますし尿につきま

して、南薩の皆様方と一緒に検討できないか。そういう形の中で今、検討中ということになります。

#### ○2番（上園哲生君）

今、市長に答弁をいただきましたけれども、答弁の中にありましたように、今、南薩地区の管理組合のお話が出てきましたけれども、やはり相手があることとございます。どの処理場も他の市自治体との管理組合が設置されております。そして、どのような待遇になろうとも、大きな財政指数が必要とされます。

ですから、担当幹部職員では新たな方策を決めていくことはできないと思います。ここは管理組合の構成委員である市自治体の最高責任者である各首長が、リーダーシップをもってその新たな方策を見出ししていかなければならないと思いますが、再び時間が足りなかったということのないように、今後のタイムスケジュールの市長の思いを伺って質疑を終わります。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、これは基本的に政治的な判断を含めまして、大きなひとつのことであるというふうに認識しております。そのようなことを含めながら、私といたしましてもこの問題は大きな問題でございますので、各首長とも十分打ち合わせをし、基本的には5年以内ということそれぞれの組合をお願いしておりますので、この期限の中におきまして、それぞれの今のし尿に關しますことに対します方向性を示していかんやならないというふうに思っております。

#### ○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（畠中實弘君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第94号から議案第96号までの3件は、会議規則第37条第

2項の規定により、委員会付託を省略したい  
と思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第  
94号から議案第96号までの3件は、委員  
会付託を省略することに決定しました。

お諮りします。議案第94号及び議案第  
95号は関連がありますので、討論、採決は  
一括して行いたいと思います。ご異議ありま  
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。そのように進めます。

議案第94号及び議案第95号の2件につ  
いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから2件を採決します。

お諮りします。議案第94号及び議案第  
95号は、原案のとおり決定することにご異  
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第  
94号及び議案第95号の2件は、原案のと  
おり可決されました。

次に、議案第96号について討論を行いま  
す。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから、議案第96号を採決します。

お諮りします。議案第96号は、原案のと  
おり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

96号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を  
14時25分とします。

午後2時15分休憩

---

午後2時25分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務企画常任委員長（佐藤彰矩君）

先ほどの議案第87号の報告の最後の部分  
で、議案第86号平成19年度日置市国民宿  
舎事業特別会計補正予算（第3号）と発言し  
ましたが、議案第87号平成19年度日置市  
国民保養センター及び老人休養ホーム事業特  
別会計補正予算（第1号）の誤りでございま  
すので、訂正をお願いいたします。

○議長（畠中實弘君）

ただいまの訂正のとおりですので、よろし  
くお願いします。

---

△日程第35 請願第1号JR不採用問  
題の早期解決を求める意  
見書の採択について

○議長（畠中實弘君）

次に、日程第35、請願第1号JR不採用  
問題の早期解決を求める意見書の採択につ  
いてを議題とします。

請願第1号について、総務企画常任委員長  
の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長佐藤彰矩君登壇〕

○総務企画常任委員長（佐藤彰矩君）

ただいま議題となっております請願第1号  
JR不採用問題の早期解決を求める意見書の  
採択について、総務企画常任委員会における  
審査の経過と結果を報告申し上げます。

本案は、去る9月10日の本会議において  
本委員会に付託され、9月11日、9月  
21日の両日、委員全員出席のもと委員会を  
開催し、また紹介議員の坂口洋之議員も出席

していただき、説明を受け質疑、討論、採決いたしました。

請願の趣旨は、1987年、昭和62年4月に国鉄が分割民営化されJR各社が発足し、3年後、1,047人が国鉄清算事業団を解雇された、いわゆるJR不採用問題が未解決のまま20年が過ぎております。問題発生から20年が経過し、不採用となっている当事者も平均年齢53歳と高齢化としている状況等を考えるとき、人道的見地に立って現実的な問題解決を図るため、早期解決を求める意見書を国会及び政府に対して提出してほしいというものであります。

各委員から紹介議員に対して質疑が行われ、その中の主な内容は、この問題については国鉄労働組合に対する組合差別に始まり、裁判も20年にわたっている。鹿児島では70人ぐらいの該当者がいるが、日置市には該当者はいない。当時70人ぐらいが清算事業団に行かれたが、そのまま解雇ということになった。闘争団に入られたのが70人ぐらいであるが、10人ぐらいは亡くなっているので、現在は60人ぐらいである。最初は復職がスタートであったが、20年たってしまった。現実的に復職は難しいのではないかと思っ  
ている。金銭的な解決と名誉の回復ということになっているなどでありました。

委員会では、この請願については旧国鉄の民営化に伴う労使間雇用問題に端を発している。この件については司法の場でも争われて、その判断も下されている。日置市の中には該当者がいない。JRという民間の会社に移った段階で、国からそのようなことができるのかどうか。鉄建公団訴訟において東京地裁の判決は、500万円の解決が出ているにもかかわらず、それを不服として上告しているなど意見がありました。

質疑等を終結し討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、採択に賛成者がなく、

全員が不採択賛成し、したがって請願第1号JR不採用問題の早期解決を求める意見書の採択については、全会一致をもって不採択とすることに決定いたしました。

以上で、請願第1号にかかわる総務企画常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（畠中實弘君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

これから、請願第1号について討論を行います。討論はありませんか。討論がありますので、発言を許可します。

まず、請願第1号を採択することに賛成討論の発言を許可します。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

原案に賛成の立場で発言します。

総務委員会では全員が不採択というのを聞いて、私はびっくりしましたが、日置市にいないからとか、そういうのは理由にならないと思います。完全なるこれは組合差別、労働者を本当にこんな切り捨てをしていいものかと思  
います。労働者は、要求を通すために労働組合をつくるのは当たり前のことであって、これは憲法でも認められていることだと思  
います。人間としてこういうことがあってはならないと私は思います。1,047名の不採用問題、ILOは7度の勧告をしていても日本政府は聞かない。それで全国では699の議会が意見書を採択しているんです。鹿児島には一つもありません。長崎県、福岡県、大分県、いっぱい採択してる自治体があって、何で鹿児島には一つもないのかと、本当に悲しく私は思います。鹿児島はゼロです。日置市が採択したら、本当に鹿児島県で一番の労働者の味方の議会であると思われるんじゃないかなと思ったりするんですが、JRは本当

に人間の働く労働者を切り捨ててこれを守ってくれない。自分の身になって、やっぱり考えるべきではないでしょうか。私はぜひ原案採択賛成をしてほしいと思って、原案に賛成の立場で討論をいたしました。

以上です。

**○議長（畠中實弘君）**

次に、請願第1号を採択することに反対討論の発言を許可します。

**○9番（靄園秋男君）**

それでは、ただいま議題となっております第1号JR不採用問題の早期解決意見書についてですが、委員長の報告どおり原案に賛成の立場で討論します。いや、原案に反対の立場で、ごめんなさい。原案に反対の立場で討論します。

国鉄の民営化に伴う労使問題に端を発した、それぞれの立場で見解の相違があり、労働者側が雇用されなかったことが第1の原因であるということです。それから2番目に、当時国鉄の民営化を必要とする時代背景があったということです。これはもう労組の関係であります。それから3番目に、請願の対象となっている不採用は、現在日置市に在住者はいないということが理由でございます。この請願は、司法の立場でも争われ、妥当性を欠いている。議会の判断事項ではないのではないかという意見もございまして、以上のような理由で、委員長報告のとおり不採択に賛成するものであります。

以上です。

**○議長（畠中實弘君）**

ほかに討論はありませんか。

**○5番（坂口洋之君）**

私は、請願第1号JR不採用問題の早期解決を求める意見書に賛成の立場で討論いたします。

1987年に国鉄民営化により1,047名が3年後に解雇されました。17年が経過し

たところですが、2005年9月の鉄建公団訴訟については、不当労働行為を認めたわけですが、1,047名の不採用問題についてはまだ裁判中であり、その問題は当時の国の責任であり、国際労働機関ILOに問題解決を求め、政治的、人道的精神に基づき、すべての関係者との話し合いを推進するという勧告が出されたわけですが、ILOの7度の政府への勧告があったにもかかわらず、政府としての対応が十分ではありません。最高裁判決でも、全国669の議会でILO勧告に基づく政府としての十分な対応と早期解決を求める意見書は699の議会で採択され、今議会でも鹿児島県内でも出水、指宿、大口、加世田、湧水町でも採択されております。

この問題は20年を経過して、不採用者の平均が53歳になります。今回の請願は、ILO勧告に基づいたJR不採用問題の早期解決を求める請願でございます。そういう観点でこの問題に賛成の立場で討論します。

**○議長（畠中實弘君）**

次に、請願第1号に採択することに反対討論の発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

これで討論を終わります。

これから、請願第1号を採決します。本件に対する委員長の報告は不採択です。請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（畠中實弘君）**

起立少数です。したがって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

---

△日程第36 請願第2号実効性のある地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書提出

を求める件

○議長（畠中實弘君）

日程第36、請願第2号実効性のある地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書提出を求める件を議題とします。

本件について、環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長中島 昭君登壇〕

○環境福祉常任委員長（中島 昭君）

ただいま議題となっております意見書案第5号実効性のある地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書について、趣旨説明を申し上げます。失礼をいたしました。訂正をいたします。ただいま議題となっております請願第2号実効性のある地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書提出を求める件について、環境福祉常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る9月10日の本会議におきまして、環境福祉常任委員会に付託された請願であります。9月11日に委員会全員出席のもと委員会を開催し、紹介議員の西菌典子氏も出席していただき説明を受け、質疑の後、討論、採決をいたしました。

請願書の提出者は、日置市東市来町美山2570の2、穂満真理代氏ほか6名であります。

請願の趣旨は、世界各地での猛暑や集中豪雨、干ばつなど刻々と進む地球温暖化に伴う影響を人類共通の脅威にとらえ、2050年までに温室効果ガス排出を半減するという合意が、さきのサミットでなされ、我が国においても京都議定書において1990年比で6%削減の責務を負い、これまでいろいろな対策や努力がなされてきました。しかし2005年度においては、基準年度から7.8%増と報告されております。政府は2007年度が京都議定書第1期約束期間開始の前年に当たり、目標達成計画の評価、見

直しを行う極めて重要な時期と位置づけ、現在、広く国民から意見を聞く期間としていることから、実効性のある地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書を政府へ送付することを願意とするものであります。

審議では1990年比で6%削減責務が、現在では基準年度に対して15%ぐらいの削減が必要になると予測できる。国は削減目標達成のため、5年間分の二酸化炭素排出量6,000万トン、6,000億円から9,000億円で購入することも検討されている。

地球規模での温暖化対策が求められている現在、本請願は的を得たもので、趣旨、タイミングについても賛成であるとの意見がありました。

審議を終了、討論に入り、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は採決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（畠中實弘君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

これから、請願第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから、請願第2号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。請願第2号は、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△日程第37 陳情第7号日置市立伊集院中学校仮設校舎空調（エアコン）設備に関する陳情

○議長（畠中實弘君）

日程第37、陳情第7号日置市立伊集院中学校仮校舎空調設備に関する陳情書を議題とします。

本件について、教育文化常任委員長の報告を求めます。

〔教育文化常任委員長西菌典子さん登壇〕

○教育文化常任委員長（西菌典子さん）

ただいま議題となっております陳情第7号日置市立伊集院中学校仮設校舎空調（エアコン）設置に関する陳情について、教育文化常任委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

本案は、去る9月10日の本会議におきまして、教育文化常任委員会に付託され、9月12日に委員会を開き、現地を視察して調査、審査し、討論、採決をいたしました。

陳情は、日置市立伊集院中学校保護者代表が457名の署名簿を添えての陳情であります。

陳情趣旨は、学校新校舎建設に伴う仮設校舎の空調設備が天井設置の扇風機のみであることに関して、仮設校舎は工事現場に隣接しており、騒音、粉塵対策上、授業中は窓を閉め切らざるを得ない。仮設校舎の建材条件や収容人数から勘案しても、夏季は室温が異常に上昇し扇風機では対応できず、学習できる状態ではないと予測される。また、立地条件から自然の風通しが期待できない。また、平成10年8月に熱中症事故が発生した事実があり、窓を閉め切った教室の扇風機だけの熱風の中で1時限50分、1日6時限の学習時間を耐えさせることに非常に不安や危機感を持っているなどのことから、中学校新築工事

に伴う仮設校舎の空調エアコン設置を求めるものであります。

現地における説明で、仮設校舎は平成19年度から21年12月まで使用。20年9月までは管理校舎として、その後は一般教室として使用する予定である。ことしの夏は職員室で33度から35度、2階の理科室で締め切った状態で38度あった。9月に入り、やや涼しくなったが、特別教室は1日に三、四時間使用する。本館校舎と仮設校舎との全時間平均の温度差は1.76度あり、仮設校舎内の1階と2階との上下差もある。今のところ気分の悪くなった生徒はいない。構造的には屋根断絶がサンドイッチパネルなど3層構造になっており昔のプレハブとは違うが、夏の一般教室になれば考えていかねばならないだろうとの説明がありました。

委員から、教室の使用時間の調整などではできないかの問いに、時間割変更は難しくできないと答弁。騒音で学習に影響はないかの問いに、テスト期間、文化祭、芸術鑑賞などのときは、工事をとめて協力してもらったと答弁がありました。

審議の中で、現在、普通教室としては使っていないが、職員室と特別教室は時期的にエアコン設置を検討する課題があるとの意見。来年以降の問題であろうが、設置するのであれば、来年から2カ年使用すれば効果的であるとの意見。来年度調査をして対策を練れば、普通教室ができるとき、それなりの対応ができるのではないかなどの意見がありました。

審議を終了し、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、本案は全員一致採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（畠中實弘君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

これから、陳情第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第7号を採決します。本案に対する委員長報告は採択です。陳情第7号は、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

△日程第38 意見書案第5号実効性のある地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書

○議長（畠中實弘君）

日程第38、意見書案第5号実効性のある地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書を議題とします。

本案について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔環境福祉常任委員長中島 昭君登壇〕

○環境福祉常任委員長（中島 昭君）

ただいま議題となっております意見書案第5号実効性のある地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど採択されました請願第2号の願意が、関係機関への意見書提出でありますので、意見書案を所定の賛成者を得て日置市議会会議規則第14条の規定により、ここにご提案するものであります。

内容につきましては、お手元に配付してあるとおりで朗読は省略いたしますが、世界的

な異常気象により海面上昇や集中豪雨、干ばつなどの原因が刻々と進む地球温暖化であることは言うまでもなく、本請願は温室効果ガス排出削減の対策強化を図るためであり、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

送付先は内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、文部科学大臣であります。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

○議長（畠中實弘君）

これから、意見書案第5号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第5号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、意見書案第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから、意見書案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第39 陳情第9号障害者の生活

実態に即した障害者自立  
支援法の運用に関する陳  
情書

**○議長（畠中實弘君）**

日程第39、陳情第9号障害者の生活実態に即した障害者自立支援法の運用に関する陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第9号は、環境福祉常任委員会に付託の上、閉会中の委員会の継続審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、陳情第9号は、環境福祉常任委員会に付託の上、閉会中の委員会の継続審査とすることに決定しました。

---

△日程第40 閉会中の継続審査の申し出について

**○議長（畠中實弘君）**

日程第40、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

△日程第41 閉会中の継続調査の申し出について

**○議長（畠中實弘君）**

日程第41、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務企画常任委員長、環境福祉常任委員長、産業建設常任委員長、教育文化常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

△日程第42 議員派遣の件について

**○議長（畠中實弘君）**

日程第42、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第159条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

---

△日程第43 所管事務調査結果報告について

**○議長（畠中實弘君）**

日程第43、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

総務企画常任委員長、環境福祉常任委員長、産業建設常任委員長、教育文化常任委員長から、議長へ所管事務調査結果報告がありまし

た。

お諮りします。所管事務調査結果については、市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、所管事務調査結果は市長へ送付することに決定しました。

---

△閉 会

**○議長（畠中實弘君）**

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

定例市議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は9月10日の招集から本日の最終本会議まで22日間の長きにわたりました。平成19年度一般会計補正予算を初め、日置市体育施設条例の一部改正、その他各種の重要案件につきまして、大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

なお、会期中、議員各位から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分これを尊重し検討いたしまして、市政の運営に遺憾なきを期するとともに、予算の執行につきましても慎重を期してまいりたいと思っております。

また、昨今、報道等の話題になっております市町村職員等における年金保険料の着服についてでございますが、本市におきましては着服事案はなかったものの、今後も汚職を初めとする職員の非行を未然に防止するとともに、公務員としての使命感、倫理観の確立に

重点的に取り組み、常に市民の視点に立った職務を遂行するよう、職員の意識を高めていく所存でございます。

最後になりますが、議員各位におかれましても、十分健康に留意され、市政の運営に一層ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。

**○健康保険課長（脇 忠男君）**

先ほどの椋議員の短期者証の病院に行った人数等について、今、電算で調べた結果、平成19年3月診療で、世帯数しか調べられなくて201世帯病院を受診していると。全世帯数が短期者数が255世帯ですので、約78.8%が病院の方に行っているということでございます。

**○議長（畠中實弘君）**

健康保険課長でございました。先ほど答弁が保留になっておりましたので、許可いたしました。

これで、平成19年第5回日置市議会定例会を閉会します。皆さん、大変ご苦労さまでした。

午後3時00分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 畠中實弘

日置市議会議員 上園哲生

日置市議会議員 下御領昭博